

平成30年 3 月定例会 総務文教常任委員会記録

平成30年 3 月14日 (水)

平成30年 3 月15日 (木)

平成30年 3 月16日 (金)

平成30年 3 月19日 (月)

平成30年 3 月20日 (火)

場所：鳥栖市議会 第1委員会室

目 次

平成30年 3 月14日 (水)	7 頁
平成30年 3 月15日 (木)	47 頁
平成30年 3 月16日 (金)	127 頁
平成30年 3 月19日 (月)	181 頁
平成30年 3 月20日 (火)	247 頁

平成30年3月定例会審査日程

日 次	月 日	摘 要
第1日	3月14日(水)	<p>開会</p> <p>審査日程決定</p> <p>議案審査(総務部)</p> <p style="padding-left: 2em;">議案乙第1号</p> <p style="text-align: right;">〔説明、質疑〕</p> <p>議案審査(企画政策部)</p> <p style="padding-left: 2em;">議案乙第1号</p> <p style="text-align: right;">〔説明、質疑〕</p> <p>議案審査(教育委員会事務局)</p> <p style="padding-left: 2em;">議案乙第1号</p> <p style="text-align: right;">〔説明、質疑〕</p> <p>議案審査</p> <p style="padding-left: 2em;">議案乙第1号</p> <p style="text-align: right;">〔採決〕</p>
第2日	3月15日(木)	<p>議案審査(総務文教常任委員会・建設経済常任委員会連合審査会)</p> <p style="padding-left: 2em;">議案甲第1号</p> <p style="text-align: right;">〔説明、質疑〕</p> <p>議案審査(総務部)</p> <p style="padding-left: 2em;">議案乙第8号、議案甲第2号</p> <p style="text-align: right;">〔説明、質疑〕</p>

日 次	月 日	摘 要
第 3 日	3 月 16 日 (金)	<p>議案審査 (企画政策部) 議案乙第 8 号 〔説明、質疑〕</p> <p>報 告 (企画政策部総合政策課) 土地利用構想調査業務について 〔報告、質疑〕</p> <p>陳 情 陳 情第 2 号 〔協議〕</p>
第 4 日	3 月 19 日 (月)	<p>議案審査 (教育委員会事務局) 議案乙第 8 号 〔説明、質疑〕</p>
第 5 日	3 月 20 日 (火)	<p>現地視察 基里小学校 議案審査 議案乙第 8 号に対する修正案 〔説明、質疑〕</p> <p>自由討議 議案審査 議案乙第 8 号、議案甲第 1 号、議案甲第 2 号 〔総括、採決〕</p> <p>報 告 (総務部総務課) 組織機構の見直しについて 〔報告、質疑〕</p> <p>所管事務調査 閉会</p>

3月定例会付議事件

1 市長提出議案

[平成30年3月13日付託]

議案乙第1号 平成29年度鳥栖市一般会計補正予算(第5号) [可決]

[平成30年3月14日 委員会議決]

議案乙第8号 平成30年度鳥栖市一般会計予算 [可決]

議案甲第1号 鳥栖市非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例 [可決]

議案甲第2号 鳥栖市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例 [可決]

[平成30年3月20日 委員会議決]

2 報告

組織機構の見直しについて(総務部総務課)

土地利用構想調査業務について(企画政策部総合政策課)

3 陳情

陳情第2号 陳情書 [協議]

平成30年 3 月 14 日（水）

1 出席委員氏名

委員長	下田	寛	委員	中村	直人
副委員長	松隈	清之	〃	飛松	妙子
委員	齊藤	正治	〃	竹下	繁己
〃	尼寺	省悟	〃	西依	義規

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

総務部	長	野田	寿
総務課長兼選挙管理委員会事務局長		実本	和彦
総務課秘書係	長	森岡	敬晶
総務課庶務防災係	長	古賀	庸介
総務課文書法制係	長	江下	剛
総務課長補佐兼職員係	長	山本	英規
財政課	長	姉川	勝之
財政課財政係	長	秋山	政樹
契約管財課	長	三橋	和之
契約管財課管財担当係	長	中嶋	浩一
契約管財課長補佐兼契約検査係	長	森山	信二
会計管理者兼出納室	長	松隈	久雄
出納室審査出納係	長	長野	稚佐
選挙管理委員会事務局次長		立石	光顕
監査委員事務局	長	岡本	昭徳
監査委員事務局次長		飛松	研二
議会事務局	長	緒方	心一
議会事務局次長兼庶務係	長	橋本	千春
議会事務局議事調査係	長	横尾	光晴

企 画 政 策 部 長	石 丸 健 一
総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長	鹿 毛 晃 之
総合政策課長補佐兼政策推進係長兼まち・ひと・しごと創生推進室長補佐兼地方創生推進係長	田 中 秀 信
まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長	藤 川 博 一
まちづくり推進課都市計画係長	古 澤 貴 裕
まちづくり推進課長補佐兼鳥栖駅周辺整備推進室長補佐兼整備推進係長	下 川 広 輝
情 報 政 策 課 長	古 澤 哲 也
情報政策課情報政策係長	楠 和 久
情報政策課広報統計係長	熊 田 吉 孝
教 育 長	天 野 昌 明
教 育 次 長	白 水 隆 弘
教 育 総 務 課 長	江 寄 充 伸
教 育 総 務 課 総 務 係 長	原 祥 雄
学 校 教 育 課 長	平 川 富 久
学校教育課参事兼課長補佐兼指導主事	木 村 嘉 身
学校教育課参事兼教育相談係長兼指導主事	中 島 達 也
学校教育課長補佐兼学校給食センター所長兼学校給食センター係長	豊 増 秀 文
学 校 教 育 課 学 校 教 育 係 長	有 馬 秀 雄
生涯学習課長兼図書館長	佐 藤 敦 美
生涯学習課参事	山 津 和 也
生涯学習課長補佐兼生涯学習推進係長	八 尋 茂 子
生涯学習課文化財係長	久 山 高 史
生涯学習課図書係長	栗 山 英 規

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 武 田 隆 洋

5 審査日程

審査日程の決定

議案審査（総務部）

議案乙第1号 平成29年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）

〔説明、質疑〕

議案審査（企画政策部）

議案乙第1号 平成29年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）

〔説明、質疑〕

議案審査（教育委員会事務局）

議案乙第1号 平成29年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）

〔説明、質疑〕

議案審査

議案乙第1号 平成29年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）

〔採決〕

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

開会

午前 9 時56分

開議

下田寛委員長

ただいまから、平成30年 3 月定例会の総務文教常任委員会を開会いたします。



審査日程の決定

下田寛委員長

早速ですが、委員会の審査日程についてお諮りいたします。

お手元に、あらかじめ正副委員長協議の上、審査日程案を配付いたしております。

付託議案につきましては、乙議案 2 件、甲議案 2 件の計 4 件でございます。また、陳情が 1 件送付されております。

審査日程につきましては、本日14日は、各部の平成29年度一般会計補正予算の審査を行い、15日は本会議終了後に連合審査会、そのあとに、総務部の平成30年度一般会計当初予算及び甲議案の審査、16日は午前中に卒業式があるため、午後から企画政策部の平成30年度一般会計当初予算の審査及び陳情について、来週19日は教育委員会の当初予算の審査、20日は現地視察、自由討議、総括及び採決ということでお願いしたいと思います。

あと、現地視察につきましては、後ほど副委員長から御説明をいたします。

なお、議案甲第 1 号につきましては、総務文教常任委員会と建設経済常任委員会の所管する内容となっておりますので、建設経済常任委員長とも協議の上、会議規則第71条の規定を活用し、連合審査会を開催したいと思います。

それでは、連合審査会についてお諮りをします。

会議規則第71条の規定により、建設経済常任委員会と連合審査会を開催するということに御異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、建設経済常任委員会と連合審査会を開くことに決しました。

審査日程については、以上のおり決したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、委員会の日程につきましては、お手元に配付のとおりと決しました。

続きまして、副委員長から現地視察につきまして御説明をお願いいたします。

松隈清之副委員長

特に、正副委員長のほうでは用意をしておりますが、委員さんのほうから希望するところがあれば、本日中に私か委員長のほうまでお申し出ください。

下田寛委員長

それでは、現地視察については以上のとおりとさせていただきますと思います。

総務部準備のため、暫時休憩いたします。

午前 9 時59分休憩



午前10時開議

下田寛委員長

それでは、再開したいと思います。



総務部

議案乙第 1 号 平成29年度鳥栖市一般会計補正予算（第 5 号）

下田寛委員長

これより、総務部関係議案の審査を行います。

総務部関係の議案は、議案乙第 1 号の 1 議案であります。

それでは、議案乙第 1 号 平成29年度鳥栖市一般会計補正予算（第 5 号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

姉川勝之財政課長

皆さん、おはようございます。

議案乙第1号 平成29年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）のうち、総務部関係について御説明いたします。

なお、説明は、総務文教常任委員会資料と総務文教常任委員会参考資料で行わせていただきます。

まず、総務文教常任委員会資料、1ページ目お願いいたします。

平成29年度3月補正予算概要といたしまして、歳入について説明いたします。

款の2 地方譲与税、項の2 自動車重量譲与税につきましては、本年度決算見込みによりまして1,000万円の増額をいたしております。

続きまして、款の3 利子割交付金につきましては、本年度決算見込みにより900万円の増額をいたしております。

次に、款の6 地方消費税交付金につきましては、本年度決算見込みにより1億円の増額をいたしております。

次に、款の8 自動車取得税交付金につきましては、決算見込みにより1,000万円の増額をいたしております。

次に、款の9 国有提供施設等所在地市町村助成交付金につきましては、額の確定による173万4,000円の増額をいたしております。

次に、資料の2ページ目をお願いします。

款の12交通安全対策特別交付金につきましては、本年度決算見込みにより200万円の増額をいたしております。

以上でございます。

三橋和之契約管財課長

同じく、2ページをお願いいたします。

款の14使用料及び手数料、項の1 使用料、目の1 総務使用料、節の1 総務管理使用料につきましては、電柱敷地料等の決算見込みによるものでございます。

以上でございます。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

次に、款の15国庫支出金、項3 委託金、目1 総務費委託金、節1 総務管理費委託金2,000円は、自衛官募集事務に係る国からの委託金でございます。

款16県支出金、項2 県補助金、目7 消防費県補助金、節1 消防費県補助金は、消防団員確保対策事業補助金の決算見込みによる補正でございます。

その下、款16県支出金、項3委託金、目1総務費県委託金、節1総務管理費委託金は、原子力広報紙配布委託金でございます。

次に、節5選挙費委託金は、衆議院議員選挙委託金の額の確定による補正でございます。
以上でございます。

姉川勝之財政課長

次に、資料の3ページをお願いいたします。

款の17財産収入、項の1財産運用収入、目の2利子及び配当金、2万2,000円の補正をお願いするものでございます。

内訳といたしましては、財政調整基金利子の決算見込みによる1万6,000円の増額、減債基金利子の決算見込みによる11万円の減額、退職手当基金利子の決算見込みによる7万7,000円の増額、公共施設整備基金利子の決算見込みによる3万9,000円の増額を見込んでおるところでございます。

以上でございます。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

款18寄附金、項1寄附金、目1総務費寄附金、節1総務管理費寄附金は、一般寄附金でございます。

以上です。

姉川勝之財政課長

続きまして、款の19繰入金でございます。

参考資料、1ページ目と合わせて御参照ください。

項の1基金繰入金、目の1財政調整基金繰入金につきましては、財源調整のため1億4,461万4,000円の取り崩しを行っております。

目2減債基金繰入金につきましては、下水道事業に対する繰入金額の確定に伴い35万9,000円の減額を行っております。

以上でございます。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

次に、4ページをお願いいたします。

同じく、款21諸収入、項6雑入、目4雑入、節3消防雑入は、消防団員の退職報償金等でございます。共済基金から受け入れ額の見込みにより増額補正いたしております。

次に、節4雑入のうち、総務課関係分の主なものといたしまして、全国市町村職員研修助成金は、佐賀県市町村振興協会から研修助成金の額の確定に伴うもの。

その下、生活習慣病予防検診助成金は、佐賀県市町村職員共済組合からの検診助成金の額

の確定に伴うもの。

その3つ下の、災害派遣職員経費負担金は気仙沼市へ派遣した職員の給料等の経費について、気仙沼市から負担金を受け入れるもの。

その下、退職手当企業会計負担金は、今年度退職者のうち、企業に在籍した者の在職期間中分の退職手当の負担金を受け入れたものなどでございます。

以上です。

姉川勝之財政課長

続きまして、雑入の財政課分について申し上げます。

資料、4ページの下から3番目をお願いいたします。

競馬事業雑入として100万円を計上しております。

その下の、新市町村振興宝くじハロウィンジャンボ宝くじと市町村振興宝くじサマージャンボ宝くじの収益金の交付金の確定に伴う補正を行っているものでございます。

続きまして、資料の5ページをお願いいたします。

款の22市債、項の1市債につきましては、事業ごとに担当部局が所管の常任委員会で説明することとしておりますが、一括して報告させていただきます。

参考資料の2ページ目から4ページ目と合わせてごらんください。

まず、目の1総務債でございます。

節の1総務管理債1,070万円の補正は、旭まちづくり推進センターの起債対象事業費の確定に伴うものでございます。

次に、目の4の消防債でございます。

節の1消防債170万円の減額は、防災基盤整備事業費の確定に伴う減額補正でございます。

続きまして、目の5教育債につきましては、まず、節の1小学校債2億2,040万円の補正につきましては、国の補正予算に係る小学校屋内運動場非構造部材改修事業及びトイレ改修事業に伴うものでございます。

次に、節の2中学校債3億6,030万円の補正につきましては、同じく国の補正予算に係る中学校屋内運動場非構造部材改修事業、トイレ改修事業及び鳥栖西中学校大規模改造事業に伴うものでございます。

次に、節の3保健体育債70万円の減額につきましては、市民体育センター非構造部材改修事業費の確定に伴うものでございます。

次に、目の7農林水産業債、節の1農業債1,730万円の補正につきましては、滞在型農園施設等改修事業の起債対象事業費の確定に伴うものでございます。

以上で、歳入の説明を終わらせていただきます。

緒方心一議会事務局長

続きまして、歳出の御説明をいたします。

委員会資料6ページをお願いいたします。

款1議会費、項1議会費、目1議会費でございます。

節1報酬から節14使用料及び賃借料までにつきましては、それぞれ決算見込みによる減額補正等でございます。

主なものといたしまして、節9旅費につきましては、常任委員会、議会運営委員会等の行政視察や議長会関係旅費、職員の随行旅費及び本会議、委員会等の出席費用弁償の決算見込みによる減額補正でございます。

以上でございます。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

次に、7ページをお願いします。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費でございます。

主なものといたしましては、節1報酬は、嘱託員報酬などの決算見込みによる減額補正でございます。

節3職員手当等121万4,000円の補正。

節4共済費368万4,000円の減額につきましては、特別職2人及び総務部等職員66人の計68人分の決算見込みに伴います人件費の補正でございます。

なお、節3職員手当等は、退職者の増に伴う補正でございます。

節7賃金から、次のページ、8ページの節25積立金まで、各節ともそれぞれ決算見込みによる補正でございます。

次に、目2秘書費につきましても、各節ともそれぞれ決算見込みによるものでございます。

以上です。

姉川勝之財政課長

続きまして、目の5財政管理費につきましては、予算編成等に係ます経費の本年度決算見込みによる補正を行うものでございます。

以上でございます。

三橋和之契約管財課長

9ページをお願いいたします。

目の7財産管理費、節13委託料、節15工事請負費、節27公課費につきましては、いずれも決算見込み、入札残などの執行額の確定による減額補正でございます。

以上でございます。

姉川勝之財政課長

次に、目の12財政調整基金費、節の25積立金でございます。

運用利息などの決算見込みにより45万3,000円を減額するものでございます。

次に、目の13公共施設整備基金積立金につきましても、預金利子の決算見込みにより3万9,000円を積み立てるものでございます。

以上でございます。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

次に、10ページをお願いします。

款2選挙費、項4選挙費、目1選挙管理委員会費及び目2選挙啓発費は、決算見込みによる減額補正でございます。

次のページ、11ページにまたがっております、同じく目3市議会議員選挙費は、額の確定による減額補正でございます。

以上です。

岡本昭徳監査委員事務局長

続きまして、同じく11ページをお願いします。

項6監査委員費、目1監査委員費について申し上げます。

節1報酬から節19負担金、補助及び交付金につきましては、それぞれ決算見込み等による減額補正でございます。

以上でございます。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

次に、12ページをお願いいたします。

款9消防費でございます。

主なものといたしましては、目1総務管理費は、鳥栖・三養基消防事務組合負担金の補正でございます。

目2非常備消防費、目3消防施設費は、決算見込み等による減額補正でございます。

次の13ページ、目4防災費につきましては、各節ともそれぞれ決算見込みによる減額補正でございます。

以上です。

姉川勝之財政課長

次に、14ページをお願いいたします。

款の12公債費でございます。

目の1元金、節の23償還金、利子及び割引料につきましては、まず、地方債元金の償還金

の額の確定に伴います324万7,000円の補正を行っております。

次に、目の2利子、節の23償還金、利子及び割引料1,401万5,000円の減額につきましては、地方債利子の額の確定、並びに一時借入金利子等の決算見込みによる補正を行っているところでございます。

以上でございます。

三橋和之契約管財課長

その下になります、款の13諸支出金、項1土地開発基金費、目1土地開発基金費、節28繰出金につきましては、基金、基金用地の運用利息などの相当額を計上いたしております。

以上でございます。

姉川勝之財政課長

同じく、款の13諸支出金、項の2公営競技収益金貸付基金支出金につきましては、支出金の支払いが見込まれませんので減額するものでございます。

以上で、議案乙第1号 平成29年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）、総務部関係予算の説明を終わらせていただきます。

よろしく願いいたします。

下田寛委員長

ありがとうございます。

それでは、執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

飛松妙子委員

御説明ありがとうございました。

10ページの市議会議員選挙の件でお聞きしたいんですが、まず、この予算は、何をもとにこの予算を立てられたのか。それから、かなりの減額がされていますが、特に印刷だとか、あと掲示板の借上料の減額ですね。

この辺が、どのように立てられたのと変わったのかを教えてください。

立石光顕選挙管理委員会事務局次長

飛松委員の御質問にお答えします。

市議会議員選挙費の当初予算の計上についてですが、当初、立候補者の数がわかりませんでしたので、36人ということで見込みまして、ポスター掲示板等の枠の大きさ等についても36人分、あと、その他の選挙の公営費の負担、こういうものについても36人分ということで計上いたしております。

結果的に、候補者が26人でしたので、多くはその差額の分ということで今回減額をいたしております。

下田寛委員長

ほかに、いかがでしょうか。

西依義規委員

7ページの嘱託員報酬の決算減の理由を教えてください。

古賀庸介総務課庶務防災係長

西依委員の御質問にお答えします。

嘱託員報酬等の減額の部分については、多くは嘱託員報酬の減額になっております。121万2,000円のうち、嘱託員報酬の減額の部分が84万7,000円になっております。

この理由でございますけれども、平成28年の3月末に原古賀住宅区のほうが、自主的にといたしますか解散をされておりました、76町区から75町区、1町区減っております。

ただ、予算を計上した時点においては、原古賀住宅から相談はあったものの、まだ区のほうでの話し合い、それから原古賀住宅と原古賀町との話し合いのほうできておりませんでしたので、予算計上といたしましては、76人分の——75人じゃなく76人分の——嘱託員報酬のほうで計上いたしておりました関係で、84万7,000円のうちの原古賀住宅65万1,000円を含んでおりましたので、その部分の減額となっております。

以上です。

下田寛委員長

ほか、いかがでしょうか。

西依義規委員

競馬事業雑入の、入り方の基準みたいなのがあるんですかね、100万円というのは。

姉川勝之財政課長

西依委員の御質問にお答えします。

競馬事業雑入につきましては、その積算といたしまして、競馬場の向かい側にあります場外馬券場の売得金の0.5%相当の、100円未満切り捨てというふうな形が積算の基礎というふうな形になっております。

以上でございます。

飛松妙子委員

すみません、もう一つ。

3ページの一般寄附金なんですけど、毎年、寄附金があっっていないんだと思うんですけど、この寄附金があった場合には、どのような用途をお考えなのか——基本的な考え方ですね——を教えてくださいなと思うんですけど。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

寄附金の使途については、寄附者の御希望される項目に沿って、その寄附を活用させていただいている状況でございます。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

その場合、何か公表とか、こうしましたっていうのを寄附者に公表をされたりとか、もしくは……、お願いします。

古賀庸介総務課庶務防災係長

飛松委員の御質問にお答えします。

この、一般寄附金については、キョーラク株式会社さん、キューピー鳥栖工場の中にキョーラク株式会社の工場のほうがございまして、そちらのほうから寄附の申し出があっている分になります。この部分については、先ほど御質問いただいた部分については、子育て支援、それから産業の振興に使ってくださいということで、ちょっと範囲が広がりましたので総務課のほうで受け付けをしております。

それで、御質問の広報っていうところなんですが、こちらのほうは記者のほうに報道資料というか、そういったものをつくりまして、記者室のほうに投げ込みをいたしまして、取材のほうにも、実際に来ていただいております。

以上です。

下田寛委員長

ほか、いかがでしょうか。

[発言する者なし]

よろしいですか。

それでは、質疑を終わります。



下田寛委員長

以上で、総務部関係議案の質疑は終了いたしました。

企画政策部の準備のため、暫時休憩いたします。

午前10時21分休憩



午前10時30分開議

下田寛委員長

再開いたします。



企画政策部

議案乙第1号 平成29年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）

下田寛委員長

これより、企画政策部関係議案の審査を行います。

企画政策部関係の議案は、議案乙第1号の1議案であります。

それでは、議案乙第1号 平成29年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

石丸健一企画政策部長

おはようございます。

委員会の審査に入ります前に、一言御挨拶申し上げます。

今回の補正予算につきましては、基本的には決算見込みに伴います調整等が主なものでございますが、住民票等の旧姓併記に要する経費に関し国の補正予算が計上されたため、この部分の補正を計上いたしております。

詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明させますので、どうぞよろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

よろしく願いいたします。

藤川博一まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長

それでは、議案乙第1号 平成29年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）につきまして、お配りしております総務文教常任委員会資料に基づき御説明いたします。

1ページをごらんください。

まず、歳入からでございます。

款14使用料及び手数料、項2手数料、目4土木手数料、節1都市計画手数料の1万7,000円につきましては、諸証明手数料、都市計画に関する証明でございますが、これの決算見込みによる補正でございます。

以上でございます。

古澤哲也情報政策課長

次の段でございます、款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節1総務管理費国庫補助金につきなしては、国の補正予算の成立に伴い、住民票、マイナンバーカードへの旧姓併記に伴うシステム改修補助金の追加交付見込み分として571万9,000円、通知カード、個人番号カード関連事務委任負担金に対する補助金として6万6,000円を補正するものでございます。

以上でございます。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

款16県支出金、項2県補助金、目1総務費県補助金、節1総務管理費県補助金、この分のマイナス5万3,000円のうち、上段の土地利用規制等対策費交付金につきましては、額の確定により減額補正。

それから、下段の、さが未来スイッチ交付金につきましては、これも額の確定による減額補正でございます。

古澤哲也情報政策課長

2ページをお願いいたします。

款16県支出金、項3委託金、目1総務費県委託金、節1総務管理費委託金中、一つ目の県広報紙配布委託金につきましては、委託金の交付額の確定による補正でございます。

以上です。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

同じく下段でございますが、国土利用計画法関連調査委託金の1万1,000円につきましては、額の確定による補正でございます。

以上でございます。

古澤哲也情報政策課長

その下でございます、節4統計調査費委託金につきましては、住宅・土地統計調査委託金、工業統計調査委託金等の交付額の確定等による減額補正でございます。

以上でございます。

藤川博一まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長

次、下段でございます。

款17財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入、節1土地貸付収入94万8,000円につきましては、鳥栖ビル用地を購入した際の駐車場用地を、今、ホテルルートインさんにお貸ししております。この分の歳入でございます。

続きまして、目2利子及び配当金、節1利子及び配当金の10万5,000円の減額につきましては、都市開発基金利子の決算見込みによる減額補正でございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。

目1不動産売払収入、節1土地売払収入4,475万円につきましては、土地の売り払いによる補正でございますが、鳥栖倉庫さんに鳥栖ビル用地の代替地といたしまして、藤木町の事業所の隣の用地を売り払いしたものでございます。

以上でございます。

古澤哲也情報政策課長

次の、款21諸収入、項6雑入、目4雑入、節4雑入につきましては、ホームページ広告収入、市報広告収入及びアウトソーシングセンター運営に要する光熱水費の決算見込みによる補正でございます。

以上でございます。

藤川博一まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長

一番下の、4つ目の項目でございます。

都市計画図及び白図販売代金の減額補正を2万8,000円いたしております。

以上でございます。

古澤哲也情報政策課長

次に、歳出について御説明いたします。

4ページ目をお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目3広報費、節12役務費につきましては、郵便料の決算見込みによる減額でございます。

次に、目4情報管理費の主なものにつきまして申し上げます。

節11需用費につきましては、情報センターの光熱水費の補正でございます。

節13委託料につきましては、住民票、マイナンバーカードへの旧姓併記に伴うシステムの仕様の見直しに伴いまして、システム改修業務委託料として118万3,000円を補正するものでございます。

なお、補正後の事業費1,015万2,000円のうち571万9,000円につきましては、財源となります国の補助金の繰り越しを見込んでおりますので、歳入、歳出ともに繰越明許とさせていただきます。

節14使用料及び賃借料につきましては、パソコンを賃貸借料等の入札残によるものでございます。

節19負担金、補助及び交付金につきましては、通知カード、個人番号カード関連事務委任に係る地方公共団体情報システム機構への負担金の決定による補正でございます。

なお、補正後の718万1,000円につきましては、財源となります国の補助金が繰り越しを見込んでおりますので、歳入、歳出ともに繰越明許とさせていただいたところでございます。

なお、繰越明許費につきましては、8ページのほうに記載をいたしておりますので御参照いただければと思います。

以上でございます。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

続きまして、5ページをお願いいたします。

目9企画費でございます。

節8報償費のマイナス6万3,000円につきましては、指定管理者選定委員会を開催しておりませんので、この分の減額と、まち・ひと・しごと創生有識者会議の有識者の報酬辞退者分の減額によるものでございます。

それから、節9の旅費及び節11需用費につきましては、決算見込みによる減額補正でございます。

節13委託料、マイナス54万7,000円のうち、上段は、庁舎整備基本計画策定委託料、それから、下段につきましては、土地利用構想調査委託料のそれぞれ決算見込みによる減額補正でございます。

節19負担金、補助及び交付金、このマイナス6万1,000円につきましては、筑後川流域クロスロード協議会負担金の額の確定による減額補正でございます。

それから、繰越明許となりますが、資料8ページをごらんください。

一番下に記載しておりますけれども、お試し移住施設整備事業に係る450万円、この分につきましては、繰越理由に書いておりますように、事業実施に伴いまして、取得いたしました建物の改修工事着手までに日数を要したため、年度内の工事完了が困難となり繰り越すものでございますけれども、ここで、工事着手がおくれました理由は、公有地の推進に関する法律による譲渡所得の特別減税の解釈について、県や税務署等との確認作業に時間がかかりまして契約締結までに時間を要したことから、工事内容等についての調整が必要になったためでございます。

以上でございます。

古澤哲也情報政策課長

その下でございます、項5統計調査費のうち、目1統計調査費につきましては、節11需用費及び節12役務費につきましては、決算見込みによる減額補正でございます。

次に、6ページをお願いいたします。

目2基幹統計費につきましては、各節とも住宅・土地統計調査、工業統計調査及び就業構造基本調査等に要する経費の決算見込みによる減額補正でございます。

以上でございます。

藤川博一まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長

続きまして、7ページをお願いいたします。

款8土木費、項4都市計画費、目1都市計画総務費、節1報酬14万8,000円の減額につきましては、都市計画審議会、4回開催予定が2回になったためのものでございます。

続きまして、節2給料、節3職員手当等、節4共済費の減額につきましては、決算見込みによる減額補正でございます。

節9旅費6万5,000円の減額につきましては、都市計画審議会の視察の5名欠席がありましたため減額したものでございます。

続きまして、節13委託料10万円の減額につきましては、50戸連たんの区域指定の調査委託料等の決算見込みによる減額補正を行っております。

続きまして、節19負担金、補助及び交付金12万8,000円の減額につきましては、佐賀県都市計画協会が休止となりましたので、不要となりましたことから減額補正を行っております。

続きまして、目6まちづくり推進費、節13委託料13万7,000円の減額につきましては、物件調査委託料、鳥栖ビルのものでございますが、その減額補正を行っております。

続きまして、節22補償、補填及び賠償金67万2,000円の減額につきましても、鳥栖ビル用地の購入に係るものでございます。

続きまして、節25積立金10万5,000円の減額につきましては、歳入でも御説明いたしました都市開発基金積立金の利子の決算見込みによる減額補正でございます。

以上で、議案乙第1号 平成29年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）、企画政策部関係の御説明を終わります。

よろしく御審議賜われますようお願いいたします。

下田寛委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

飛松妙子委員

御説明ありがとうございます。

4ページの事務機の借上料とセキュリティーの件でお聞きしたいんですが、この事務機は、

鳥栖市役所内、市役所に関係する出先、それと学校関係、それも全部含めてになっているのかと、もう一つは、そのセキュリティー関係もそこまで全部含めてなっているのかをお聞きします。

古澤哲也情報政策課長

事務機器につきましては、庁内のネットワーク関係、それと当然パソコン、プリンターそういった物を含みまして借上料としております。それで、庁舎はもちろんのことですけれども、学校も含んだところで委託管理しているといったところでございます。

それと、セキュリティークラウドの部分に関しましては、これは平成27年12月に国のほうから示されました、自治体情報セキュリティー対策の抜本的強化のための対策の一つでございまして、ウェブ閲覧——インターネットの閲覧ですね——それを、インターネットの接続口を県のほうに集約をいたしまして、集中して管理することで一層のセキュリティー強化を図るために、平成28年度に県のほうにおいてクラウド、セキュリティークラウドを構築されております。

それと、これに、県と県内20市町が参加をいたしまして、今年度より運用を開始したものでございます。

以上でございます。

飛松妙子委員

ありがとうございました。

そうしましたら、実際に機器のほうのセキュリティーっていうのはどのようになっているか教えていただけますか。

古澤哲也情報政策課長

先ほどの、セキュリティークラウドのほうで県と県内市町の全体の話でございます。

それで、庁内のセキュリティー関係と、学校も含んだところでのセキュリティーに関しましては、情報政策課のほうで一元的に管理をしているところでございます。

以上でございます。

西依義規委員

5ページの、筑後川流域クロスロード協議会の減額ですけど、これ何か当初の予定した事業がなくなったとか、何か理由があるんですかね、減額の理由。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

一昨年、クロスロード協議会で婚活事業、そういったものを実施をしております。

それで、今年度につきましてもそういったものを、一応計画の段階で上げておりましたけれども、その後、会議等の中で今後の取り組みとして協議会の基本方針、そういったものへ

の検討、協議を進めていくということで、そういった事業をしていくじゃなくて事業方針への検討を重ねていくということで、要は婚活事業の実施をちょっと見送ったという部分で、その分の当初予定していた分が不要となったというものでございます。

西依義規委員

多分、久留米市さんとか小郡市さんとかも首長が変わったりいろいろあるんで、何か方針が定まってないのかなとちょっと思ったんででした。

いいです。

下田寛委員長

ほか、いかがでしょうか。

尼寺省悟委員

マイナンバー関連の予算が幾つか出ておりますけれども、まず1ページか、個人番号カード交付事業。

現在のところの、個人番号の交付数というんか、幾らで、それは想定といたしますか——に比べてみてどうなのか。

古澤哲也情報政策課長

マイナンバーカードの申請の状況でございますけれども、平成30年の1月末現在で7,104件ございまして、1月末の人口に対する申請率といたしましては9.7%というふうな状況でございます。

交付状況といたしましては、平成29年の11月末現在が申請率といたしまして9.51%、その前になりますけど8月末で9.14%というふうな状況ございまして、申請率は伸びているというふうな状況でございます。

以上でございます。

尼寺省悟委員

この、交付枚数について国のほうで少なくともこれぐらいだとか、これぐらいの目標だということはないの。それに比べてどうなのかという数字っていうのはないんですか。

古澤哲也情報政策課長

国のほうで、特にその目標を定めて、全体の何%というようなことで特に示されたものはないというふうな状況でございます。

以上でございます。

尼寺省悟委員

そしたら、担当者として見てね、この数字を見てあなたはどう思いますか。

古澤哲也情報政策課長

これは過去の交付率の話なんですけれども、平成29年8月の話ではございますけれども、全国が9.6%と佐賀県が7.6%、その時点で鳥栖市としては8.4%の交付率というようなことで、平均的ではないかというふうには考えております。

尼寺省悟委員

平均的だと、やっぱ高いお金をかけて、私はこの程度でね——やって2年かな、マイナンバーカードはね。だから、2年たってこの程度であるならばね（「1年ですね」と呼ぶ者あり）どうかなと思う。

あわせてね、コンビニ交付、コンビニ交付についても一般質問で、何か数字を言われたと思うんですけれども、これもどのくらいで、想定に比べてどうなのかというの、その辺わかりますか。

古澤哲也情報政策課長

コンビニ交付につきましては、たしか一般質問のほうで9.1%ですかね、窓口の交付率と比べて9.1%というふうな答弁をさせていただいたと思います。

それで、コンビニ交付のサービスの利用増加につきましては、やっぱりマイナンバーカードがきちっと普及をいたしまして、コンビニ交付のサービスの利便性、こういったものをしてもらうことが一番重要だろうというふうに思っております。

市民課のほうでカードの申請、コンビニ交付については、普及拡大のために広報に努めておりまして、引き続き広報に努めまして利用拡大を図っていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

尼寺省悟委員

それで、一番最後のところでね、繰越明許費のところ、国が現在のマイナンバーカードの発行状況等により補助金の繰り越しを見込んでいると。

この、マイナンバーカード発行状況等と、その辺どういう意味なんか、ちょっとわからんのもう少し。

古澤哲也情報政策課長

国のほうからこの負担金につきましては、マイナンバーカードの発行作業も当然のことですけれども、問い合わせに関するコールセンターみたいな運営、あと通知カードの作業とか、発送作業とかこういったものが含まれております。

当然、システムの運用保守等々も含まれておりまして、国のほうから平成29年度の発行が何枚というようなことで詳しく示されてはおりませんが、平成29年度の発行につきましては、運営の費用につきましては、平成28年度繰り越した費用で賄えるというようなこと

ろで、平成29年度の費用については今のところ全額繰り越しというようなところで予定をしているところがございます。

以上でございます。

下田寛委員長

よろしいですか。

西依義規委員

3ページの市報広報収入の決算見込みの補正が上がってるんですけど、その考え方として、もちろん増額で喜ばしいことかなと思うんですが、もう企業さんがどんどんどんどん来てですよ、広報をどんどんどんどん打つと、どっかのタウン情報誌みたいになっていくと思うんですね、だんだんだんだん広報。

その上限っていうのがあるのか、それと紙面に対する広報の枠っていうのが、何か規定みたいなものがあるのか。それ、受ければどんどん受けるのか、それ仮の話ですけど。

古澤哲也情報政策課長

確かに市報につきましては、どんどん広告収入のほうが伸びているような状況でございます。それで、基本的には、市報ごらんになっていただくとわかると思いますけれども、ページの一番下の1段といいますか、そちらを使って広告を載せさせていただいています。

そのときの記事の状況にもよるんですけども、基本的にはトップページとか、そういったところには広告は載せませんけれども、可能な限り載せていきたいなというふうに思っております。

ただ、基準が今までなかったものですから、改めて基準をつくりまして、ページに対して何割とかっていう基準よりも、載せるのに、例えば市の関係団体を優先するとか、そういったものをつくったところで周知はしていきたいなというふうには思っております。

下田寛委員長

よろしいですか。

飛松妙子委員

あわせて、ホームページの考え方も教えてください。

古澤哲也情報政策課長

ホームページのほうの広告収入につきましては、トップページの下のほうになりますでしょうか、そこにアイコンといいますか、そちらに広告を載せるような部分と、それと、そこから一つ中に入ったところに関連して、例えばカテゴリーにひもづけといいますか、関連したところで広告を載せていただくという、第一層と第二層の広告の載せ方がございまして、こちらのほうに関しましては、特に規制といいますか、基準とかはございませんので、でき

ればどどんどどん載せていければなというふうには思っております。

以上でございます。

下田寛委員長

ほか、いかがでしょうか。

[発言する者なし]

よろしいですか。

それでは、質疑を終わります。



下田寛委員長

以上で、企画政策部関係議案の質疑は終了いたしました。

教育委員会事務局の準備のため、暫時休憩いたします。

午前10時54分休憩



午前11時7分開議

下田寛委員長

それでは、再開いたします。



教育委員会事務局

議案乙第1号 平成29年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）

下田寛委員長

これより、教育委員会事務局関係議案の審査を行います。

教育委員会事務局関係の議案は、議案乙第1号の1議案であります。

それでは、議案乙第1号 平成29年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

平川富久学校教育課長

おはようございます。

それでは、まず学校教育課分から御説明申し上げます。

1 ページをごらんください。

歳入、款13分担金及び負担金、項2負担金、目2教育費負担金、節1小学校費負担金及び節2中学校費負担金につきましては、学校管理下における傷害保険であります日本スポーツ振興センター負担金額の決定による減額分でございます。

続きまして、款15国庫支出金、項2国庫補助金、目5教育費国庫補助金、節2小学校費国庫補助金及び節3中学校費国庫補助金につきましては、主なものは、特別支援教育就学奨励費補助金の決算見込みによる減額でございます。

これは、就学援助への移行及び特別支援教育奨励費認定によるものでございます。

以上でございます。

江寄充伸教育総務課長

同じく、節2小学校費国庫補助金及び節3中学校費国庫補助金のうち、学校施設環境改善交付金につきましては、今年度の国の1次補正予算によりまして前倒しで事業採択を受けたものでございまして、小中学校のトイレ改修事業及び屋内運動場非構造部材改修事業、並びに鳥栖西中学校大規模改造事業に伴うものでございます。

詳細につきましては、歳出のほうで説明させていただきます。

以上でございます。

佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

続いて、節4社会教育費国庫補助金の埋蔵文化財発掘調査補助金及び史跡等購入費補助金につきましては、対象事業費の決算見込みによる減額でございます。

また、その下、子ども・子育て支援交付金につきましては、放課後児童健全育成事業に対する増額の補正でございます。

以上です。

平川富久学校教育課長

それでは、2ページをごらんください。

款16県支出金、項2県補助金、目6教育費県補助金、節2小学校費県補助金及び節3中学校費県補助金の被災幼児児童生徒就園就学支援補助金は決算見込みによる減額でございます。

これは、児童生徒の転出及び就学援助非認定によるものでございます。

以上でございます。

佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

続いて、節4社会教育費県補助金の埋蔵文化財発掘調査補助金、並びに子ども・子育て支援事業費補助金につきましては、対象事業費の決算見込みによる減額補正でございます。

その下、史跡等購入費補助金につきましては、事業費の減額に伴うものと県からの補助率が当初見込んでおりました2.45%から7%へ変更による増額の補正でございます。

以上です。

江寄充伸教育総務課長

続きまして、款17財産収入、項1財産運用収入、目2利子及び配当金、節1利子及び配当金につきましては、本市の育英資金貸付基金の預金利子の決算見込みによるものでございます。

続きまして、その下、項2財産売却収入、目1不動産売却収入、節1土地売却収入につきましては、一般国道3号拡幅工事に伴いまして、現在の基里歩道橋が基里小学校南側入り口付近へ移設されることにより、基里小学校の用地一―面積にして70.21平米分の売り払い、売却によるものでございます。

以上でございます。

平川富久学校教育課長

続きまして、同じページ、款19繰越金、項2特別会計繰入金、目1国民健康保険特別会計繰入金、節1国民健康保険特別会計繰入金のうち、7万5,000円につきましては、フッ化物応用むし歯予防事業に伴う国民健康保険特別会計繰入金でございます。

以上でございます。

佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

続いて、3ページをお願いいたします。

款21諸収入、項4受託事業収入、目1受託事業収入、節5教育費受託収入の埋蔵文化財発掘調査受託料につきましては、決算見込みによる減額の補正でございます。

以上です。

平川富久学校教育課長

続きまして、項6雑入、目4雑入、節4雑入のうち、104万7,000円の主なものは、中原特別支援学校田代分校負担金及び教育施設雑入でございます。

以上でございます。

江寄充伸教育総務課長

続きまして、款22市債、項1市債、目5教育債、節1小学校債及び節2中学校債につきましては、国の1次補正予算により前倒しで事業採択を受けたものに伴うものでございます。

以上で、歳入についての説明を終わります。

続きまして、歳出について申し上げます。

4ページをお願いいたします。

款10教育費、項1教育総務費、目1教育委員会費について申し上げます。

節9旅費及び節14の使用料及び賃借料の減額につきましては、それぞれ決算見込みによるものでございます。

続きまして、目2総務事務局費でございます。

節2給料から節19負担金、補助及び交付金までの減額につきましては、それぞれ決算見込みによるものでございます。

節20扶助費につきましては、交通遺児2名分の見舞品に要する経費をお願いするものでございます。

節28繰出金につきましては、歳入で御説明いたしました育英資金貸付基金の預金利子に伴うものでございます。

以上でございます。

平川富久学校教育課長

それでは、5ページをお開きください。

目3学校教育事務局費、節1報酬から節19負担金、補助及び交付金につきましては、決算見込みによる減額となっております。

以上でございます。

江寄充伸教育総務課長

続きまして、その下でございます。

項2小学校費、目1学校施設管理費でございます。

節4の職員共済費の減額につきましては、決算見込みによるものでございます。

節13委託料及び節15工事請負費でございますが、歳入で御説明しましたとおり、国の1次補正予算により前倒しで事業を行うものでございまして、トイレ改修事業につきましては鳥栖北小、田代小、基里小学校の3校分、並びに屋内運動場非構造部材改修事業につきましては鳥栖北小、田代小、基里小、麓小学校、4校分のそれぞれの工事監理委託料及び工事請負費が主なものでございます。

また、節15工事請負費のうち、1行目の営繕工事費につきましては、田代小及び若葉小学校の、新年度の特別支援学級の学級編制に伴う教室の間仕切り設置工事に要する経費をお願い

いするものでございます。

以上でございます。

平川富久学校教育課長

目2学校事務管理費の節7賃金から節19負担金、補助及び交付金につきましては、決算見込みによる減額となっております。

主なものとしましては、嘱託指導主事の病気による賃金の減額によるものでございます。

続きまして、目4学校給食センター費の節3職員手当等及び、一つ飛びまして節7賃金につきましては、決算見込みによる減額でございます。

主なものとしましては、嘱託職員の休みに伴う代替勤務が予想より少なかったことによる賃金の減額となっております。

節4共済費及び、一つ飛びまして節11需用費につきましては、決算見込みによる光熱費の補正となっております。

以上でございます。

江崎充伸教育総務課長

続きまして、ページめくっていただきまして、7ページをお願いいたします。

項3中学校費、目1学校施設管理費でございます。

節13委託料及び節15工事請負費でございますが、これも歳入で御説明いたしましたとおり小学校費同様、国の1次補正予算により前倒しで事業を行うものでございまして、トイレ改修事業及び屋内運動場非構造部材改修事業につきましては、鳥栖中、鳥栖西中学校、2校分、並びに鳥栖西中学校大規模改造事業のそれぞれの工事監理委託料及び工事請負費が主なものでございます。

また、節15工事請負費のうち、1行目の営繕工事費につきましても小学校費同様、鳥栖中学校の新年度の特別支援学級の学級編制に伴う教室の間仕切り設置工事に要する経費をお願いするものでございます。

なお、関係資料といたしまして、12ページから14ページのほうに小中学校屋内運動場非構造部材改修事業、トイレ改修事業及び鳥栖西中学校の大規模改造事業についてお示しをしておるところでございます。

以上でございます。

平川富久学校教育課長

続きまして、目2学校事務管理費、節7賃金及び節19負担金、補助及び交付金につきましては、決算見込みによる減額でございます。

主なものとしましては、特別支援学級等生活指導補助員が、家庭の事情等により欠勤した

ことによる減額となっております。

続きまして、目3教育振興費、節20扶助費につきましては、就学援助費の決算見込みによる減額でございます。

以上でございます。

佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

それでは、項4社会教育費について御説明いたします。

まず、目1社会教育費総務費の節1報酬から、次のページ節19負担金、補助及び交付金につきましては、決算見込みによるものでございます。

このうち、主なものといたしましては、8ページの節19負担金、補助及び交付金のうち、放課後児童健全育成事業補助金につきましては、市内の放課後児童クラブを運営いたします鳥栖市放課後児童クラブ運営協議会と社会福祉法人和貴福祉会、並びに社会福祉法人健翔会に対する運営補助金の決算見込みによる減額補正でございます。

続いて、その下、目2文化財保護費の節1報酬から、次のページ、節17公有財産購入費につきましては、決算見込みによるものでございます。

このうち、主なものといたしまして、9ページの節17公有財産購入費の減額について御説明いたします。

その前に、資料の訂正を一つお願いいたします。

節17公有財産購入費の説明の欄に「勝尾城筑紫氏遺跡保存整備事業に係る不動産鑑定委託業務等の決算見込みによるもの」としてありますが、正しくは、「勝尾城筑紫氏遺跡保存整備事業史跡用地購入費の決算見込みによるもの」でございます。

訂正しておわびいたします。

それでは説明に移ります。

今年度、公有地化を予定しておりました用地の一部について、地権者の同意を得ることに大変時間を要しておりまして、今年度中の購入が困難となったために対象地区の用地購入費を減額補正いたしております。

なお、今後も地権者の同意を得るための交渉を続けてまいりたいと考えております。

続いて、目3図書館費の節1報酬から節27公課費につきましては、決算見込みによるものでございます。

主なものといたしましては、節15工事請負費の減額でございますが、こちらは屋根防水工事の入札残による減額補正でございます。

その下、目5埋蔵文化財調査受託費の節4共済費から、10ページの節14使用料及び賃借料につきましては、民間開発に伴う受託事業の決算見込みによる減額となっております。

最後に、その下、目8 勤労青少年ホーム費の節8 報償費につきましては、決算見込みによる減額でございます。

以上です。

江寄充伸教育総務課長

続きまして、ページめくっていただきまして、11ページをお願いいたします。

繰越明許費でございます。

この一覧表の中の、3段目と6段目の小中学校特別支援学級整備事業につきましては、歳出で御説明をしました、各小中学校の新年度の特別支援学級の学級編制に伴い、春休み期間中に教室の間仕切り設置工事を行う必要が生じた関係上、事業完了が平成30年度になる見込みであるため繰り越すものでございます。

それ以外の、小中学校の屋内運動場非構造部材改修事業及びトイレ改修事業、並びに鳥栖西中学校大規模改造事業につきましては、歳入、歳出予算の中で御説明いたしましたとおり、国の今年度の1次補正予算で事業が採択されたところでございますけれども、事業実施が平成30年度となるため繰り越すものでございます。

以上で、議案乙第1号 平成29年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）中、教育委員会事務局関係分についての説明を終わります。

下田寛委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

飛松妙子委員

御説明ありがとうございます。

ただいま御説明いただいた繰越明許の中で、支援学級の整備事業が平成30年度までかかりますということなのですが、4月から入学式が始まって始業式が始まって、いつこれが整備終わるのかをお聞きしたいんですが。

江寄充伸教育総務課長

一応、予定では春休みに期間中には設置工事のほうは完了したいということで実施をいたします。

以上です。

竹下繁己委員

すいません、この間仕切り設置工事というのは、もう教室をがつんと間仕切りに、個室にすると考えてよろしいですかね。

江寄充伸教育総務課長

ケース・バイ・ケースにもよりますけれども、移動式の間仕切りを設置する場合と、完全

に今おっしゃられたように、部屋の間壁を上まで、天井までの壁を全部設置するという方法と2つございますが、これについては、どちらを選択するかというのはそのときの状況に応じて対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

竹下繁己委員

もう予算が決まって、その状況によって工事のやり方を変えるというのは何か、何ともあと先が逆なのかなと思うんで。

パーティション、移動式の壁を設置するだけやったら300万円も要るのかなあと思いつつも、この金額だからきれいに壁をつくってしまうと思ったんですけども、いかがでしょうか。

原祥雄教育総務課総務係長

今回、補正予算としてお願いしているものですがけれども、先ほど江寄課長から御説明いたしましたとおり、田代小学校、そして若葉小学校、鳥栖中学校の3校に対して間仕切りを設置するように計画をしておるところです。

それで、竹下委員御指摘の間仕切り壁の設置につきましては、この3校とも上から下まできっちりとした物を予定いたしております。

ただ、若葉小学校につきましては、2教室に対して間仕切りを2枚、設置するようになっておりますので、費用としてはやや高額にはなっております。

よろしくお願いいたします。

尼寺省悟委員

トイレ改修事業についてお尋ねします。

予算関係説明資料を見てみますと、資料の1ページですね。

今回、鳥栖北小、田代小、基里小、鳥栖中、鳥栖西中ということですがけれども、これ以外のところはもう終わってしまっているということですかね。

江寄充伸教育総務課長

ここに掲載している以外では、麓小がその後になります。それと小学校については、弥生が丘小学校については改修の予定はございません。

以上でございます。

尼寺省悟委員

それで先月ね、私は学校の先生と話し合うちょっとあれがあったんですが、そのときに学校の先生から、特に低学年の便所がね、その先生の言葉を借りればびしょびしょと、低学年のところはね。そして、それを拭くために、トイレトペーパーが本当にもう不足しているところ。

そして、ある保護者から聞いたけれども、とにかくびしょびしょで汚いのでうちの子供は、職員用か、職員用のトイレはね、通常のあれだからそこに行っていると、そういう話を聞くんですけど。

私は、もともとこれについてね、絶対数が不足するんじゃないかと、要するに時間がかかるから、というふうな懸念を持つとったけれども、こんなふうになるっていうことについて予想もしてなかったけれども、その辺はどんなふうにつかまれているんですか——ちょっと現状ですけどね。

その先生の言うことがちょっとオーバーなのか、私が直接見たわけではないんですけどね。そういう声を聞くとね、どうなんかなという、これだけの予算をかけてやった割にはちょっとその辺が心配なんでお尋ねするんですが。

下田寛委員長

質問の趣旨はわかりますか。

大丈夫ですか。

平川富久学校教育課長

委員さん御指摘のようなことは、実際に報告を受けたこともございます。

ただ、繰り返し繰り返し指導していく必要があるだろうと。

そして、来年度また1年生が入ってきます。

そしたら、最初からこういう方針で指導をするということも、これまでの、今年度、年度途中から使わせる中で、いろいろな課題が見えてきていると思いますので、その辺は改めて、最初からこういうふうにして、学校の取り扱いますよというような指導を繰り返し繰り返しやっぱりしていく必要があるのかなというふうに思っております。

そういう報告が上がってきていることも認識をしておりますが、学校のほうで指導方法とか掃除の仕方については検討して職員で考えてやっていただいているものと思っているところでございます。

以上でございます。

尼寺省悟委員

普通、今の家庭といったところほとんどトイレは洋式で、家庭にね、いわゆる男子用っていうか——のところと大使用ってあるところもあればそうでないところもあるし、一般的に言うと一つだけのところも多いと思うんでね。

だから、家庭でそういったことやっているから学校で何でそんなふうになるのかなっていう疑問は湧くけれども、何でそうなるの、やっぱり急いでいるからなんでしょう。急いでいるからもうやっていると。

午前11時34分開議

下田寛委員長

じゃあ、再開します。

江寄充伸教育総務課長

ただいまの御質問でございますけれども、先生方がアンケートの中で小便器は残したほうがいいというふうな御意見いただいているのは、先ほど6割と委員さんおっしゃいましたけれども、実は51.2%でございます。

それで、あわせて保護者の方のアンケートの結果は、小便器は残したほうがいいというのは35.7%。

これは、一応アンケートを取るときに、保護者の方に子供さんの意見を聞いた上でアンケートに答えてくださいというようなことで学校のほうにお願いしておりました。ですから、この保護者分っているのは、当然、児童生徒の意見も踏まえた上でのアンケート調査の結果というふうに私ども受け取っておりますので、方針を変えるということは現段階では考えておりません。

以上でございます。

下田寛委員長

よろしいですか。

飛松妙子委員

今のにちょっと関連してなんですが、多分そのアンケートは、小学生の在籍している方にアンケートを取られていらっしゃると思うんですね。

それで、今、尼寺議員がおっしゃっているのは、新1年生が入ってきたときっていうところで、幼稚園、保育園のトイレの仕方の指導関係がどのようになっているかっていうところもちよっとあるのかなあということもありますので、小学校だけで対応するとすごく厳しいと思いますので、その辺の連携をとっていただいての指導教育ができて1年生に上がってこれるようなことを、また検討をしていただきたいと思っております。

以上です。

下田寛委員長

意見ですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）

わかりました。

では、ほかいかがでしょうか。

尼寺省悟委員

計画を見直す考えはないと言われたんですが、例えば小便器を幾つか設置するということについての変更というのは、どうなんですか。

絶対できないんですかね、その辺については。

江寄充伸教育総務課長

個室化にする部分というのは、基本的に児童生徒が使う普通教室棟についてを全て個室化の大便器と、洋式化というようなことでの改修でございます。

先生方が日ごろ使われる管理棟部分にある便器については、そのまま、これは先生方の要望もございましたし、また一般の住民の方も使われるっていう可能性がありますので、その分についての小便器は残すというような方針で今事業のほうを進めております。

以上でございます。

尼寺省悟委員

いやいや、私は個室化だけではなくて、子供が使う便器についても小便器を、例えば一つだけ残すとか、そういった計画変更は絶対しないのか、できないのかと。そういうふうにいる。

江寄充伸教育総務課長

現段階では、方針を変えるということは考えておりません。

以上でございます。

尼寺省悟委員

ちょっと言葉尻を捉えるようですけども、現段階と言われたんですが、そしたらどっかの地点で、変更するというふうにも受け取っていいんですか。

白水隆弘教育次長

今、ここにお示ししておりますのは工事費でございます。

一昨年に御審議いただきました設計の中で、既にこの計画はお示しして御承認いただいているものでございますので、その旨遂行させていただいているというのが実情でございますので、この場で計画を変えるということはございません。

以上でございます。

尼寺省悟委員

さっきも、ちょっと私言ったんやけどね、確かに前回のときには、私も反対していないと思う。

ただ、今の地点で、現実的に状況がよくないというのがわかったので、だから今の地点で、見直しができないのかと言ってるわけですね。

確かに過去は、そういったことについて懸念は、絶対数が足りるかな、どうかなっっちゃう

疑問はあったけれども、まあ仕方ないや、というようなことであえて反対はしなかったと思うんやけどね。

今の地点で、もう欠陥が見えてきて、新しい1年生が入ったらそのたびにやっついていかないと、先生たちの負担もふえていくと。そうであるならば、今の地点で全てを個室化しないで、一部残すということもやっついていいんじゃないかなと思うと、今質問したわけですね。いかがですか。

白水隆弘教育次長

先ほど、申し上げましたとおりでございます。

よろしく願いいたします。

松隈清之委員

想定してなかったというけど、多分想定していたんですよね、そういうことがあるのは。よその事例でも実際そういうのは導入前から報告をされていたんで。

だから、ある程度想定済みの範囲だとは思うんだけど、ただ、これがずっと続くようだとね、今ほら、ドライにしてるじゃないですか。だから、やっぱ今度、別の要因でにおいがついたりとかってということも考えられるので、そこはやっぱ指導していかないかなと思うんだけど、ただ、今までもね、多分、小便器であつてもうまくできない1年生、多分いたと思うんですよ、やっぱり。

ただ、今まではウエットだから、流しゃ済むだけの話だったかもしれないけど、いずれにしても、まだ1年生、入ったばかりの子供っていうのは、トイレのやり方がね、上手にできないっていうのは多少仕方がないというところあると思うんで、そこは大目に見らないかなのかなと。これ、いきなり洋式化されたからそういう子供がふえたわけではないと思うんですよ。

だから、そこはある程度ね、仕方ないんだとしても、ただこれが、さっき言ったように、もうずっと続いて、逆に今度、床がにおいしみついてくさいってなってくると、これまた何のためにしたのかってということになるんで、そこはちょっと指導も今まで以上に、徹底をしていただきたいなと思います。

答弁は、別に結構です。

下田寛委員長

ほかに、いかがでしょうか。

中村直人委員

財産購入、不動産売り払い収入がありますけれども、一般国道3号の鳥栖拡幅事業に係る基里小学校のこの一部ですね。70.21平米って言われたかな。

それで、またそこに横断歩道橋を設置するような今話、ちょっとあったんやけど、本当に横断歩道橋の必要性が今あるのかどうなのかなんですよ。

災害の場合、あれが倒れたら、もう一番車を、交通遮断していく要素にもなるし、今はそういう小さい子供たちが来るというよりも、基里小学校はコミュニティ・スクールするんやったら、その時間に歩行の信号だけつけて、その間、地域の人たちと通学時間帯は見守ってもらおうとか、そういうものがないものか。

わざわざね、上りおりをする、これは体力的にはいいかもしれないけれども、体づくりにはいいかもしれんけど、今はそういう災害、防災の面からも見直されてきているのがこの横断歩道橋だから。それを、あえて設置する必要があるのかどうなのか。

コミュニティ・スクールをするんやったらそういうところまで含めて対処方をお願いしたらどうなのか。そこら辺の検討をされたのかどうなのかを、ちょっとお願いしたいと思います。

下田寛委員長

答弁できますか。

白水隆弘教育次長

申しわけございません、その国道3号拡幅にかかわります歩道橋の必要性について、私どものほうで答弁を持ち合わせておりませんので、時間をいただいて後ほど答弁をさせていただくということによろしゅうございますでしょうか。

中村直人委員

わかるけれどもね、だから、本当に横断歩道橋は、今、全国的に見直されて、どこでもこれ撤去して、やっている状況の中ですから。あえて、またそこにするというよりもそういった面を含めてですね、検討してほしいと。こういうことを要望しておきますので、ぜひ協議をしていただきたいと思います。

以上です。

下田寛委員長

答弁はよろしいですか。

ほか、いかがでしょうか。

西依義規委員

6ページの、センターの需用費の200万円の増額ですけど、もちろんいろんなガソリンの高騰とかいろんな、なかなか読みにくい部分はあると思うんですが、結果的に各小学校が自校方式でしていたときの需用費と今のセンターの需用費が、どれくらい違ってくる、もちろん決算のところで質問したほうがいいんでしょうけれども、今増額の補正でございますんで、

そういった数字というのは、比較とかされているのでしょうか。

豊増秀文学校教育課長補佐兼学校給食センター所長兼学校給食センター係長

すいません、自校方式の部分と比較する資料はちょっと持ち合わせてないんですけども、昨年度決算と比較いたしまして、電気代については180万円ほど、ガス代にしては60万円ほどの増額決算見込みではあります。

これにつきましては、電気については燃料の調整単価、あるいは、ガス代についても単価の増額というふうなことがございまして、今回増額の決算、3月補正をさせていただいたところでございます。

西依義規委員

後ほどそういう数字を見る、いつまでさかのぼればいいんですか。

いつかの決算を見ればいってことですよ、結局。

豊増秀文学校教育課長補佐兼学校給食センター所長兼学校給食センター係長

センターをつくるに当たりまして、自校方式の時代の消耗品、電気代等につきましては、ある程度数字をつくっておりますので、またそれと比較して、決算の値が出ましたら比較できるかとちょっと思っております。

下田寛委員長

資料を作ってもらい（「資料いただけます。単純に比較できるものなのか、そういういろいろ、明細の仕方が違うなら」と呼ぶ者あり）

豊増秀文学校教育課長補佐兼学校給食センター所長兼学校給食センター係長

きちっとは、ちょっと比較できない部分でございます。

自校のときの数字としても見込みっていうか、ある程度の形でしかできておりませんものですからですね。

下田寛委員長

ちょっと休憩入れます。

午前11時45分休憩



午前11時48分開議

下田寛委員長

それでは、再開します。

尼寺省悟委員

もう1点、さっきのトイレの件で。

先ほどの弥生が丘小学校について、建てて間もないので特に、新たにないと言われた。あそこは小便器はあるんでしょう、あそこは。

江寄充伸教育総務課長

小便器がございます。

尼寺省悟委員

なかったならば状況はどうかなって聞こうと思ったんですが。とすると、結果として、鳥栖市内では全て小便器があるところとないところが、そういう並立して当分の間やっていくということになっていくわけですね。結果的にそうだから。

わかりました、いいです。

下田寛委員長

ほか、いかがでしょうか。

よろしいですか。

[発言する者なし]

質疑を終わります。



下田寛委員長

以上で、教育委員会事務局関係議案の質疑は終了いたしました。

執行部準備のため、暫時休憩いたします。

午前11時49分休憩



午前11時58分開議

下田寛委員長

では、再開します。

〰〰

採 決

下田寛委員長

これより採決を行います。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

議案乙第 1 号 平成29年度鳥栖市一般会計補正予算（第 5 号）

下田寛委員長

それでは、議案乙第 1 号 平成29年度鳥栖市一般会計補正予算（第 5 号）中、当総務文教常任委員会付託分について採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、議案乙第 1 号 平成29年度鳥栖市一般会計補正予算（第 5 号）中、当総務文教常任委員会付託分につきましては、原案のとおり可決いたしました。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

下田寛委員長

以上で、当委員会に付託されました補正予算議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことに決しました。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

下田寛委員長

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日の総務文教常任委員会はこれにて散会いたします。

午前11時59分散会

平成30年 3 月 15 日 (木)

1 出席委員氏名

委員長	下田	寛	委員	江副	康成
副委員長	松隈	清之	〃	伊藤	克也
委員	齊藤	正治	〃	小石	弘和
〃	尼寺	省悟	〃	内川	隆則
〃	中村	直人	〃	久保山	日出男
〃	飛松	妙子	〃	久保山	博幸
〃	竹下	繁己	〃	池田	利幸
〃	西依	義規			

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

産業経済部長兼上下水道局長	松雪	努
産業経済部次長兼商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長	佐藤	道夫
維持管理課長	小柳	秀和
維持管理課維持管理係長	徳淵	英樹
維持管理課公園緑地係長	本田	一也
教 育 長	天野	昌明
教 育 次 長	白水	隆弘
学 校 教 育 課 長	平川	富久
学校教育課参事兼課長補佐兼指導主事	木村	嘉身
学校教育課学校教育係長	有馬	秀雄

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 武 田 隆 洋

議事調査係主事 古 賀 隆 介

5 審査日程

議案審査（総務文教常任委員会・建設経済常任委員会連合審査会）

議案甲第1号 鳥栖市非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例

〔説明、質疑〕

6 傍聴者

な し

7 その他

な し

と改定できないなどの発言をしてまいりました。

このことにつきまして、委員の皆様への説明に適切さを欠いておりましたことに心からおわびを申し上げます。

産業経済部として、総務部門への確認が不十分でありましたことから認識の相違を生じさせ、このような対応となってしまったものと深く反省をいたしております。大変申しわけございませんでした。

これまで、委員会の中で御指摘をいただいておりますように、高齢化の進展等に伴う担い手不足や社会状況の大きな変化による交通状況、全国的な登下校中の交通事故等の多発、重大事故の発生など取り巻く環境が激しく変わってきておりますので、今後、そのような状況に柔軟に対応できますよう努めてまいりたいと思っております。

何とぞよろしく御審議をお願い申し上げます、おわびの言葉とさせていただきます。大変申しわけございませんでした。

下田寛委員長

ここまで、じゃあ、まず何か。

内川隆則委員

私が議案審議の中でも申し上げてきたので、私のほうから話をさせていただきたいと思いますが、今、松雪部長から話があったとおりですね。

だから、そういう認識のもとに、議員もそういう認識に立ちながら今日まで至っていたというふうなことであると思います。

したがって、今回のこれを機会に、これからどういうところで議論ができるのかというふうなことをです、きちんと示していただきたいと思います。

まず、平成15年のときに、全部の委員が改定されました。下げられました。

したがって、そういうものだというふうな認識に立っていたもんですから、だから、特別職の報酬はどこでやるのか、我々議員の報酬はどこでやるのか。

そして、区長さんたちや、ああいうところの人たちはどこでやるのか、そういう、きちんと全部分けてそれぞれどういうふうに審査していくのかというふうなところを、この際示していただきたいと思うので、きょう初めて、私が言いながら合同審査会を開いていただいたというふうな思いがありますので、加えてこの辺についても、今答えられるかどうかわかりませんが、それはこの際きちんとさせていただきたいというふうに思います。

下田寛委員長

この際ですので、まだございます方。

小石弘和委員

先ほどの部長さんのあれで、今回の一般質問で某議員さんからね、結局、自分は建設経済常任委員会で8年間言ってきたと。それが、結局今度の改定に出てきたと。

その答弁がですね、ああいうふうな答弁——それなら建設常任委員会でその部分で、要するにやればいいのかと。これパフォーマンスじゃないですか。パフォーマンスじゃなかですか。

そいけん、もう少しね、なら建設経済常任委員会で、要するにそういうふうなことで申し入れて決めたなら、そういうふうなことは明確に言わなくてははいけませんね。

今、内川議員が言われたように、どこでどうするんだというふうなことを、今後要するに決めて報告していただきたいと思います。

以上です。

下田寛委員長

この際ですが、ほか、よろしいですか。

中村直人委員

今の話になると、ちょっと言うなら、建設経済常任委員会の中でそういった話があったということが今露呈されたと思うんだけど。

条例にもうたっているように、特別職の報酬等審議会の条例があるわけですね。これには市長、それから3役、それから議員の報酬等については、そういった審議会に諮問をして答申をするということであってうたわれているわけですね。

ほかのものについては、それぞれの非常勤特別職の報酬についてはここにもあるように、うたわれとるわけですね。

ですから、そういったものがあるのはもう条例であってあるところがありますから、総務文教常任委員会ではそれなりの話をしているわけですので、それぞれのところでやる場合には、やっぱりどこかで一つ、総務総務文教常任委員会なら総務総務文教常任委員会の中で、この非常勤特別職の今回の改定についてもして、そこで、きちんとやってほかのところにもそういったものはないのか。

やはりきちんと整理をした上で、いや、今回については、交通安全指導員の問題だけですからという話になれば、そこで予算づけをするでしょうから。条例は、やはり総務課の文書法制係か何かできちんとやって、そして予算づけは担当のところにつけると。

そういったような、やはりきちんとした仕分けを、さっき言われているような問題が出てこないように仕分けをするというのは当然のことだろうと思いますし、そういったところを含めて今後総務課ともきちんと整理をしてほしいなど、こう思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。

下田寛委員長

ほか、よろしいですか。

西依義規委員

非常勤特別職以外にも、例えば嘱託員の保育士の給与の問題とか、どこまで広げるかわかんないですけど、そういったものでやっぱり鳥栖市の課題を解決するために、そういった給料、非常勤特別職以外にも、もしかしたらあると思うんで、その辺まで含めて総合的に検討していただければなとは思っています。

意見です。

下田寛委員長

意見として。ありがとうございます。

ほか、よろしいですか。

今、各議員からいただきました意見というのは、もうごもっともなことだと思いますので、これ執行部の皆様としましてもしっかりと協議をしていただいて、また改めて私どもにも示していただきたいと思いますが、いかがでしょうかね。（「はい」と呼ぶ者あり）

よろしく願いいたします。

そういった形で、今、一定の結論ということで、また今後しっかり協議をさせていただくということで、今からまた進めさせていただいてよろしいでしょうか。

よろしいですか。

内川隆則委員

加えて申し上げますとね、やはり、ほんなら何で、私が議案審議のときに言ったように、何でこの2つかというふうなことが、またそこで浮かび上がるわけですよ。

だから、中村議員も言ったように、一旦総務課なら総務課の中でフィルターを通すと、いうふうなところがないと、じゃ民生委員の人たちはどぎゃんすりゃよかかというふうなことだとか、消防団の引かれたやつは——消防団の人たちは、こういう環境の中でどうなるんだというふうなことが即出てくるわけですよ。

だから、ぜひ早急にその辺のは整理をしながら、今のような意見に基づいてですね、ぜひやっていただきたいというふうに思います。

下田寛委員長

各部をまたぐ問題でもありますんで、もう1回ここはしっかり執行部としても整理をしていただきたいと思いますんで、よろしく願いいたします。

それでは、議案の説明に入らせていただいてよろしいでしょうか。

それでは、引き続き説明をお願いいたします。

平川富久学校教育課長

皆さんこんにちは。学校教育課長を拝命しております平川でございます。

きょうはよろしくお願ひいたします。

それでは、座って御説明させていただきます。

では、委員の皆さん（発言する者あり）

小石弘和委員

ちょっとですね委員長、審査をね、結局、今審査に入るといふような形ですけど、これ審査に必要な、私書類が、要するに必要なだと思うので、まず書類を提出していただきたいと思うんですけど。

下田寛委員長

書類というのは、今お話——ちょっとすいませんね、課長。

今、お話しいただいた非常勤特別職がどこまでかかるのかとか、そういう話ですかね。（「そうです」と呼ぶ者あり）

わかりました。

執行部、そこ資料の準備、条例に係る職がどこまであるのかということですね。

小石弘和委員

そいけん、まずは、特別職報酬額の一覧表ってあるんですよ。それをまず提出していただきたいと思います。

特別職の報酬一覧表っていうなことがありますので。

松隈清之委員

先ほど冒頭の議論もございましたんで、全体的な報酬の見直しに関しては、それはそれとして執行部のほうもちょっと考えていただくとしてですよ、今回は2つ上がってますんで、これの審査を基本的にやると。

その後については、先ほど中村委員からもございましたように総務課で整理をするのか各担当課で整理していくのかっていうのを執行部から回答いただいて、仮に各担当課のほうで整理していくということであれば、それぞれ常任委員会の中で閉会中になるのかわかりませんが、常任委員会の中でそれぞれ担当課とお話をしながら詰めていただくっていう形で。

この連合審査、あくまでこの2つあるから2つの担当する委員会を呼んでいるんですよ。

全部になると、じゃその全部を呼ぶ審査とかになってきますんで、今回に関しては上がってる2つに関して説明と質疑を中心に進めていきたいと思いますが。

小石弘和委員

いや、これ、その報酬額の一覧表を提出されてもいいんじゃないですか。これ、参考程度で要するにするんですから。

ほんなら、例えば交通安全指導員の10市の平成29年度末の、結局、報酬額と。結局、交通安全の指導員の数とかですね。要するに、他市と比較せんと、結局できないと思うんですけどね。

まず、この書類を出していただくようなことを要するにお願いをしているわけですよ。

下田寛委員長

ちょっと休憩入れていいですか。

午前11時8分休憩



午前11時11分開議

下田寛委員長

では、再開します。

いいですかね、ちょっと整理しますんで。

今、小石議員から要望がありました鳥栖市非常勤特別職の、この条例に係る職と報酬についての資料については提出をいただくということで、よろしくをお願いします。

いいですかね。

それでは平川課長、説明をお願いします。

平川富久学校教育課長

それでは、御説明申し上げますので御審査のほどよろしくお願いいたします。

委員の皆様のお机のほうに、総務文教常任委員会・建設常任委員会連合審査会資料、A3判1枚の物をお配りしているかと思っておりますので、ごらんいただきながら説明をさせていただきます。

議案甲第1号 鳥栖市非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

1、改正内容としましては、学校運営協議会委員の報酬額の設定についてお諮りしております。

改正理由といたしましては、これからの学校は開かれた学校からさらに一歩踏み出し、地

域でどのような子供たちを育てていくのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを学校と保護者、地域、教育委員会とが共有し、地域の特性を踏まえ、地域と一体となって子供たちを育てていく、地域とともにある学校へと転換を考える必要があると思っております。

コミュニティ・スクールは、この地域とともにある学校を目指し、学校と地域保護者との信頼関係を深めるとともに、学校と地域とが教育力を高め、子供の豊かな学びと育ちの環境づくりを行うことが目的でございます。

本市におきましては、地域とともにある学校づくりを目指すため、小中一貫教育のパイオニアであります基里小学校及び基里中学校において平成30年度より学校運営協議会制度を導入する予定でございます。

導入するに当たり、それぞれに学校運営協議会を置き、学校関係者以外の委員を5名ずつお願いすることとしております。

初めての導入に伴い、先進地区の取り組み状況を調べましたところ、各自治体、教育委員会の考え方はそれぞれで、報酬額についてもさまざまございました。全くのボランティアということで、無償とする自治体もございまして、額を決めている自治体もございます。

そこで、本市としまして、考え方を次のように整理をしたところでございます。

学校運営協議会委員は、地方公務員法第3条第3項第2号に定める特別職に該当するため、その報酬額を地方自治法第203条の2第4項の規定により条例で定める必要があり、今回、鳥栖市非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例、別表に学校運営協議会委員として報酬額を設定するものでございます。

額の算定に当たりましては、学校評議員の報酬が日額5,700円でございますので、これを根拠といたしまして、各学期ごとに協議会を開催することに加え、年度末に次年度の学校計画案についてしっかりと協議していただくこととして、年4回を想定し2万2,800円としたものでございます。

加えて、学校運営協議会委員は、一定の権限を持って対象学校運営全般について、年間を通して関与していただくことから年額としております。

以上でございます。

下田寛委員長

じゃあ、もう続いて行きましょうか。

小柳秀和維持管理課長

おはようございます。

維持管理課の小柳でございます。

座って説明をさせていただきます。

続きまして、条例案につきましては議案書の1ページ、合わせまして条例案等参考資料1ページ、2ページのほうをお願いいたします。

まず、条例改正の主な理由につきましては、交通安全指導員の待遇を改善することで今後の担い手の確保を行い、交通安全の確保に努めたいことが目的でございます。

また、本市の交通安全指導員の活動内容に応じた報酬額が、県内10市の状況と比較しまして、活動の類似する伊万里市との開きがございましたので、伊万里市の金額を参考とし条例の改正をさせていただいているところでございます。

以上、説明とさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

先ほど、お話がありました資料を今から配付させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

下田寛委員長

お願いします。

〔資料配付〕

説明は以上ですかね。

それでは執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

なお、質疑につきましては、まずは学校運営協議会委員の報酬のほうから受けていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。（「資料。別表が」と呼ぶ者あり）

別表、じゃあ、それもあわせて配付をお願いします。

〔資料配付〕

では、まず学校運営協議会から行きたいと思えます。

内川隆則委員

報酬の金額そのものじゃないんですが、これ新規の事業ですので、改めてその辺お聞きしたいんですかね、内容について。

ちょっと今、課長からお話があった学校評議員と学校運営協議会の境目が、私、今の説明では余りよく理解しきれなかったんですが、どういうことでしょうか。

平川富久学校教育課長

委員の御質問にお答えいたします。

先ほど言いましたA3の資料の右側の5番をごらんいただきたいと思います。

学校評議員というのは、学校長の求めに応じ、学校長が定める学校運営方針に沿った学校運営に関して意見を述べるができる委員となっております。それに対しまして、学校運営協議会委員は、学校運営基本方針を承認するという権限を持っております。

これは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6にあります。

議会の権限の一つであります。

また、学校運営協議会委員は、学校運営に関して、学校長や、あるいは教育委員会に意見を述べることもできるとなっております。それから、教育・職員の任用に関する意見も述べることもできるとなっております。

そういった、一定の権限を持って学校運営に関与することができる合議制の機関でございます。

学校評議員の場合は、校長がしていることに意見を言うだけですけれども、学校運営協議会委員の場合は、学校長が示す学校経営方針に対して意見を述べた上で、地域と学校と一緒に子供をつくろうというのが基本にありますので、それを承認していくという違いがございます。

それから、任命に関しましては、鳥栖市の場合は、学校評議員は学校長の推薦により設置者、つまり市長が委嘱をすることにしております。学校運営協議会委員につきましては、教育委員会が定める規則に基づいて教育委員会が任命するというふうになっております。

役割に関しましては、先ほど述べた内容でございます。

以上でございます。

内川隆則委員

わかりました。

あと、メンバー、評議員のメンバーと運営協議会のメンバーっちゅうか、数ですね、人数。それと、年間の回数、それぞれ教えてください。

平川富久学校教育課長

人数につきましては、学校評議員は各学校5名、毎年お願いしております。学校運営協議会につきましては、平成30年度からですが、各学校5名ずつを予定しております。

学校評議員会、校長が委員に意見を求める回数でございますが、これは各学校、年間3回でございます。それから、学校運営協議会のほうは、各学期ごとの3回及び――先ほど言いましたように、学校運営方針案を協議していただいて、承認していただく必要がございますので、その会議を一つ加えまして、年間4回と想定をしておるところでございます。

小石弘和委員

これ、この任命はですね、誰が、どういうふうな形でやるかということ。

平川富久学校教育課長

規則に基づきまして、教育委員会が行うこととしております。

誰がということとは、委員の中の誰かということでございますか。（発言する者あり）

教育委員会が任命するということに規則で決めております。

下田寛委員長

小石委員、よろしいですか。（「いいです」と呼ぶ者あり）

池田利幸委員

すいません、ちょっと勉強不足で教えていただきたいんですけど、任命等っていうところの学校評議員、各5名で書かれています。

学校運営協議会、これ、メンバーまた5人っていうことで、保護者、地域住民、対象学校の校長、対象学校の教職員、学識経験者ってなっているってことは、ここから1名ずつまず出されるということですか。

それと、あと、今までの学校評議員のメンバーの構成というのはどうなっていたんですか。

平川富久学校教育課長

まず、学校運営協議会委員の、ここに等と書いてある例でございますが、等という言葉であれですが、学校の関係者以外に5名ということでございます。

学校長、それから学校の教職員を除いて、地域の方、保護者の方、学識経験者の方、そのほか地域の企業の方とか、学校区によって若干その辺は差がありますけれども、学校の教職員以外から5名というふうにしております。

それから、学校評議員の5名につきましては、学校の経験者であったりとか、民生委員であったりとか、それから地域のいろいろな活動をしてある方、子供の見守り隊の方とか学校によってさまざまでございます。

以上でございます。

池田利幸委員

すいません、そしたら、学校運営協議会に新たに選ばれる方も、大体その辺からされるということの認識でよろしいのでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

わかりました。ありがとうございます。

尼寺省悟委員

この件について、一般質問の中でも非常にこれ、すばらしいんだというようなことを言われつつありますが、それやったら何で、基里だけなのかと、なぜもっとほかのところやらないのかということと、もう一つ、違いですよね。学校評議員と学校運営協議会の違い。さっき言われたけれども、意見を述べることができる。

片方では承認を得ることができると言われたんやけれども、どうもいま一つね、イメージとして、もちろん学校評議員にいろんな形の限界があったから、運営協議会であればそれを突破できるということだろうと思うんやけどね。

何かいま一つ、その運営協議会になったら本当に開かれた学校から一步踏み出すっちゃう

ことがね、できるのかなあっちゅうのが、ちょっとその辺がいま一つ、イメージとしてわからないんですけどね。ちょっとその辺を。

平川富久学校教育課長

基里小・中学校だけなのはなぜかというお尋ねでございますが、基里小・中学校は、先ほども申しましたように鳥栖市が小中一貫教育を始めた最初の学校でございます。

そこで、その成果も基里小・中学校上げてきておりますが、さらに地域とともに、地域の中の学校と。地域の中で子供たちを育てていく。

今も、いろいろ御協力はいただいておりますが、さらに地域の方々にもそういう意識を持って育てていただきたいというところで、基里小・中学校にお願いをしたところでございます。

基里小・中学校を皮切りにですね、個々の学校運営協議会制度を実際に行うことで、いろいろな課題、それから成果、そういうものが出てくるだろうというふうに思います。

それをもとに、市内の小中学校のほうに広げていきたいという考えは持っております。

以上でございます。

下田寛委員長

あと、開かれた学校のイメージってところですかね。

平川富久学校教育課長

失礼いたしました。

先ほど説明したとおりではあります、学校評議員さんというのは、先ほど言いましたように、学校でこういう活動をしています、こういうふうな子供たちを育てています、こういう体験活動をしていますなどの説明を学校長から学期ごとにして、それについて、これはいいアイデアですねと、いい活動ですねというような意見をいただいたり。こうしたらもっとよくなると思いますけどいかがでしょうかというような意見をいただいたり、地域の方からこういう意見ございますがどうでしょうかというようなアドバイスをいただいたりすることは、学校評議員会の中でよくありました。

また、学校の行事にも来賓として御案内をして、時間の都合がつくときは来ていただいて、授業参観とか学校行事に参加していただいたりして、学校の子供たちの様子を見ていただくことはよくあって、それについて、感想とか御意見をいただくことはありました。

学校運営協議会の場合は、そもそも学校が、学校長が考える学校経営方針について、地域ではこういう課題があるとか、こういうことが困っているとか、あるいは、こういうふうな子供たちを育ててほしいとかそういう意見を言っていて、学校経営方針を校長が責任を持って決めますが、地域の意見として考えて、地域のことも考えながら学校経営方針を一ちよっと言葉が不適切かもしれませんが——一緒につくっていく、そのようなイメージが

あります。

学校でできること、できないこともございますので、その辺は熟議と。この学校運営協議会をする中で言われますけれども、よく話し合っ、学校の状況、地域の状況等を踏まえて学校経営方針を御承認いただくということがまず第一でございます。

学校評議員は意見は申しますけれども、その学校経営方針の中に、それを強く求めたりというところまではございません。

あと、先ほど言いましたように学校運営に関する意見も、学校長または教育委員会のほうにも述べられるようになっておりますし、教職員の任用についても述べるようになっております。

ただ、学校運営に関する意見や、それから教職員の任用に関する意見を述べるができるのは任意となっております。学校経営方針の基本方針の承認については必須となっております。

以上でございます。

下田寛委員長

よろしいですか。

久保山博幸委員

本市の場合は、小中一貫教育というのが大きな特徴なんですけど、今回、基里小学校・中学校、1校ずつなんですけど、やっぱりその協議会同士の、当然、連携も必要になってくると思うんですね。

そういう中で、どういった形で小学校の運営協議会と中学校の運営協議会が一貫して、できれば会議が年4回となっておりますけど、その4回を合同でやるのか。

個別にやって1回ぐらいは合同で、お互いの学校運営について、それは全体でやっぱり小中一貫をやっていく上では必要なのかなと思うんですが、そのあたりはどういうふうに考えてありますか。

平川富久学校教育課長

委員の御指摘のとおりでございます。

基里小・中学校区は、小学校1校、中学校1校、他の中学校区は、小学校が数校あって中学校は1校というふうに、また、児童数も五、六百人のところから、2,000人を超えるような中学校区もございます。

その中学校区の独自性といいますか特徴というのもございますので、基里小・中の場合は、1小1中学校ですので、4回の学校運営協議会の中で、学校運営協議会の話の中で、これは地域で育てる小学校も中学校もというようなところで、じゃ次回は一緒にこの議題について

話をしてみようということが出てくることは十分想定をしているところでございます。

以上でございます。

下田寛委員長

よろしいですか。

西依義規委員

これ、任期は何年なのか。再任はどこまでなのか。

ちょっと危惧するのは、やっぱり地域の方々の、地域住民という方々が、いろんな方々の意見を入れながら運営したほうが僕は理想的だと思うんで、その辺の再任とかそういうのがあるのか。

それとあと、一番下の役割に実行部隊とありますけど、実行部隊であるからには、何で学校評議員の報酬と同じなのかがちょっとよくわからん。実行部隊ならもっと責任があって、もっと活動が活発になれば謝金以上の報酬もあり得るのかなと思います。

あと、それに応じて、費用弁償とかほかにいろんな運営協議会で、またどっかに視察に行ったりとか、いろんなほかの活動に対してもつけていくのか。

それとも、上限、何したって2万2,800円という規定なのか、3つお願いします。

平川富久学校教育課長

ありがとうございます。

委員の御質問にお答えします。

委員の任期につきましては、当該日が属する年度の末日までとしておりますので1年と。再任は妨げないというふうにしておるところでございます。

それから、実行部隊のお話を出していただきましたが、学校運営協議会の中で、先ほど言いましたように、学校運営に関する意見、いろいろいただくかと思えます。そこで、例えば、例えばでございます。学校の環境整備をもう少しして、子供たちにいい環境で学習をさせたいというようなことになれば、当然、そこに人手が要ったりするかもしれません。そういうときに、学校運営協議会委員の方々が、あるいは学校も一緒になって人を探したりして学校のほうに来ていただくようなことも想定はされるかと思えます。

ただ、初年度でありまして、今回のところは、先ほど申しましたように、学校評議員の日額5,700円をベースといたしまして、4回の会議という算定をしておりますので2万2,800円。そして、先ほど言いました、一定の権限を持って学校に年間かかわっていただくというところで2万2,800円という、年額という扱いをしているところでございます。

今後、委員が御指摘いただいたような研修会であったりとか、視察であったりとか、そういう必要も出てくるかもしれませんが、1年間の活動を検証いたしまして、また考えていき

たいというふうに思っているところでございます。

西依義規委員

すいません。

任期については書いてあったらしくて、すいませんでした。(発言する者あり)

任期でしょう。

下田寛委員長

費用だけです、書いてあるの。

西依義規委員

ああ、すいません。

じゃあ、もう一つ具体的な話、ちょっと1個いいですか。

例えば、学校敷地内で今度イベントをしたいと。その場合、災害もあるんでたき火をした
いと、火を。

今までだったら校長先生が、いや、ちょっとたき火はねえって言うたら、もうそれでだめ
なんですね。だけど、これから、例えば運営協議会のほうで協議していただいて、地域の方
の御意見も聞きながら、やっぱり開かれた学校ならたき火はいいだろうという場合は、その
場合の校長権限は変わってくるのか、それとも今までなのかっていう、ちょっと具体的な。

平川富久学校教育課長

具体的な御指摘でございますけれども、そのたき火がいろんな法律とか規則とかにどうか
かわるのか、ちょっと私も不勉強で把握しておりませんが、まずそういうことに、きちっと
適合していかなければいけないかなというふうに思っております。

あと、安全性の確保だとか、そういうことで学校ではちょっとできなかったけれども、そ
ういう地域の方とか保護者の方とか、そういうことで確保できるということであれば可能で
あるかもしれません。

学校、その状況等によって、私今のところ、何とも明確なお答えはできませんけれども、
たき火がいいのかどうか、その辺の消防法とかいろんな関連法令等もあったと思いますので、
その辺につきまして調べてからではないと学校長も判断ができないところもあるかもしれま
せん。

お答えになっているかどうか、申しわけございません。

天野昌明教育長

今の件が、ちょっといろいろ私も昔をよぎっておりますけど、結局、例えば弥生が丘小学
校で、開校したときに体育館で物を食べていいかということが出たときに、ここは絶対でき
ませんよということで、もう校長判断で全てを、全部やっていたと。トップダウンで全てや

っていたという状況がありました。

しかし、保護者の中からは、やっぱり食べる機会をつくってほしいということもいろいろあったわけなんですね。

結局、最終的には、私がいる間はだめですよということで通しました。

しかし、今後の方向とかいうのは、今言ったように校長のほうがこういうことを出して、学校運営協議会の方々に話をして、意見をもらいながら、そしてみんなで決めて、いいんじゃないですかって、そうですねっていう形で、そこら辺のところで協議しながら話の中身は決まっていくんじゃないかなというふうに思っていますので。

やはり、その地域の皆様方の考え方を受けながら、それを代表して来ていただいていますので、そういう意味で幅広く対応していけるんじゃないかなというふうに思っています。

それで、きょうは本当に、こういう学校運営協議会の協議の場をこうして持っていただいたこと、まず本当にありがたいなというふうに思っています。

私が、一番これで今思っているのは、基里小についても基里中にしても、こんなことをやりたいという思いがものすごくあります。

例えば、基里小の場合は、安全、安心な登校指導を、そういうところを中心にやっていきたいとかいろいろな思いがあるんですけども、こういったことを学校運営協議会の場を出して、皆さんが案を出していただいて、その支援をしていただくとか、そういうことがまず一番口に、この前、一般質問の中でもちょっと答弁をしましたけれども、そういうことが最初、スタートでありまして。

実際、学校運営の中に、例えば教育課程を承認するとか、もちろんそういうのもありますし、やっていくんですけど、一番はやっぱり、学校の応援団としてこれから小中一貫にしても教科「日本語」にしても、やっていく上で、いろんな意味でお手伝いをさせていただきたいとか、いろいろ積極的な御意見をいただきたいというところが、そのスタートのところ。

次の一手として、私はコミュニティ・スクールが必要じゃないかなというふうに思いました。

もう一つは、やっぱりこれも一般質問の中で答えたんですけども、やっぱり校長が変わっていくと学校が変わるんですね。そこで目指す姿も変わってきます。

それは、その校長先生方の思いも持っておられるし、その中にやっぱり地域でこんな学校にしたい、こんな学校を目指したいという地域の方々の思いもあるんですね。

そういうところは、やっぱりこのコミュニティーが物を言うじゃないかなというふうに思っています。

だから、コミュニティーでこういう学校にやっていきたいよっていったときは、校長先生

方とも話を聞いて、そんな学校としてみんなでやっていこうっていうところを、そこはぶれないようにということでやっていきたいというふうに思っています。

すいません、以上でございます。

下田寛委員長

よろしいですか。

ほかに。

伊藤克也委員

ありがとうございます。

西依議員の質問とちょっとかぶるかもしれませんが、金額の決定方法についてお尋ねをいたします。

先ほどの説明中には、ボランティアからいろんな先行事例の調査をされて、5,700円をベースにされて年額2万2,800円という金額を決定されたということだったんですね。

それで、ボランティア、例えば0円から最高額どれぐらいまでの、その調査の中であって、こういう金額を設定する。恐らく、ベースは、学校評議員が5,700円だったんで役割がふえる割には——増額しても、一般的にはいいのかなというふうな思いもあるんですけども、これがベースになったと思うんです。

そういった、教育委員会の中でどういった決定方法というか、過程の中でどういった議論がなされたのかを教えていただければと思います。

それともう一点が、いろんな運営協議会になっていくと地域とのかかわりがより密になっていくということは、今説明あったとおりでというふうに思うんですね。

それで、父兄さんとのやりとりの中で、一番父兄が目にするのは、PTA総会等が皆さんの意見を聞いたりとか、そういう機会が、目に触れる機会が多いと思うんですが、PTA総会とかっていうところと学校運営協議会とどういうふうに——普段からもちろんかかわって、密にかかわって行かれるとは思いますが、その総会等についてどういうふうにかかわって行かれるのかなというふうなところを、ちょっと教えていただければと思います。

平川富久学校教育課長

額の設定につきまして、委員会の中での協議の内容についてというお話がありましたが、こちらも他市町の状況等をまとめたものがございますので、お配りをさせていただいてよろしいでしょうか。

下田寛委員長

お願いします。（「済みません。出すタイミングがありませんで、申し訳ありません。矢継ぎ早の御質問にお答えするだけで、気が回らずに申しわけございません」と呼ぶ者あり）

〔資料配付〕

もし、まだほかに資料がありましたら、提出いただけるとありがたいですけど。

平川富久学校教育課長

冒頭の説明でも申しましたように、ごらんいただいてわかるように無報酬のところもありますし、年間5,000円のところもありますし、1回5,700円、日額6,500円等さまざまでございます。平均をとるとかということがなかなか難しい状況でございました。

そこで、それなら無報酬でもいいんじゃないかという御意見もあろうかとは思いますが、先ほど言いましたように、学校のために、そして地域で子供たちを育てるところで、何かしらの報酬、またこれは文科省のほうからも、先ほど言いましたように、市の非常勤特別職に当たるという見解も示されているところから、私どもとしましては、算定基準となるところはやはり学校評議員の日額報酬ではないかというところから、あと会合としては4回を想定できるというところで、先ほど申しました2万2,800円、そして年間を通して、先ほど言いましたような権限を持ってかかわっていただくということで年額とさせていただいたところでございます。

それから、2つ目の御質問のPTA総会等ということでございますが、保護者の願いとか思いとか、そういうことについては、PTAの会合とか、あるいは総会等でもお伺いしております。

ただ、地域の声を聞くと、保護者はそうだけれども地域としてはこうなんだという、また別の視点からの意見もあろうかと思えます。

ですから、こういうふうなコミュニティ・スクールの制度を取り入れていきますということは一般質問でもお答えしたように、いろんな会合の場であったり、ホームページの場であったり、学校だよりであったりして、広げていながら、なかなかそのコンセンサスを取るところから始まるのかなあというふうに思っておりますが、できるだけ、今申し上げたようなことをいろいろな会合の場、PTAの場等でお話をして、そして、御理解をいただいて、スムーズな実施ができるようにと考えているところでございます。(発言する者あり)

そうですね。

すいません、学校運営協議会委員の中にPTAの役員の方も入っていただくことは、十分考えているところでございます。

以上でございます。

下田寛委員長

よろしいですか。

中村直人委員

学校評議員は、今まで議員は入らないと、入ってもらわないという方向でしたので、学校運営協議会員も多分そうだろうと思いますが——それはそれでいいです。

今、非常に気になったのは2万2,800円を年額やると、それは、当初だから見て、また今後するという、極論すればそういった話だろうと思うんだけど、じゃ4回するか5回するかはわからないわけだから、じゃ日額5,700円と決めとけば、何回しようともその分は予算できるわけですよ。

それなのか、予算の範囲内で必要に応じてやれる、市長がまた別に定めると、こういったものもありますから、そういった方向になぜならなかったのか。

そこに、この年額幾らという、決定しなきゃならない根拠、これちょっと見えないんで、わからないわけだけれども。日額5,700円にしとけば、先ほど言われるようにいろんなことがあってもできるだろうし、年額2万2,800円にしたらそこで、1回しようが4回しようがなるわけですね。

だからそこら辺の、やはり予算の範囲内の市長が別に定めることだとか、日額5,700円だとかできるんだけど、今4回するから2万2,800円なんだと、こう決めつけなきゃいけない根拠は何だったのかというのを明確にしてほしいと思う。（「委員長、あわせて同じようなことなんで一緒に聞いて、一緒に答えをもらえればいいと思うんですけど」と呼ぶ者あり）

松隈清之委員

先ほどね、僕も思ってたんですよ。責任は何か重くなるような感じなんだけど、回数ふえた分しか報酬はふえてないんですよ。

ただ、これ見ると費用弁償で日当が出るじゃないですか。

出るんですよ2,200円。

〔発言する者なし〕

えっ、出るんですよ。（発言する者あり）

あれ、僕、見てるのが、条例案等参考資料の2ページなんですけど、改正案のところ、今までなかったんですよ、学校運営協議会委員は。

それで、年額2万2,800円で、この費用弁償のところの日当2,200円で、下、点々になるんで、日当が出るのかなと思ったんですよ。

そうするとね、何回やっても日当が出るということになるんだけど、ただ、そうすると、何回やってもその2,200円の日当は出るんだけど、そうすると3回が4回になった、5,700円が4回分になってけん2万2,800円に報酬をしたっていう根拠もちょっとあやふやなんです。そもそも、幾らが適正なのかもよくわかんないんだけど。

だけん、そこら辺をどう整理されたのかをちょっとあわせて御答弁をいただきたいと思

って。

下田寛委員長

答弁できますか。

ちょっと休憩入れましょうか。

ちょっと休憩入れます。

午前11時50分休憩



午前11時51分開議

下田寛委員長

再開します。

白水隆弘教育次長

資料に基づきまして御説明を申し上げます。

改正後の資料につきまして、費用弁償の案件でございますけれども、これにつきましては私どもと同様ということで、市外に出張に行ってください場合の費用弁償を掲載させていただいております。

以上でございます。（「ほかのと一緒に、さっきの質問の」と呼ぶ者あり）

失礼しました。

日額5,700円の4回というところでございますが、4回という数字が非常に踊っておるようでございますが、一応4回分相当ということで御提案をさせていただいているところでございます。

これは、まずは先ほど来、課長が申し上げましたように、学期ごとには必ずサーバランスの必要が当然出てくるでしょうと、決めたことに対してですね——ということが一つ。

それともう一つが、最低でも次年度の作成にはかかわっていただかなければいけないと。そういうことでもう一回。次年度のときにもう一回かかわっていただくときに、当然複数年度、複数回開催していきまると前回の反省点を踏まえて次回へ反映させていくというようなことが考えられますので、最低でも年4回分は必要であろうということで、年額して今回御提示をさせていただいたところでございます。

また、中の作業量、事務量それから立場の重い、軽いといったものにつきましては、確か

に責任は自分たちで決めると。

そして自分たちで実行していくという部分でございますので、これ現在の評議員よりは学校にかかわっていただく思いとか、そういったものは重くなってまいると考えておりますけれども、先ほど御答弁を申し上げましたように、今回初めてのケースでございます、今御提示しておりますように、そこそこでさまざま、ばらばらでございます。

私どもとしましては、先ほど申しましたように、今、学校評議員、年3回程度活動していただいておりますけれども、その費用をベースとさせていただきましてですね、今申し上げましたように最低でも年4回はかかわっていただかなければならないことがあるであろうということで、申し訳ございませんが、その最低ラインのところ額を算定をさせていただいているところでございます。これも年間通じてということで。

どなたが、皆さんに集まって会合するのではなくて、ある委員がお見えになってまたある委員会を開くといったものも、当然途中途中で出てくると思いますので、そのように一応年額ということでさせていただいているところでございます。

お答えになってないかなと思いますが、以上でございます。

松隈清之委員

だから、最低じゃないですか。

例えば、どういう形で開催権限があるのかわかんないですよ。

例えば、委員さんの中から、ある地域のこととか学校と地域のかかわりごとについてテーマがあって、これは、ちょっともう一回開こうよと、来月開こうよって言ったら、いや、それはもううちは4回しか開かんことになつとるけん、じゃあ、それは次の機会に、定例のね、機会までやりませんと言うのか。

そういう、積極的にかかわってくれと言う割にはね、1回の話で全部片がつくかどうかともわからん、それぞれ代表で、保護者の代表とか地域の代表とか言われるけど、そこで全部判断していかどうかもわかんないじゃないですか。

そうすると、じゃほかの方の意見も聞いてとかっていうときにね、もう4回分の報酬みたいな感じでなると、いや、もうあんまり来てもらおうと報酬額もね、4回分しか取ってないけんってなるとちょっと逆に抑えるような感じになっちゃうし。

理念として言われる、目標として言われる活発な議論とね、報酬の設定、先ほど中村委員も言われるように、いや、積極的にかかわってくれるなら1回幾らのほうがね、遠慮せずに行けるやんかっていう議論、あると思うんですよ。

例えばね、保護者代表、この方女性の方が仮に来とったと、旦那の転勤で途中でいなくなりましたと。それ例えば、最後の会が開かれるちょっと前に。すると欠員になりますよね。

あるいは、年度途中やったらまた新たな人お願いしようと、あと2回ぐらいある。でも年額やけん、報酬一緒じゃないですか。

いろんなケース考えられるんで、中村委員言われるようにね、回数も柔軟に対応できるようなやり方っていうのもよかったのかなと僕も思いますね。

下田寛委員長

意見ですか。

松隈清之委員

はい、もうだって出とるけん。

まだ1回目のところだから、今後またいろんな改善がされることを。

天野昌明教育長

まさに、今言われるとおりにんですよ。

結局、やっぱり4回で済むわけがないんですよ——と私は思っています。

だから、やっぱり今言われたように、ちょっと気になることがあるけん学校に来て校長さんと話をするとか、何人か集めてちょっと話し合いをしてっていうようなことも出てくると思うので、結局4回というのは、今言ったように、次長が話しをしたように算定するとき3回じゃ少ないけど、4回は最低するからということの学校評議員のところから持ってきたということで、本当言うと、やっぱりこういうふうな仕事っていうのはボランティアでしていただくことが多いんですよ。だから、無報酬というふうな形、例えば下関市あたりはもう無報酬で、地域コーディネーターの方にお金をつけるという形をとっておりました。そういうやり方もあると。

私も地域コーディネーターの方がもう大変だからっていうこともあるんですけども、そういうことでボランティアでされる方も多いただろうということも含めて最低ラインを決めて、そして年間何回来ていただいても、もう今言われる途中で空席になったりすることもあるかもわかりませんが、一応年会費ということにさせていただいて、そしてあとはもう学校、一生懸命学校へ協力しようという方々の声を大切にながらやっていきたいというふうに思っております。

まさに、言われるとおりとところが大きなポイントだというふうに思っています。

今後、そういうことも含めて基里小・中学校でやりますので、これをしっかり検証して、私としては、やっぱり近々全部、12校に広げていきたいという思いもありますけど、まずは基里小・中、今言った分も含めていろんなことを出させていただいて、そして新しい一つの方向をつくっていきたいというふうに思っています。

以上です。

飛松妙子委員

もう、ほとんど議論が尽くされる中で、すいません最後に一言。

今、教育長からも熱い思いを述べていただいて、まさにチーム学校としての取り組みをやっているということだろうと、私も理解をしております。

そこで、基里小・中学校がモデル校としてこれを成功させていきたいと、また課題も多々出てくると思いますので、改善して次の学校に広めていくってことだと思います。

その中で、メンバー構成ですね、ぜひともジェンダーっていうところでも女性の役割が非常に大切な点もあると思いますので、そのこともあわせてよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

竹下繁己委員

すいません、確認ですけど、これ学校長と教職員も報酬が発生するのかの確認と、任命権は教育委員会が任命しますが罷免権といえますか、任期は1年で再任を妨げないと、これもすごく危ないんですよ。

力の強いおいちゃん、声のでかいおいちゃんがずうっと居座ってですね、7年も8年もやって、学校長が思いを持って、新しい校長こられた。

例えば、1列になって登校させますとか、馬鹿が、そがんことはお前、させらるっか、楽しく登校させるように今まで俺たちはしてきたけんが絶対させんとか、そういうふうになっちゃうと思うんですよ。学校長のやりたいことがやれないようになるんじゃないかなとちょっと危惧しているんですけども。

それと、今までは評議員が学校を評価するということで緊張感を持った学校運営をされていたと思うんですよ、校長が。これ、みんなで話し合ってやっていきましょうと。

ちょっと、襟がゆるむのかなあということで、何かこう、この学校運営協議会の評価はどこがするのか、3点お願いします。

平川富久学校教育課長

まず、学校関係者の、この委員に報酬は発生するのかというのはもちろん発生いたしません。学校外の委員さんの報酬のみでございます。

2点目ですが、委員の解任等につきましては、規則の上で、本人から辞任の申し出があった場合、それから守秘義務を課しておりますので、守秘義務に違反があった場合、その他解任に相当する事由が認められる場合ということで、解任をすることができるようにしております。

それから、学校運営に関して、学校運営に関しての評価は学校運営協議会委員が行います。学校運営協議会そのものがどうなのかという評価につきましては、それは地域の方であった

まず、そういう目的で報酬額を改定したいと考えております。

2点目の金額を決めた根拠につきましては、午前中にお配りしております資料にもありますが、他市の状況を確認いたしましたところ、活動日数がほぼ同じというところで伊万里市の状況がございました。

それで、金額を確認いたしましたところ、伊万里市の場合は、条例で月額と決まっております。予算の範囲内において任命権者の定める額というふうになっております。

一応、金額を確認いたしましたところ、月額1万2,400円ということで聞き取りができましたので、年額に直しますと13万6,800円となりましたので、その金額に合わせたいというところで改正をお願いしているところでございます。

小石弘和委員

納得はできないですよ。

これ、伊万里市の場合は35人ですよ、35人。鳥栖市は64人ですよ。

ただ、金額だけでね、これを要するに決めるというようなことは、差額は4万8,800円ですよ。55%のアップですよ。今のベアでも3.2%が要するにいっぱいなんですよ。

そういうふうな点を、どういうふうにな、どこでどういうふうに起案して出したかというようなことを要するに説明くださいよ。

小柳秀和維持管理課長

他市の状況を参考としながら庁内で協議をいたしまして、上げるということで条例を出させていただいておるところでございます。

小石弘和委員

納得はできん。

余りに上げ幅が太い。

じゃあ、お聞きしますけど、これ伊万里市の場合は13万6,800円というふうなところはいつの時点から要するになっているわけですか。

そして、鳥栖市のね、8万8,000円はいつから8万8,000円になっているんですか。それ以前は幾らやったんですか。

下田寛委員長

答弁できますか。

小柳秀和維持管理課長

8万8,000円につきましては、平成15年4月からなっております。

それと、伊万里市に確認いたしましたところ、先ほどもちょっと条例のお話で、予算内において任命権者の定める額というところで額を出されておりますので、条例上の改定という

のが確認できておりませんでした。

それで、予算部分については、すぐにはわからなかったのが現時点ではちょっとわからない状況でございます。

小石弘和委員

じゃあ、13万6,800円は、いつの時点から伊万里市が出しているっちなことはわからないというふうなことですか。

じゃあ、その鳥栖市の8万8,000円はいつからですか。

小柳秀和維持管理課長

平成15年4月に8万8,000円となっております、その前が、平成13年4月が9万円ございました。

そして、平成15年に、先ほども冒頭お話がございました人事院勧告等に伴いまして減額された形で8万8,000円という形になったのが平成15年4月でございます。

小石弘和委員

ちょっとおかしいんじゃないですか。

9万円が減額されて8万8,000円に、平成15年になっているんですよ。それをね、4万8,000円も上げるといふうなことは法外じゃないですか。

この、上げる金額の根拠を示しなさいよ。

小柳秀和維持管理課長

繰り返しになりますが、伊万里市が鳥栖市に一番近い活動状況ということでございましたので、伊万里市に合わせたいというところを根拠とさせていただきます。

小石弘和委員

ただね、そういうふうな状況、あなた現地も見たことないんでしょう。聞き取りだけでこういうふうな根拠を決めたんでしょうもん。

それ根拠じゃないですよ。

小柳秀和維持管理課長

確かに、伊万里市の現場を見に行ったことはございません。

以上でございます。

小石弘和委員

じゃあこれ、いつごろ起案したんですか。

そして、庁内協議されたんですか。その経過を要するに言ってくださいよ。

小柳秀和維持管理課長

お待たせいたしました。

10月に協議をいたしまして、12月に議案を出すということの起案を起こしております。

小石弘和委員

平成何年にやったんですか。

平成何年何月に何回、どういうふうな経緯で、要するに会議をやったと。

小柳秀和維持管理課長

平成29年10月4日に、市長、副市長、総務部長と、あと関係する課長と産業経済部長と維持管理課で、交通安全指導員の報酬についてということで協議をいたしております。

その中で、報酬について増額するというところで了承を得たところでございます。

その後、平成29年12月21日付で起案を行いまして、例規集にもございますが、法制審査委員会宛てに審査の依頼を行っております。

以上でございます。

小石弘和委員

その、諮問したと、それは市から要するにやったんですか。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

法制審査委員会につきましては、内部組織でございまして、法制に係る審査を行う組織でございます。

小石弘和委員

これ、人勧で一応9万円から8万8,000円に減額されているんですよ、ね。それを勝手にね、庁内でできるからといってですよ、要するに改訂しとるんじゃないですか。

市会議員の報酬も全部下がっているんですよ。

松隈清之委員

それと、今の質問と合わせてお答えいただいているんですけど、まず報酬が、一時期あるタイミングで下がったというのは承知をしとるんですけども、今回言われるように大きく上がっていると。

それが、要はそもそもの水準に問題があるという認識に立ってその水準の見直しを図ったということで、これということなのか。さっき、理由でも言われたけれども、本当はこの金額のまま続けてもいいのかもしれないけれども、担い手がいないと。こんな金額ではやってられないよ、というような状況が出てきて変えたのか。

その流れっていうのは御説明できますかね。

徳淵英樹維持管理課維持管理係長

御質問にお答えさせていただきます。

まず、指導員さんの活動内容に大きく差があるということの一番の理由といたしましては、

子供さんたちの登校日の交通安全の指導を、子供さんが通学される日、毎日されているのが伊万里市さんと鳥栖市だけになっております。

それ以外の市につきましては、多い所で週1回、少ないところで月3回程度というような形で、伊万里市と鳥栖市以外は大きく活動内容が少のうございます。

そういったところも勘案させていただきながら、鳥栖市としてやはり物流のまちでございますので、非常に車の交通量も多ございます。そういった観点からも、鳥栖市の交通安全指導員さんについてもその職責のほうが非常に大きいという思いがあったものですから伊万里市さんの報酬額に合わせた、ちょっと上げ幅大きゅうございますけれども13万6,800円に合わせさせていただいたところになります。

次に、指導員さんのなり手がなかなかないというお声につきましては、地区の交通対策協議会ございまして、その地区の交対協の皆様からいろいろ推薦をいただきながら、新たな指導員さんを探すような形を取っております。

そういった中で、地元のほうからもなかなか手がいないというお声をお聞きして、その中で、当然、ちょっと報酬額ももうちょっとふやせないかというようなお声もいただいております。

そういったことも総合的に勘案しまして、今回改正で上げさせていただいたところがございますけれども、上げ幅が大きいという点については、おっしゃるとおりだと思いますけれども、鳥栖市の活動内容と職責に見合った報酬額にしたいという思いで、県内でトップの伊万里市さんに合わせさせていただいたというような状況でございます。

以上です。

松隈清之委員

交通安全指導員に市が求めているのか、自主的な活動としてやられているのかっていうのを一つ確認したいのと、というのは、要はほかの、他市の状況を考えたときに、確かに活動日数が少なければ今の報酬額に見合う程度の活動日数であれば、それはそれで多分構わないんですよ。

ただ、毎日の見守りと、見守りというかね、本来はその交通安全の指導なんでしょうけど、見守りも含めた役割を今担っていただいているとするならね、こっちからの要請で毎日っていうことになっているのであればね、上げ幅が多いという意見あるんだけど、これ計算してもらおうとわかるけどね、1日当たりの金額に直していくとそれでもそんなに高くないんですよ。例えば、佐賀市でね、11万1,720円で90日でしょう、これ日額に直すと1,241円なんですよ。うちが今回の伊万里市の水準に合わせても日額621円なんですよ。

だから、活動日数が毎日ね、やってほしいということがこちら側からの要請であればやっ

ば今の水準でも決して高い、今回上げられる水準でも決して高いとは言えないし、それが、いや、自主的に交通安全指導員が毎日立っているんですよと。こっちは別に、これまでの、現行の報酬額に見合った活動だけでいいんだけども自主に立っておられるんですよっていうのであれば違うんだけど、そこはどうなんですかね。

徳淵英樹維持管理課維持管理係長

交通安全指導員の活動の日数、回数等につきましては、市のほうから特に毎日出てくれとか、そういった指示等お願いはしておりません。

ただし、交通安全指導員の皆様が地区ごとに指導員会というのをつくってありまして、その地区の中でどういった活動をしようかというふうな形でお話をされてあります。さらに、その各地区全部集めた鳥栖市全部の交通安全指導員会というのをつくっておられまして、その中でどういった活動をしていこうかということで、それぞれお話をされておられます。

その中で、子供さんの通学に関しては、毎日立って交通指導をしようというふうなお話がなされて、結果毎日立たれてあるというふうに認識しているところでございます。

以上です。

松隈清之委員

ということは、今回、仮にね、こういう見直しがないとしたら、いや、他市の事例を考えると、もうこの金額だったら、例えば60日でも100日でも、85日とか80日でもいいじゃないかとなって、立たれなくなったとしても文句は言えんちゅうことですよね。

それで、保護者の方が心配になったって言われても、今んところ、もう、よその他市の事例に合わせて交通安全指導員の方がそういう立ち方をしても、何も言えんちゅうことですよね。

徳淵英樹維持管理課維持管理係長

朝、学校に立たれる回数等につきましては、どうしても子供さんの交通安全上、やはり今毎日立たれているっていうことが一番その成果が上がっているというふうに思っております。

ただ、その回数を減らすことによって地域の子供さんの交通安全が脅かされるというような状況等も考えられますので、そこについては、もし指導員さんの活動を減らすのであれば、何らかのかわりの交通安全の対策は必要になってくるんじゃないかというふうに思っておりますので、ちょっと現時点では活動日数について、市としてどうするべきかというのがちょっとまだ持っておりませんが、一応、現状毎日立っていただいているというような形でございます。

松隈清之委員

であればね、僕は、例えばこれ伊万里市の他市の事例として、要は毎日立ってある金額を

出すってことはね、案に市のほうからこの金額で毎日立ってくださいよという意思を示すことなのかなと僕は思うわけですよ。

例えば、この金額のままだとするとね、他市の状況からもう担い手もないし、80日でやろうとか100日でやろうかってなったときには、結局別の形で予算措置してね、安全対策をせないかんっていうことになるのであれば、毎日立って顔を覚えておられる交通安全指導員の方のほうかね、むしろ安心じゃないかなと、御意見を申し上げておきます。

久保山日出男委員

よその、県内10市あります、朝のみとかよくその他の市は書いてあります。本市においては、夕方もされているんでしょうか。

小柳秀和維持管理課長

原則、朝のみでございます。

それで、朝につきましては、地域のボランティアの方、子供見守り隊の方、PTAの方も活動をされておりまして、下校時間帯につきましても地域のボランティアの方とかPTAの方とか、子供見守り隊の方に立っていただいている状況でございます。

以上でございます。

久保山日出男委員

そしたら、この表示はまずかったなと思う気がしますね、逆に。

朝は各自されているんでしょう、交通指導員さんは。

小柳秀和維持管理課長

朝、立っていただいております。

久保山日出男委員

この記入のやり方はまずかったかなと思います。

ただ、金額的には、今の状況を見たら、本当にいろんなイベントにヘルメットをかぶって指導員さん立っていただいております。子どもクラブの行事等もされているようですから、金額的には妥当ではないかなと私は思っております。

以上です。

伊藤克也委員

ありがとうございます。

私も改選後、また建設経済常任委員会にお世話になっているわけなんですね。

それで、その前2年間、建設経済常任委員会のほうでいろいろ議論をさせていただく中で、この交通安全指導員につきましては、毎年のように仕事に見合っていないんじゃないかという議論がなされていたのも事実なんですね。

私も状況を見てみますと、田代校区なんですけど、田代小学校前には必ず毎日、それから田代大官交差点にも毎日、本当に雨風関係なく立っていただいております。

というのも、弥生が丘、それから田代、自転車、歩行者、かなり多くの子供たちが通学をしておりますので、そういった環境を鑑みますとやはりもっと報酬は上げていただくというのはいいんじゃないかっていうふうな議論もさせていただいたのは事実ですし、私もそういう質問をさせていただいております。

松隈議員、おっしゃるように日掛けにするとですね、決してこの金額も高い金額ではないというふうに私自身思っておりますので、そういう気持ちでいるっていう、私の意見とか思いを述べさせていただきました。

以上です。

下田寛委員長

ほか、ございませんか。

尼寺省悟委員

ちょっと一言だけ。

これ、日にち直すと1日620円と、今までが400円と。恐らくね、1時間はやっておられるんだらうと思うんですね。

そういった意味で、何にその根拠を求めるかはなかなか難しいと思うけれども、例えば、佐賀県の最低労働賃金700円か800円ぐらいだと思いますので、そういった意味で、決して私は低くはないんじゃないかならうかなと思いますね。

下田寛委員長

御意見ということで、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

久保山博幸委員

私も意見ですけれども、私の身近に見る指導員さん、結構お祭りとか、かれこれイベントのときはやっぱり裏方で、祭りにも参加せずずっと駐車係とかされている姿を見るとやっぱりおかげさまっていうところがあるので、私この金額っていうのは、これでも安いかなっていうぐらい、これ思いとしてあります。

以上です。

下田寛委員長

御意見ということで。

小石弘和委員

金額の安い高いの問題じゃないわけですよ。

これ、ほとんど要するに220日間、自主的に出てあるんですよ、ね。結局、交通安全指導員

をするときには地区から出て、市長が委嘱するんでしょうが。その交通安全指導員の、結局いろいろ要綱があるわけですよ。毎日出れとは何も書いてないんですよ。

これは自主的に、結局やられているわけですよ、各地区の活動で。

実際、この8万8,000円からね、上げてくれっていうふうなことは地域から来たものかっていうふうなことを私言っているわけですよ。

これ、あなたたちの、結局いろいろなことでね、委員会でいろいろそういう話が出てきたり、それで結局あなたたちは調査していったんじゃないかと。それを私は言っているわけですよ。

結局、そういうふうな状況の中であるなら、もう少し庁内でね、短期間じゃなくて、ね。

結局、そういうふうなことであるなら、一般質問でも私言ったとおりに、建設経済の委員会の中で議論したと、そしてやっと報酬は上がったと、条例改正と。こういうふうな状況で金額を上げてもらうなら、人勧関係は関係ないじゃないですか。

そいけん、協議することが余りにも短かすぎてまだ調査がね、全ていってないはずですよ。

そいけん、金額の問題が同等には、高いとか安いとかなんか私は言ってないんですよ。余りにも上げ幅が、根拠がないんじゃないですかっていうふうなことを言っているわけですよ。

下田寛委員長

これは御意見として、質問ですか。（「今の思いは、結局」と呼ぶ者あり）

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

おっしゃるように、伊藤委員からもございましたように、委員会での議論というのも私も確認をさせていただいております。

その上で、先ほど言いました10月に協議をさせていただいたときに、じゃあ……、その前に、6月の一般質問で内川議員からも質問がございまして、今回の藤田議員からも一般質問ございましたとおりに個別で考えていこうというようなことで、我々のそこは確認不足でございまして、先ほどおわびを申し上げさせていただいたところです。

先ほど、小柳が言いましたように、昨年10月に協議をさせていただく中で、じゃ上げさせていただきたいという方向性をそのときに決定をさせていただいたところとございまして、じゃあ、それを幾らにするのかっていうところで、例えばじゃあ8万8,000円を月1万円の12万円にしようとかいうような案も出ましたけれども、その中でやはり我々もその根拠、先ほど小石委員もおっしゃられた根拠というところでは、活動の実態に近い伊万里市さんに合わせたほうがいいんじゃないかっていうような結論に至って、今回の御審議ということでお願いをしているところとございます。

以上でございます。

下田寛委員長

というところで、いかがでしょうか。
いいですか。

西依義規委員

例えば、民生委員さんは、毎月の定例会で月次報告を出されてるんですね、多分。何日、何時間、相談聞いたとか、何件聞いたとか。

例えば、それを交通安全指導員さんに求めるのはどうかと思うんですが、そうやって、これが報酬が変わることによって、例えば、月の定例会で報告とか、要は服務規程まで言いませんけど、結局それを今までどおりやって、はい、上がりましたっていうのよりも、ある程度やっぱりこれぐらいの報酬を出すからには、しっかりお互いやりましょうっていう、何かそこ。

例えばそういうのを新たにつくるとか、そういったことをするとか、そこで今後話し合うとか何かそういうのはあるんですか。

下田寛委員長

ちょっと議案外にはなってしまいますが、答弁できますか。（「いやいや、議案外じゃなくて、報酬を上げることによっての案件なんで、多分議案外ではないと思うんですが」と呼ぶ者あり）

上げることによって、そういったことも含めていく。（「逆の言い方すれば、そういうことがしていただけるなら上げるのも賛成という言い方もあると思うんですよね。今までどおり……、議案外じゃないことだけちょっと、1回」と呼ぶ者あり）

小柳秀和維持管理課長

交通安全指導員の方々とお話をして、今後検討させていただきたいと思います。

小石弘和委員

じゃあ、交通安全指導員さんの要綱を出さんですか、出してくれんですか、全部。どういうふうな仕事で、委嘱した以上ね。

例えば、これは要するに四、五年前に問題になったんですけど、交通事故が起きたときには誰が補償するかというふうなことも出てくるわけですよ。

そういうようなところで、田代地区でいろいろな問題が出てきたわけですよ、賠償の問題で。結局、市は全然面倒を見ないんですよね。そういうふうな事例もあるわけ。

それなら、例えばこの報酬を上げて規制的にこれをやればね、恐らくもう常時出てこられると思うんですよ、ね。220日活動せないかんと。

やはり身分の保障というふうなこともね、委嘱した以上はやはりやっていくべきじゃない

かなと私は思うんですね。

小柳秀和維持管理課長

交通安全指導員につきましては、鳥栖市交通安全指導員設置条例というものがございまして、その任務というのが、第4条の中に記載されております。

それで、1点目が、交通安全の指導と交通道德の高揚。2点目が、道路、その他の交通環境の保全、指導、並びに関係機関への協力。3点目が、交通安全教育に対する協力。4点目が、その他交通安全の保持に必要な事項ということで、条例のほうには記載されているところでございます。

それと、交通指導員の方の災害等につきましては、非常勤特別職という部分もありますし、あと交通安全補導員交通災害見舞金支給規則というのも一応ございまして、それに該当する場合につきましては、見舞金の支給があるものというふうに考えているところでございます。

下田寛委員長

すいません。

これは、公務災害の対象にもなるんですかね。

なりますか、なりますよね。(発言する者あり)

ちょっと休憩入れます。

午後1時42分休憩

oooooooooooooooooooooooooooooooooooo

午後1時44分開議

下田寛委員長

それでは、再開します。

ほか、ございますでしょうか。

江副康成委員

この交通安全指導員の問題は、まず60名の定員がおりまして、慢性的に欠員が生じているという中において、何で欠員が生じるんだという一つの中で、待遇がちょっと見落りするんじゃないかというような意見が、そのぐらいの意見が絶え間なくずっと続いたという経緯がございまして。

そうした場合に、ここ上げたときにこの定員が満たす、そういう見込みというのはあるの

これにて、総務文教常任委員会・建設経済常任委員会連合審査会を閉会いたします。

午後 1 時47分閉会

1 出席委員氏名

委員長	下田	寛	委員	中村	直人
副委員長	松隈	清之	〃	飛松	妙子
委員	齊藤	正治	〃	竹下	繁己
〃	尼寺	省悟	〃	西依	義規

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

総務部	長	野田	寿
総務課長兼選挙管理委員会事務局長		実本	和彦
総務課秘書係	長	森岡	敬晶
総務課庶務防災係	長	古賀	庸介
総務課文書法制係	長	江下	剛
総務課長補佐兼職員係	長	山本	英規
財政課	長	姉川	勝之
財政課財政係	長	秋山	政樹
契約管財課	長	三橋	和之
契約管財課管財担当係	長	中嶋	浩一
契約管財課長補佐兼契約検査係	長	森山	信二
会計管理者兼出納室	長	松隈	久雄
出納室審査出納係	長	長野	稚佐
選挙管理委員会事務局次長		立石	光顕
監査委員事務局	長	岡本	昭徳
議会事務局	長	緒方	心一
議会事務局次長兼庶務係	長	橋本	千春
議会事務局議事調査係	長	横尾	光晴

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 武 田 隆 洋

5 審査日程

議案審査（総務部）

議案乙第8号 平成30年度鳥栖市一般会計予算

議案甲第2号 鳥栖市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

〔説明、質疑〕

6 傍聴者

な し

7 その他

な し

午後 2 時 2 分開議

下田寛委員長

それでは、これより本日の総務文教常任委員会を開きます。

oooooooooooooooooooooooooooooooooooo

総務部

議案乙第 8 号 平成30年度鳥栖市一般会計予算

下田寛委員長

本日は、総務部関係議案の審査を行います。

総務部関係の議案は、議案乙第 8 号及び議案甲第 2 号の 2 議案であります。

それでは、議案乙第 8 号 平成30年度鳥栖市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

姉川勝之財政課長

皆さん、こんにちは。

それでは、議案乙第 8 号 平成30年度鳥栖市一般会計予算のうち、総務部関係について御説明させていただきます。

なお、説明は、総務文教常任委員会資料及び総務文教常任委員会参考資料により行わせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、総務文教常任委員会資料、1 ページ目をお願いいたします。

まず、歳入について申し上げます。

款の 2 地方譲与税でございます。

項の 1 地方揮発油譲与税につきましては、平成29年度決算見込み等により昨年と同額の 6,500万円の予算を計上いたしております。

次に、項の 2 自動車重量譲与税につきましては、平成29年度決算見込み等により昨年度より 1,000万円増の 1 億 6,000万円を計上いたしております。

続きまして、款の 3 利子割交付金でございますが、平成29年度決算見込みにより昨年度より 900万円増の 1,500万円の予算を計上いたしております。

次に、款の 4 配当割交付金につきましては、決算見込み等により前年と同額の 2,000万円を

計上いたしております。

次に、2ページ目をお願いいたします。

款の5株式等譲渡所得割交付金につきましては、平成29年度決算見込み等により前年と同額の1,000万円を計上いたしております。

次に、款の6地方消費税交付金でございます。

平成29年度決算見込み等により、昨年度より1億円増の13億円を計上いたしております。

次に、款の7ゴルフ場利用税交付金でございます。

こちらにつきましては、決算見込み等から、前年同額の1,400万円を計上いたしております。

次に、款の8自動車取得税交付金につきましては、決算見込み等により前年度より1,000万円増の4,000万円を計上いたしております。

次に、3ページ目をお願いいたします。

款の9国有提供施設等所在市町村助成交付金につきましては、決算見込み等により1,600万円を計上いたしております。

款の10地方特例交付金6,000万円につきましては、住宅取得特別控除に係る市民税分の減収補填に伴うものでございます。

次に、款の11地方交付税につきましては、今年度5億5,000万円の予算を計上いたしております。

内訳といたしましては、普通交付税が3億円、特別交付税が2億5,000万円でございます。昨年度から2億円の減となっております。

続きまして、款の12交通安全対策特別交付金につきましては、平成29年度決算見込み等により前年度より200万円増の2,000万円を計上したところでございます。

以上でございます。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

次に、4ページをお願いいたします。

款13分担金及び負担金、項2負担金、目1総務費負担金、節1選挙費負担金126万3,000円は、土地改良区総代選挙費負担金でございます。

以上です。

三橋和之契約管財課長

その下になります、款の14使用料及び手数料、項1使用料、目1総務使用料、節1総務管理使用料の電柱敷地料等338万3,000円につきましては、九電の電柱やN T Tの鉄塔などの敷地使用料でございます。

以上でございます。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

その一つ下の段でございます、款15国庫支出金、項2国庫支出金、目1消防費国庫補助金、節5消防費国庫補助金450万円は、災害ハザードマップ作成に係る国からの交付金でございます。

同じく、項3委託金、目1総務費委託金、節1総務管理費委託金2万1,000円は、自衛官募集事務に係る国からの委託金でございます。

款16県支出金、項3委託金、目1総務費県委託金、節4選挙費委託金2,009万1,000円は、県知事選挙の委託金でございます。

以上でございます。

三橋和之契約管財課長

5ページをお願いいたします。

款17財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入、節1土地貸付収入につきましては、京町ビル敷地の貸付料でございます。

以上でございます。

姉川勝之財政課長

その下の、目の2利子及び配当金でございます。

節の1利子及び配当金といたしまして119万1,000円を計上しております。

内訳といたしましては、財政調整基金の利子、減債基金利子、退職手当基金利子、公共施設整備基金利子、土地開発基金利子によるものでございます。

以上でございます。

三橋和之契約管財課長

その下になります、款17財産収入、項2財産売払収入の、目1不動産売払収入、目2物品売払収入、目3証券売払収入につきましては、それぞれ節ごとに1,000円の頭出しといたしております。

以上でございます。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

次の段でございます、款18寄附金、項1寄附金、目1総務費寄附金、節1総務管理費寄附金1億3,000万円は、ふるさと寄附金でございます。

以上です。

姉川勝之財政課長

続きまして、資料の6ページ目をお願いいたします。

款の19繰入金、項の1基金繰入金でございます。

まず、目の1 財政調整基金繰入金 4 億8,012万5,000円につきましては、今回の当初予算編成に伴い財源調整のために繰り入れを行うものでございます。

同じく、目の2 減債基金繰入金でございます。こちらは、42万3,000円の繰入金を行っております。

なお、参考資料1 ページ目の基金現在高見込み額取り崩し欄に、その内訳を記載しておりますので御参照をお願いいたします。

続きまして、資料の7 ページ目をお願いいたします。

款の20繰越金でございます。

今回の予算編成に伴います繰越金として頭出しを行っているところでございます。

次に、款の21諸収入でございます。

項の5 収益事業収入、目の1 競馬事業収入、こちらにつきましても、競馬事業の収入として頭出しを行っているところでございます。

以上でございます。

三橋和之契約管財課長

その下になります、款21諸収入、項6 雑入、目3 違約金及び延滞利息、節1 違約金及び延滞利息につきましても、1,000円の頭出しといたしております。

以上でございます。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

その一つ下の段、目4 雑入、節3 消防雑入は、消防団員の退職報償金等ございまして、共済基金から受け入れ予定を計上いたしております。

節4 雑入のうち、全国市町村職員研修助成金は職員研修に係るもので、佐賀県市町村振興協会から、その下の、生活習慣病予防検診助成金、胃検診助成金、婦人検診助成金は職員の検診に係るもので、佐賀県市町村職員共済組合からの助成金を計上いたしております。

以上です。

三橋和之契約管財課長

ただいまの婦人検診助成金の下になります、光熱水費雑入につきましては、佐賀銀行市役所内派出所を初めとする市役所本庁舎の貸し付け使用に係る電気料などの実費負担分を計上いたしております。

以上でございます。

姉川勝之財政課長

続きまして、雑入、一番下段になりますが、競馬事業雑入として100万円を計上いたしております。

次に、8ページ目をお願いいたします。

款の22市債でございます。

歳入の市債につきましては、事業ごとに係する常任委員会で説明をいたしますが、歳入にかかわる分でございますので、一括して御報告させていただきます。

別冊の参考資料、2ページ目から3ページ目の起債一覧表と合わせて御参照いただければと思います。

まず、目の1民生債でございます。

節の1社会福祉債は、高齢者福祉施設空調設備改修事業に係る分でございます。

次に、節の2児童福祉債につきましては、鳥栖いづみ園改修事業に係る分でございます。

続きまして、目の2衛生債、節の1清掃債1億6,170万円につきましては、し尿等下水道投入施設整備事業に係る分でございます。

次に、目の3農林水産業債、節の1農業債1億2,460万円につきましては、滞在型農園施設等のうち、旧やまびこ山荘部分の改修事業に係る分でございます。

次に、目の4土木債でございます。

節の1道路橋梁債は、道路改良事業として8,780万円を計上いたしております。

次に、節の2住宅債5,280万円につきましては、公営住宅の改善事業に伴うもの及び防災拠点建築物耐震改修事業といたしまして、競馬場スタンド等の耐震改修に対して補助を行うものでございます。

次に、目の5消防債でございます。2,740万円につきましては、防災基盤整備事業といたしまして小型動力ポンプ付積載車の購入及びJアラート改修事業に係るものでございます。

次に、目の6教育債でございます。

節の1小学校債120万円は、小学校屋内運動場非構造部材改修事業に係るものでございます。

節の2中学校債600万円につきましては、鳥栖西中学校の普通教室棟の大規模改造事業に係るものでございます。

次に、節の3社会教育債6,550万円につきましては、定住・交流センター空調設備改修事業に係るものでございます。

目の7臨時財政対策債につきましては、こちらは地方交付税制度の振りかえ措置として計上するものでございまして、昨年度より1億5,000万円減の5億円の計上をいたしております。

歳入については、以上でございます。

緒方心一議会事務局長

続きまして、歳出の御説明をいたします。

委員会資料、9ページをお願いいたします。

款 1 議会費、項 1 議会費、目 1 議会費の主なものについて御説明いたします。

節 1 報酬につきましては、議員22名分を計上いたしております。

節 2 給料につきましては、事務局職員 7 名分を計上いたしております。

節 3 職員手当等につきましては、事務局職員 7 名分の期末手当等及び議員22名分の期末手当を計上いたしております。

節 4 共済費につきましては、事務局職員 7 名分の共済費及び議員年金給付費負担分を計上いたしております。

節 9 旅費につきましては、職員随行旅費等及び常任委員会、議会運営委員会等の行政視察旅費、議長会関係旅費、並びに本会議、委員会等の出席費用弁償を計上いたしております。

節12役務費につきましては、タブレット端末に係る通信料が主なものでございます。

節13委託料につきましては、委員会の会議録作成のため導入いたしております議事録作成支援システムの保守業務委託料のほか、インターネットによる議会映像配信業務委託料が主なものでございます。

節14使用料及び賃借料の主なものにつきましては、議事録作成支援システム、クラウド本棚及び録音機材の借上料が主なものでございます。

次に、10ページをお願いいたします。

節18備品購入費の主なものにつきましては、議事録作成支援システムの追加ライセンス分及びマイクユニット等の購入費でございます。

節19負担金、補助及び交付金につきましては、全国市議会議長会、九州市議会議長会、県内市議会議長会等への負担金のほか、政務活動費交付金を計上いたしております。

以上でございます。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

次に、款 2 総務費、項 1 総務管理費でございます。

目 1 一般管理費の主なものについて申し上げます。

節 1 報酬は、個人情報保護審査会、情報公開審査会などの各種審議会の委員報酬及び嘱託員75人分の報酬でございます。

節 2 給料、節 3 職員手当等、節 4 共済費は、特別職 2 人及び部長以下職員69人分の人件費でございます。

節 3 職員手当等には、一般会計職員分の時間外手当を年間分として計上いたしております。

節 7 賃金は、育児休業の代替嘱託職員等の賃金でございます。

節 8 報償費は、顧問弁護士、産業医等への謝金、報酬及びふるさと寄附金の謝礼品代でございます。

節9旅費は、職員の研修旅費などでございます。

次に、11ページをお願いします。

節11需用費のうち、消耗品費441万1,000円は、庁内の用紙代でございませう。

節12役務費のうち、通信運搬費は、郵便料金代。手数料は、ふるさと寄附金システム及び職員等の健康診断の手数料などでございませう。

節13委託料は、囑託員の研修委託料114万8,000円、職員の研修委託金232万8,000円及び例規集差しかえのための例規集データ構築業務委託料345万6,000円、観光コンベンション協会へのふるさと寄附金謝礼品の管理等委託料479万2,000円などでございませう。

節14使用料及び賃借料のうち、システム借上料は、例規集をホームページ上で見るためのシステム借上料でございませう。

次に、12ページをお願いします。

節19負担金、補助及び交付金は、上から6行目の職員研修等負担金56万4,000円及び最後の行の防犯協会補助金512万6,000円が主なものでございませう。

目2秘書費の主なものにつきまして、節9旅費は、市長、副市長及び職員随同行の旅費でございませう。

節10交際費は、市長交際費などでございませう。

13ページをお願いします。

節19負担金、補助及び交付金は、全国市長会など市長会関係負担金が主なものでございませう。

以上でございませう。

姉川勝之財政課長

続きまして、その下の段になりますが、目の5財政管理費のうち、節の9旅費から節の19負担金、補助及び交付金につきましては、予算編成等に係る事務経費を計上したものでございませう。

以上でございませう。

松隈久雄会計管理者兼出納室長

同じページの、目6会計管理費のうち主なものについて説明いたします。

節12役務費のうち、手数料240万2,000円につきましては、公金振替手数料等で市民税などの口座引き落とし等に要する手数料でございませう。

以上でございませう。

三橋和之契約管財課長

14ページをお願いいたします。

目 7 財産管理費について御説明いたします。

節 7 賃金につきましては、庁舎当直臨時職員 4 名分の賃金でございます。

節 11 需用費につきましては、共用車の燃料費や本庁舎の光熱水費、庁舎維持管理に要する修繕費や車検に要する経費などがございます。

節 12 役務費につきましては、本庁舎電話料の通信運搬費や建物共済保険料及び公用車の自動車任意保険料などがございます。

節の 13 委託料につきましては、庁舎管理委託料や公用車の定期点検委託料、土地開発公社への事務委託料でございます。

節 14 使用料及び賃借料につきましては、庁舎内 LED 照明借上料、電気自動車等の借上料などがございます。

節の 15 工事請負費につきましては、市庁舎の営繕工事費でございます。

節 18 備品購入費につきましては、新規購入を予定しております公用車の購入費でございます。

節 19 負担金、補助及び交付金につきましては、講習会の出席負担金などがございます。

節 27 公課費につきましては、公用車の自動車重量税でございます。

続きまして、15 ページをお願いいたします。

目の 8 契約検査費でございます。

契約検査費につきましては、契約事務に要する経費といたしまして、節 9 旅費、節 11 需用費、節 12 役務費、節 14 使用料及び賃借料、節 19 負担金、補助及び交付金をそれぞれ計上いたしております。

以上でございます。

姉川勝之財政課長

続きまして、その下の、目の 12 財政調整基金費、節の 25 積立金につきましては、基金利子相当額及び今年度の財源調整を図るため減債基金へ積み立てを行うものでございます。

次に、目の 13 公共施設整備基金費、節の 25 積立金につきましては、基金利子相当額の積み立てでございます。

以上でございます。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

次に、項 4 選挙費、目 1 選挙管理委員会費の主なものといたしまして、節 1 報酬は、選挙管理委員会委員 4 人分の報酬でございます。

節 2 給料、節 3 職員手当等、節 4 共済費は、事務局職員 2 人分の人件費でございます。

次に、16 ページをお願いします。

節14使用料及び賃借料の主なものはシステム等借上料で、これは選挙投開票管理システムのリース代でございます。

目2選挙啓発費は、ポスターコンクール賞品代など経常的な経費を計上させていただいております。

その下、16ページから、次の17ページにかけてでございます目3知事選挙費は、平成31年1月10日任期満了に伴う県知事選挙に要する経費。

同じく、目4の市長選挙費は、平成31年3月14日任期満了に伴う市長選挙に要する費用。

次の18ページ、同じく、目5土地改良区総代選挙費は、平成30年5月12日任期満了に伴う土地改良区総代選挙に要する費用をそれぞれ計上いたしております。

以上です。

岡本昭徳監査委員事務局長

続きまして、同じく18ページの、項6監査委員費、目1監査委員費の主なものについて申し上げます。

節1報酬は、監査委員2名分の報酬でございます。

節2給料、節3職員手当等、節4共済費につきましては、事務局職員3名分の人件費でございます。

節9旅費につきましては、職員の一般旅費及び監査委員の費用弁償であり、その主なものといたしましては、全国、西日本、九州の監査委員会等の定期総会や研修会に出席するための経費でございます。

以上でございます。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

次に、19ページをお願いします。

款9消防費、項1消防費でございます。

目1総務管理費の主なものとしまして、節2給料、節3職員手当等、節4共済費は、消防担当職員2人分の人件費でございます。

節19負担金、補助及び交付金の鳥栖・三養基地区消防事務組合負担金は、組合の構成団体のうち鳥栖市の負担金でございます。

目2非常備消防費の主なものとしまして、節1報酬は、消防団員332人分の報酬でございます。

節8報償費は、消防団員の退職報償金が主なものでございます。

節11需用費の被服費は、消防団員の活動服の購入費でございます。

節19負担金、補助及び交付金は、県消防協会、公務災害補償組合、消防団員福祉共済、退

職報償金への負担金などがございます。

次の、20ページをお願いいたします。

目3消防施設費の主なものについて申し上げます。

節11需用費は、各消防団格納庫、消防車の維持管理費でございます。

節15工事請負費は、第1分団第2部の格納庫の屋根塗装等の営繕工事費でございます。

節18備品購入費は、第1分団第2部、第2分団第3部、第3分団第4部、第5分団第3部の計4台の小型動力ポンプ付積載車の購入費でございます。

節19負担金、補助及び交付金は、消火栓の増設、修繕の経費に係る上下水道局への負担金でございます。

目4防災費の主なものとして、節12役務費の通信運搬費は、コミュニティ無線システム65局分の利用料でございます。

節13委託料は、国等の浸水想定区域見直し等に対応する災害ハザードマップ作成委託料、気象情報の提供を受けるための気象情報収集業務等委託料、機器更新をいたしますJアラート改修委託料及びコミュニティ無線システムの点検業務委託料でございます。

以上でございます。

姉川勝之財政課長

続きまして、21ページ目をお願いいたします。

2段目の款の12公債費、項の1公債費、目の1元金、節の23償還金、利子及び割引料でございます。

地方債の元金償還金の見込み額17億8,134万5,000円を計上いたしております。

次に、目の2利子でございます。

地方債の利子1億4,579万5,000円及び一時借入金分見込み額といたしまして100万円、合わせまして1億4,679万5,000円を計上いたしましたものでございます。

以上でございます。

三橋和之契約管財課長

その下になります、款13諸支出金、項1土地開発基金費、目1土地開発基金費、節28繰出金につきましては、土地開発基金の預託金利息と基金用地の土地貸し付け料見込み額を計上いたしております。

以上でございます。

姉川勝之財政課長

続きまして、その下の段の、項の2公営競技収益金貸付基金支出金、目の1公営競技収益金貸付基金支出金、節の24投資及び出資金につきましては、公営競技収益金貸付基金支出金

として頭出しを行ったものでございます。

次に、22ページをお願いいたします。

款の14予備費でございます。予備費といたしまして、昨年度と同額5,000万円の予算を計上いたしましたものでございます。

以上で、議案乙第8号 平成30年度一般会計予算のうち、総務部関係について説明を終わらせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

下田寛委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

すいません。

先ほど河内町のほうで火災があっていたようですけれども、特に緊急の人とかありますか。大丈夫ですか。

野田寿総務部長

大丈夫です。

ちなみに、場所は河内町の鳥栖碎石の北側の貝方で山林火災という報告がっております。被害状況は、まだ連絡は入っておりません。

以上です。

下田寛委員長

ありがとうございます。

それでは、これより質疑に入りたいと思います。

飛松妙子委員

御説明ありがとうございました。

主要事項にも載っていましたが、また議案質疑でもさせていただきましたふるさと応援寄附金事業の件で、昨年度が412万6,000円、今年度が1億3,000万円ということで載せていただいているんですが、これ市民税だとかいうのが去年、平成28年度がどのくらいあったのかを、わかりますか。

差額ですね。前回、平成27年度が赤字で2,000万円だったということで、平成28年度がどうだったのか。

古賀庸介総務課庶務防災係長

飛松委員の御質問にお答えします。

平成28年度の寄附金歳入額は、先ほど委員がおっしゃったように412万6,000円。それから、税務課のほうからいただいた情報によりますと、鳥栖市民の方の税額控除分というのが3,643

万8,000円ということで、単純に差し引きますとマイナスの3,231万2,000円となります。

以上です。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

それで、平成29年度が、歳出のほうで6,000万円の、これ謝礼品だけだと思んですが、そのほかに、また同じように市民税関係の差し引き額が出てきて、トータルでみると——まだ結果が出てないんであれなんです——1億3,000万円がトータル入って、プラスマイナス、ゼロになると思うので、これからが本番かなと思うんですね。

1億3,000万円こしあったので、よかったねえじゃ終わらないと思いますので、本当に、取り組んでいただいた結果1億3,000万円まで伸ばしていただいたので、それが本当にゼロが回収できたかなっていうふうに思っております。

でも、ぜひとも、またこれしっかりと取り組んでいただきたいというお願いとともに、謝礼品のほうでも申し上げましたが、本当に謝礼品を取り扱ってほしいというお声が、やっぱり議員のほうにもお声があるってということもお聞きしておりますし、どうやったら鳥栖市へ参入できるんだろうかっていうお声もありますので、その辺のことを今後やっていただくとは思いますが、今の中で御答弁にもあったように、鳥栖市に特化したものというところではあるんですが、鳥栖市の企業で、小規模企業さんで、やっぱり鳥栖市にしかない企業を応援するような、そういうところもあっていいのかなっていう気がしてはいるんですが、できたらそういうところも含めて考えていただきたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

今後の謝礼品の提供事業者の拡大につきましては、観光コンベンションとともに説明等をしてまいりまして、拡大をしてまいりたいというふうに考えております。

飛松妙子委員

そこで、見ると鳥栖商工会議所、観光協会にかかわるものみたいなことでの限定も何かあったような気がしますので、その辺もちょっと整理していただきたいなと思いますし、また、事務量がかなりふえているってところで、今後その辺のことを、すごく考え直していくことも大事かなあと思います。

今、総務課が担当していただいておりますが、ふるさと納税を担当する部署をやっぱりつくっていただいて、さらに力を入れていただきたいなと思うんですが、その辺はどうお考えでしょうか。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

ありがとうございます。

今後の事業の増といいますか、業務量を見きわめながら考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

下田寛委員長

ほか、いかがでしょうか。

松隈清之委員

ちょっと今の件に合わせて、ふるさと寄附金いただいて、過去の実績でもですけど、鳥栖市の方が、ふるさと寄附金を利用された実績ってわかりますかね。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

今年度の状況では、私が聞いている限りではほぼないと、いうふうに聞いております。

下田寛委員長

よろしいですか。

松隈清之委員

ふるさと寄附金の仕組みは、もちろん他市から鳥栖市に寄附することもできるけど、仕組み上、鳥栖市民がこれを利用して、要は普通に納税するよりもこの制度を生かして、言うたら謝礼品をもらうこともできるんですよね。

だから、もちろん税額全てではないけど、限度があるんだけど、みんながこれを利用すると、普通に入ってくるよりも経費が余計にかかるっていうことが仕組み上あり得るっていうことだったんですよね。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

現在、鳥栖市民が鳥栖市にふるさと寄附をして謝礼品をもらうということは、もうやめております。（「できなくした」と呼ぶ者あり）

できなくしております。

古賀庸介総務課庶務防災係長

松隈委員の御質問にお答えします。

平成28年4月に総務省から通知が参りまして、内容としましては、謝礼品を3割以下にすること、それから市民の方には原則謝礼品を出さないことっていうような趣旨の、総務大臣の通知のほうが来ております。

その後、県のほうからも、そういった通知の趣旨を厳守するようになっていうようなところがありまして、指導がっております。それとあと、合わせて3割を大きく超えるところについては、自治体を指名して総務省のほうから直接調査のほうがあつておりまして、鳥栖市のほうも市民の方には謝礼品は出さないということをかたく守っているというところなんです。

以上です。

尼寺省悟委員

15ページに、公共施設整備基金があつて、これは50万円ですか。

前年度が2億円ということで、前年度と比べて大幅に少なくなっているわけですが、これは何でかということですがけれども、トータルとして別なあれ見てみると、公共施設整備が32億円ぐらいだったかな。

だから、もうある意味では、これで十分だと。あるいは、ほかに回さなければいけないということで、今回はこの程度にしたと。その辺、ちょっとお聞きたいんですが。

姉川勝之財政課長

尼寺委員の御質問にお答えいたします。

積立金につきまして、公共施設整備基金につきましては、前年度当初に2億円の積み立てを行っております。

結果、今、委員御紹介のとおり、現在期末残高といたしましては、公共施設整備基金については32億円というふうな金額になっております。これが、もうこれで大丈夫というわけではございませんが、全体的なバランス等を考えたときに、今後の大型事業を行っていく上で、当然市債の管理というのにも必要になってまいります。

そういった観点から、今年度につきましては、減債基金のほうに2億円というふうな形で積み立てを行っているところでございます。

以上でございます。

尼寺省悟委員

それで、一般質問でもあったんですけど、財政の見通しですよ。これだけ大型事業が、やっば続いていくんだから大丈夫なんかとか。

あるいは、ほかのことが、要するに後ろに追いやられるんじゃないかというふうな危惧っちゅうんか、持って、私は思うんですよ。

そして、例の市長公約であった健康スポーツセンターが市庁舎を優先するというので、あれがいつ建設するかわからんということに対して、まだ、その辺の財政の見通しははっきりしてないからだということなんです。

具体的に金額がどうだ、ああだっちゅうことについての表示、説明がされてないんですよ。ないんですね、具体的な金額。そういった意味で、今後の5年、10年先の財政の見通しっちゅうんかね、それが一番あらわれているのが、例の中期財政計画だと思んですが。

私が、以前見た中期財政計画というのは、一番肝心かなめの大型事業についてまだはっきりしてないからだっちゅうことで、何かその辺が空欄であったような気がするんですよ。

だから、そういったことを踏まえた形で、きちっと今後の大型事業はこれだけやっぱりかかるんだと、そして市がこれだけ負担していくんだと、そういうふうな見通しっちゃうか、そういった計画っていうのは当然立てて、大型事業を含めてみてね、今後幾つも抱えている、そういったことを含めた形の計画っちゃうのは当然されているんじゃないかなと思うんですが。

もし、そういったものが中期財政計画の中にあるとするならば、それをね、ぜひ示していただければと思うんですけれども。

姉川勝之財政課長

尼寺委員の御質問にお答えいたします。

その中期財政計画におきまして、現在、さまざまな大型事業につきましては、今現在、市庁舎整備事業では、基本計画において近隣の事例等々をもって金額のほうは、今、65億円という形で示されているところでございます。

ただ、これから設計等を行う中で、具体的に事業費等が決められていくというふうな形になっておりますので、財源の見通しとしては、そういった金額等の数字がもっと具体的に変わった段階で財政の見通しっていうか、その事業に対する財源の考え方というのをお示していくことになるかと考えております。

尼寺省悟委員

ということは、今の地点では、それほどはっきりしたことは示されんということなんですかね、今の地点では。

例えば、さっきあなたが言われた庁舎については65億円と、あるいは鳥栖駅周辺については40億円で鳥栖市の負担はこんだけと。大体、そろそろ数字って固まってきているんだと思うんですよね。

だから、そういったことを踏まえた形で、入れた形の計画っちゃうのはまだできないんですかね。

姉川勝之財政課長

今、先ほどちょっと御説明しましたが、市庁舎についてはそういうふうな、今概算で数字のほうが出ております。

ただ、これにしましても、まだ現時点、具体的な中身等についてはこれから設計等のほうで検討していくというふうな形になっておりますし、その他事業につきましても、現在、基本計画等々で事業の内容についてを詰めているという中でございます。

ですので、当然、財政課とかその中期財政計画においては、概算のほうでの見込み等を立てておりますので、今後、基金からの取り崩し等が、ある一定程度の金額が出てくるであろ

うという想定はいたしております。

ただ、現在の中期財政計画で策定しておる中の部分において、公債費比率等々で大きく数字のほうが、今現在の中期財政計画の中で悪化するというふうな形では見込んでおりません。

以上でございます。

尼寺省悟委員

私はやっぱりねえ、それおおまかでもいいけん、きちとしたのやっぱつくらないかんと思うちゃんね、そいいた計画がね。つくらんことにはね、先進めんのだから。

そういった意味も込めて、今の中期財政計画っちゅうのは資料として出すことはできるよね。

姉川勝之財政課長

中期財政計画につきましては、歳入と歳出をそれぞれ各5年分ぐらいを見込んだ中期的な見込みを立てて、次年度の予算編成の判断材料として活用させてもらっているところでございます。

ですので、個別具体的な事業の財源の内訳等々につきましては、実際、具体的な事業費等が固まっていた中で、予算計上する中で御説明をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

尼寺省悟委員

そういうもんですかね。

下田寛委員長

これ、ちょっと私のほうからもいいですか。

今、尼寺委員が御質問いただいたところって、実は正副委員長としても執行部に申し入れをさせてもらったことがあるんですよ。

だから、答弁としてはそういった形で。

結局、基金の残高とあと起債も含めて、今後の大型事業も踏まえた上でどうなっていくのかっていうのが、やっぱりわかるような資料が欲しいっていうのを申し入れたことあったんですけれども、今、やっぱ同じようなことで。

なかなか、ちょっと今後を見ながらでないとな展開がわからないというところもあって。

松隈清之委員

ただ、確かに、要はお金使って設計をしないと金額って出ないじゃないですか、具体的には。これ待ってたら、もう、ほぼほぼも決まっているやつが直近に迫ってきてわかるんですよ。

だから、中長期的に見たときに、執行部はいいと判断して進めている事業じゃないですか。

でも、我々議員が本当にいいのかっていう判断をすることが今できないんですよ。

だから、概算で設計が出てきたときに修正していくっていうことはもちろんあるんだろうけど、概算でこう考えて執行部としては行けると思っていると、いうのと同じ情報もやっぱ我々にも提供してもらわんと、それが本当に正しいのかどうかっていうのがなかなか判断しづらいと思うんですよ。いろんな立場の方、おつてもね。

だから、もちろん精度は、そんなに現時点では高くないかもしれないけど、当然その精度の低い状態で執行部は判断されているわけじゃないですか、いけるかどうかっていうのは。ですよ。

そう判断してやっているということなんだろうと思うけど、だから、それも議会のほうにお示しをいただけんかなあと。その精度の低い状態でもいいので。

だって、同じ情報で判断するわけでしょう。

尼寺省悟委員

過去ね、教育委員会に、今各学校がかなり老朽化が進んで、大規模改造工事をせんといかんと。年次計画、今2年に1校と。2年に1校じゃね、もう20年、30年かかると。

だから、教育委員会としては、本当は1年で2校やりたいと、やりたいけれどもやっぱり先立つものがないというようなことで、教育委員会はなかなか言い出しらんね。その辺の問題と今の大型事業とのお金のね、その辺が絡み合っていると思うったいね。

だから、その辺がそうだとわかるような形で、あなた方も当然執行部はわかっていると思うけれども、議員のほうはわからんからね。そうやと言われたらそういうもんかなと言うしかないんであってね。

市長がね、さっき言ったスポーツセンター、市庁舎を建てないかんからでけんと、そういうものかね、と思うしかないったいね。

具体的な計画わかっているれば、うん、なるほど、そうかっちゅう形でいくけれども。同じような形で、私、市民もそう思っていると思うったいね、議員だけじゃなくて、議員が思うんやったらね。

なので、その辺がちょっともう少し明らかにね、していただければと思うんですけどね。

姉川勝之財政課長

中期財政計画につきましては、先ほど5年間分というふうなお話をさせてもらっております。

それで、仮に事業として行うとした場合に、実際に公債費等々の管理っていうのはもう極端な話、5年から先の話になってまいります。

ですので、その段階での中期財政計画の数字だけで公債費の負担、起債管理までの負担を見込んだところでの事業の内容というのをお示ししているわけではございませんので、その部分についてはあくまでも次年度の予算編成の参考資料という形でしているところがございます。

ただ、現在それぞれ各事業の設計等が進んでいき、事業等が進んでいくような形になっていくと思います。

その中で今後、例えば、一番早いところでいけば市庁舎等が設計等々に入っていくと思いますが、そういった中で、実際の事業費等が固まった段階の中で最終的に公債費等の償還を含めたところでの、それぞれの事業の財源の見通し等の分についてはお示しができるようになっていくのではないかと考えております。

以上でございます。

松隈清之委員

確かに、その中期財政計画を出せなくても僕はいいと思うんですよね。ただ、執行部は、例えばこの時点ではこういう事業がこの時点ではこういう事業があると、大型事業が控えていると言われますよね。

それが、じゃこのタイミングでやれるよね、やれないよねっていう判断を多分なんかを基準にしているはずなんですよね、恐らくは。

じゃあ、例えばこれは、ちょっと1年待ってくれと。じゃあ、1年待つ理由はなんかっちゃうと、多分なんかあるんですよ。

だから、要はその判断している根拠っていうのが我々もわかると、ああ、だからそうしたんだねってわかるとまだいいんだけど、ふだんは、やっぱり財政的にとか大型事業が控えていると、漠然となんか言われて、するときには急にぽんと出てきたりするんですよ。じゃあ、いろいろ言われとったけど、なんでこれ、急にできるようになったのかとかっていうのはわかんないんですよ。

だから、自分たちの判断する材料である程度同じ情報があれば、ああ、そういうことかっていう理解もできるけど、常に、ある程度金額がはっきりしてからっていうと、それこそ、もうやるのは決まって、予算を使って、設計をして金額が出るわけじゃないですか。

そこは、もう設計をしとる以上もうやっていいかどうかの次元じゃなくて、やる前提でもう既に予算がついとるわけやけん。

そうすると、それをやってよかったのかどうかっていうのはわかんないんですよ、我々は。将来的にそれ、ちゃんとそんな大型事業をやって大丈夫ですかっていうのは、ただ執行部が大丈夫ですっていう答弁を信じるだけじゃないですか。

そうじゃなくて、概算でもいいから、将来負担も含めて今こう考えていますっていうのを、中期財政計画という名前のものじゃなくてもいいんで、お示しをできませんかっていうことなんですよね。

姉川勝之財政課長

先ほども御説明しておりますとおり、各事業の中期財政計画としてのトータル的なものとしてっていうのはまだ事業費が出てない中でなかなか難しいのではないかというふうに考えております。

それで、先ほども若干申し上げましたが、各個別事業ごとに具体的な事業が固まってくればその部分で出していけるとは思っているんですが、仮に、例えばですが、この市庁舎65億円という数字が今出ております。

それで、例えば、その中で、今基本計画の中で上がっている分といたしましては、緊急保全事業の起債の分で38億円、それ以外の分で27億円の計65億円という数字が今提示をされております。

それで、その27億円の内訳というのが、その他の起債、あと基金からの取り崩し、あと一般財源という形の中で考えておりますが、仮に、例えばなんですけど、この起債の額が40億円ぐらいというふうな形になったとすると、20年ぐらいの償還が想定されますんで、公債費の償還としては年間2億円程度、が毎年公債費の償還として必要になってくると。

あと、その残りの部分について、一般財源基金等から対応していくというふうな形になるんですが、現時点、その公共施設等の基金のほう等から約その半分ぐらいは取り崩しが必要になるのではないかと、今現時点の仮の数字の部分でいけば想定をしているところでございます。

以上でございます。

下田寛委員長

ありがとうございます。

いいですか。

松隈清之委員

いや、だから、もちろん庁舎だけじゃないじゃないですか。いろいろ、今、計画をされているの、いっぱいありますよね。

だから、そういうのも……、庁舎だけならそれでいいんですよ。

庁舎の見通しは立つと、説明でいいんだけど、いろんな大型事業があると言われていて、そういうの含めて大丈夫なのかどうかっていうのが、我々も確信を、何も材料ないわけだから。金額は、もう直前じゃないとわからんと、やるの決まって設計して金額が出ると言

われると、全部そのね、中期で見たときの財政運営が大丈夫なのかどうかっていうもの、あるいは、これを今すべきなのかどうかっていう判断もなかなかつかないの、自分たちも何か判断する材料があるんだろうから、その精度が悪いじゃないかっていう文句はもう言えないのはわかっているんですよ。だって、そんな精度高いもの出せないんだから。

だから、そういう情報としては、こうやって、一応見通しを立ててますぐらいのやつは出せないんですかってことです。

要は、本当、見通しですよ。こう見通してますっていう、資料を。

いや、今出せてわけじゃないですよ、今すぐ出せやないですよ。もちろん、今ないなら今出せとは言わんけど、そういうのは出せないんですかっていうことですよ。

尼寺省悟委員

逆に考えたらどう。少なくともさ、5年、10年の税収の見通し、収入の見通し、その辺はね、立つだろうし。

だから、こういった事業こういった事業、これぐらいだから、少なくともこれぐらいの範囲でこういった形でやっていこうという、逆の発想から見た計画っちゅうか、そういったものは出せるわけでしょう。

見通しっちゅうんか、鳥栖市の負担能力から考えた場合ね、場合、こういった事業こういった事業、これぐらいでこの範囲でやっていこうというような、そういった、あれっちゅうのは。出ないかな。

いや、さっきも言ったけど、大規模改造事業については、到底鳥栖市の財政から無理だから、あるいは、向こうのほうを優先に考えておるとか、できない、だから、結果的にね、2年に1件ってなってしまったっちゅう形になったわけでしょう。

そういった形での、負担能力から見た場合の事業の展開っちゅうようなものは、できるんじゃないですかね。

下田寛委員長

答弁できますか。

姉川勝之財政課長

中期財政計画につきましては、毎年見直しを行っております。

これは、当然、市税等及び諸税等につきましても国の制度の変更、例えば、今回でいけば、地方消費税交付金の県間の配分調整の見直し等が行われるような形になったりというふうな形で、それぞれの制度が変わることによって税収の見込みっていうのも毎年度毎年度変わっていくような形になってまいります。

ですので、中期財政計画につきましては、あくまでも翌年度の参考として活用していると

いうところでございます。

ですので、それをもってだけで、なかなか判断というのは難しいのではないかと考えております。

以上でございます。

下田寛委員長

ちょっと、休憩入れていいですか。

午後 2 時 55 分休憩



午後 3 時 15 分開議

下田寛委員長

それでは、再開いたします。

質疑を続行いたします。

飛松妙子委員

すいません、また何点かお聞きしたいんですけども、先ほど、1点ちょっと聞き忘れていたので。

ふるさと寄附金のシステム手数料はどうなっているかを、まず教えていただけませんかでしょうか。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

ふるさと寄附のシステム手数料の金額といたしましては、公金システムの手数料といたしまして142万3,440円とふるさとチョイスシステム手数料として4万8,600円と管理システムのほうですけども38万8,800円と、あとコンビニ収納ですね。コンビニ収納の分で6万4,800円。

今回、新元号対応費用として3万2,400円を計上いたしております。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

済みません、パーセントではなく、金額に対してのお支払いっていう形ですかね、手数料っていうのは。ふるさと寄附金のシステムの手数料というのは。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

基本的には、まず毎月1,500円の基本手数料がありまして、それに収納された額の1%が手数料として支払うということになります。公金システム手数料としてですね、1%お支払いするということになります。

そのほか、ふるさとチョイスシステム、あとふるさと納税管理システム、コンビニ収納手数料などは、先ほど申した額で、定額でございます。

飛松妙子委員

ありがとうございました。

続きまして、選挙管理委員会の費用の部分で、去年は市議会議員選挙がありまして、また今度、知事選と市長選があるということで計上されていらっしゃると思うんですが、前回いろいろお話をお伺いしますと、投票に行かれた方で障害を持たれた方、高齢者の方、ちょっと御不自由な方が付き添いの方が行かれたときに、中まで付き添って行けなくて、なんかいろいろ戸惑ったことがあったということがありました。

そこで、投票所の中における付き添い、どのようになっているのか——そういう教育関係とか。されていらっしゃる方への教育というか、その辺はどのようにされているかをお聞かせください。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

投票所内の付き添いということでございますけれども、基本的には、中におります職員が対応いたします。

それで、その方の状況によって、例えば杖を突いていらっしゃるって、1人だけつけば、何とか記載台まで行ける方であればお1人おつきしてお連れすると。

例えば、車椅子であれば、職員が押しまして、車椅子用の低い記載台のところまで御案内して、書いていただいて、また投票箱のところまでお連れするというようなことをしております。

ただ、多分そういうお話があったということであれば、多分混雑しているときとかっていうような状況ではないかと思えますけれども、今回もいろいろ、期日前投票中などに御指摘をですね、いただいたりしているものについては、日々、すぐ対応を考えて、例えば何か困ったことがあればすぐ増員したりして、人の手当てをして対応をいたすようにしております。

以上です。

飛松妙子委員

ありがとうございました。

それと、例えば字が書けない方がいらっしゃいます。手が震えてどうしても書けない、だから自分は投票には行かない。

投票率が低いのは、さまざま要因はあると思うんですが、せっかく行けるのに、書けないから行かないってところを考えたときに、例えば書かれている表に手を指して、それが書けるっていうことを、もっと広く知っていただかないことには、多分——そういうお声もあつたんですね。

いや、できるんですよということを後からお話もしたんですが。

実際、それで鳥栖市として、そういうことが過去にあつたのかどうか。そういう、手で指して投票したっていう事例があつたのかどうか教えてください。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

実際、投票所においては、そのようなケースはたくさんございます。

その場合は、職員が2名つきまして、御本人様に候補者のリストをお見せして、この方と指を指された方についてかわりに1人の職員が書きまして、もう1人の職員が間違いはないかというのを確認した上で、御本人さんにも間違いございませんね、ということで、また投票箱のほうに行っていただくというようなことで対応をいたしております。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

ぜひ、広報を、特に高齢者の方とかいうところへの広報をよろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、それと同時に、やっぱり若い方の選挙投票率が低いということで、一般質問等でも上がっておりましたが、何か選挙管理委員会として工夫されていることがあるのかどうか。

また、私も一般質問の中で申し上げましたが、市長が高校生のやりとりをする中で、高校生が投票率を上げるために——これは突拍子もなくて——鳥栖駅に投票所をつくったらどうかという提案ではあつたんですが。

そういう高校生のやっぱ投票率を上げるためにはどうしたらいいかなっていう、その考えていることに対してはすごく素晴らしいことだなと、ただ、できるかどうかは別にしてですね。そういった意味では、もっと若い方へ、どうやったらアピールできるのかっていうところはすごく重要ななと思っておりますので、その辺をどのようにお考えかを教えてください。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

今、委員がおっしゃった件につきましては、これ全国的な課題だというふうに認識をしています。

私どもとしても、特に若い世代、高校生のうちから、もっと言えば、もっと小さい時から主権者教育というものをしていく必要があるというふうに考えております。

ですので、最近であれば、数日前ですけれども、鳥栖高校に選挙管理委員会のほうから出

向きまして、生徒さんに選挙の講演をしております。

そういったことで、各高校などに講演に行く、あと主催者教育の担当の先生という方がいらっしゃると思いますので、その方にお会いして、できるだけホームルームとかそういったところで選挙の話題、投票することの大切さということをお話していただくようなことをお願いしております。

以上です。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

あと、もう一点、高校生の話の中で、市がどういうことをやっているのか知りたいということが出ておりました。

それで、市長のお話の中には、ぜひ情報を自分から取りにきてくださいっていう御回答ではあったんですが、そういったことから考えますと、もっともっと若い方に対してのPR、市が、情報発信というのがやっぱりすごく大事になってくるかなと思っておりますので、その辺もあわせて考えていただきたいなと思います。

あと、もう一つなんかあったけど、ちょっと忘れてしまいました。ありがとうございます。

下田寛委員長

今のは要望まででいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

西依義規委員

12ページの負担金、補助及び交付金の防犯協会補助金の算出根拠と、この防犯協会の全体の予算に占めるこの補助金の比率と、近年の流れ等を教えていただきたい。額ですね、近年の上限。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

防犯協会の補助金についてでございますが、財源としましては、市の補助金が512万6,000円で、各世帯の会費を100円ずつ、単価が100円で徴収をさせていただいております。

その割合ということでございますが、ちょっと、今、確認をいたしますのでお待ちください。

下田寛委員長

すぐ出ますか。

古賀庸介総務課庶務防災係長

西依委員の御質問にお答えします。

防犯協会の予算に対する市の補助金の割合ということだと思いますが、市の補助金のほう

が平成30年度が512万6,000円ということで、防犯協会の平成30年度の全体の予算が845万1,000円で予定をしております、その割合を出しますと60.7%となります。

以上です。

西依義規委員

いや、私が知りたいのは、これが多いのか少ないのかとか、市民のニーズに足りているのかと、事業計画が上がったのを見て、じゃ平成30年度は何基つくるから500万円ぐらいの補助をしましょうなのか、それとも500万円が例年で決まっているんで、この金額の基数しか建てないのかっていうのはどうなんですか。

下田寛委員長

基数っていうのは（「防犯灯」と呼ぶ者あり）

防犯灯の。

古賀庸介総務課庶務防災係長

西依委員の御質問にお答えします。

防犯協会の予算の立て方ということだと思いますが、大体防犯灯の新設というのが、平均しますとここ数年、70基強ぐらいになっております。

それで、防犯協会、先ほど言いました840万円のうちの、大体決算で見ますと400万円ぐらいが防犯灯の施設整備費ということになっております。

予算のほうは、先ほど課長のほうが申し上げたように、市の補助金、それから町からの100円の会費ということになっています。100円掛ける世帯数ということになるかと思いますが、その世帯数がふえれば、当然ふえるんですけど、会費の状況、それから市の整備費については、大体その400万円ぐらいの、先ほど申し上げた整備費に、あと老朽化しているような防犯灯の小柱等がありますので、そこら辺を加味した上で、市の補助金のほうを、会費以外が市の補助金ということになりますので、整備費の、近年の状況、会費の状況を見ながら補助金の額を決定しているっていうことになります。

以上です。

西依義規委員

ということは、市の、ことしであれば512万6,000円がそのまま防犯灯の設置費に行きまして、世帯100円のほうはまた違うお金に使っている、そういう基準で算出をしているってことですか。512万6,000円の、最終的な、これでいこうという決定は。

古賀庸介総務課庶務防災係長

西依委員の御質問にお答えします。

先ほど言いましたように、市の補助金と会費のほうが入りの主な部分になります。

それで、歳出のほうの主な部分としては、この整備費が大体半分程度になってます。それと、町に対する防犯灯の電気料の補助というのがございまして、その部分、それと、町あるいは地区で防犯の活動をされているところに対する補助というようなものもありますので、その512万6,000円がそのまま整備費に充当するということではないんですが、全体で考えて512万6,000円と町の会費100円を合わせて、防犯協会の予算っていうのを組み立てているというところになります。

以上です。

西依義規委員

じゃあ、町から上がってくる要望の件数と設置の実現率はどうなんですか。

古賀庸介総務課庶務防災係長

西依委員の御質問にお答えします。

町からの設置要望っていうのは、毎年、大体前年度の末までに要望を取りまして、そして、次年度の7月ぐらいから――5月に大体鳥栖市防犯協会の理事会のほうをするんですけれども、そのあとに、入札の準備等が整った7月ぐらいから設置をしていきます。

それで、町からの要望については、若干年度内での設置の時期というのはありますが、ほぼ100%新設の要望というのはさせていただいていると、取り組まさせていただいていると考えております。

以上です。

西依義規委員

そしたら、もう一つ。

20ページの小型動力ポンプ付積載車購入費ですけど、この車の寿命というか買いかえ年数というのは決まっているんですかね。

古賀庸介総務課庶務防災係長

西依委員の御質問にお答えします。

20ページの小型動力ポンプ付積載車については、ことしも4台買いかえということで考えております。

それで、年数についてでございますけれども、おおむね寿命が20年と考えまして、寿命が来る大体1年か2年前、18年か19年で更新をしております。

以上です。

西依義規委員

それと関連して、消防格納庫が、先ほど、例えば公共施設中長期保全計画一覧表っていうところに、全部の格納庫が載ってなくて、まず載っている格納庫と載っていない格納庫の違

いというのがあるんですか。

古賀庸介総務課庶務防災係長

西依委員の御質問にお答えします。

公共施設中長期保全計画の中で、議員が御指摘いただいたように、計画に載っている消防格納庫、載っていない格納庫というのがございます。

載ってない格納庫は、例えば永吉町にあります第3分団5部。柚比町にあります第3分団6部といった格納庫がございしますが、こちらの面積はおおむね30平米となっております。

それで、公共施設中長期保全計画に載っている部分というのは、50平米以上の面積の建物を対象にしていると聞いております。

以上です。

西依義規委員

もちろん、狭い大きいはいいんですけど、今後の、先ほどまたあれでしょうけど、保全計画というか、その建てかえがいつとか、車の場合は20年をめぐりてされているということですけど、じゃ格納庫の場合は、何年ぐらいをめぐりにされているんですかね。

古賀庸介総務課庶務防災係長

西依委員の御質問にお答えします。

格納庫の更新につきましては、まだ具体的な計画というのは立てておりませんが、例えば旭地区の第5分団本部は、鉄骨造平屋建ての部分でございまして、これを駅前にあったものを庭球場の横の土地のほうに建てかえをしておりますが、これが経過年数37年ということで建てかえております。

それで、同じような構造のものであれば、おおむねそういった年数を参考に今後計画を立てていかなければならないと思っております。

あと、構造についてはちょっとコンクリート造の物とかがございますので、それも国の耐久年数とかそういったものを基準にしながら、今後考えていきたいと考えています。

以上です。

西依義規委員

ということは、中長期保全計画も見ながら、担当課として消防格納庫に限定した計画を立てるということですか。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

中長期保全計画に該当するものについては、その全体の中で考えてまいります。

それで、それに載っていないものについては、先ほど係長のほうが申しましたように、例えば構造であるとかそういったものですね、耐用年数等で計画的にやっていきたいというふ

うに考えております。

下田寛委員長

いいですか。

ほかに、いかがでしょうか。

中村直人委員

ちょっと競馬事業の収入ですが、競馬事業の収入として平成29年度、見込みとして大体どのくらい予定をされているのかわかりますか。

姉川勝之財政課長

配当金のお話の見込みでよろしいでしょうか。

昨年度、平成28年度につきましては、630万円の配当金が交付されております。平成29年度につきましては、今月末ぐらいにまた競馬組合のほうが行われる予定ではございますが、今、競馬組合の担当のほうにちょっと確認をさせてもらっているところでは、今現在スタンド等の耐震改修、今後も施設の、今までずっとできていなかった施設の改修等々が今後計画されておりまして、その基金の積み立て等々のために、平成29年度については、配当については、現時点なかなか難しいのではないかというふうな話は聞いておりますが、最終的には、月末の競馬組合のほうで決定されることになろうかと思っております。

中村直人委員

12月議会でやったかな、単年度で4億幾らの黒字だという報告を受けたみたいだったんですが、配当金は特に純利益に対してのパーセンテージだから、純利益、いろんな必要経費を省いていくんでしょうけれども。

そうしますとね、4億幾らの、非常に気持ち的には、ものすごく競馬はよくなっていますよっていうイメージを与えといて、そして、配当金は、いや、今んところ考えられませんかという話になってくると、ちょっと一般的に考えておかしいなという気がしますし、当初で今度、それこそ場外馬券売り場の関係の雑入は入ってますが、100万円。

でも、当初でいきなり100万円入るように組み立てているわけよね。予算を立てているわけでしょう。

そしたら、このあれも、ある程度目安でこれだけくれているぐらいの——契約があるから、それは仕方ないにしても——競馬場の今度、防災の関係ですからというふうなことで、市も補助金を出すわけだから、ね。

じゃあ、そんなら補助金うちのほうは出さない、配当金要りませんので補助金も出しません、と言うぐらいの気持ちも出していいんじゃないかという気がするんだけど、12月議会で4億幾らの収益あります、単年度で純利益がありますよと言いながらよ、そういった

見込みもできないということになると、ちょっとおかしいなという気がしたもんで質問しました。

だから、努力目標としてももう少し頑張ってもらいたいと思いますけれども、要るときにはどんどん出してくれと言いながら、そういった4億幾らももうかっておりますよと、黒字ですよと。単年度では黒字ですよと言いながら、配当金はありませんよと、そんなばかげたことはないと思うんで、やっぱりそこら辺はね、もう少しきちんと言うべきところは言っていたほうがいいだろうと思いますので。

まず、そこら辺はもう難しいところもあると思いますので、意見にかえておきたいと思います。

下田寛委員長

意見で、よろしいのでしょうか。

松隈清之委員

3ページの地方交付税、本年度減額のね、5億5,000万円ですけれども、それこそ、一時期不交付になったことも、平成19年度だったかな、もう10年以上前になるんだけど。

これは、もちろんロジスティクス・パークも大体減免が終わるぐらいですよ。

だから、丸々税収として入ってくるぐらいになってくるんだろうけど、これは、今後また不交付団体になるような見込みっていうのは立ちますか。

姉川勝之財政課長

松隈委員の御質問にお答えいたします。

本年度予算で計上させてもらっている普通交付税につきましては、3億円というふうな形になっております。

あと、臨時財政対策債のほうで5億円というふうな計上をさせてもらっておりますので、地方交付税の算定上でいきますと、この合計額が鳥栖市の財源不足額というふうな形になりますので、今現時点のこの推計でいくと、8億円が財源不足というふうな形になりまして、そこぐらいまで税収、その他の分がふえるということになれば不交付団体ということも考えられますが、近年の伸び方として、そこまでのがここ数年でいきなり伸びるということはやっとまだ推計はしておりません。

以上でございます。

松隈清之委員

これが、税収が伸びていくというふうに、実際交付税減らされているんだけど、減るような算定になるということは税収は伸びているってことですね。

これが、伸びていくとなるとね、例えば庁舎のことなんかでも、要は交付税措置されると、

借金した部分のね、何%だったかな、交付税措置されるとなっているじゃないですか。これ、そのつもりでおるけど、結局不交付団体になったらそのときは、その交付税措置、そんなときもされるんですかね。

交付税もらってないときも。もらえなくなったそのときに。

姉川勝之財政課長

松隈委員の御質問にお答えいたします。

あくまでも、地方交付税の積算というのは、基準財政の収入額見込みと国が定めた基準での需要額の見込みと。

その需要額の見込みの中に、先ほど委員のほうがおっしゃられた、例えば市庁舎の起債に対する30%分の交付税措置というふうな形になりますので、その部分が、一応算定上はされていると。

ただ、結果として、それを上回る収入額等が入ってきているというふうな状況になれば、算定上見ているけど、結果としては不交付、交付税としてはもらえないというふうな形になります。

松隈清之委員

交付税に頼らなくていいっていうのは、非常にいいことですよね。

いいことなんだけど、そういう交付税措置される、もちろん基準財政需要額には入るからね、入りはするんですよ。

ただ、うちの税収の伸びとか、うちの伸びがそれを超えて行ったときには、それはそれで収入がふえているからいいんじゃないかにはなるかもしれないけれども、そうすると交付税措置されるっていても結局は交付税としてはこないケースもあり得るということですよ。要は、不交付団体になるような見込みがなければいいんですよ、丸々入ってくると思えばいいんだけど、そういう見込みはないの。

例えば、グリーン・ロジスティクス・パークを整備しましたと。もちろん、5年間については減免措置とかもあるんで、丸々ではないけど5年経過したらこれぐらい——もちろん、景気の変動もあるけれども、固定資産税なんかはある程度安定しているからね、こんくらい入ってきますと。

じゃあ、新産業集積エリアを整備しましたと、そこで、特に今回は物流とかではない、工場系とかっていうのを想定すると、固定資産税なんかは割りと高くなる可能性があるんですよ、設備なんかの固定資産税は。

そうすると、結構な金額が入ってくるかもしれない。となると、もしかしたら不交付団体になることも想定されるかもしれないと思うと、何か今後ね、借金しても交付税対象になる

かなってというのはあんまりメリットではなくなる可能性があるってことなんですかね。

姉川勝之財政課長

松隈委員の御質問にお答えいたします。

あくまでも、地方交付税の積算、計算上でいくと、需要額を上まわる収入というふうな形になれば、もう交付税のほうは入ってこないというのは計算上、おっしゃるとおりだと考えております。

ただ、現時点の、今うちのほうで考えている見込みといたしまして、計算上出ている財源不足額部分の税収ってというのがここ数年の中で急に入ってくるっていう見込みは、現時点ではまだ立てていないというふうな状況でございます。

松隈清之委員

それでは、先ほど防犯灯の話ございましたけど、これ今随時LEDとかにみんななって、電気代とかの補助金自体は——LEDになっているのかどうかと、電気代の負担というのはちょっと減ってきたりしているんですかね。

古賀庸介総務課庶務防災係長

松隈委員の御質問にお答えします。

防犯灯のLED化についてですけれども、進めてはおりますが、まだ蛍光灯それから水銀灯というのが大分残っている状況にはなっています。

ちょっと割合等は、今出しておりませんが、大分残っている状況にはなっています。

ただ、先ほど補助金の予算のところの説明をさせていただきましたが、補助金のほうも平成28年度から補助金のほうを増額しまして、老朽化した防犯灯の小柱の改修とかそういったLEDの更新のほうをするように努めているところです。

以上です。

松隈清之委員

じゃあ、もうそれ、結構です。

それと、あと21ページに公債費のところなんですけれども、利子のところで一時借入金金利子ってあるんですけど、この一時借入金っていうのはどういったことを想定されている一時借入金金利なんでしょうか。

松隈久雄会計管理者兼出納室長

基本的には、一般会計等で一時的に資金繰りが厳しくなる時期がございますので、基金等から借入れをしたいという、その一時借入金の利子でございます。

松隈清之委員

基金等から借り入れしたときは、その基金に対して利子を払うっていうことなんですかね、

これは。

松隈久雄会計管理者兼出納室長

そのとおりでございます。

松隈清之委員

ということは、会計的には基金のほうにあるけど、どっちもまた返ってくるっていう話ですよ。

こっちから利子払って、そっちからまた利子の分はそこに、要は流出はしてないというふうに思っていますかね、この利子は。

松隈久雄会計管理者兼出納室長

基本的に、基金のほうに利息部分が増加して入るという形で、鳥栖市の全体から言えば、基本的には変更はないという形になります。

以上です。

松隈清之委員

ほか、いかがでしょうか。

西依義規委員

11ページの町区掲示板新設工事費ですけど、これは、もう町区掲示板自体が鳥栖市の持ち物で、補修とかも全部鳥栖市が鳥栖市のお金でやるっていう考え方でいいですかね。

古賀庸介総務課庶務防災係長

西依委員の御質問にお答えします。

町区掲示板については、市が設置した分、町区が設置した分がございます。ちょっと前のデータで申しわけないんですが、11月現在のデータによりますと、設置数が市全体で187カ所になっております。

そのうち、市が設置したものが166カ所、町が設置したものが21カ所になっております。この、市が設置した166カ所については、市の予算のほう、修繕料また工事請負費のほうで必要な修繕、または新設、また改良のほうをいたしております。

以上です。

下田寛委員長

よろしいですか。

飛松妙子委員

すいません、その上の防犯カメラの保守点検委託料というところで、今、防犯カメラ、一回私、これ一般質問をさせていただいたんですが、学校関係にもあるとお聞きしましたし、駅のところにもあるとお聞きしてますけど。

保守点検、どのような状況になっているかをまず教えてください。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

今、御質問の分につきましては、これは鳥栖駅に設置してありますカメラの分でございます。

これは、虹の橋の東西に設置をしておる状況でございます、カメラとレコーダーを設置しているという状況でございます、それについて、毎年保守点検を行っているという状況です。

飛松妙子委員

そしたら、学校関係の保守点検は、教育委員会でされているということによろしいということか。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

おっしゃるとおりでございます。

松隈清之委員

今の防犯カメラの件なんですけど、ちょっとこれは小耳に挟んだんですけどね、鳥栖駅周辺とか中心の商店街もそうなのかもしれないんですけど。

何か、性犯罪じゃないけど、そういう犯罪が割と起こっているらしいと——僕も確認したわけじゃないんですけど。だから、警察、鳥栖署の方なんですけどね、防犯カメラを、市で設置してくれないかと、抑止力という部分が多分多いんでしょうけど、ということも言われたことがあるわけですよ。

ただ、要は実態を僕はよく把握をしていないので、よければね、鳥栖駅周辺でも市街地でもいいんだけど、こういう個別のね、個人情報に係る部分はないにしても、場所とかどういう事件が起こっているかっていうのをちょっと調査をいただいて、場合によっては、それが市民の安全とか防犯という抑止力の意味からも新たに防犯カメラを設置するということも考えるべきじゃないのかなあとと思いますが、そういう調査も含めてちょっと時間を、そういう時間も含めて、また改めてお聞きしますんで、ちょっとそこら辺の調査をお願いしたいと思います。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

下田寛委員長

ほか、いかがでしょうか。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、質疑を終わります。

っているわけでしょう。

その人、何人か知らんけど、例えば5人とか6人とかおった場合に、全体としてどれぐらい影響が出るんかとそういう意味ですけれども。

山本英規総務課長補佐兼職員係長

平成30年度で、現時点におきまして定年退職を迎える人数は5人ございまして、その5人の者の影響額を合計いたしますと約343万円ほどになっているところでございます。

以上でございます。

尼寺省悟委員

この手の問題のとき、いつも私聞くんですけどね、国家公務員の何とかに準じてどうのこのいったときに、これにね、地方自治体が従わなければならない法的根拠ちゅうのはあるんですか、ないんでしょうか。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

まず、公務員につきましては、官民比較によりましてその官民均衡というのを保たなければならぬと、確保しなければならぬとされております。

それで、国の改正に地方自治体が従わなければならないかということですが、地方自治体の給与等の水準については、官同士の均衡も保たなければいけないというふうにされていたと記憶しております。

以上です。

尼寺省悟委員

いや、少なくともね、退職手当というのは、決める権限というのはそれぞれの自治体にあるわけでしょう。国にあるわけやないわけでしょう。

だから、国はこうであるけれども、鳥栖市は鳥栖市の事情があるから、いや、下げませんよというふうなことはできるし、従わなければならないその法律があつて、どうのこうのちゅうのはないんでしょう。そういう質問です。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

そういう御質問ということであれば、そういうことはございません。

尼寺省悟委員

それでね、仮に3.3%であるけれども、これやらないと。あるいは、1.8%と仮にしたときに、国のほうから何らかのペナルティーか、クレームかそういったものはありますか。

ないでしょう。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

当然、地方自治体の給与制度については、毎年調査が行われておりますので、退職金の改

定状況についても当然調査はあるものと思いますので、その状況については国のほうに報告がいくということになると思います。

それで、それについて何かしらのペナルティーはということについては、ちょっと現時点では想定しておりません。

尼寺省悟委員

それで、最後に聞きますけどね、今まで過去、こういった形で、国のほうがいろんな形で、人勧の形で改定があったと、それと異なる、異なるね、ことをやったことは鳥栖市はありますか。

こんなふうに、3.3%したけれども、いや、鳥栖市はそんなことしないんだというふうなことをやったことありますか。

全部、国のことに従ってきたわけですか。ちょっとそこ聞きたい。

野田寿総務部長

鳥栖市では、過去に平成5年の12月定例会で、人事院勧告の内容に従わなかった議案を出したことがございます。

議会中ではありましたが、国、県から強い指導がございまして、結果的に原案の訂正をお願いして、閉会中の継続審査にさせていただきまして、2月に臨時会を開催していただき議決をいただいたという経過が、かつてあります。

下田寛委員長

いいですか。

中村直人委員

この手の問題は今までも、かなりずっと引き下げられてきているわけですね。

ですから、引き下げられている今日までの給与の、この退職金の引き下げの推移があると思いますので、その推移を。

さらには、今まで一番高かった退職金、現在の退職金、そして、この引き下げられたときの退職金。この金額を提示してほしいと思います。

そして、もう一つは、やはりこういったことによって、逆に言うと、早期退職を勧奨する材料にもなりやせんかという気がするわけですね、引き下げることによって。70万円も違う、80万円も違うならちょっと早めに、もう3月31日でやめようとなる可能性もあるわけですね。

だから、そういった優秀な人材が早くやめるということは、これは悲しいことでありますし、そういったことのないようにしていかなければいけないだろうと思うわけですね。

ましてや、朝倉市だってそうやけれども、最終的に、もう本当に災害が起きたりなんかし

たときには職員に頼る以外ないわけですよ、ボランティアはあくまでもボランティアで。

ですから、そういった人たちの退職金やら生活的なものをやっぱりきちっとやっていかないと、なかなか今度これから先、いろんなところで出てくる要素が少なくなってくると思うし。

だから、そういった面も含めてね、やはりその人たちの、公務員やけんどうのっていう問題やなくして、この人たちも生活する、あなたたちも生活するわけだから。そういった生活給の一つだから、やっぱりね、そういったものを、きちんとしたものを保障してやらないと、ますますやる気がなくなってくるし、社会が暗くなってくるだろうと思います。

今、逆に給与を上げなさいと言って、どんどん言いよるわけですよ、企業には。総理大臣みずからが言いよるわけだから、ね。そうした場合、今度、逆に公務員だけ減らしなさいというのは、これは、本当にいろんな面の、消費の問題も含めて逆行するやろうと思いますから、そういった意味でやっぱりきちんと考えてほしいなっていう気はします。

ですから、先ほどの資料があればですね、提出方お願いをしたいと思います。

それをもとに採決は、判断材料にしたいと思いますので。

松隈清之委員

今回、退職金、退職手当の件なんですけど、そもそも言えば多分給料から全部の話だと思うんですよ。

それで、要は官民格差をなるだけでなくそうところがベースに、多分あるんだろうと思いますけれども。

例えば、そもそもね、鳥栖という地域性も多分あると思うんだけど、鳥栖っていうまちで、じゃあ民間と比較することって——本来そうすべきなんですよ、法の趣旨からすると。法の趣旨からすると、鳥栖市の給与水準に合わせて格差がないかどうかってやる必要があるんだけど、でも現実的にそれってできるんですかね、できているんですか。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

本市の給与水準につきましては、現在は佐賀県の人事委員会が出しております佐賀県の給与水準に合わせて改定をしている状況でございます。

松隈清之委員

それ、結局、鳥栖の、例えば、言うたら鳥栖市に雇われているんですよ。鳥栖市に雇われているわけじゃないですか、事務のトップは市長ですけどね。市長が雇っているんですよ、鳥栖市民のための事務をするために。

だから、理念とか理想を言えば鳥栖市の給与水準に合わせてたところにせないかんようになるわけですよ。ただ、多分現実的じゃないですよ、きっと。

じゃあ、鳥栖市でこの規模の事業所がどんだけあるのかとかっていったって現実的じゃないから、結局合わせないかんところがどっかでてくるわけじゃないですか。鳥栖市であれば佐賀県とかね、なってきたりするわけでしょう。

結局、官民格差なんちゅうのは、ある程度規模の中で調整とか——調査をできるところは限られてますよね、これは。

今回は、国がそういう官民格差の中で、その退職手当についてはね、是正をしてくださいということで出されたからそうしますと、率とかで。

今後、例えば給与が上がってきたら、また多分、今度は人勧とかからその格差として民間のほうが上がってきたから上げなさいっていう形で、常に追っかけていくわけでしょう。官民格差をなるだけでなくそうという形で、公務員だけ非常に悪いとかね、いうことにはならんようにこれ——上げたり下げたり含めて——しているってことですよ。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

今、松隈委員おっしゃるように、当然勧告につきましては、上がる時もあれば下がる時もあるということで、それに準じてやっていくと。近年、公務員の給与については、基本的に余り上がらないような状況が続いている状況でございます。

松隈清之委員

それは、言ったら結果論であって、きっと官民格差として、じゃ民間の給料も上がってない、だから政府もね、給料を上げて下さいみたいなお願いをしている部分もあるんだろけれども、例えば、過去の退職金にしても、鳥栖市の退職金の水準とかね、もちろん出していただいて、参考にするのもいいし、それはそれでいいんだけど、ただ民間の退職金も多分推移しているわけですよ、きっと。

退職金の水準もね、いいとき悪いときあって、だから、基本的には同一じゃないですよ。上がるころはちょっとおくれて上がる。要は、民間の水準がある程度出たから追っかける形、でも下がる時は逆に、後から下がるみたいな、そういったところで長い目で見て、合わせて行っているということでもいいんですよ。

要は、公務員だけが非常にね、何か悪い待遇を受けているわけじゃないんですよ。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

公務員の給与については、基本的に官民均衡と——先ほども申しましたけれども——を確保していくということが原則でございますので、そういった意味では、委員おっしゃられるような内容になるかというふうに思います。

下田寛委員長

よろしいですか。

先ほど、中村委員から要請がありました鳥栖市役所の退職金の過去と今を比較するデータというのは準備していただきたいんですが、可能でしょうか。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

すぐいたします。

下田寛委員長

これ、いつもらったらいいですかね。（「採決前でしょう」と呼ぶ者あり）

採決前でいいんですか。

あしたでもいいですか。（「きょうは、別にいい」と呼ぶ者あり）

そうですか、じゃあしたの委員会のとくにいただければいいですかね。

では、武田さんに預けていただきたいと思います。（発言する者あり）

わかりました。

ほか、よろしいでしょうか。

それでは質疑を終わります。



下田寛委員長

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日の総務文教常任委員会はこれにて散会いたします。

午後4時9分散会

平成30年 3 月 16 日 (金)

1 出席委員氏名

委員長	下田	寛	委員	中村	直人
副委員長	松隈	清之	〃	飛松	妙子
委員	齊藤	正治	〃	竹下	繁己
〃	尼寺	省悟	〃	西依	義規

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

企画政策部長	石丸	健一
総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長	鹿毛	晃之
総合政策課長補佐兼政策推進係長兼まち・ひと・しごと創生推進室長補佐兼地方創生推進係長	田中	秀信
まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長	藤川	博一
まちづくり推進課都市計画係長	古澤	貴裕
まちづくり推進課長補佐兼鳥栖駅周辺整備推進室長補佐兼整備推進係長	下川	広輝
情報政策課長	古澤	哲也
情報政策課情報政策係長	楠	和久
情報政策課広報統計係長	熊田	吉孝

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 武田 隆洋

5 審査日程

議案審査（企画政策部）

議案乙第8号 平成30年度鳥栖市一般会計予算

〔説明、質疑〕

報告（企画政策部総合政策課）

土地利用構想調査業務について

〔報告、質疑〕

陳情

陳情第2号 陳情書

〔協議〕

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

午後 1 時30分開議

下田寛委員長

これより、本日の総務文教常任委員会を始めます。



企画政策部

議案乙第 8 号 平成30年度鳥栖市一般会計予算

下田寛委員長

本日は、企画政策部関係議案の審査と陳情の協議を行います。また、議案審査終了後に議案外の報告を受けたいと思います。

企画政策部関係の議案は、議案乙第 8 号の 1 議案であります。

それでは、議案乙第 8 号 平成30年度鳥栖市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

石丸健一企画政策部長

審査に入ってください前に、一言御挨拶申し上げます。

今回の企画政策部関連の予算は、総務費のうち、広報費、情報管理費、企画費、統計調査費、基幹統計費の情報管理課、総合政策課関連として 3 億 6, 192 万 9, 000 円。

土木費のうち、都市計画総務費、まちづくり推進費のまちづくり推進課関連として 5 億 8, 666 万 2, 000 円の合計 9 億 4, 859 万 1, 000 円となっております。

主な事業につきましては、お試し移住事業に要する経費として 26 万 8, 000 円、新庁舎整備に係る設計等に要する経費として 6, 745 万 7, 000 円、開発行為に伴う接続道路整備補助金として 600 万円、平成 29 年度に引き続き、都市計画マスタープラン策定に係る経費として 964 万 5, 000 円、鳥栖駅周辺整備事業として、公社用地の買い戻しも含め 1 億 4, 648 万円、都市開発基金積立金 3 億 52 万 5, 000 円などございます。

以上、概要について申し上げましたが、詳細につきましては各担当課長から説明させていただきますので、どうぞよろしく御審議いただきますようお願い申し上げます、御挨拶といたします。

よろしく願いいたします。

古澤哲也情報政策課長

それでは、議案乙第8号 平成30年度鳥栖市一般会計予算のうち、企画政策部関係について御説明をいたします。

説明は、お手元に配付いたしております資料により御説明をいたします。

総務文教常任委員会資料、1ページをお願いいたします。

歳入についてでございます。

款14使用料及び手数料、項1使用料、目1総務使用料、節1総務管理使用料の情報センター使用料831万8,000円につきましては、市庁舎南側、情報センターの民間事業者への情報システム共同アウトソーシングセンター貸し付けに伴う土地、建物の使用料でございます。

以上でございます。

藤川博一まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長

続きまして、下段でございます、項2手数料、目4土木手数料、節1都市計画手数料につきましては、用途証明など諸証明手数料の頭出しをしております。

以上でございます。

古澤哲也情報政策課長

次の段でございます、款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節1総務管理費国庫補助金726万6,000円につきましては、社会保障・税番号制度の通知カード、個人番号カード関連事務委任負担金に対する補助金でございます。

以上でございます。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

続きまして、2ページをお願いいたします。

款16県支出金、項2県補助金、目1総務費県補助金、節1総務管理費県補助金の341万9,000円のうち、上段の土地利用規制等対策費交付金の24万2,000円は、国土利用計画に基づく土地取引届出事務及び遊休土地利用促進事務に対する交付金で、下段の権限移譲交付金の317万7,000円につきましては、パスポート申請など県から移譲を受けました20事業の事務処理に対する交付金でございます。

古澤哲也情報政策課長

款16県支出金、項3委託金、目1総務費県委託金、節1総務管理費委託金中、一つ目の、県広報紙配布委託金166万4,000円につきましては、県広報紙であります県民だよりの配布事務に係る県委託金でございます。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

同じく、下段の、国土利用計画法関連調査委託金の16万5,000円につきましては、年4回実施しております無届け取り引き調査事務に関する委託金でございます。

以上でございます。

古澤哲也情報政策課長

その下になります、節5統計調査費委託金548万6,000円につきましては、住宅・土地統計調査を初め平成30年度に実施いたします国の基幹系調査、並びに統計調査員確保対策事業に係る県委託金でございます。

以上でございます。

藤川博一まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長

続きまして、款17財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入、節1土地貸付収入の132万7,000円につきましては、昨年購入いたしました旧鳥栖ビルの駐車場用地を引き続きホテルのほうにお貸ししております。その収入でございます。

続きまして、目2利子及び配当金、節1利子及び配当金52万5,000円につきましては、都市開発基金の利子でございます。

以上でございます。

古澤哲也情報政策課長

次に、3ページをお願いいたします。

款21諸収入、項6雑入、目4雑入、節4雑入のうち、上から1行目、2行目、3行目のホームページ広告収入及び市報広告収入、それと情報案内版広告収入につきましては、それぞれ年間見込み額を計上いたしております。

また、その下は4行目の光熱水費雑入545万1,000円につきましては、アウトソーシングセンター運営に要する光熱水費として計上いたしております。

以上でございます。

藤川博一まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長

一番最後になります、都市計画図、白図の販売代金として10万円計上しております。

以上でございます。

古澤哲也情報政策課長

次に、歳出について御説明を申し上げます。

4ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目3広報費の主なものについて申し上げます。

節7賃金につきましては、記者室の嘱託職員の賃金でございます。

節11需用費のうち、印刷製本費につきましては、市報とすの印刷に要する経費が主なものでございます。

節13委託料につきましては、市報とすの音訳版製作委託料及びテレビ広報とすの放送委託

料でございます。

節14使用料及び賃借料のうち、システム使用料につきましては、市ホームページサーバーの賃借料でございます。

続きまして、目4情報管理費の主なものについて申し上げます。

節11需用費につきましては、情報関連機器の消耗品費及び情報センターの光熱水費が主なものでございます。

節12役務費につきましては、庁外施設のネットワーク通信料及びインターネット接続料でございます。

節13委託料につきましては、情報システムの改修委託料及び情報システムの管理運営委託料、コンビニ交付システムの保守委託料が主なものでございます。

節14使用料及び賃借料につきましては、アウトソーシング経費を含む基幹系システムの使用料及び内部情報系システムのシステム関連機器の賃借料等でございます。

次に、5ページをお願いいたします。

節19負担金、補助及び交付金につきましては、県や県内市町とを結ぶ佐賀県公共ネットワークの管理運用に要する負担金及び通知カード、個人番号カード関連事務の委任に係る地方公共団体情報システム機構への負担金及び情報セキュリティ対策のための自治体情報セキュリティクラウドの負担金が主なものでございます。

以上でございます。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

続きまして、目9企画費でございます。

節8報償費の12万2,000円につきましては、まち・ひと・しごと創生有識者会議の委員8名分の謝金でございます。

節9旅費の77万4,000円につきましては、調査、研究等を含みます旅費、それから節11需用費の61万2,000円につきましては、年間見込み額を計上いたしております。

節12役務費の12万4,000円は、市民満足度調査に伴うお礼状発送に係る経費でございます。

節13委託料119万円のうち、上段の施設管理委託料の9万円は、お試し移住事業に関する管理委託及び浄化槽清掃業務委託料。それから、下段の市民満足度調査委託料の110万円は、第6次鳥栖市総合計画後期基本計画の取り組み施策に対する満足度調査に要する分でございます。

それから、節14使用料及び賃借料の2万円は、旅費に伴う高速使用料でありまして、節19の負担金、補助及び交付金の536万円につきましては、それぞれ規定に基づき計上したものでございます。

次に、6ページをお願いいたします。

目の14新庁舎整備費でございます。

節8報償費の6万5,000円は、設計者選考を行うプロポーザル審査委員会の設置に当たりまして外部委員に要する謝金でございます。

それから、節9旅費の5万2,000円につきましては、先ほどのプロポーザル審査委員の旅費、それと節11の需用費21万円につきましては、年間見込み額を計上いたしております。

それから、節の12役務費の152万円のうち、下段ですけれども、構造性能評価手数料の151万円につきましては、建築基準法に適合しているか国土交通大臣が指定する評価機関が行う評価手数料分でございます。

それから、節の13委託料6,560万円のうち、まず、上段ですけれども、測量調査委託料400万円、これは庁舎、それから境界測量に要するものでございます。

次の、地質調査委託料1,000万円につきましては、設計の基礎資料として地質等のデータを把握するために行うものでございます。

次の、基本・実施設計委託料4,710万円につきましては、1億5,700万円でプロポーザル方式によりまして、基本実施設計の一括発注方式で業者選定を行うこととしておりまして、このうち平成30年度分として計上しているものでございます。

それから、最後のオフィス環境整備支援委託料、この450万円につきましては、1,500万円で窓口レイアウトサイン計画、備品等の資源調査及び調達計画などの支援業務を行うこととしておりまして、このうちの平成30年度分として計上しているものでございます。

この分につきましては、資料の一番最後、9ページにお示しをしておりますけれども、それぞれ平成31年度の債務負担行為を設定するものでございます。

それから、最後に、節の14使用料及び賃借料の1万円につきましては、旅費に伴う高速料金を計上いたしております。

以上でございます。

古澤哲也情報政策課長

次に、項5統計調査費のうち、目1統計調査総務費の主なものについて申し上げます。

節2給料、節3職員手当等、節4共済費につきましては、広報統計係の職員2名分の人件費でございます。

節9旅費以降につきましては、統計調査員確保対策事業に係る経費及び統計書作成に係る経費などがございます。

次に、7ページをお願いいたします。

目2基幹統計費の主なものについて申し上げます。

節1報酬につきましては、住宅・土地統計調査及び工業統計調査に係る調査員等の報酬でございます。

節3職員手当等以降につきましては、住宅・土地統計調査、工業統計調査など国の基幹統計調査に要する経費でございます。

以上でございます。

藤川博一まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長

続きまして、8ページをお願いいたします。

款8土木費、項4都市計画費、目1都市計画総務費、節1報酬につきましては、都市計画審議会4回開催分の委員報酬を計上しております。

節2給料から節4共済費までは、まちづくり推進課職員9名分の人件費でございます。

続きまして、節9旅費2万5,000円のうち、1万8,000円は職員の一般旅費、7,000円につきましては都市計画審議会の費用弁償分を計上しております。

続きまして、節11需用費につきましては、年間見込み額を計上いたしましたものでございます。

続きまして、節13委託料のうち、まず上段でございますが、都市計画図更新等委託料288万6,000円につきましては、用途変更、それと、都市計画マスタープランの策定委託料でございます。

下段の、都市計画マスタープラン策定支援委託料964万5,000円は、昨年度お願いしております債務負担行為の本年度分を計上いたしております。

続きまして、節19負担金、補助及び交付金につきましては、上段の12万3,000円は全国都市計画協会の負担金でございます。

下段の600万円、開発行為に伴う接続道路整備補助金につきましては、来年度新設します開発行為に伴う接続道路の整備補助金を計上いたしております。

続きまして、節23償還金、利子及び割引料につきましては、都市再生機構立替金の償還金元金4,730万4,000円と利子分163万4,000円を計上しております。

続きまして、目6まちづくり推進費、節9旅費1万8,000円につきましては、職員の一般旅費でございます。

続きまして、節13委託料1,200万円につきましては、鳥栖駅周辺整備事業に係ります調査設計委託料として、地質調査が1,000万円、中央公園の整備に係る設計委託料が200万円を計上いたしましたものでございます。

続きまして、節15工事請負費430万円につきましては、現在、解体が進んでおります鳥栖ビルのほうが10月には解体を終えると考えておりまして、その後、跡地を管理するための工事費でございます。

続きまして、節17公有財産購入費 1 億3,000万円につきましては、鳥栖駅周辺整備事業用地といたしまして、現在、駅東にある高架用地の一部を買い戻すものでございます。

続きまして、節25積立金 3 億52万5,000円につきましては、都市開発基金への積立金を計上いたしましたものでございます。

以上で、議案乙第 8 号 平成30年度鳥栖市一般会計予算、企画政策部関係の御説明を終わります。

以上でございます。

下田寛委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

西依義規委員

4 ページの事務機借上料等の、この詳細までは言いませんけど、どういう―― 2 億円ですよ、2 億1,000万円。

コピー機に幾らぐらいとかパソコンに幾らぐらいとか、そういう明細ってあるんですか。

古澤哲也情報政策課長

事務機借上料の内訳でございますけれども、基幹系システムのクラウド利用料として1 億6,022万5,776円。それにパソコンの借上料……、パソコンだけ、パソコンの借上料として1,802万5,716円。それで、プリンターの借上料として113万9,092円。

それと、内部の財務とか文書のシステムとか、あとはネットワーク機器、それに、先日もお答えしました学校のネットワーク機器、そういった機器関連の賃借料として3,389万9,904円となっております。

西依義規委員

これは、この市役所本庁内だけの話、それともほかのところも全部合わせた額なんですかね。

古澤哲也情報政策課長

パソコンにつきましては、学校の方まで含んでおります。それと、プリンターにつきましても学校の方まで含んだところで借り上げをいたしております。

それで、ネットワーク機器につきましても、先ほど申し上げましたとおり、学校のネットワーク機器までこちらのほうから支出しているというようなところでございます。

西依義規委員

要は、高いか安いかが、判断が、一般常識の、そのパソコンとプリンターとか大体わかるんですけど、クラウドが1 億6,000万円というのがこんなもんなんですよっていう、何かありますかね。

これぐらいの規模で、例えば、通常であれば何百人、何千人、データが何たれとかそういうのって、何かあるんですかね、基準。なんか、相場みたいなもの。

楠和久情報政策課情報政策係長

クラウド利用料ですけれども、まずシステム、サーバー等含むものと、それに、例えば納税通知書等の印刷関係、それと収納の消し込みの読み込み関係、そういった人的なサービスも全て含んだところで約1億6,000万円になっております。

それで、相場については、一概に人口で幾らっていうのは、大体はあるんですけれども、こちらもいろんな他の自治体とか調査をする上で、比較等はさせていただいているんですけれども、業者によっても違いますし、一概には言えないんですが、妥当な価格として考えておりますが。

西依義規委員

難しいでしょうけれども、今までこれは、業者は随意的なのか、契約はどういうふうになっているんですかね。

楠和久情報政策課情報政策係長

契約につきましては、現在、毎年単年度の使用料契約を行っていますが、随意契約ですね。

現在の業者については、今のシステムは約10年弱なんですけれども、その切りかわる前のシステム、いわゆる汎用機システムと言われる分から引き継いでいますので、業者については20年、30年という長い期間使っている状況です。

西依義規委員

これは、年額で契約して、いろいろトラブルがあったり何回保守点検があろうが、もう一括の1年間の契約というのをされているってことですかね。

楠和久情報政策課情報政策係長

そうですね、そういった保守料、いろんな障害の対応とか全て含んだ金額です。

飛松妙子委員

では、関連して、機器がふえてもその金額は変わらないという考え方で、例えば今回、議会のほうでも取り入れることが上がっていますが、それも含めてふえることはないって考えていいのか、それとも、ふえるたびに金額が変わっていくのかを教えてくださいませんか。

楠和久情報政策課情報政策係長

機器については、当然端末とかがふえれば、ふえます。

クラウド利用の中に、例えば基幹系システムで言えば市民課のシステムであったり、税務課のシステムであったり、福祉のシステムであったりありますけれども、そこに配置されている端末の使用料も全て含んでおりますので、例えば職員がふえて端末をふやすということ

であればですね、使用料もその分増額になります。

以上です。

西依義規委員

今度、5ページの市民満足度調査委託料ですけど、例えば、その後も出てくる都市計画のマスタープランとか、今後、企画政策課でいろいろ庁舎の調査とか、いろんな感じの、やっぱりその調査をしていくと思うんですよね。ここはここで、もう後期基本計画に限定した調査ということですけど、こういうのはやっぱり別々で委託するものなんですか。

僕、一緒にしてしまったほうがいいような気がするんですけど、それは同じ課で、例えば都市計画マスタープランはそろそろ、何月ごろする予定とか、後期基本計画は何月ごろとか、庁舎については何月ごろってというのが、もしする予定があるんだったらこういうの一緒に委託したりとかいう、その横の連携みたいのはあるんですかね。

別々、全く別物にしたほうがいいという理由もあるんですかね。

石丸健一企画政策部長

マスタープランにつきましては、既にアンケート調査、平成29年度予算でさせていただいております。

それで、庁舎についても、同じく平成29年度にアンケート調査させていただいております。今回の市民満足度調査は、基本的に、今まで同じ質問をさせていただいて、その質問の内容の変動等を見るというのも非常に大きな内容になっております。

それから、次の第7次総合計画に反映させるのも一つの目的としておりますので、結構幅広い御質問になるので、余り何でも詰め込むとアンケートのほうが、回答される方がちょっと嫌がるじゃないですけど、大分御負担になるというふうに考えております。

下田寛委員長

ほか、いかがでしょうか。

松隈清之委員

6ページの新庁舎整備費の、オフィス環境整備支援委託料か、これ総額で幾らだけでも平成30年度は450万円という話だと思うんですけど。

その上のやつも、今年分幾らとか今年分幾らとかいう業務の内容と予算の割り振りっていうのはどうなっていますか。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

まず、オフィス環境整備支援委託料でございますけれども、トータルで1,500万円をお願いをすることとしておりまして、そのうち、今年度450万円を予算計上、平成30年度分としてお願いをしております。

中身につきましては、新庁舎建設に当たりまして、まず、現庁舎で使っている備品の状況を全て調査をすると。要は、使えるものは新庁舎でも使うと、どうしても新しく新調しないといけないものについては、そういった数であったりとか、そういったものを調査するといったものと。

あと、具体的な新庁舎での事務機器っていいですか、机とかの配置、レイアウト、そういったものについての支援をいただくという部分で予算計上をさせていただいております。

それで、1,500万円ということで今年度450万円にしているのは、トータルの契約委託料のうちの3割相当分ということで、今年度計上させてもらっておりますけれども、この支援業務そのものが2カ年度にまたがってやるということから、そういった割り振りで予算計上をさせていただいているところでございます。

松隈清之委員

その仕事のボリュームというか、いつぐらいに業務が忙しくなるのかがよくわからない、ピンとこないですよ、まだ全然、設計今からでしょう。

どういう機器が使えるかは今でもできるけれども、そのレイアウトなんかちゅのはある程度設計が見えてこないことにはできんだろうし、業務としては、実際、いつどういうスケジュールでやられていくんですかね、この支援業務自体は。

石丸健一企画政策部長

実際の備品等のピックアップといいますか、ちょっと調査事態が十分に現時点ではできていない状況でございます。

例えば、書類関係の調査ですね、いたしておりますけれども、実際備品の、もう一度最終的な確認まで現時点いっておりません。

それとあと、30%というのは前払い金の額相当でございます、全体の業務の30%を今年度にしていただくということではなくて、業務については通年で、1年間契約の中でしていただくということでございます。ですから、30%分をしていただくということではございません。

松隈清之委員

今、使えるやつが新庁舎でなるだけね、使うということでいいんですけど、使えるか使えないかちゅうのは、やっぱそういう、専門家が判断しないと、例えばこの机がね、使えるか使えないか、机自体は使えますよね、多分。ただ、じゃ持っていきべきかどうかとかってというのは、その業者さんが判断するんですか。

例えば、使えるかどうかぐらいは多分職員でもわかると思うんですよ。これはさすがに、もうちょっと古いけん、これを機に更新しましょうかとかっていう判断っていうのは、要は

業者さんがしていくことになるのか。

石丸健一企画政策部長

業者さんに御提案はいただきたいと思いますが、その御提案を見てどうするかというのは市のほうで判断をいたします。

尼寺省悟委員

5ページに、情報管理費のところシステム負担金とか、いろいろ言われたんですが、ここに県公共ネットワーク負担金、それからなんとか機構負担金、それからセキュリティークラウド負担金ということで負担金ずらっと並んでますけれども、いわゆるマイナンバー関連の負担金っちゅうたらどれになるんですかね。

古澤哲也情報政策課長

マイナンバー関係で申しますと、地方公共団体情報システム機構負担金1,286万円の中に、歳入でも御説明をいたしましたけれども、726万6,000円の負担金が含まれております。

それと、中間サーバーを利用する負担金として203万円が含まれておりまして、さらに申し上げますと、コンビニ交付の運営負担金も270万円、この中に含まれているというようなことでございます。

以上でございます。

尼寺省悟委員

この負担金は、毎年発生してくるものですかね。今までの負担金ってどれぐらいになるの、トータルで。

古澤哲也情報政策課長

マイナンバーカードの交付関係……、すいません、ちょっと負担金だけで算出しておりませんので、ちょっとお時間をいただければと思います。

尼寺省悟委員

それでね、この負担金というのは各自治体で一律なわけ、その負担金の金額のあれたいね。だから、自治体によって、何とかの量によって、例えば人口量とか何とかの量で違ってくるのかどうなのかというところなんです。

楠和久情報政策課情報政策係長

負担金の金額、マイナンバー関連については、人口レンジによる負担金になっております。人口に応じての負担金です。

尼寺省悟委員

人口に応じてこうなんだということと、だから例年、毎年これから先もこの負担金というのは発生して、その都度700万円か1,000万円かわからないけれども、こういった負担料がず

っと発生してくると。

そのために負担していかなければならないというふうに理解していいんですか。

楠和久情報政策課情報政策係長

おっしゃるとおりです。

以上です。

古澤哲也情報政策課長

ちなみに、通知カードとマイナンバーカードの負担金につきましては、10分の10の国庫補助が参っております。

以上でございます。

尼寺省悟委員

先ほど、個人番号カードね、9.何%、1割と。1割、鳥栖市全体でね。

だから、これが1割が、私にあんまふえることないと思うけれども、人口割だからこれをもっとふえて5割とかね——あり得ないと思うけれども——そうなっても負担金というのは人口割ということで、変わってこないということなわけね。

古澤哲也情報政策課長

今の考え方としては、そうでございます。

以上でございます。

松隈清之委員

8ページ、まちづくり推進費の委託料、鳥栖駅周辺整備設計委託料、こっちの主要事項説明書の32ページになるんですが、これによりますと、内訳としては、鳥栖駅周辺施設（中央公園）の設計委託料200万円と鳥栖駅周辺施設自由通路等地質調査委託料となっておりますが、これ新しい駅の機能面の部分ていうのは大体もう明らかになっているんですかね、どういう駅になるとか。

藤川博一まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長

現在、基本設計を進めていただいている途中でございます。

松隈清之委員

今回、橋上駅の整備ということで、東側からも入れる、入れるっちゃうか、今でも行けるとは行けるんですけど。

どれだけ利便性が向上するのか、駅の機能として駅利用者の利便性が向上するのかっていうのは、事前にいろんなアンケートとか課題とかっていうのありましたけど、そん中で、こういうふうになるとかっていうのは、現時点では何かお示しできることっていうのはないんですか。

極論すると、いや、あんまり便利にならんやったらそんなお金かけてせんでいいんじゃないかっていう声も出てくると思うんで、そのの、機能としてこういう機能、例えば、今は階段しかないけどエスカレーターがつかますよとかっていう部分なんかってというのは、まだわからないということですかね。

藤川博一まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長

現在、自由通路、虹の橋ございますが、御存じのとおりエスカレーターございません。また、屋根、壁などもついておりません。

こうしたところを、屋根をつけて、エスカレーターも付加してということで、ユニバーサルデザインに根差した施設にはしていきたいと。ここは、設計にもきちんと織り込んでくださいということは申しております。

松隈清之委員

自由通路には、エスカレーターがつくということですね。

ホームへのエスカレーター等については、そういう、多分希望もあると思うんですけどどんな状況ですかね。

藤川博一まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長

今、委員御指摘いただいたように、ホーム幅とか、あとホーム内の施設の離隔、要は、電車が通るところと施設の間が広いほうが安全ということがございます。

こうしたところを踏まえて、JRさんに、現在社内での検討をお願いしております。

じゃあ、ホームを広げるような工事までやるのかと、これ、恐らくまた途方もない事業費がかかりますので、そこまでは我々、市としては考えはないということをお伝えした上で、何とか実現できるようなことを協議をしていただきたいということをお申し込んでおります。

松隈清之委員

それこそ、随分時間はたちますけど、特別委員会の中でもどんな駅なのかという議論はされていたんですよ。

まだ、今に至ってもそこら辺の、どんな駅かっていうのはお示しできる段階ではないということですか。

藤川博一まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長

現在ではお出しできません。

松隈清之委員

当然、この事業費も、見込みではそれなりの金額が多分出されておると思うんですよ。

そもそも、この橋上駅ってというのは、広く見れば鉄道高架からという事業から切りかわって、道路は単独立体交差でやるということの中で出てきた事業なんですよ、初めから駅を

どうこうしてくれってという議論からスタートしたわけではなくて。

であれば、まず道路は道路でまたちょっと後からお話はするけれども、駅利用者にとっての駅舎の変更ってというのは、駅利用者のことにある程度限定される部分があると思うんですね。今も、便利か不便かっていうところでいうと、若干、屋根がないから不便かもしれんけど、自由通路はあるわけですよ。今でも往来はできる、機能としてはね。

それで、そうなる今回の橋上駅に関して言えば、今往来できる自由通路プラスそこから駅に入れるっていうところが変わるわけじゃないですか。

だから、そのの利便性に対して、どんだけコストをかけてもいいのかなっていう、費用対効果の話ですよ。費用対効果の話ってというのは、例えば国とかだったら結構シビアに費用対効果言われるわけじゃないですか、鉄道高架のときもそうでしたけど。

市としては、この費用対効果ってというのは、事前に評価したりはしているんですか。

藤川博一まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長

いたしておりません。

松隈清之委員

これは、どうなんですかね、国とかだと結構シビアにそういう事前のね、評価をして、費用対効果の出ないものは事業はできないと、我々も言われますよね。県とか市とかってというのは、費用対効果はそもそも出す必要がないってということなんですか。

それは、言うたら税金だったりするわけなんで、そのの説明する根拠としては、費用対効果っていう考え方は基本的に持ってないってということなんですか。

石丸健一企画政策部長

まず、本来基本計画の中で、駅前広場や駅のイメージを示したいと思っておりまして、努力してまいりましたけれども結果的にお示しできないと、できなかったということがございます。

それで、今現在行っている基本設計をする中で、その辺のところもお示ししていきたいというふうに思っておりますし、それがないと金額的にどうというのがなかなか出ない状況です。

費用対効果については、その時点でも検証はしてまいりたいというふうには思っております。

松隈清之委員

ちょっとわからないから教えていただきたいんですけども、国なんかは事業をやるかやらないかって、例えば、以前の鉄道高架事業についてもね、その補助の基準だったり、あるいは費用対効果が、BバイCが1以上にならないとできないってというのは、もちろんその細

かな設計って基本的にできないじゃないですか、予算つけてない段階だから。

でも、その段階で、費用対効果の判断されますよね。されますよね。

それで、今言われたように、確かに細かな数字っていうか精度の高い数字っていうのは、実際に、やっぱ設計したりとかしないと出てこないわけなんだけれども、だから費用対効果の計算ができないってなると、国はじゃ何でそれができているのかなと。

それと同じレベルのことは、どうして市でできないのかなっていう疑問が残るんだけど、どうでしょうか。

石丸健一企画政策部長

基本的に、国の費用対効果等を出すに当たって、補助申請、交付金の申請とか、その前段階の資料等をもとにある程度の数字が出るのではないかというふうには思っております。

ですので、それにかわるものが基本設計というふうに認識を持っております。

松隈清之委員

ということは、事業採択できるかどうかわからないような事業、例えば鉄道高架事業だとかね、以前の。

あれも、じゃあ基本設計までして、じゃその金額が出て、それでBバイCが出てたからそれでできないという判断になるようなことになるんですか。自分たちで判断するとしても。

石丸健一企画政策部長

公表できるBバイC等については、そういう手続を経た後に出すというふうに思いますけれども、一定その事業を行うには、超概算等で費用積算は、ある程度はですね、いたしはしますけど。

ただ、それがきちんとお示しできるようにするためには、基本設計が必要ではないかというふうに思っております。

松隈清之委員

ということはね、基本設計が出た段階で費用対効果をね、あらかた見えたとしたら、その段階でまた判断をしていいということなんですか。

費用対効果に対して、これ費用対効果が低いだろうと。

石丸健一企画政策部長

費用対効果のその費用については、基本設計において、一定の数値が出るものというふうに思っております。

松隈清之委員

後づけで数字はね、できると思うんですよ。全部、要はでき上がった段階で、費用対効果は金額が確定すればできると思うんですよ。

でも、それは意味ないでしょう。

費用対効果って、そもそも事前に評価して、やるべきかどうかの判断をするために、その精度がそんな100%じゃないにしても、やるわけじゃないですか。

要は、事業をやるかどうかの判断をするときに、やる一つの参考としてよ。これが全てではないにしても、一つの参考としてやるわけじゃないですか。

だから、その一つの参考としての費用対効果の算出はまったくされないっていうことですかね。

藤川博一まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長

今回、旧まち交、社会資本整備総合交付金の採択を目指そうと考えております。

その中で、都市再生整備計画を策定する必要があります。これにつきましては、自由通路、橋上駅だけではなくて、周辺の、今回お願いしています中央公園、こういったところ——トータルにまちづくりをどうやっていきますというような計画をお出しします。

それが認められるかどうかということで、鉄道高架に関しては、BバイCの出し方は公式がございます。

自由通路、橋上駅については、現在そういった明確な公式といたしますか、当てはめられるようなものがないので、都市再生整備計画の中で、県にもお出ししますけれども、国に申請していく中で、国と協議を進めながらどういった方向を目指すべきかということを立てていく必要があるのかなと考えております。

松隈清之委員

要は、この事業としてね、駅単体で考えたときには、駅利用者だったりとかの利便性が、いや、この事業でどれだけ向上するんだろうとか、それに対するコストがどうで、それが、それぐらいの効果しかないんだったら、それだけのお金をかけるのはもったいないんじゃないかっていう議論もできるわけですよ。

これ、まだ僕らにもそうですけど、市民にもお示しできてないんで、駅がきれいになるきれいになるってということで、よかったねえ、だけど、いや、でもそれがこんぐらいの便利さに対してこんだけのお金かけるんだよってということになると、いやいやそれは、ちょっとかけ過ぎだろうと言われるかもしれないですよ。

かもしれないし、それでもやれ、かもしれん。そこはわかんないんだけど、ただ、少なくとも今の時点では何も判断する材料がない。

例えばこれが、ほぼほぼ国とか県のね、お金が来て、手出しがこれぐらいでいいから総事業費はこんだけだけど、鳥栖市の負担これだけだからやりましょうということであれば、それはそれでもまたいいだろうし。

ただ、それすらわからない。

だから、もちろん駅の東側のね、今利便性が、自由通路渡ってこないといけないから若干不便だなんていうところは十分承知していますよ。だから、それをどうにかしたいという気持ちももちろんわかるんだけど、それに対してかけるコストが果たして適正なのかどうかという判断がちょっと、ずっとつかないんですよ。この議論始まってからも。

だから、そこは、もう少し明確にされないと、このまま進んでいったときに、いや、そんなにお金かけてまでそれがやるべきだったのか、じゃあ、単に東口から入ってこれるっていうことが、最大の目標であるならば、別の手法だってあるんじゃないのかっていう議論も出てくるだろうし、いやいや、それしか手法がないからそうするんだっていうこともあるのかもしれないんだけど、今、全く判断材料がないままずっと進んでいるんですよ。

一方では、道路の問題もどうなっていくのかなっていう部分が見えてきてない——道路の問題はちょっと担当課が変わるんだけど。

広く見たときには、まだそこも見えてきてないんで、じゃあ果たしてこのまま進んでいいのかなっていう疑問はずっと持っているわけですよ。うちの会派も含めてね、当然。だから、そこはもう少し明確にならないと、すんなりいきづらいなところがあるんですよ。

だから、そこが費用対効果だとかね、このメリットに対してこんだけのコストがかかりますとか、あるいは、駅の機能とメリットの部分でいくと、駅の機能はこれができます、例えば、今いろいろ課題はあると言われたけど、今は階段しか使えないけれども、エスカレーターが各ホームにつきますよと。だから、こんだけ便利になりますよと。

さっき、鉄道高架は評価するね、BバイC出す、ベネフィットに対するやつはあるって言われたけど、結構関連するやつあるんですよ。

例えば、目的地まで行く歩行時間がどれだけ短縮されたら何ポイントとかっていうの、道路とかでもあるじゃないですか、実際に評価するやり方っていうのは、国交省から出ているやつもあるんで。

そういうのを考えると、今までだったらホームまで到着する時間がこれだけやったのが、こんだけ短縮されるっていうやつを評価する方法だってあると思うんで。

もうちょっと市民にね、こんだけメリットが、これをすることでできます。でも、これだけお金かかります。だから、いいですよっていうふうに言われるような材料がないんですか。

石丸健一企画政策部長

先ほど申し上げたように、駅前広場や駅のイメージのお示しも実際できていないというよ

うな状況でございますし、概算費用についてもお示しできていないという状況でございます。

それで、それを、現在行っておる基本設計をする中でお示ししていきたいというふうに思っております。

松隈清之委員

だからね、最終的に、じゃあ、基本設計が終わった段階でね、いや、そんなにかかるんだったらとか、それぐらいの利便性の向上しかできないんだったらそれはやるべきじゃないだろうっていう判断をしていいんですかって話なんですよ。今の段階では何もわからないんだたらっていうことなんですよ。

だから、もちろん、今より悪くは多分ならないのかもしれないですよ。ただ、それに、そんだけのお金をかけてまでやるんだたらもっとほかことに使ってほしいっていう意見も市民の声としてあるかもしれないし。

今は、そこがお示しできてない。我々にも市民にもお示しできてない現状じゃないですか。だから、そこはね、もう予算にしても、その精度は若干劣るかもしれないけれどもこれぐらいかかりますとか、相当ざっくりしたのは一番手前の段階では出していましたけどね。

ここまで、ある程度話が進んだ段階で、恐らくこれぐらいかかるでしょうと、それで、こんぐらいのメリットとか効果がね、機能は改善しますっていうのぐらいは出さないと、ずっとわからんわからんで進められても、我々は議決するたんびに後戻りできないところまでいってしまって、市民からはそんな金かけてそんなぐらいのことしかできんのかって言われてしまうので、我々の責任としてちょっと確認をしながら進めてべきところは進めないかなと思うんですよね。

下田寛委員長

ちょっと休憩入りましょうか、10分ほど。

午後 2 時 24 分 休憩



午後 2 時 32 分開議

下田寛委員長

それでは、再開します。

松隈清之委員

先ほども申し上げましたけど、やはり我々も、それぞれ選挙で通っているんでそれぞれのお考えはあるかと思えますけれども、議会の機能としてはね、やはりきちっとチェックしていくという部分がありますんで、とにかくやります、やらせてくださいっていうだけじゃなくて、これだけかかります、こんだけの効果が見込めます、で、どうですかって言われなければ、やはりその判断はしづらいですよ。

これが、きのうきょうのことならね、別ですけど。もう、ずっと前からこの話は特別委員会の中でもしているんですよ、駅どうなるんですかとか道路どうなるんですかっていう話は。

そこもあって、同時に進めていってくださっていう部分も、決議でもありましたけどね、議会としても。

だから、そもそも何で橋上駅になったかっていうと、今の市長が、鉄道高架で東西の連携を果たすと言われてたんですよ。それが、橋上駅という、御自身のね、橋上駅という案が出てきたときに、御自身としては橋上駅ということ言われたけど、検討委員会が開かれたわけじゃないですか。それで、費用と、あとは事業期間と効果っていうやつを比べたときに、検討委員会の中でも事業期間が短いとか、コストがこれぐらいだと。要は、費用対効果っていう数字ではないけれども、ある程度の判断をしているんですよ、事業期間も含めて。してるんですよ。

だから、そういう意味ではね、ゼロではないんだけど、ただそれから時間がたって進んできて、より精度の高いものをそろそろ出してもらわないと、じゃあ、本当に道路全部通るんですかと、道路のときに言った金額でできるんですかとか、駅もあのとき言った金額でできるんですかと。じゃあ、事業期間は、道路も含めてももとは鉄道高架をやる、やらない、でも鉄道高架のほうが事業期間長い、効果の発現が遅いというのも判断材料になっているわけだから。

じゃあ、道路だとか駅の機能だとかね、今の現駅の課題を解決するための事業としても、いろんなものを、こうなるああなるって出してもらわないと判断ができないんですよ。

だから、そこが出されないってなると、このまま進めていいのかなっていう、じゃ出していただいて進めるということにしかないんですよ、このままいくと。

石丸健一企画政策部長

本当に、ざくつとした金額が策定委員会の中で、ものすごくざくつとした金額しか出てなくて、その後、精査された金額が出てないということでございますけれども、先ほど申し上げたように、現在基本設計を行っておりますので、その中でお示しをしていきたいというふうに思っております。

松隈清之委員

そういう御答弁であるならね、現時点でそういう答弁しかできないのであれば、それを踏まえて我々は、私とか含めてそれぞれどう判断するかっていうことなんだろうかと、出てこないもんだから。

これが例えば、来月とか再来月にはある程度出てきますとかっていうことであれば、またそれを見て判断したいという気持ちもあるし。

これは、もう全然できる直前までわからないですよって言われると、いよいよもってどうかなっていうふうにも思うんですけども、これ出てくるタイミングとかっていうのは、今の段階でわかるんですか。

藤川博一まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長

基本設計の工期は、本年11月までと考えております。

それまでには、一定の設計、駅舎の配置、自由通路の位置をお示しすることができると思っております。

事業費についても、今より精度の高い概算事業費についてお出しすることができると思います。

その後、実施設計に入りますが、その中で最終的な事業費等を確定してはまいります。基本設計が終わった段階では、今より精度が高い事業費等もお示しすることはできますし、現在JRさんとかと協議を進めております、先ほど委員が御指摘されたエスカレーター等の利便施設が設置可能かどうか、そういうこともお示しすることができるというふうに考えております。

松隈清之委員

今回、上がっているところでいくと、買い戻しとか用地の先行取得とかいう部分は、それはそれで構わないんですけども、この地質調査委託料の1,000万円、これはこの事業に、調査自体にどれくらいの期間を要して、現段階でこれが必要なものなのかどうかというのをお答えいただけますか。

藤川博一まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長

今回、お願いしております1,000万円の地質調査につきましては、自由通路の基礎部分の調査をするものです。

それで、基本設計である程度の自由通路の位置が決まってくれば、どこを掘削できるかという判断ができますので、今回、計上をお願いしております。

橋上駅部分、駅舎部分の地質調査につきましては、また改めてやる必要がございます。

以上でございます。

すいません。期間が漏れておりました。

期間については、上半期ごろをめどに終える必要があると考えております。

松隈清之委員

上半期ということは、9月ぐらいということなんでしょうかね。8月末、8月までに終わるということですかね。

藤川博一まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長

そのころには地質調査を終えたいと思っております。

松隈清之委員

仮定の話で結構なんですけど、これ例えば、6月でも間に合うような話ですか。

藤川博一まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長

基本設計を進めるスケジュールに影響があるのかなというふうには思っております。

どのくらい影響が出るか、6月に発注して、業者さんに根を詰めてやっていただいで進めることができるものかどうか、ちょっとはっきりとはわかりません。

松隈清之委員

これ、例えば上半期でという、8月ぐらいなのかなと仮に思うとですよ、基本設計のでき上がりも11月ですよ。

ということは、調査が終わって、ここは大丈夫、ここは大丈夫じゃないとかっていうのがわかった後の3カ月ぐらいで、要はできてしまうようなもんなんですかね。

藤川博一まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長

位置についてはある程度、仮定で想定して進めてまいります。

その中で、地質調査を行いまして、まず問題はないと思っておりますが、問題があれば当然修正をしていく必要がありますので、そういったところで終えた結果っていうのは、当然、今後の耐震基準とかにも照らし合わせていく必要がありますけれども、そのくらい期間があればですね、十分やれるんじゃないかと思っております。

松隈清之委員

わかりました。

スケジュール的には大体わかったんですけども、ただ、本当に何も判断する材料がないままで、現時点で進めづらいというのは、気持ちとしてはあります。

別に答弁は結構です。

尼寺省悟委員

ちょっと、今の関連なんですけどね、先ほどの11月までには基本設計っちゃうんか、事業費についてももう少し、今よりは具体的に出せるというふうなことを言われたんですが、前から私聞いてるんやけれども、駅前広場ね、駅前広場についても、レイアウトについても、今

まで具体的な例ってなかったんやけれども、それについても11月ごろだというふうに思っているんですか。理解しているんですか。

藤川博一まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長

同じ時期です。

尼寺省悟委員

それでね、さっき、ちょっと利便性の問題言われたんやけれどもね、結果的に今の段階ではね、橋上駅だと。

あるいは、駅前広場についても、はっきりとわかってないけど、わかっていることはね、はっきりしていることは、前から言っているけどね、駅舎だけは残さんと。今の駅舎、だけは残さんというようなことで、私自身はかなり不満を持つとったけど。

例えばの話ね、今、橋上駅が真ん中にできるということによって、東側の人たちにとってみたら、距離的にいったら半分になるけれども、エスカレーターができれば別だけれども、その辺まではっきりわからんと言ったけど、西側の人たちにとって見たらね、逆に長くなるたいね。

それ、以前、議長が具体的に歩いてね、どうのこうのされたというふうなことなんやけれども。

その辺のことがね、基本設計が出た段階でわかってみて、ああ、こんなもんだと。こんなもんやったらね、という話になる可能性だってないとも言えんと。

そこでね、もう一つちょっと聞くけれども、以前、これ江副議員が質問していたことで、長崎新幹線との関連の中で、6番ホームはもう外してしまってフラットでとかいう話、彼がしよったけれども、私もちょっと調べてみたらね、鳥栖駅の発着で、長崎方面の特急が半分以上を占めるったいね、半分以上。

だから、もしあの辺が——どうなるわからんけど——フル規格等になって特急が廃止されたら、本当にホームは要らんようになって、そのことによってフラットでいけるっちゅうこともあり得るかもしれんけど——実際問題はどうかのわからんけれども。

その辺は、何かわかることはない。

藤川博一まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長

現時点で、JRさんと協議していく中で、我々が把握していることと言えば、ホームを減らすということはまず現時点では考えられないと、いうことはお伺いしています。

また、ホーム以外にも6番線から東側に複数、まだ線路がたくさんございます。この中には、JR貨物さん専用の線路とか、あと待機しておく線路——ダイヤとか乱れたときの待機用の線路とかもあるということで、線路の数を減らすということは、簡単にはできないだろ

うということはお伺いしております。

尼寺省悟委員

それでね、長崎新幹線の問題、それ5年、どれぐらいでできかわからんし、私はあれ反対だからね、やるべきではないと思っているけれども、5年、10年とか10年、20年たって新しくできるかもしれんと。

一方、鳥栖駅についても、一旦つくったらこれだってね、5年、10年でとっかえるもんじやないし、10年、20年とか、かかってくるというふうなことで、つくってしまって、ああ、こんなのつくらんでもよかったというふうな形にね、なることを一番私自身恐れるしね。

それ以上に、やっぱり駅舎の問題をね、残さんということ自体がね、ううんっていうね、思いがするしね。

だから、そういった意味で、私、駅前広場の整備とかそういったものに対して異論はないけれども、少なくとも、利便性といった問題を考えたときにね、はっきり言ってその自由通路だけの問題であるするならば、自由通路だけをもっと整備した形で、別に橋上駅とかあそこんところやらんでも、そういった展開もね、考え方もあるんじゃないかなろうかなど。遠い先を見た段階でね、今、拙速にどうのこうのつくってしまうよりは。

そういった意味で11月にどういった形で出てくるかちゅうことをちょっと見てみたいなと思いますけれども。

これ意見です、私の。

齊藤正治委員

きょう、いわゆる駅と駅周辺、一番問題なのは、要するにこういうふうな駅前広場になりますよとか、こういうふうな駅舎になりますよとか、そういうものが全然示されないまま進んでいるということに非常に違和感を感じるんです。

これは、やはり市民にとって、何十億も何百億円も使ってやる中の事業のやり方としては全くナンセンスですよ。

これは、やっぱりもう早急な形でイメージ図をつくりながら、人の動線とか、車の動線とかそういったものをやっぱりつくり上げていかないかんですね。あくまでも、仮定であろうとしても、こうなったら、こういうふうになりますよということ。

そういったことが、まず第1点と。

この事業は、今、道路とはかけ離れておりますけれども、道路の問題が最初にこにゃいかん、同時並行でくるということは、一応もとの基本的な考え方は、都市計画の3路線、いわゆる姫方交差点、それから高橋のところと酒井西宿町線のところと3本あるわけですけど、それをそれぞれに、基本的に2車線、4車線、1車線ということで、高架でいきますよ

ということを行っているわけじゃないですか、ね。

うたっているわけだから、それはやっぱり県ともうちょっと積極的に——トップが行くのかどうか知りませんが、そしてやっぱり県を早く動かして行って、早く方向性を見出していく。

これと共に、駅だけが先行するんやなしに、同時並行でできるような体制をやはり市としてね、今の管轄が建設課と変わっているかもしれませんが、検討委員会が出した答申にはですね、この都市計画道路が、3本の道路がこの計画どおりにいったことが大前提になって橋上駅とか、そういったものが進められていますよっちゅうことをきちんと書いてあるわけじゃないですか。それを、やっぱり再度認識しながら、市長部局として、全体としてやっぱり推し進めていく気構えがちょっと不足しているんじゃないかなと思っております。

そこら辺、十分留意されながら進めていっていただきたいというふうに思っております。終わります。

下田寛委員長

今、御意見をいただきましたが、何か。

どう思われたかなと思ってですね、今。

石丸健一企画政策部長

おっしゃるとおりでございます。

努力してまいります。

下田寛委員長

ほか、いかがでしょうか。

中村直人委員

簡単なことから一つ。都市再生機構の立替金の償還金が出ておりますけれども、もう長年償還しておりますからあと数年で終わるだろうと思いますから、その償還の計画表があれば、資料として提出方を委員長にお願いしておきたいと思います。

それから、お試し移住の問題がちょっとありましたけれども、26万8,000円ですか。

それで、定住人口の獲得につなげるために本市で暮らしを体験できるお試し移住事業を利用するというので、提案されておりますが、それともう一つは、既存する集落を活性化すると、そういった意味も含めてということで、河内町ですから、ありますけれども。

果たしてそこが、起爆剤としてなるのかどうなのかっていうのが一つ、やはり気になるところなんです。というのは、逆に言うとかこういう自然環境もありますよというのが一つあるかもしれんけれども、こういう不便なところかい、と言われるかもわからない。

じゃあ、逆に中央のにきに空き家対策として、やっぱそういったものを市のほうが開発をして、そしてそういったところでお試しをさせるとか、いろんな方法があると思うんですけども、やはり一つそれをするために何をしたい、定住人口を図るということだから、鳥栖市に来てくださいよという呼び込みでしょうから。

その起爆剤になるということですがけれども、僕としては、ちょっと不自然なところがあるんで、やはりこれは県のほうからのいろんなあれもあって、それに一つ乗った可能性もありますけれども。

一つ、きちんとした目標を立ててですね、やっぱやっていくというのが行政のあり方だろうと思うんで、本当にこれが起爆剤になるのかどうか、僕はちょっとピンとこないんですけども。

やっぱ、そういった今度はそこだけやなくして、またちょっとまちなかにもそういったものをしながらやっていこうかという、そういったものの計画性があるのかどうなのか、ちょっとそこら辺をお尋ねしておきたいと思います。

下田寛委員長

まず、資料の提出が可能かどうか、そこをお伺いしたいですが。

藤川博一まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長

先ほど、中村委員から依頼がありました資料については準備をさせていただきます。

下田寛委員長

では、お試し移住について。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

今回のお試し移住事業の目的でございますけれども、今、中村委員からおっしゃっていただいたように、基本的には定住人口の獲得と既存集落の活性化といったものを目標に掲げてこの事業に取り組むとしております。

定住人口の獲得ですけれども、本市が交通の利便性、非常にいいということと、少し離れたところではもう豊かな自然があると、そういったところの部分で魅力をさらに発信をしていくという部分と、あと今回の事業がこれも御紹介ありましたように、まずもって中山間地域の活性化というところで、県が未来スイッチ交付金とかそういった事業メニューをもとに取り組を進めていく中で、本市につきましても一つのフィールドとして、河内町で事業実施を行いたいというところで準備を進めているところであります。

それで、確かに空き家対策とかそういった部分での取り組みというのも、今後つながっていくのかなという気がいたしておりますけれども、まずは、あそこの抜群のロケーションと私たちは思っておりますけれども、そこを生かして、あの物件もございましたので、ああい

った物を生かして鳥栖市のことをまずは知っていただくというところから始めていきたいというところで。

明確な目的、目標というのをきちんと定めた上で事業展開をすべきだといった御指摘はもう本当にごもつともだと思えるんですけども、まずは、そういった切り口としてここを契機に始めていきたいという思いで事業を今、準備を進めているところでございます。

中村直人委員

そこを、じゃ借りたいという人がおった場合の家賃設定だとか、そういったものは今後何かつくっていく、何かに基づいてその設定をしていくと、こういうことになっているんですか。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

まず、今回お試し移住事業で準備をしております物件につきましては、まずは鳥栖市での暮らしてというのを体験していただく場ということで今準備を進めておりますので、実際鳥栖市での生活を今後も続けたいといった場合には、この物件ではなくてですね、どこかほかの物件での生活という意味で、例えば河内町にも空き家があるというふうに聞いておりますけれども、そういったところの御紹介であったりとかですね。

あと、近隣の中山間地域を御本人様が御希望されてあれば、ほかのそういった空き家の御紹介、また、やっぱり自然の中もいいんだけどやっぱり便利なところのほうがいいとおっしゃれば、いわゆる市街地の空き家、物件とか。

あと、空き家物件に限らず、賃貸のいろんな貸部屋等もございまして、そういったところのあっせんとかをしていくといったところでつなげていくというようなことを考えております。

中村直人委員

そういったもので、起爆剤になって多く来てくれることが望ましいんですけども、そうした場合に、今度違うところを紹介するということになれば、そこを今度その物件を買いたいというようなことになってきたときに、特別政策的に補助を出すとか、そういったものが将来的な問題として計画をされているのかどうなのか。ただ、まだそこまではいってないよということなのかですね。

こういうことをやるのが起爆剤ですから、本当に来てほしい、来てくれる人には、この標準価格っちゅうかよりかは2割ぐらい安くして、政策的に市が買っていいですよと、そういったものの方向性を出したり、やはり何かの恩典っちゅうかそういったものがないと、なかなか来てくれないだろうから。

そういったものも、やっぱり一つの方策としては考えておくべきではないかなという気も

するんですけれども、そこら辺の考え方としては、何かありますか。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

今の段階におきましては、具体的なそういった家賃補助とかそういったものについてはございません。

よその市町におかれましては、例えば転入する際に住宅補助であったりとかさまざまな、いろんな手当てとございますか、メニューとかそういったものを準備して、定住人口の獲得につなげていこうといった自治体もあるのも事実でございます。

本市におきましては、今回のこのお試し移住につきましては、河内町の物件をまず利用していただいて、鳥栖市の魅力を感じていただいて、そのあと定住に向けてこちらから、既存空き家とかそういった住宅のあっせんをしていくことで、何とか定住につなげていきたいということで、具体的なそういったメニューとかにつきましては、今後検討する形になると思います。

飛松妙子委員

すいません、今のお試し移住に関連してなんですが、以前、議案質疑のときに、どういう方を対象にしますかってときに、子育て世代っていうことだったんですが、この定義が変わらないのかどうかを教えてください。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

昨年の9月議会で、飛松議員のほうから御質疑もいただいております。

そのときもお答えしておりますけれども、今回のお試し移住につきましては、当然鳥栖市以外の方で鳥栖市に移住をしたいと、そういったことを御希望される方に対して準備するのがこのお試し移住住宅でございます。

それで、ターゲットにつきましては、当初から考えておりますのは、福岡市近辺とかそういったところにお勤めとかで行かれていらっしゃる方、そういった方々をターゲットとし、特に子育て世代、豊かな環境の中でゆっくりと子育てをしたいといった方々に対していろんな形でアプローチをしていきながらですね、利用を図っていくというようなところで考えております。

飛松妙子委員

変わらないということでした。

それで、今のいろんな子育ての状況を見ましたときに、大体共働きが多いっていうのと、あと、もし幼稚園・保育園生だと、そこまで送っていくとかいろんな状況があったときに、果たしてこの河内町っていう場所が、子育て世代に本当にならっているのかなっていうところがありますので、子育て世帯に限らずどうかなっていうのを思いました。

以上です。

松隈清之委員

この移住って言葉がすごく、多分イメージがあるんだと思うんですけど、要は移住するほど長期間、例えば3カ月も4カ月も試しに住んでみることを想定されているんですか。

それとも、例えば週末だけ鳥栖のをちょっと体験してみようかなみたいな、あるいは春休みに1週間来てみようかなあみたいな。

要は、別荘じゃないですけど、ちょっと来てみましたという、すごく短期の利用で想定しているのか、要は学校とか保育園とかも移して、一旦ちょっとここで半年ぐらいとか1年ぐらい住んでみようかなとかっていうのを想定——僕は、どっちかっていうと、すごい短期で、ちょっと来てみてぐらいのことかなと思っているんですね。だから、多分、ふだんは余り利用者がいないような気がするんですよ、長期の休みとか、春休みとか夏休み以外。

だから、それこそ本当、ふだんはすかすかで、市外の人とか対象にしても多分あんまり利用者が、それこそ高齢者とかね、子育て世代じゃない人のほうが、時間がある人ね。リタイアしたような人のほうがこれるのかなあって思うんですよ。

そこは、どんなふうにご利用のイメージを考えておられますか。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

この事業の実施に当たりましては要綱等を定めながら、あとマニュアル等を定めながら運用していきたいと考えておりますけれども、現在考えておりますのは、利用期間につきましては、2泊3日以上29泊30日、要は1カ月以内というようなところでの滞在を想定しております。その期間の中で、利用者の方の御希望に応じて受け付け、体験をしていただくということを考えております。

それで、先ほど来から子育て世代を対象ということでお伝えしておりますけれども、以前も御質問もあったんですけども、なかなか通学にしてもあそこじゃ厳しんじゃないのかと。

じゃあ、交通手段をどうするのかといった御質問もあったように覚えておりますけれども、例えば、足を確保するとかそういったこともできませんので、基本的には御自身で移動とかしていただくようなことを受け付けの段階で御本人様たちにも当然お伝えをしていきますし、周知の段階でそういったこともお伝えしていきますけれども、松隈委員おっしゃったように、例えば、なかなかふだんはそこを利用することができないと。

ただ、長期期間中、夏休み春休み、一番時期としていいときに家族で体験していただいて、例えば休み後すぐということは難しいかもしれませんが、例えば次の年の春から鳥栖市に移住を考えると。そういった意味での利用というのは考えられるのかなと。なかなか、ふだん通っていらっしゃる学校を長期間休んでっちゃうのは難しいでしょうから、長期夏休

みとかの期間中にそこを家族で利用して、その後、鳥栖市への移住を検討していただくと、そういった使い方といいますか、利用の仕方というのはあるのかなというふうには思っております。

松隈清之委員

僕もそうなのかなと思うんですね。

そうするとね、さっき言ったようにほとんど使われない期間のほうが長いんじゃないかと思うんですよ。

だから、そういう時間が取れるのはそれこそリタイヤした方がね、じゃあ、終の棲家を鳥栖市にしようとかかっていう人がね、もしかしたらちょっと住んでみようとか。

だって、仕事している人だったら今度通勤も大変なんですよ、あそこから通勤するのは。それ、共働きじゃなかなかな、あれかもしれん。子供がもし休みの期間であっても、親は仕事なんで。

だから、お父さんだけ仕事があるにしても、あそこは結構通勤するのに、下るのにね、やっぱり20分近くかかったりするんで。

だから、それも夏休みとか春休みとかね、限られた期間の利用が中心になるとすると、ふだんはすかすかになる可能性があるじゃないですか。そこは、どんなふうを考えておられますか。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

基本的には、通年通しての利用を呼びかけてはまいりますけれども、もちろん、それでも利用されない期間が出てくることも当然考えられます。

そういったお試し移住事業で、泊まっていたいで利用することだけではなく、例えば地域の活性化というような意味合いで、地元の皆さん方と色々な協力をいただきながら、あの物件を使ったイベント、そういったものをやっていくとか、そういったところも考えていきたいなということで、有効活用といいますか、極力、あの施設をそういう意味で遊ばせない形で運用できればというふうに思っております。

松隈清之委員

これ、恐らくある程度予約をしてということになるんでしょうけど、もう、例えばすかすかでね、利用者がいないくらいなら、地域の人に限らず鳥栖市民の方が、いうたらあそこ使ってちょっとキャンプ、キャンプじゃないですけどね、家があるから。したいとかっていうときは、借りれたりするんですか。

もう予約が入ってない——どれくらい前に予約せないかんのか、ちょっとわかんないですけど。じゃないと、恐らくずうっとあいているようなことも想定されるのかなあみたいなの。

参考までにお聞かせいただければと。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

基本的には、お試し移住事業は市外の方を呼び込むということで設定しておりますので、まずは、市外の方をターゲットに呼び込む方策を検討してまいりたいというふうに思っております。

下田寛委員長

ほか、いかがでしょうか。

藤川博一まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長

先ほど、我々に松隈委員から御質問いただいた、駅周辺関係の地質調査に関しましてでございますけれども、工期として、やはり二、三カ月必要であるということで、当初で予算がつけば、4月から現場説明、入札始めて、5月入るころには着手できるんだろうという想定しております。

それで、6月補正でということであれば、実際の発注業務開始が多分7月に入るということで、非常にタイトなスケジュールになってしまうということで、厳しいということをちょっと今考えましたので、お伝えをさせていただきます。

下田寛委員長

ありがとうございます。

西依義規委員

8ページの都市計画マスタープラン策定支援委託料ですけど、主要事項の26ページを見ると全体構想の素案を作成するとなっております、あわせて市域を数地域に区分しとありますので、草案の程度はどの辺かわからないんですけど、昨年度、アンケート調査をされて、いろいろまとめられているんで、それを実際計画に落とし込まれるんでしょうけど、まず、この市域を数地域というのは、もう小学校区っていうまず限定でいいですかね。

藤川博一まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長

鳥栖市には、まちづくり推進協議会がありますので、まち協単位が一番好ましいということで考えておまして、業者ともそういった方向で、現在打ち合わせを進めております。

西依義規委員

そうすると、これまでの考え方、例えば市街化調整区域と市街化区域とかの考え方として、鳥栖市、この中心地と周辺地という考え方だったと思うんですね。

けど、今度地区別の考え方があるとするならば、例えばまち協、まちセンとかそういう小学校という、その一つのコミュニティーの地域づくりを考えていかなければならないと思うんですが、その辺含めて、例えば区分区域の見直しとかもあわせてしていくのか、それはそ

れで一切扱わなくて、今の線引きの状態地域別構想ですかね——を描いていかれるのか、その辺はどうなんですかね。

藤川博一まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長

区域区分の見直しまでは考えてないんです。

鳥栖市は、たまたま駅の数も多いということで、全まち協単位で駅があるわけではないんですけども、やはり今後のまちづくりっていうのは、基本的に駅であるとか、先ほど委員もおっしゃったコミュニティーセンター——今まで地区公民館と言っていたまちづくり推進センターですね。そういったところを中心に、核としてやっていくべきだという方向がありますので、鳥栖市全体とすれば、当然鳥栖駅が中心で市全体のことをどう考えるんだという方向になると思います。

まち協単位ですと、やはり各駅であるとかコミュニティーセンターあたりを中心に、どういう地域づくりをやるかということをもた区民の皆さんというか、住民の皆さんたちと協議していく必要があるんだろうとっております。

西依義規委員

ただ、考え方としては、大きな核が一つ、鳥栖市の核がありまして、8つの拠点があるという考え方、それで、その拠点の近くに、例えば調整区域が入ったと、もう拠点のぎりぎりに。

本来、鳥栖市からちょっと離れてるんで、もちろん調整区域として開発を防ぐ必要があるけど、だけど、今度8個の拠点の中の一つに組み込まれた場合ですよ、そこが、やっぱりその地区のまちづくりとして、なかなか整合性はあわなくなってくるという弊害は考えられませんか、考えられますか。

そうなった場合に、そういうふうに、やはりマスタープランを大事にするんであるからそういう都市計画自体もやっぱり見直すべきだっていう方向に行くのか。いや、これはこれだという考え方なのかをいいですか。

藤川博一まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長

先ほど申し上げましたとおり、区域区分の見直しまでは多分踏み込まないと思っております。

ただ、我々も地域別の全体構想にぶら下がる地域別構想を当然つくっていきますんで、ここにお示ししたことが、地域のために弊害になるということだけはちょっとあっていけないんで、地域にもワーキンググループなんかで入っていきたくと思いますんで、そうしたことはないように、当然お話しはしていくべきかなと思っております。

古澤貴裕まちづくり推進課都市計画係長

今の、マスタープランと区域区分の見直しの関係かと思えますけど、区域区分に関しましては全体構想というものの中で位置づけをしまして、鳥栖市の拠点であったり、そういったものを全体的に位置づけをさせていただくと。

さらに、地域別構想というものにつきましては、先ほど課長が申しましたとおり、地域ごとに、もっとその全体図を、全体構想では落とし込めなかったもっと詳しいといいますか、地域の実情に沿ったものについてを分割してっていう形でお示し、策定をしていこうということで考えておりますので、その地域別構想で区域区分がどうだということではなくて、当然、各地域によって市街化区域、調整区域分かれているところございますので、そういったところを全体的に踏まえて都市計画マスタープランということで落とし込んでいきたいというふうに考えております。

西依義規委員

ということは、全体構想が、上位計画があって、あくまでその傘の中の地域別構想なので、見直すことはないということですか。

古澤貴裕まちづくり推進課都市計画係長

地域別構想で線引きを、その地域別ごとにどうするっていうことを地域別構想でうたうことは考えてないんですけれども、全体構想の中でどうあるべきか。

例えば、駅周辺であったり、インター周辺であったり、そういった拠点性があるところをどういう方向で位置づけないと今後いけないのかということマスタープランにお示しをして、その先に当然線引きの見直しであったり、その拠点、調整区域で今あるところを、どうするのかっていうのをマスタープランの考え方に基づいて、その先に線引きの見直しであったり地区計画を貼ってそこを市街地にするという具体的な方策がそこで出てくるのかなというふうに考えております。

西依義規委員

すいません、整理させてください。

まず、地域別構想は、それは置いといて、まず、もし見直すのであれば、その全体構想の中でその方針が出た場合は見直す可能性もあるという、その可能性の問題だけでいいのですよ。

拠点とか、例えば小学校の近くとかが昔の線引きでちょっとあわないと、全体構想の中で。その場合は、例えば、そこを市街化区域に編入するとかいう作業は行われる可能性があるかどうかですね。

藤川博一まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長

都市計画マスタープランの策定の作業の中では出てきません。

あくまで、先ほど古澤が申しましたとおり、駅であるとかインター周辺といった、今後も交通の拠点になりそうなところ、車が集まる、人が集まりそうな施設、こうしたところの周辺をどう土地活用すべきかというような課題がマスタープランの中で出てくれば、そのあと県ときちんと区域区分の見直しの協議をして認められれば編入していくというような作業に移っていくというふうに考えております。

下田寛委員長

ほか、いかがでしょう。

西依義規委員

その下の、開発行為に伴う接続道路の整備補助金は、補助率とこの上限、年度で開発がどんどんどんどん行われたら補正予算ですっとつけていくのか、それとも大体これぐらいというのがあるのか。

藤川博一まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長

まず、この制度につきましてでございますけれども、市街化区域内にまだ農地が残っております、大体120ヘクタールぐらい。

これ、なぜ残っているかっていうのが、非常に開発行為を行う場合には、その開発区域までに4メートル以上の接道があることという条件があるんですけども、なかなか広い土地は田んぼであるとかあるんですけど、そこに行く道はもう2メートルしかないというようなことで、非常にそこの道を広げるために、また開発区域の地権者じゃない方と相談しなければいけないと。非常に、業者さんたちにとっては、重荷になっているという部分があります。

それで、せめて我々が、そういったところをどうやったら開発促進できるのかなということで、いろいろ考えて、この道路をつくる補助金を創設して、少しでもお手伝いできればというのがもともとの始まりでございます。

それで、今委員からお尋ねいただきました、まず補助の上限ですけれども、1件につき300万円というふうに思っております。それで、補助の対象とするのは、道路をつくる舗装ですね。あと、当然道路排水とかも受ける側溝が必要になりますので、両側溝。

この整備費につきまして、補助上限300万円ということでお出しして、少しでもそういった市街化農地の、残存農地の解消を進めていきたいというふうに思っております。

あと、件数ですけれども、そもそもの制度の趣旨、言ったように業者さんもなかなか手を出すような部分がないので、今ところ年に2件ぐらい出てくればというふうに考えておまして、600万円の予算をお願いしたところでございます。

西依義規委員

3件、4件出てきた場合はどうですか。

藤川博一まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長

補正予算のお願いをさせていただきたいと思っております。

飛松妙子委員

すいません、今の件でちょっとわからなかったんで教えていただきたいんですが、開発するってことは、業者さんが家を建てたりされるということだと思んですが、どの時点で申し込むのか。申し込んで、この補助金を出すことができるのかっていうのを教えていただいでいいでしょうか。

藤川博一まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長

この制度自体、4月以降の運用と思っておりますので、4月以降に開発行為をされる場合に当たりまして申請いただくと。

開発行為とかされるときは、もうほぼ100%、事前の御相談をいただいておりますので、そういう際に、我々のほうからこういった制度できましたということをお伝えした上で、申請をいただきたいと思っております。

それで、ちょっと関係ないかもしれませんが、宅建業組合さんとか建築士会さんとは、この補助の制度を考える段階で、どんなふうにしたらいいかということも御相談していますので、4月に入ったらそういった業界団体のほうにもお伝えして、この補助制度の活用をお願いしていきたいと思っております。

その際に、また申請はこうですよと、要綱もお示ししまして、どの時点でということは着実にお伝えしていきたいと思っております。

飛松妙子委員

ありがとうございました。

別件なんですけど、5ページの市民満足度調査のお話、件があったんですが、この市民満足度に限らず、対象者に若い方がなるべく参加して意見を取り入れるっていうところで、一般質問でもしたんですが、モニター制度を使って、なるべく若い方にアプローチして、インターネットでできるようなそういう調査も、今後アンケートも考えていくことが大事かなっていうのを思っております、こないだの時点ではまだ考えていないということだったんですが、今後、そういうことも含めて若い方たちの、またできるだけお声をいただくっていう点で、いかがでしょうか。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

市民満足度調査でございますけれども、これまで実施している分では、18歳以上の市民の方2,000人の方を無作為抽出と。

それで、昨年ですか、庁舎関係でもアンケート調査をやらせてもらっていますけど、それ

も18歳以上の市民の方、2,000人を対象と。結構、市役所のほうでもアンケート調査やりますけれども、大体調査数としては2,000人のサンプルを取るっっちゃうのが結構多いんですけれども。

どこでもそうですけど、同じ方にその調査が行き渡らないように、一定お願いした方については、次の調査をかけるときに、その方を除外といいますか、外すような形で、ある意味広く意見を聴取するようなことでやっております。

あと、若年層ということですが、アンケート調査の趣旨が、特に若年層を対象としたものであればそこに傾注していくんでしょけれども、広く取るということであれば、そういう意味ではランダムに満遍なく取っていくようなやり方をしております。

あと、ネット調査とかそういったものにつきましては、ここで私が答えるべきかわかりませんが、今回満足調査、平成30年度実施するにしておりますけれども、ちょっとそこまでは考えが至っておりませんので、この分につきましては、従来どおりの形でやっていきたいというふうには思っております。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

きのうの総務課でもお話はさせていただいたんですが、市長が高校生とのふれあい広場を開催されたときに、高校生の方からもっと市の情報、市政のことを知りたいというお声がありました。

そのときに、市長はできるだけ自分たちから取ってくださいねって、自分たちから情報を取りにってくださいねっていうことをお答えされたんですが、やっぱり、市から発信するものがあればいいなっていうところが一つと、あと、今やっぱり若い方たちってスマホをほとんど持っていらっしゃるので、そういったときにこういうのを活用して、声をとるとかです。

あと、もう一つが、選挙の投票をアップさせるためには鳥栖駅に投票所をつくったらどうですかみたいなお声もあって、それは現実的に難しいっていうのは重々わかっているんですが、ただ、そういうお声に対してじゃどうやったら投票に行かせることができるんだろうということを考えたときに、やっぱり興味を持たせるとか意見を聞いて、その意見を返してあげるとかそういうのも必要なあとと思ってですね。

そう思ったときに、ランダムもすごくいいと思うんですが、インターネットを通じて、また二十歳の成人式の際にこういうことをアピールしながら、市はこういうことやってるんですよって、ぜひとも登録してくださいっていう形でやっぱり投げかけるような、そういうこともあっていいのかなあとということで、今回、お話をさせていただいています。

ぜひ、御検討いただければと思うのですが、長い目で見ていくこともあると思うのですが、よろしく願いいたします。

下田寛委員長

要望という形でよろしいですか。

何かコメントありますか。

よろしいですか、要望ということで。（発言する者あり）

担当は古澤課長。情報ですしね。（発言する者あり）

ちょっと休憩入れます。

午後 3 時 26 分 休憩



午後 3 時 28 分開議

下田寛委員長

再開します。

古澤哲也情報政策課長

先ほど、尼寺委員のほうから御質問がございましたマイナンバー関係の負担金で、これまでの支出状況というようなことで、平成29年度までの状況でございますけれども、カード交付関係につきましては約3,700万円です。これに対しまして、補助金のほうが3,670万円、差額につきましては、カードの再交付等々で紛失された方に個人負担をいただきますので、その分の差が出てきているというようなことでございます。

コンビニ交付につきましては320万円。320万円のうち2分の1が特交措置というようなことでございます。あと、中間サーバーの関係ですけれども、1,060万円。それで、補助金が約675万円でございます。残りについては、これは交付税措置というようなことでございます。

以上でございます。

下田寛委員長

ほか、いかがでしょうか。

今、いただいた資料については。

藤川博一まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長

すいません。

お配りいたしました資料、非常に文字が細かくて申しわけないんですけども、下段のほうに平成30年度というところにちょっと色を変えております。

この欄の償還額の合計というところの4,893万7,640円、これが予算をお願いしたものでございます。

それで、平成33年度の1,047万7,128円の償還をもってですね、全ての償還を終えるということになっております。

簡単でございますが、以上、御説明とさせていただきます。

下田寛委員長

ありがとうございます。

中村委員、何か、特段質問ありますか。

いいですか。

では、質疑を続けますが。

〔発言する者なし〕

よろしいですか。

ちょっと、私も一ついいですか、質問を。

駅の件に関してなんですけども、恐らく、恐らくというか、今駅周辺事業として、県道との整理なんかも含めて佐賀県とも協議は進んでいるものだと思うんですけども、あと駅舎を含めればJRともしていると思うんですけども、自由通路に関しての予算1,000万円あるじゃないですか。

ここの部分が、工期がおくれるということになったら、駅前関連に何か影響が付随していくところというのはあるんでしょうか。

藤川博一まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長

駅前広場の整備を前提として前面道路の改良であるとか——県道なんですけど、県にお願いしている部分もでございます。既に地形測量等、土木事務所での予算執行もさせていただいておりますので、なるべく整備年月日はおくれなくてくれということは重々言われているんですけども、今後の成り行き次第かなとは思っております。

下田寛委員長

あと、先ほど齊藤委員からもあった駅前の大まかな、よくわかるイメージ図っていうんでしょうかね、そういったものがあると、私たちも市民の人に説明しやすいなというのは思うんですけども。

そういうのっていうのは、何か出せるものですか。

藤川博一まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長

駅前広場は、まだ実際設計が終わってないということで、パースを出せないっていうのは現実問題としてございます。

また、駅舎のイメージになるとJRさんと都市計画決定の同意といったものをいただいた後でなければ、なかなか出せないというのもありますんで、非常に、ちょっとまた時期的に後になるのかなと思ってますけれども、駅前広場と自由通路を結ぶ点は市の施設ということでございますので、こうしたところを中心に、早目にイメージパースみたいなものを出していきたいなど。

今回の基本設計の中にも、業務の項目として入れておりますんで、できるだけ早い段階では思っているんですけど、基本的には設計が終えないと最終的なものは出せないのかなどは、ちょっと思っております。

大変、そこは申しわけないことだと思っております。

下田寛委員長

わかりました、ありがとうございます。

ほかは、何か質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

よろしいですか。

それでは質疑を終わります。

以上で、企画政策部関係議案の質疑を終了いたします。



報 告（企画政策部総合政策課）

土地利用構想調査業務について

下田寛委員長

続きまして、議案外でございますが、土地利用構想調査業務についての報告をいただきます。

報告に関係のない課は退出いただいて結構でございます。

それでは、執行部から議案外の報告事項がありますので、これを受けたいと思います。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

そうしましたら、お手元に資料のほうを御準備させていただいているかと思っておりますけれども

も、土地利用構想調査業務についてということで、御説明をさせていただきます。

資料をめくっていただきまして、2ページになりますけれども、今回の調査業務につきましては、2ページの背景にお示ししておりますように、本市への企業の進出意欲というのは依然高いものがございますけれども、新たな、そしてまた、まとまった企業用地の確保というのが非常に困難な状況にあるというところで、企業の進出ニーズに応えるということが非常に難しくなっております。

また、今後もしばらくは、本市では人口増が続くと予測をされておりますけれども、その受け皿となる大規模住宅開発の予定が直近ではないということから予測されております人口増を遂げることができないことも危惧されるというようなところで、中長期的な視点で有効なグリーン・ロジスティクス・パーク鳥栖、それから新産業集積エリアに続きます企業誘致の受け皿、そして人口増につながります移住者とか定住者の受け皿として、新たな拠点形成のための土地利用構想の策定を目指すために、県の未来スイッチ交付金を活用いたしまして、現在コンサルの支援を受けながら、この調査業務も鋭意進めているところでございます。

本日は、ちょっとその概要につきまして御説明という形でいただいております。

資料の3ページとなりますけれども、3ページには本市における、まずは企業誘致に関する現状と課題ということでお示しをしておりますけれども、改めて申し上げるまでもなく昭和29年の市制施行以来、地理的優位性を生かしまして、一貫した企業誘致施策に取り組んでまいりましたので、これまでに約200社と進出協定を結び、その結果、現在では、ここに書いておりますように製造品出荷額等もここ数年、3,000から4,000億円というところで推移をしております。

それで、順調に発展をしてきている一方で、先ほど申し上げましたように、新たな進出企業の受け皿となります、まとまった土地が不足しているということ、それから、課題にも書いておりますように、国道の拡幅事業であったりとか、既存の企業の施設等の老朽化とか事業拡大、こういったものによります施設更新をするための用地がなかなか近くで当てができないということから、せっかく立地いただいた企業が市外へ出て行かれると、そういった課題も抱えております。

こういったことから、平成28年3月に策定をしております鳥栖市企業誘致・しごと創生戦略に掲げます、2つの柱であります下書いておりますように、地理的優位性を生かした企業誘致、それと、新たな産業の育成という、この柱をですね、企業誘致の将来像に掲げまして、その対策を検討するというようにしております。

ページめくっていただきまして4ページになりますが、今度は人口の視点からの課題なんですけれども、先ほど言いましたように、このグラフにもありますように、将来推計人口と

しては2035年には7万4,714人までなるという推計が示されておりまして、地方都市としては稀に見る人口カーブを描いておりますけれども、先ほど言いましたように、今後この人口増をきちんと受けとめるだけの住宅地の手当ができなければ、この予測どおりの人口増にはつながらないというところで、その受け皿が必要だということをここで書いてございます。

それで、人口はふえると、ふえているとはいったものの、この資料の右側に書いておりますように、基里地区のほうでは人口が減少しておるといようなことも出ております。

要は、新しく住宅開発をした地区の人口がふえていっているのが今の鳥栖市の人口増の主な要因となっております、地域によって偏りが見られるということから、人口バランスというのも考えていかないといけないということでございます。

それで、下に書いておりますけれども、これもまた、平成28年3月に策定いたしました鳥栖市定住人口・交流人口拡大戦略、この中で生活環境、特に子育て環境、そういったものの整備だったりとか、住宅適地の整備と検討、こういったものを今後本市における人口拡大の戦略に掲げまして、福岡都市圏での子育て世代の皆様方をターゲットに、移住・定住策を検討するという事としておりまして、先ほど言いました企業誘致とこの定住人口、これをうまく回していく。

あるいは、企業誘致を推進することで、税収増につなげて、その税収分で生活環境を改善していきながら人口ふやしていくと、そういったスパイラルに資するための新たな拠点としての土地利用の検討が必要であろうということで、ここで課題として挙げております。

それで、5ページなんですけれども、じゃ具体的な開発規模とか、そういったものをどうしていくのかということもここにもお示ししておりますけれども、まず産業用地の動向ということで書いておりますけれども、ここにちょっと書いておりますけれども、過去10年間の企業の立地状況であったりとかここ3年の引き合い状況、そういったものをちょっと書いておりますけれども、これによりますと、大体こういった傾向からいきますと、今後、仮に土地を、産業用地を準備するとなれば90ヘクタール規模の用地が必要であるということが、ここからちょっと読み取れます。

それと、住宅用地の動向につきましても、過去5年間の着工新設住宅戸数の状況、そういったものを調べておりますけれども、直近の市内住宅団地の造成状況から見ますと、大体10ヘクタールぐらいの用地が必要であるというところがここでわかります。

ですので、今回開発規模ということで算定、算出するとなれば、先ほど申し上げました90ヘクタールの産業用地と、あと、そこで働く従業員の方、向けの住宅としてもですね、使える住宅地が約10ヘクタール程度ということで、合わせて100ヘクタール規模の開発というのが必要になってくるのではないかと、ここでお示しをしております。

資料、めくっていただきまして6ページになりますが、じゃあ、実際どういったところを候補地として選んでいくのかということなんですけれども、進出していただきました企業の皆さんに聞き取りといたしますか、お尋ねをいたしますと、やっぱり進出先として選んだ条件としては、ここに書いていますように近接性というのがキーワードになっているということで、アクセスに関する条件が最も重視されているということがわかりました。

それと、先ほど100ヘクタール規模ということでお伝えしておりますけれども、これまでの企業進出の動向を見てまいりますと、ここ最近、特に大きな区画を希望される傾向もございまして、やはり一団のエリアとしてですね、一定まとまったエリアの確保ができるというのも条件になってくるのかなという気がしております。

そして、定住人口拡大に向けた住宅用地としては、その企業で働く従業員向けの住宅地としても使える、想定できるそういった土地、そこは既存の集落とか建物等に近接していることが望ましいといったことになるかと思っております。

こういったことを具体的な条件として当てはめると、四角で囲んでおりますように、インターチェンジ周辺に近接していること。目安としては、インターから半径5キロ圏内であることですね。

それから、国道等の幹線道路へのアクセス確保が想定できると、これは国道3号・34号から半径2キロ圏内と。

それから、まとまった一団のエリア確保が想定できることと、ここでは、目安として20ヘクタール以上というのを掲げております。

それと、従業員向けの住宅地としても使える、想定できる、そういった集落・建物等が近接しているような土地、こういったところを具体的な抽出の要件として、これに合致する候補地を検討してきたところ、これに書いておりますように基里南部地区、それから藤木地区、真木地区、田代北地区、麓東部地区と、この5つの地区を候補地として選定をしていくところでございます。

それで、7ページのほうに候補地の選定ということで地図をお示ししておりますけれども、インターから5キロ圏内、緑のサークルで選んだところに、今申し上げました5つのポイントエリアが含まれるということでございます。

資料をめくっていただきまして、8ページになりますが、じゃあ、今度5つの、今申し上げました候補地の概要ということで、各項目ごとに書いております。

この中で、1番から5番まで評価項目と書いておりますけれども、この評価項目でそれぞれを評価していくという作業を行っております。

具体的には、面積につきましては、先ほど言いましたように、一定大きな区画を希望され

るところがあるということもありまして、面積としては20ヘクタールを下限といたしまして、面積が大きいほど適性があるというようところで評価項目として設けました。

それから、立地条件としては、高速インターチェンジや国道、県道からのアクセス、そういったものが、近接性があればあるほどですね、適正だと。

また、法規制につきましては、規制解除、農地の関係とかもございまして、そういった手続きが容易なものほど適性があると。

そして、4つ目の環境条件ですけど、ここは産業開発面、いわゆる企業用地としては、集落、建物への近接性がないほどいいと。しかしながら、一方で住宅開発の面から見ると、やはり集落とか建物に近接していたほうが、インフラ整備とかそういった面で適性があるといったことで、ここは相反する表現になっておりますけれども、そういった評価項目を挙げております。

そして、5つ目の安全性では、洪水浸水想定区域内に位置していないほど適性があるといった、こういった評価項目の中で5つの候補地を選定しておりますが、その結果が9ページでございます。

今、申し上げました5つの評価項目で、それぞれ5つの地点を評価しておりますけれども、もう結論から申し上げますと、一番下に書いておりますように基里南部地区が適しているという判断となったところでございます。

資料をめくっていただきまして10ページですけれども、じゃあ、その候補地が一定、決まった、決まったといいますか基里南部地区ということで、ここにどういった業種を誘導していくのかというところを検討しておりますけれども、ここに書いておりますように4つの視点で、導入効果の高い業種を呼び込むといったことが必要であろうというふうになら考えながら調査を進めております。

一つ目は経済面ですけれども、やはり1事業所当たりの出荷額とか販売額が高いほど、鳥栖市に対するいろんな効果も高いということで、導入効果が高いとしております。

あと、雇用面につきましても、いわゆる従業員数が多いほど地元への貢献が高いということで、ここも導入効果が高いとしております。

あと、連携ですけれども、ここでは地元産業と新たな取引創出など、連携の可能性が高いほど導入効果は高しとしておりますけれども、ここに書いておりますように、九州圏内において企業立地が進んでおります自動車産業とか航空機関連産業、半導体関連産業、ロボット関連産業など、そういったものにつきましては、裾野が非常に広いということで、市内の既存企業と取引が新たに発生したりとか、あと、現在既に取引があっている分でも、それがどんどん広がっていく、またそして新たな企業がそのために新たに誘致といいますか、鳥

栖市のほうに進出をされる。

そういったものの効果が期待できるということから、こういった連携のある業種、業態というのを呼び込むというのが好ましいと思っております。

あと、ビジョンですけれども、新たなイメージ形成に寄与することほど導入効果が高いとしておりますけれども、①で書いておりますように、本市の特徴でありますシンクロトロンとか、あと産総研、そしてサガハイマツト、こういった、本市に立地する最先端の研究施設等、こういったものを生かした、こういったものに関連する業種、そういったところの立地。

あと、②に書いておりますように、医療関連産業、化粧品関連産業といった、市内には現在のところ余り立地をしていない企業、そういったところを誘致することで、新たな市のイメージ形成につなげるといったところを検討しながら、具体的なその業種、呼び込みの検討を行っていくとしておりまして、11ページに、開発のコンセプトと書いておりますけれども、お題として、九州の次世代成長エンジンと書いてございますけれども、人口増の受け皿となり得るまとまった住宅用地を確保し、定住を促進しながらですね、先ほど言いましたような新たなイメージ形成に寄与できるような企業、そういったものの誘導、誘致によりまして、鳥栖市、そして、ひいては九州のさらなる活力を牽引するような、つながるような、そういった産業団地開発を行っていくと。

その開発の方針といたしましては、工業団地開発によります従業者向けの住宅地としても使える、想定できる住宅系の土地利用用地、そういったものも確保しながら、工業用の土地利用につきましては、卸売業、製造業、企業の研究開発部門等、そういったものを想定しながら、この、先ほど言いました基里南部地区に、これまでの開発事業に応じた90ヘクタールの産業用地と合わせまして、10ヘクタール程度の住宅用地の確保を想定しながら、現在、土地利用構想策定に向けた調査業務を進めているところでございます。

それで、きょうはちょっと成果物ということではなくて、今取り組みを進めておりますところを現状報告という形で、ここでお伝えさせていただきましたけれども。

この調査が終わりますと、この調査結果に基づいて、新たな拠点形成のための土地利用構想、いわゆるゾーニングを行いまして、今、実際進めております第6次鳥栖市総合計画の土地利用計画のゾーニングの見直しを行うようにしております。

ですので、本調査終了後、土地利用構想ができましたら、また改めて議会のほうへはきちんと御報告をさせていただこうとは思っておりますけれども、本日は、現在までのところの御説明ということで、昨年3月の当初予算上程時に、一般質問等で御質問あっておりましたけれども、議会へは進捗の報告ができておりませんでしたので、この場を借りて御報告とさせていただきます。

以上でございます。

下田寛委員長

ありがとうございました。

この際ですので、確認したいことや御意見等がありましたら、お受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

松隈清之委員

一つの、基里南部でしたっけね——というのが出ているのはそれはそれでもいいんですけど、これは1カ所しかそういうところは決めない、1カ所だけしか決めちゃいけないっていうことなんですかね。

いや、何でもかというとな、基里南部は南部でいいんですけど、さっきこう、何ページかな、10ページか。医療関連産業とか化粧品関連産業とかね、いや、医療関連産業ってことで言えばそもそもハイマツを核としたまちづくりとか、さんざんつくるときに言っていたんですよ。

だったら、そういうやつを、もし来てくれって言うんだったらハイマツの近くも土地あるわけだから、そういうところにそういう目的をもってやるのもいいだろうし。何か、ハイマツに関しては、もうハイマツを核としたまちづくりって、最初だけでその後まったく核としてのまちづくりはされてないんですよ。

あそこだって、農地は周辺はあるし、もしそういう考えがあるのであればね、あのあたりだって一つの開発、1カ所じゃなくて、あの辺はそういう開発をしていきたいと思いますよとかっていう考え方はできると思うんですよ。

だから、これ1カ所しかつくっちゃいけないということなんですかね。そういうわけではない。

石丸健一企画政策部長

1カ所しかつくってはいけないということは、ございません。

ただ、今まで、今までといたしますか工業団地、産業団地を着手した段階で、次の場所をです。

ですから、現実、一遍に幾つっていうのは非常に難しゅうございますので、次の優先順位としてここ、ということでございます。

松隈清之委員

例えばね、造成は、業者が自分たちでもやると、そういう場所を、例えば希望があればね、鳥栖市として、ここは今すぐやらないけど、そういう開発をしていこうというゾーンングだけしといて、業者がね、いや、造成うちでやりますと。やりたいからやらせてくれと。

多少のインフラの部分に関しては、うちも負担せないかんかもしれんけど、そういったことでの、何でもかんでもこっちで整備するばかりじゃないと思うんだけど。

何か、特にこの医療関係とかね、あんだけつくるときにはハイマツを核にしたまちづくりとか言って、離れてもいいんだったら別に駅の前じゃなくてよかったんですよ、それこそ。

だから、そういうふう、もしそういう考えがあるのであれば、新鳥栖駅は何か最初だけ150年に1回の整備だとかね、新しい駅ができるのは。さんざん言っというてですよ、ハイマツできるときだって、あれを核としたまちづくりとかさんざん言っというてきながら。

ここは条件的に基里南部で別に構わないと思うんですけど、何か新鳥栖駅周辺、ちょっと放置してるんじゃないかっていうことがあったので、これに合わせてちょっとお尋ねをいたしました。

別に、答弁は結構です。

飛松妙子委員

すいません、御説明ありがとうございます。

6ページのところで、これ、アンケートに基づいて選定、選定っていうか、こういうふうになったのかなあと思うんですけど、3番の定住人口拡大に向けた住宅用地の確保ということで、企業を誘致するところもそこだし、住宅地もそこに、結局そこに住んでいただくっていう考え方は何かのアンケートとか、何かをもとにそういうふうな構想がなったのかどうかを教えていただきたいんですが。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

まず、企業の受け皿としてどこを適地とするかという部分につきましては、まずは、この6ページの1番に書いておりますように、実際進出された企業の方に後で聞いてみますと、やはり選んだ理由というのは近接性ということで、インター周辺とかそういったものの要望が高いということでした。

それで、今回、またそういった、新たな産業用地として誘致をするために準備する土地としては、先ほど申し上げましたように、ここに書いておりますようにインターチェンジから近いところで、あと国道等の幹線道路から近く、そして一定の広さが確保できる場所、そういったものが産業用地としての抽出の条件と。

住宅地につきましては、先ほど人口のところでも申し上げましたように、本市は今後も人口増が続いていくという中で、地域別に見ますと基里地区の人口が減少傾向にあるといったところもありまして、必ずしも今回準備をする産業団地で働いていらっしゃる方だけの住宅地っていうことでもないんですけど、そういった産業用地で働く方もお住まいいただけるような場所として、結果的に基里南部地区のところ、なおかつ既存の住宅が張りついていると

ころありますので、そのあたりに住宅用地を設けるというところで、設定をしているところ
でございます。

飛松妙子委員

わかりました。

それで、これは私が、いろんな方に聞いたお話なんですが、転勤してこられた方が必ずし
も会社の近くには住まわれない。

その理由の一つは、もちろん会社に近いついていうのもあるんですが、会社の給料で、例え
ば福岡県からの勤務だったら手当がつくとか、佐賀県内だったらつかないとかそういうのも
あって、鳥栖市に企業がいったとしても久留米市に住むとか、小郡市に住むとか——近くが
あるからですねということは何人もの方から聞いているんですね。それは、企業によって違
うと思うんですね、手当でも違うんで。

そうなったときに、もし鳥栖市に住んでいただこうと思うんだったらそういうところも含
めて、やっぱり子育て支援とかいうのが充実しているっていうところも必要かなっていうのも
ありますし、特に基里って今人口が減少している中で、学校とか保育園とか、あと病院関係
とかその辺のことも多分考えると思うんですね。

だから、本当にここに住んでいただこうと思うんだったら、その辺のこともちょっと考え
ていかなくちゃいけないかなっていうのと、あとは、鳥栖市内を選ぶにしても、先ほど言っ
たように会社からちょっとでも遠いところって思う方もいらっしゃるって、鳥栖市の場合って
結構コンパクトなので20分、30分以内には行けるところなんで、必ずしもここが定住人口が
なるかなっていうところを考えたときに、やっぱりその辺のこともいろいろ考えて、周りの環
境もですね、していかないといけないのかなっていうのをすごく感じましたので、一言だけ
申し上げたいと思います。

以上です。

尼寺省悟委員

これらの用地の完成時期たいね、できるだけ早くやりたいと思うけど、少なくともあと何
年ぐらいでこれらの用地を完成させたいかと考えているか、それだけ。

石丸健一企画政策部長

すいません。

お答えにはなりませんけれども、できるだけ早い事業化を目指したいというふうに思っ
ております。

青地の優良農地でもございますので、時間が結構かかるかなという気はしております。

西依義規委員

本当、先の先の話でしょうけど、結局、立地はえらいいやないですか。要は、また物流業者の皆さんからとつてもとてもいい土地ですよ。その場合に、本当にこういうビジョンとか方向性をどこまで貫き通せるのか。

いや、背に腹はかえられんので、やっぱり物流で埋まったというふうなことまで含めて、そういう方針は農転とかそういうのにかかわってくるんですか、まったく関係ないんですか。最終的には、売ればいいという考えでいいですかね。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

業種、業態によって農転手続には多分影響はないと思います。

ただ、今、西依委員おっしゃいましたように、今回こういった形で業種を一定お示ししていますのは、市内に複数ある産業団地と異なるような業態といたしますか、例えば今後、発展の可能性が見込めるそういった業種、業態というのの誘致だったりとか、そういったものが新たな市のイメージ形成につながっていくのかなという気がいたしております。

ただ、そうは言いながらも、おっしゃいましたように場所が場所だけに、やっぱり流通関係の引き合いというのが、実際ここが分譲開始となれば出てくるのかなという気がいたしておりますけれども、今の段階におきましては、例えばさまざまな業種、業態というのがあるというのが、鳥栖市のある意味強みでもあるということも言われておりますので、できるだけここにお示しするような形の業種を受け入れるための産業団地っていうのを、今後目指していく方向でまいりたいというふうには考えております。

西依義規委員

いや、この間、吹田市に行ったときに、工場を一切受け入れずに、研究施設しかだめですよっていうぐらいの強気な誘致だったんですよ。

それで、けどもう物流もいいんであればですよ、こんなこと書かずに、もう何でもオーケーでいいやないかなと。変に格好つけずに、来たいやつ受けるっていうことでしょう。

僕は、その物流でも、例えば農地を買うなら農地を買うでも何でもいいんで、そういうのでも全然いいんで、変にできもしないことを書くのかがどうかなって。

いや、絶対受け入れませんならいいですよ、それで。物流業者は一切受け入れません、もう、ここに特化せんといかんですというぐらいの、強気な誘致ならいいですけど、どうせ最後なし崩しになるんであれば、もうちょっと緩やかなイメージを持たれたほうがいいのかと思います。

もう、これ意見です。

下田寛委員長

ほか、ありますか。

僕も1個いいですか。

戦略特区との関係っていうのはあるんですか。全く別物という認識がいいんですかね。

あんま言わんがよかったですか。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

国家戦略特区につきましては、鳥栖市の地理的優位性を生かした農地の高度利用ということで、その高度利用を図るための一つの手法として国家戦略特区を使った農地の転用っていうのにこれまでチャレンジといたしますか、やってきているところでございまして、まだ本市の提案につきましては、4次の結果待ちとなっております。

今回のこの土地利用構想につきましても、要は、先ほど説明いたしましたように、もう企業を受けるための用地がないと、そのためにどうするかというところで、国家戦略特区で取り組みを進めてまいりましたけれども、そことエリアも同じになるんですけど、そういったものをさらに補完するような形でこの土地利用構想に今調査を、まずは調査という形で進めていっているというところでございます。

下田寛委員長

なかなか何か、いろんな計画の整合性が、ちょっと、えっ、厳しいなっていう印象があると思いますよ。

戦略特区に関しては、特区は特区でいろんな経緯がありましたけれども、これはこれで、さっきもちょっと出た、多分ね、基里の人口問題とかも踏まえての課題でもあると思うんですけども、困ったなあと思ってですね。もどかしいなと思いつつ、ちょっと見ておったところでした。

あんま、やめときます。

ほか、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございます。

それでは、以上で議案外の報告については終了いたします。

あと、陳情があるんですよね。

これを皆さんに協議をいただきたいんで、もう執行部はいていただいて、このままいきまですか、ちょっと休憩入れますか。(発言する者あり)

じゃあ、5分ほど休憩しますか。

午後4時7分休憩

したらあるかもしれませんが、そういう方策は取っていきたいというふうに思っております。

松隈清之委員

ただ、今、設計プロポーザルやったよね。プロポーザル、JVでプロポーザルってなかなかやりづらいですか。

ちょっと、あんまり専門家ではないんで言えんけど。

石丸健一企画政策部長

おっしゃるように、JVでの設計のプロポーザルっちゅうのはかなりハードルが高いとは聞いてはおります。

ただ、先ほど申し上げたように、何らかの形で参加できるような形を考えたいと思いますので、それも一つの方策。それで、あと何らかの要件をつけるとか、そういう方策があるのか、いろんな方法を今検討しております。

松隈清之委員

設計はそうなんだけど、向こうは設計と工事監理ということで書いてあるんで、工事監理に関してはその能力があるのかどうかよくわからんけど、能力があると書いてあるんですよ。

だから、工事監理に関しては市内業者のJVなのか、県外なのか県内、市外の業者とのJVなのか、これはあり得ないことはないと思うんですよ、工事監理だから。

市内だけでだめだったら市外、県外と取り組ませることで、工事監理はできるかなと思うんだけど。今のところは考えていますか。

石丸健一企画政策部長

基本計画の中では設計までの検討しかできておりません。それで、監理については現時点で方針はございません。

尼寺省悟委員

基本的に鳥栖市内の業者ということなんやけど、これについては、基本的にはそういった方向でやっていきたいと、その辺はどうなんかな。

石丸健一企画政策部長

まず、設計については、やはり高い設計能力と豊富な経験実績が必要であるというふうには思っております。ですので、それはそれ。

それとあと、地元等の設計業者の方については、ここにも書いてあります地域特性、地域に精通されているということもございますので、それが何らかの形で地元の業者の方が参加できるような形を今検討しているところでございます。

松隈清之委員

確認ですけど、プロポーザルでオープンであるならですよ、例えば市内業者が自分たちで J V 組んでプロポーザルに参加するっちゅうことは別に排除するもんじゃないんでしょう。

石丸健一企画政策部長

仕様書の中で、例えば経験実績、庁舎の経験実績がありますかとかそういう条件……、その条件をクリアするのは地元では難しいのかなというふうには思います。

松隈清之委員

だからそれ、例えば自分たちでよ、県外なり市外なりの実績のある業者と J V 組んで参加するっちゅうことは別に、条件さえ満たしとけば別に構わんということよね。

石丸健一企画政策部長

もし、J V ですということであれば、そういう参加の仕方はあるというふうに思います。

下田寛委員長

ぜひ、そこは前向きに御検討いただきたいですね。(発言する者あり) (「何らかの形でって言いよるけん、何らかの形で」と呼ぶ者あり)

一般質問はそういう形だったですよ。(「はい」と呼ぶ者あり)

現時点ではまだそこまでしか言えないということですね。(「要望を、極力尊重するように、執行部に要望をとということで委員会をまとめましたって」と呼ぶ者あり)

そうですね。ほか、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

では、以上で陳情については終わります。



下田寛委員長

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日の総務文教常任委員会はこれにて散会いたします。

午後 4 時 20 分散会

平成30年 3 月 19 日 (月)

1 出席委員氏名

委員長	下田	寛	委員	中村	直人
副委員長	松隈	清之	〃	飛松	妙子
委員	齊藤	正治	〃	竹下	繁己
〃	尼寺	省悟	〃	西依	義規

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

教	育	長	天野	昌明						
教	育	次	長	白水	隆弘					
教	育	総務課	長	江	寄	充	伸			
教	育	総務課	総務係	長	原	祥	雄			
学	校	教	育	課	長	平	川	富	久	
学	校	教	育	課	参事兼課長補佐兼指導主事	木	村	嘉	身	
学	校	教	育	課	参事兼教育相談係長兼指導主事	中	島	達	也	
学	校	教	育	課	長補佐兼学校給食センター所長兼学校給食センター係長	豊	増	秀	文	
学	校	教	育	課	学校教育係	長	有	馬	秀	雄
生	涯	学	習	課	長兼図書館長	佐	藤	敦	美	
生	涯	学	習	課	参事	山	津	和	也	
生	涯	学	習	課	長補佐兼生涯学習推進係	長	八	尋	茂	子
生	涯	学	習	課	文化財係	長	久	山	高	史
生	涯	学	習	課	図書係	長	栗	山	英	規

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 武田 隆洋

5 審査日程

議案審査（教育委員会事務局）

議案乙第8号 平成30年度鳥栖市一般会計予算

[説明、質疑]

6 傍聴者

なし

7 その他

議員傍聴 池田 利幸

節2 小学校費国庫補助金及び節3 中学校費国庫補助金の主なものにつきましては、特別支援教育就学奨励費補助金及び理科教育設備整備費補助金となっております。どちらも国庫補助は2分の1となっております。

以上でございます。

佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

続いて、節4 社会教育費国庫補助金のうち、埋蔵文化財発掘調査補助金につきましては、市内文化財の確認調査に伴う補助金として国から事業費の2分の1の補助を受けるものでございます。

続いて、子ども・子育て支援交付金につきましては、放課後児童健全育成事業に対する補助金として国から事業費の3分の1の補助を受けるものでございます。

以上です。

平川富久学校教育課長

2ページをごらんください。

款16県支出金、項2県補助金、目7教育費県補助金、節1教育総務費県補助金につきましては、小学校に配置いたしますスクールカウンセラー事業に対しまして県から3分の1の補助を受けるものでございます。

節2 小学校費県補助金につきましては、被災幼児児童生徒就園就学支援補助金となっております。東日本大震災関係が補助率10分の10、平成30年度は小学校5年生が2人、小学校6年生が1人、計3人でございます。

続きまして、節3 中学校費県補助金につきましては、放課後等補充学習支援事業に係る補助金で県から5分の3の補助を受けるものでございます。

以上でございます。

佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

続いて、節4 社会教育費県補助金のうち、上から、市町人権教育総合推進事業費補助金につきましては、地域住民に人権問題に対する理解と認識を深める学習機会を提供する事業に対し県からの補助を受けるものでございます。

その下、埋蔵文化財発掘調査補助金につきましては、市内文化財の確認調査に伴い県から事業費の18%の補助を受けるものでございます。

続いて、子ども・子育て支援事業費補助金につきましては、放課後児童健全育成事業に対して県から事業費の3分の1の補助を受けるものでございます。

その下、学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金につきましては、放課後子ども教室事業に対して県から事業費の3分の2の補助を受けるものでございます。

その下、放課後児童クラブ夏季臨時開設支援事業費補助金につきましては、夏季休暇中に臨時開設いたします放課後児童健全育成事業に対し県から事業費の2分の1の補助を受けるものでございます。

以上です。

江寄充伸教育総務課長

続きまして、その次でございます。

款17財産収入、項1財産運用収入、目2利子及び配当金、節1利子及び配当金につきましては、本市の育英資金貸付基金の預金利子の本年度の見込み額を計上しております。

続きまして、その下でございます。

款18寄附金、項1寄附金、目2教育費寄附金、節1教育総務費寄附金につきましては、本市の育英資金貸付基金に対する寄附金で1,000円の頭出しでございます。

以上でございます。

佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

款21諸収入、項4受託事業収入、目1受託事業収入、節5教育費受託収入の埋蔵文化財発掘調査受託料につきましては、開発事業に伴う埋蔵文化財発掘調査に係る経費を開発者から受託するものとして計上いたしております。

以上です。

平川富久学校教育課長

続きまして、項6雑入、目4雑入、節4雑入の主なものは、佐賀県立中原特別支援学校鳥栖田代分校の負担金となっております。

以上でございます。

江寄充伸教育総務課長

ページめくっていただきまして、3ページをお願いいたします。

款22市債、項1市債、目5教育債、節1小学校債につきましては、小学校屋内運動場非構造部材改修事業に伴うものでございます。

詳細につきましては、歳出のほうで御説明いたします。

節2中学校債につきましては、鳥栖西中学校大規模改造事業に伴うものでございます。

詳細につきましては、歳出で御説明をいたします。

以上で、歳入についての説明を終わります。

続きまして、歳出について申し上げます。

4ページをお願いいたします。

款10教育費、項1教育総務費、目1教育委員会費の主なものについて申し上げます。

節1報酬につきましては、教育委員4人分の報酬でございます。

続きまして、目2総務事務局費でございます。

節2給料から節4共済費につきましては、教育長、教育次長及び教育総務課職員6人、計8人分の人件費をお願いするものでございます。

節7賃金につきましては、小中学校の事務補助員12人及び学校用務員8人の計20人分の嘱託職員の賃金をお願いするものでございます。

節8報償費につきましては、教育委員会評価委員2人分の謝金をお願いするものでございます。

飛びまして、節13委託料につきましては、小中学校施設の警備委託料及び中学校4校分の土日、祝日、年末年始の日直代行委託料をお願いするものでございます。

飛びまして、節19負担金、補助及び交付金につきましては、教育関係団体に対する負担金でございます。

節20扶助費につきましては、交通遺児に対する手当といたしまして2人分を計上しております。

節28繰出金につきましては、歳入で御説明いたしました育英資金貸付基金の預金利子及び寄附金の基金への繰り出しでございます。

以上でございます。

平川富久学校教育課長

5ページをお開きください。

目3学校教育事務局費、節1報酬は、いじめ問題対策検討委員会委員の中の4名、それから、就学時健康診断医師、通学区域審議会委員、産業医の報酬となっております。

節2から節4共済費までは学校教育課学校教育係3名、教育相談係1名、それから課長と課長補佐、合計6名分の人件費でございます。

節7賃金は、学校図書館事務補助員、各学校1名、計12名、それから学校教育課の中におります嘱託指導主事3名、学校適応指導教室みらい指導員2名、それから教育相談指導員1名の賃金となっております。

節8報償費のうち、謝金は、市内小学校へ配置をしておりますスクールカウンセラーに係る謝金のほか、いじめ問題対策委員会委員長、副委員長への謝金、それから就学指導相談会の相談員謝金等となっております。

節11需用費の主なものは、印刷製本費代等となっております。教科「日本語」の教科書の増刷分、また小学校図書館システムを新規に導入するためのバーコードの印刷費を含めた額を計上しております。

節12役務費の主なものは、事務用切手代などの通信運搬費、それから学校災害賠償保険料が主なものとなっております。

節13委託料の主なものは、語学指導業務委託料として外国語指導助手ALT5名を小学校の英語活動及び中学校の英語の授業で活用するため配置している民間委託料及び劇団四季公演の設営にかかる委託料となっております。

また、新規事業としまして、医療的ケアが必要な児童に対する看護師配置に係ります委託料も計上をしております。

節14使用料及び賃借料の主なものは、劇団四季の観劇に伴うバス借上料と会場使用料となっております。

節18備品購入費の主なものは、市内8小学校、一律8小学校に新規に導入します図書館システムに伴いますパソコン、バーコードリーダー、バックアップ用ハードディスク及びワード、エクセルなどのアカデミックライセンス借上料でございます。

節19負担金、補助及び交付金の主なものにつきましては、スクールサポーター配置負担金でございます。鳥栖中学校と鳥栖西中学校に1名ずつ配置をいたしますが、その2名のうち1名分を市で負担するものでございます。

そのほか来年度、平成30年度佐賀県PTA研究大会が鳥栖地区大会として開催されますのでその補助でございます。

以上でございます。

江寄充伸教育総務課長

続きまして、6ページをお願いいたします。

項2小学校費、目1学校施設管理費でございます。

節2給料から節4共済費につきましては、学校用務員3人分の人件費をお願いするものでございます。

節11需用費につきましては、学校施設の修繕料が主なものでございます。

節13委託料のうち、1行目の設計委託料につきましては、弥生が丘小学校の屋内運動場非構造部材改修事業の設計に要する経費でございます。

2行目の学校施設管理委託料につきましては、小学校8校分の各種設備点検、樹木剪定等施設管理に要する経費をお願いするものでございます。

節15工事請負費の営繕工事費につきましては、弥生が丘小学校普通教室棟の2棟目及び3棟目の北側デッキ部分の改修工事、また鳥栖小学校用地内東側でございます水路の転落防止のための水路ぶた設置工事、空調設備関係といたしまして老朽化しております空調設備の取りかえ工事及び基里小学校特別支援学級の空調設備の設置工事。また、防犯対策といたしま

して鳥栖小学校、鳥栖北小学校、田代小学校、基里小学校4校分の防犯カメラの取りかえに要する経費が主なものでございます。

節19負担金、補助及び交付金につきましては、学校給食センター改修工事にかかります本市負担分をお願いするものでございます。

節23償還金、利子及び割引料につきましては、弥生が丘小学校新設に伴います都市再生機構立替金の償還金でございます。

以上でございます。

平川富久学校教育課長

次の説明に入る前に、申しわけございません、先ほど説明いたしました小学校に導入いたします図書館システムに係る経費については、本日机上に1枚まとめたものを置いておりますので、それを御確認ください。

それでは、続いて6ページのほうの説明を続けさせていただきます。

目2学校事務管理費、節1報酬は、平成30年度より基里小学校及び基里中学校、これまでの学校評議員制度から学校運営協議会制度へ移行することに伴いまして、学校運営協議会委員を配置し、保護者及び地域住民等による学校運営の支援や協力を推進することにより学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むものでございます。そこで、学校運営協議会委員の報酬を計上しております。

このことにつきましては、17ページのほうにも資料として載せておりますので、ごらんいただければと思います。

そのほか校医15名、歯科校医12名、学校薬剤師8名の報酬でございます。

節7賃金につきましては、小学校の特別支援学級等生活指導補助員29名分の賃金でございます。特別支援学級等に在籍し1人学校生活を送ることが困難な児童に対しまして、学校生活全般の補助や交流教育等での補助を行っていくものでございます。

18ページと22ページに事業についての資料を載せております。

22ページには、過去5年分ほどの対象児童、あるいは学級数、それから生活指導補助員の推移についてまとめておりますので、御参考にしていただければと思います。

続きまして、節8報償費は、基里小学校を除く小学校7校に学校評議員5名ずつ、計35名を配置しますが、その謝金及び理科講演会講師謝金等となっております。

節11需用費の中には、これまでの道徳が、小学校は来年度から「特別の教科 道徳」として教科となりますので、その教科書と指導書を消耗品費として計上しております。

そのほか学校の光熱水費、各小学校の電子黒板の修繕料等となっております。

節12役務費は、電話代や切手などの通信運搬費、水質検査や計量機器検査手数料等が主な

ものでございます。

7ページをめくっていただいて、お開きください。

節13委託料の主なものとしましては、塵芥収集委託料及び開かれた学校づくり推進事業委託料、それから鳥栖小学校の高田町、安楽寺町の子供たちのための学童輸送業務委託料、それから心臓、目、耳鼻、脊柱、腎臓、結核等の健康診断及び小学校教職員のストレスチェックの委託料等になっております。

節14使用料及び賃借料の主なものは、コピー機、それから国語、算数、理科、社会のデジタル教科書ソフトウェア使用料が主なものとなっております。

節18備品購入費は、児童用の机、椅子の購入費用、児童用図書、教科用備品が主なものでございます。

節19負担金、補助及び交付金の主なものは、日本スポーツ振興センターへの負担金のほか、各種教育研究会の負担金となっております。

続きまして、8ページをごらんください。

目3教育振興費、節18備品購入費は、小学校の教材や理科備品購入の費用でございます。

それから、節20扶助費は、要保護・準要保護児童の学用品費や学校給食費等の補助、また特別支援学級在籍児童への就学奨励費でございます。

目4学校給食センター費、節2給料から節4共済費につきましては、学校給食センター職員11名分の人件費でございます。

節7賃金は、学校給食センター嘱託職員13名、それから臨時職員50名等の賃金でございます。

節11需用費は、学校給食センターで使う消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕料が主なものとなっております。

節12役務費の手数料でございますが、理化学等検査手数料や職員の検便、ノロウイルス等の検査手数料が主なものとなっております。

節13委託料は、配送業務や米飯業務、保守点検業務等が主なものとなっております。

節18備品購入費は、食器かご等の給食用の備品購入費となっております。

以上でございます。

江寄充伸教育総務課長

続きまして、その下でございます。

項3中学校費、目1学校施設管理費でございます。

節2給料から節4共済費につきましては、学校用務員1名分の人件費をお願いするものでございます。

ページめくっていただきまして、9ページをお願いいたします。

節11需用費につきましては、学校施設の修繕料が主なものでございます。

一つ飛びまして、節13委託料のうち、1行目の設計委託料につきましては、鳥栖西中学校普通教室棟の大規模改造工事の設計に要する経費でございます。

2行目の学校施設管理委託料につきましては、これも小学校費同様、中学校4校の各種設備点検、樹木剪定等施設管理に要する経費をお願いするものでございます。

節15工事請負費の営繕工事費につきましては、空調設備関係といたしまして、老朽化した空調設備の取りかえ工事及び鳥栖中学校特別支援学級の空調設備の設置工事、また防犯対策といたしまして、鳥栖中学校の防犯カメラの取りかえに要する経費でございます。

なお、関係資料といたしまして、16ページに小学校屋内運動場非構造部材改修事業分を、19ページに鳥栖西中学校大規模大改造事業分を、21ページのほうに小中学校の営繕工事の一覧表のほうをお示ししておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

平川富久学校教育課長

続きまして、目2学校事務管理費、節1報酬は、小学校費の中でも御説明しました学校運営協議会委員、これを基里中学校のほうに配置を予定しておりますので、その報酬を計上しております。

そのほか校医7名、歯科校医7名、学校薬剤師4名分でございます。

節7賃金は、中学校選択制弁当に係る栄養士嘱託職員1名分と特別支援学級等生活指導補助員6名分の賃金でございます。

特別支援学級等生活補助員につきましては、先ほど小学校のときもお話をしましたが、18ページ、22ページに合わせて記載しておりますので、どうぞごらんください。

節8報償費は、基里中学校を除く中学校にそれぞれ5名ずつの学校評議員、合計15名分の謝金、それから中学校3年生を対象に実施します放課後等補充学習支援事業の講師謝金が主なものとなっております。

節11需用費は、中学校選択制弁当に係る食器の購入費、それから副読本であります中学校生活と進路、それから中学校体育実技、また中学校献立表の印刷費、光熱水費、修繕料となっております。

節12役務費は、小学校費と同じく電話代や切手などの通信運搬費、水質検査等の手数料が主なものでございます。

節13委託料でございますが、主なものは、栄養計算ソフト、カロリーメイクの保守、塵芥収集委託料、開かれた学校づくり推進事業委託料、給食業務委託料などがございます。給食

業務委託料は、中学校選択制弁当に係る調理等の日米クックへの業務委託料、それから小学校のほうでも申し上げましたが、中学校教職員のストレスチェック委託料でございます。

節14使用料及び賃借料の主なものは、コピー機借上料、生徒用パソコン借上料及びデジタル教科書のソフトウェア使用料でございます。

節18備品購入費の主なものは、中学校生徒用の机、椅子の購入費、生徒用図書、一般備品購入費、楽器購入費となっております。

続きまして、10ページをごらんください。

節19負担金、補助及び交付金の主なものは、日本スポーツ振興センターへの負担金、その他、各種研究会への負担金、またヘルメット購入費補助金等となっております。

目3教育振興費、節18備品購入費は、中学校の教材備品費、それから理科備品等の購入費でございます。

節20扶助費は、要保護・準要保護生徒の学用品費、中学校選択制弁当の補助、それから特別支援学級在籍生徒への就学奨励費として家庭に支払われるものでございます。

以上でございます。

佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

続いて、11ページをお願いいたします。

項4社会教育費について御説明いたします。

目1社会教育総務費の主なものについては、節1報酬につきましては、社会教育員、青少年問題協議会委員、社会教育指導員の報酬でございます。

節2給料から節4共済費につきましては、図書館を除く生涯学習課職員12人の人件費でございます。

節7賃金は、同和教育集会所に配置しております事務員の賃金でございます。

節8報償費は、生涯学習講座等の講師謝金及び成人式記念品などでございます。

節13委託料につきましては、社会教育関係施設等の管理委託料及び市内の小中学生を対馬に派遣し、対馬での体験活動や交流、そして歴史を学び、青少年の健全育成を図る青少年派遣事業委託料でございます。

節15工事請負費のうち、なかよし会営繕工事費につきましては、鳥栖北小学校なかよし会Aクラスの防水外壁塗装及び床張りかえ等の改修工事の費用と、それから麓小学校なかよし会Aクラスの空調機の取りかえ工事の経費でございます。

またその下、社会教育研修場の廃止に伴いまして、解体撤去に要する工事費を計上いたしております。

続いて、12ページをお願いいたします。

節19負担金、補助及び交付金につきましては、各種協議会等の負担金、並びに会費、また社会教育関係団体への補助金でございます。

そのうち、主なものといたしまして、下から5行目でございますが、放課後児童健全育成事業補助金について御説明いたします。

放課後児童健全育成事業、いわゆる放課後児童クラブ事業でございますが、こちらについては、保護者が就労等で留守家庭の児童に対し、放課後や長期休暇中に子供の適切な遊びや生活の場を設け児童の健全な育成を図るものでございます。

本市の放課後児童クラブは、各小学校区に公設民営のなかよし会のほか、民設民営のアフタースクールあいあい、にじのひろばがございます。

それぞれを運営いたします鳥栖市放課後児童クラブ運営協議会、社会福祉法人和貴福祉会、並びに社会福祉法人健翔会へ運営費に対する補助を交付することといたしてありまして、さらに平成30年度から新たに開設予定の社会福祉法人慈光保育園へ運営費と、それから環境整備に対する補助金を交付する予定をしております。

その下の、放課後児童クラブ夏季臨時開設事業補助金につきましては、特にニーズの高い夏休みの待機児童解消を図るために、夏休み期間だけ放課後児童クラブを臨時に開設する事業に対し補助を交付することといたしてあります。

なお、この放課後児童健全育成事業につきましては、20ページに詳細を掲載いたしておりますので御参照ください。

続きまして、目2文化財保護費の主なものについて御説明いたします。

節1報酬につきましては、文化財保護審議会委員の報酬でございます。

節7賃金は、史跡等の保全管理を行うための作業員賃金が主なものでございます。

13ページのほうをお願いいたします。

節13委託料は、文化財整理室警備委託料や遺跡管理委託料が主なものでございます。

節19負担金、補助及び交付金につきましては、各種協議会等の負担金と民俗芸能の保存開催や有形文化財の保存管理に対する補助金でございます。

続きまして、目3図書館費の主なものについて御説明いたします。

節1報酬につきましては、図書館運営協議会委員の報酬でございます。

節2給料から節4共済費につきましては、図書館職員5人分の人件費でございます。

節7賃金につきましては、図書館司書等の嘱託職員10人と、土日などに図書館業務に従事しております臨時職員の賃金でございます。

続いて、14ページをお願いいたします。

節11需用費の主なものといたしましては、閲覧用の雑誌や新聞などの購入に係る消耗品費、

並びに電気料、上下水道料金等の光熱水費が主なものでございます。

節13委託料につきましては、施設の清掃、警備業務、また空調設備等の保守点検など施設管理業務委託料が主なものでございます。

節14使用料及び賃借料につきましては、図書館システム及び関連機器等の事務機借上料と書籍情報のデータベースであります図書館情報マーク使用料でございます。

節18備品購入費のうち、施設用備品につきましては、印刷機の購入費を予定しておりますので、その必要な経費と図書等購入費につきましては、書籍及びDVDやCDなどの視聴覚資料の購入に必要な経費でございます。

続いて、目4埋蔵文化財発掘調査費の説明をいたします。

市内の遺跡確認発掘調査に伴う経費でございます。現場や整理作業員の人件費と機械器具等の借上料が主なものとなっております。

続いて、目5埋蔵文化財調査受託費につきましては、歳入のほうでも御説明いたしましたように、開発事業に伴う市内遺跡の本調査を開発者から受託して行うための経費を計上しております。

続いて、15ページをお願いいたします。

目8勤労青少年ホーム費につきましては、勤労青少年ホームの管理運営に係る経費でございます。

その主なものといたしまして、節7賃金につきましては、勤労青少年ホームの事務員1名の賃金でございます。

節8報償費は、勤労青少年ホームで開催いたします教養講座等に伴う講師謝金でございます。

以上です。

江寄充伸教育総務課長

続きまして、その下でございます。

款11災害復旧費、項3教育施設災害復旧費、目1単独災害復旧費でございます。

節15工事請負費につきましては、災害復旧工事費といたしまして1,000円の頭出しでございます。

以上で、議案乙第8号 平成30年度鳥栖市一般会計予算の教育委員会事務局関係分の説明を終わらせていただきます。

下田寛委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

尼寺省悟委員

とりあえず5点。

最初は、早く終わりたいので11ページの同和問題から。

まず、社会教育指導員報酬ということで698万7,000円、これ昨年の金額と大体同じだと。去年の金額と同じだというふうに聞いておりますけれども、これ前も聞いたんですけどね、この社会教育指導員3名おる中で2名は全日本同和会員だと聞いておりますけれども、それでいいですね。

佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

そのとおりでございます。

尼寺省悟委員

それで、ここに設置要綱あるんです、設置要綱について2年前に変えられたと聞いておるんですが、それはいいとしてね。

これ前も聞いたんやけど、職務の中に、指導員は、教育長の命を受け社会教育主事の職務を補佐するほか、次の事務に従事することだということで4つ書いてあるんですね。

成人教育に関する指導助言、青少年教育に関する指導助言、3番目が学習相談指導助言、4番目が社会教育関係団体の指導育成と、4つあるわけですよ、大きな仕事だ。

これだけ大きな4つの仕事がある中でね、どうして3人の中で2人が同和関係なのかということが何回聞いてもわからんわけ。この4つの中にね、同和関係の同の字も入ってないわけですね。

何でこれだけ、4つの大きな社会教育に関する仕事がある中で、どうして同和関係職員の人か、3名中2名。これ、歴史的に言えばもう20年、30年前からずっとこういった状況が続いているわけですね。

もうそろそろね、こんなことはやめるべきだと思うんですけども、いかがですか。

佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

社会教育指導員の職務といたしまして、大きく先ほどお話がありましたけれども、この中の一つで、成人教育に関する指導助言、ここに人権同和教育を位置づけております。

同和教育集会所に配置しております社会教育指導員が担っている業務といたしましては、特に同和問題にかかわる啓発事業等についていろんな協力、あるいは助言をいただいているところございまして、そちらについて今後も人権教育、それから同和教育については教育啓発に力を注いでいきたいと考えておりますので、このままの体制でいきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

尼寺省悟委員

前も紹介したかと思うんですけど、加藤雅晴という社会教育の専門家がこういうことを言っているんですよ、社会教育指導員の任用条件として、健康で活動的であること、年齢は65歳未満であること、社会教育または学校教育に関する経験を有して社会教育に関する識見と指導技術を身につけている者であること、住民から信頼されるものだと。

だから、この要件の多くを満たすのは、退職校長などの教職経験者であろうと、こういう言い方をされているんよね。

今の2人の方っちゅうのはそういった経験、全くないしね。だから、私はこういった条件にも当てはまらないと思うんですよ。

それで、ちょっと質問変えるんやけどね、学校現場含めて鳥栖市内で、いわゆる差別事件といったものが過去ありましたか。あったかどうか聞いている。

佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

鳥栖市内での差別事案というものに関しては、数年前でございますが鳥栖市内の中学校のほうで賤称語を発言したという事案がございます。

それ以外にも土地差別ということで、土地差別の事案がつい最近も報告が上がっておりまして、直接的に被害者がいるわけではないような事案が最近は多うございます。

以上です。

尼寺省悟委員

最初言われた件については、これ私10年前に聞いた話でね、学校で生徒が、恐らく歴史かなんかで学んだことを言ったと。

本来ならそれはね、学校の現場で、学校の先生がちゃんと指導してそんなこと言ったらいかんよと、言って指導せないかんことを、何かしらそれが全日本同和会のほうに行ってしまったと。このこと自体も問題だと思うんやけどね。

そういった意味で、さっきちょっと言われたけれども、鳥栖市内において私は、これだけのことをせんといかん理由はね、さらさらないと思いますけど。

それでね、次に、その下のほうに賃金として同和教育集会所嘱託職員の185万円と、その下のほうに同和教育集会所管理委託料223万円あるけれども、これも全部、その賃金は同和関係の人であり、委託先も同和関係ですね。

佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

現在は、そのような状況でございます。

尼寺省悟委員

それで、下のほうに集会所管理委託料を出して、またはそれ以上に賃金というものを出してせないかんわけですか。

この上の、同和集会所嘱託職員は何をしているんですか。ここに賃金を払っているならば、下の管理委託料っちゅうのは要らないはずじゃないですか。何で二重に、こういったことをしているんですか。

佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

同和教育集会所の集会所に配置しております嘱託職員の業務といたしましては、集会所のほうでの貸し借り、あるいは集会所にこられた方への対応、そして、現在は集会所のほうで多数の生涯学習講座を行っております、そちらの講座に係るさまざまな業務に従事いたしております。

また、委託料の管理委託料の中身でございますが、時間外の管理委託料ということで36万円。そして、日常清掃の委託料で36万円を年間、委託業務として行っておりますが、この時間外につきましては、通常開館時間が9時から22時までの開館時間で、月曜日から土曜日までを基本的に開館いたしております。

それで、通常集会所の職員が、9時から17時までの業務時間になっておりますので、それ以外の時間に開館したり、あるいはいろんな事業する場合にこの時間外の方に来ていただいて、対応していただくという内容になっております。

以上です。

尼寺省悟委員

何か、今の説明聞いてもまったくわからんですね。なぜこんなに、二重でやってるかっちゅうことがね。

いいです、これは。

次に移ります。

次の文化財保護費ですね、これについてお聞きします。

今から1年前に、文化財保護審議会が鳥栖駅舎の件について——1年前にね——歴史的に価値あるものだということで、建設当初の姿に戻した形でやるべきだというふうな提言かな、答申を出したわけよね。あれから1年たっているわけですけども、まちづくり推進課のほうは現地保存はしないと。

それで、教育委員会のほうで、鳥栖駅舎については保存、活用のあり方について検討して進めていくということを聞いているんですけども、あれから1年たってどういうふうに進捗状態はどんな具合ですか。

佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

つまり、現駅舎、鳥栖駅舎の保存、活用の方法についてということでございますが、まずは答申、そして提言を最大限に尊重いたしまして、現地保存、いわゆる今の状態でそのまま

保存ということはまず難しいということから、何とか現在の場所に近いところで保存ができないかと。

それから、移築して別の場所に保存ができないかというような段階的な考え方で、幾つかの案を整理してまとめてはおりますけれども、まだ駅周辺整備事業の詳細なレイアウトも含めてですけれども、できておりませんので、今後まだ調整が必要になってくるかと思えます。

今現在、まだ最終的な取りまとめについては、駅周辺整備事業との調整の中でできていない状況でございます。

尼寺省悟委員

先ほど、幾つかの案ということをおっしゃったんですけれども、教育委員会としてはどういった方向に進めていこうと、さっき言われた若干位置をずらすとか、あるいは、もう解体とは言われんやっただけ、そういった形で教育委員会として、基本的にどんなふうに進めていくかということについてはどういった議論をなされているわけ。まだ、何もやってないわけ。

白水隆弘教育次長

ただいま、佐藤課長が申しあげましたように、現在教育委員会としては、さまざまな案を示してJRの窓口であります担当課と協議を進めているというような状況でございます。

以上です。

尼寺省悟委員

いつまでに結論を、ある程度の線っていうのは出すわけ。

白水隆弘教育次長

駅周辺整備の具体的な手法が固まるまでのうちには、当然駅舎の処分につきましても固めなければならないと考えております。

また、昨年の委員会におきまして私が申しあげましたように、それ以前にまず詳細な調査も行わせていただいておりますので、それも含めてですね、今担当窓口を通じてJRと交渉していただいているような状況でございます。

以上です。

尼寺省悟委員

教育委員会のほうでね、どうも話を聞くと駅舎の保存について余り積極的ではないと。むしろね、消極的と。

もう、ひょっとしたら保存なんかせんで、もう解体して、記録保存だけで終わらせようというようなこともね、なんかそんな気じゃなかろうかっっちゃう心配もあるっちゃんね。

その片方でね、今駅舎の整備についてはどんどこどんどこ進んでいるっっちゃうわけじゃないけれども、一番の理由ね、何で残さないかという一番の理由は、スペースがないからと。

あそこ駅舎のところに、西側広場のほうにバスとかタクシーとか、そういったものをせないかん、昇降場とかつけないかんと。そのためにはスペースがないといったことが一番の理由とか言っているけれども、でも、しかしながらさっきも言われたように、そのレイアウトすら今の段階で示してないったいね。

基本設計、ことしの11月ごろだと。

だから、全体としてね、鳥栖市全体としてもう残さんと、あんな古いものはもうお荷物だと、そんなふうにはか思えんたいね。そのことが、鳥栖市にとってみて、本当にいいことなのか悪いことなのかと。

文化財保護審議会は、歴史的に非常に価値あるものなんだと、鳥栖市の将来にとって大事なもんだと言っているけどね、どうもそんなふうには思えんので、もっと積極的にやっていたらと思えます。

いいです。

あとの質問はまた後でしますので、とりあえずこれだけでよか。

下田寛委員長

ほかに、いかがでしょうか。

西依義規委員

5ページのいじめ問題対策委員会委員報酬ですけれども、報酬に対してどうこうと言うつもりはございませんけど、この委員会の実績っていうか現状、これ教育委員会の委嘱かなんかですよ、これ委員会開くとき。

これは、しっかり機能しているかどうかというのが僕はよくわかりませんが、その辺の何か実数とか、これまでの経緯とかありますか、わかりますか。

平川富久学校教育課長

年に3回、対策委員会を開催しております。

それで、来ていただいて鳥栖市内でいろいろあっておりますいじめの事案について、対応について御意見をいただいたりすることもございますし、それからいじめ防止基本方針、そういうことについてもお諮りをして御意見をいただいたりということをやっているところでございます。

以上でございます。

西依義規委員

ということは、以前ありました中学校の問題から立ち上げて、要は教育委員会さんが、言うちゃいかんけど、隠蔽しないような第三者的機関なんですか。ここの役割はどこを望まれているのか。

結局、あらゆる事案に精通している委員さんじゃないと思うんですよ。いろんな個別の中学と少学校のいじめの実際の。

その現場には、例えばカウンセラーさんとかその担任の先生とか、実際保護者とかいるわけですよね、その当事者が。それを1個1個審議をするわけやないでしょう。

だから、この委員会が、つくった経緯はわかりますけど、実際機能してるんかどうかが、僕はもちろん外からなんでわからないですけど、教育委員会としてしっかりとしたもんになっているのか、現状維持でいいのか、その辺は何かありますか。今のこの委員会を見てみて。

平川富久学校教育課長

私も、この1年で3回参加をしたわけですがけれども、いじめがいじめ事案として認知をしたのが、市内でこの1年間で三十数件ございます。それで、解決に至っているものもございます。

しかし、なかなか解決に至らないような事案もありますので、それについてはこの委員会等で御報告をして、我々の対応であるとか今後どういう方向がいいのかとか、そういうことについてはお諮りをしたり、御意見をいただいたりすることもございます。

そういう形でやってきておりますので、こちらの、教育委員会の対応としていろいろなことを申し上げて、いろいろ整理をしていただくとかいうことでは非常にいい助言をいただいたりはしているなという感じはしております。

以上でございます。

西依義規委員

いや、僕としてはっていうか、いじめとして三十数件認めただけでもあるということですよ。もっと言うならもっとあるって、年間、それに対応するだけでもえらい大変かなあって。

教育委員会の皆さんとか学校の先生方も、もうちょっとしっかり——6万9,000円だけの何となくの委員じゃなくて、しっかりやっぱいいじめ対策に対する何かもうちょっとしないとだんだん問題が広がって、果たして対応できているのかなと思うのが、ちょっと不安だったので言わせていただきました。

じゃあ、すみません、続きまして、もう一個下の下の通学区域審議会の委員の報酬も出てますけど、これも一般質問等でこの間あっていましたけど、要はこの審議会にどこまでの委嘱をするのか、結局提案まで、諮問してがつつり提案までしてもらうのか。とりあえず審議、こっちが持っていったのを、どこまでの役割を求めていらっしゃるんですか、審議会に対して。

平川富久学校教育課長

一般質問等でも御質問いただきました基里小・中学校の件に限って言えば、答弁させていただきましたように、まだあそこのまちづくりの、特に駅の東側の状況がはっきりしないというところで、通学区域審議会への諮問をしておりました件については取り下げをさせていただいております。

今後は、あそこが新たにまちづくりの方向が決まってまいりましたら、こちらから教育委員会として、こういう通学区域を考えていただきたいと、こういうふうに諮問をいたしまして、それについては答申をいただくというふうに思っております。

今のところ何も、ちょっとそこが見えてこないところですので、どういう方針というのは教育委員会としては今のところ持ち合わせてはおりません。

西依義規委員

けど、平成30年度に予算を計上するという事は、開くということは決まってるんですか。

ただ、開かんけど報酬はやる、与えるということですか。

平川富久学校教育課長

先ほど言いましたように、今のところまちづくりのところが見えてこない限りは開く予定にはしておりませんが、未来のことはどうなるかわかりませんので、開かなければいけないような状況もあった場合のことを想定してですね、一応計上はさせていただいておるところでございます。

西依義規委員

いや、この審議会が専門性のある審議会でしょうけど、いろいろ議事録とかを見ると、教育会議でも議論されてますし、教育委員会の中でももちろん議論をされていると思うんですよ。けど、その方々がより専門性のある審議会というのがちょっと、やっぱり地元の方々メインの審議会ということですかね。

要は、市長も教育長も入った会議の中でも議論をされているわけやないですか、この件に関しては。そこが、この審議会が名ばかりにならないようにしてほしいなと思うんですよ。

追認じゃないけど、ここで決まって、審議会っていうのは、より地域の方に寄ったのか、それとも鳥栖市を全体的に通学区域を見る方々に審議してもらうのかによって全然答えが違うと思うんですよ。

例えば、北小地区の方も入れて、いろんな地区の方も入れた審議会と基里小校区だけの方を主に入れた審議会では、多分出てくる答えが違うと思うんで、その辺は。僕は、よくわかんないなというのが。

平川富久学校教育課長

こちらから、諮問する内容、それによって変わってくるのかなっていうふうにも思います。

ですから、あそこのまちづくりがどうなっていくのか見えた段階で、例えば基里小中だけではなくて田代小学校のことも絡んでくるとか、北小、鳥栖中学校のことも絡んでくるとか、そういうふうになっていった時点でお諮りする、こちらからお諮りする、諮問する内容も変わってきますし、当然、委員のこういう方々っていうのは決まりは一応ございますが、委員の方々の選出についても当然変わってくるものというふうに思っております。

以上でございます。

西依義規委員

7ページの学童輸送業務委託料ですけど、この委託の計算方法と、例えばそういう地域の足としての活用とか、検討とかをちょっと教えてください。

平川富久学校教育課長

それについては、係長のほうから説明させます。

有馬秀雄学校教育課学校教育係長

平成30年度のバスの、この通学補助の考え方でございますけれども、まず基里小学校に通う児童、並びに河内ですね、要するに交通の不便な（「高田と安楽寺」と呼ぶ者あり）

下田寛委員長

ちょっと休憩入れます。

午前10時55分休憩



午前11時4分開議

下田寛委員長

再開します。

有馬秀雄学校教育課学校教育係長

失礼しました。

高田・安楽寺地区から通う10名の児童——3年生以下になりますけれども——に対しましてのタクシーの委託料でございます。

単価につきましては、1台当たり1,920円掛け4台、1日当たり4台、見込み日数を206日といたしまして約156万7,000円といたしておるところでございます。

以上です。

西依義規委員

ということは、これは通常のタクシー料金掛け日数の単純計算ということですか。

有馬秀雄学校教育課学校教育係長

10名おりますので、行きと帰り2台ずつで計上しております。先ほど申し上げたように1台当たり1,920円ということで業者と委託契約を結んでおりました。通常の料金といったものではなくて、もうこの専用で委託料を、算出を業者のほうと契約をいたしまして、支払いをしているところでございます。

以上です。（「わからんね。810円ぐらいでしょう。違うんですか、高田から。もうちょっとかかる」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）（「わかりました、はい」と呼ぶ者あり）

西依義規委員

いや、地域の方から、例えば一緒に私たちもみたいな声とかを拾ったりとか、そういうのはないっちゃうことですね。

もう子供たちだけ、移動の足なんで町まで出てくるなら、そんな子供って限定せずに何時に来たら乗せてやるよっていう、もし地域でそんな要望がなければいいんですけど、そんな声ってありますか。

有馬秀雄学校教育課学校教育係長

あくまで子供たち、対象となる児童に対しての高田、安楽寺から鳥栖小学校に行くまでの間の委託料ということでございますので、途中どっかに寄るとかっていうことについては特に想定はいたしておりません。

以上です。

平川富久学校教育課長

この目的が、子供たちの通学の安全を確保するということでございますので、地域の方々がついでに乗っていくとかいうことはちょっと想定をしておりますので。

以上でございます。

西依義規委員

担当課が違うんでそういう話になるんですけど、全体的に見れば通学も含め、地域の足も安全も、みんなの安全考えれば利便性も上げて、少ない税金で最大の効果を及ぼすために努力しなければいけないのが皆さんだと思うんで、そこは1回協議するぐらいして、無理なら無理で、じゃバスのほうがいいかって、もう一回バスを走らせてもいいかなと思うんで、すいません意見です。

それで、あと2つほどいいですか。

13ページに図書館運営があるんですけど、現在、あそこに図書館長はいらっしゃらない、佐藤課長が兼務でこちらにいらっしゃるんですよ。

例えば、館長があそこにいないことによる弊害とかっていうのがあるのかなっていう、ちょっと疑問なんですけど、それについて。

あそこに常勤ですかね、佐藤さんは。こっちにいらっしゃるんですか。

佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

館長は、生涯学習課長が兼務となっております、通常こちらの生涯学習課のほうにおりますので、図書館のほうには常駐しておりません。

また、業務の弊害につきましては、極力そういう弊害がないような形でやっておりますが、例えばお客様が館長をと言われたときに、その場ですぐ対応することができないとか、そういった物理的なものはないわけではございません。

以上です。

西依義規委員

通常考えれば、図書館長があそこにおいて、図書館を最優先した考えで、市役所に対していろんな申し出やないけど、そっち側の立場、現場の立場として言ったほうが何かうまくいきそうな気がするんですけど、佐藤さんこっちになると多分こっちの立場の考えってなるんで、その辺の、図書館長を兼務するっていう歴史っていうのは大分長いんですか。

佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

図書館長を兼務するとなったのは、8年ぐらい前からかと思います。

ただ、私といたしましては図書館長でもございますので、図書館の現場のことをしっかり把握し、当然必要な対策は取っていかなければならないし、そうしているつもりでございます。

以上です。

西依義規委員

多分、鳥栖市の考え方なんでそれでいいんでしょうけど何か、やっぱりしっかり、例えば学校長やったら学校長の、こっちの立場に立ってお互いがやりあうじゃないけど、しっかり物申すような関係が一番いいのかなと。

やけん、両方なお立場で大変かなと思ったんで、8年間の総括とかたまにさせていただいて、いろいろ考えていただきたいなと思います。

竹下繁己委員

先ほど、お答えしようとしていた補助金の分ですね、通学費補助金。

それと、ヘルメット購入費補助金の仕組みを教えてください。小中学校ともに。

下田寛委員長

今の、すいません何ページになるんですかね。

竹下繁己委員

小学校で言うと、7ページの負担金、補助及び交付金の一番下のところですね。

中学校で言うと、10ページの19負担金、補助及び交付金の一番下から2番目、3番目か、通学補助金、ヘルメット購入費補助金。

平川富久学校教育課長

小学校の、7ページのところでございますが、ヘルメット購入費、これは小学校の1、2、3年生が今説明をしましたタクシーによる学童輸送でございますが、4、5、6年になってきますと、自転車通っている子がいますので、それに対するヘルメット購入費の補助金と。

それから、中学校も同じく自動車通学が認められている子供たちへのヘルメットの購入の補助金というふうに要綱で定めておりますので、それに従って運用をしているところでございます。(発言する者あり)

下田寛委員長

すいません、マイク入ってますかね。

有馬秀雄学校教育課学校教育係長

通学費補助金でございますが、まず小学校、中学校でございますけれども、基里小学校に通う子供、主に水屋町からこられる子供、そして中学校につきましては、河内町から通ってこられる生徒に対しまして補助をしておりますところでございます。

これにつきましては、鳥栖市学校児童生徒の通学費補助金交付要綱の中で定めをいたしております。これに基づきまして、当該補助金額のほうをお支払いしているところでございます。

以上です。

平川富久学校教育課長

すいません、具体的な額を申し上げますと、水屋・曾根崎間が小学校2人。37,580円掛け2人。それから、河内から萱方、これが4万6,590円掛け2人という額が小学校でございます。

中学校のほうのが……、ちょっとお待ちください。

中学校のほう、河内から大木まで1人、5万6,750円ということで計上しているところでございます。(「バスで」と呼ぶ者あり)

バスでございます。すいません。

竹下繁己委員

ありがとうございます。

ヘルメット購入補助金ちゅうのは、通学に使うヘルメットを買う購入費の一部を補助するというふうに捉えてよろしゅうございますか。

平川富久学校教育課長

そのとおりでございます。

竹下繁己委員

最近、もう小学生でも自転車に乗るのにはヘルメットをかぶりましょうというような指導が各学校で行われているんですよね。

それで、いろんな御家庭がありまして、すぐ買えるところもあれば、なかなかその千何百円とか、そのお金を出せないような家庭もあるケースがあるんですよ。それで、保護者の人たち、PTAの人たちとかが使わなくなったヘルメットを譲ってくださいとか、そういうバザー的なこともやっぺいらっぺいます。

なんとか、行政としても手助けをしていただけたらいいなあと、今回そういう予算とかはないと思いますけれども、何か機会があったらそういった施策もしていただきたいなあと思っています。

下田寛委員長

それ要望ですか、もし何か。（「要望です」と呼ぶ者あり）

竹下繁己委員

続けて、すいません。

5 ページのスクールサポーターについて教えてください。

どういうことをされるのか、そして2人配置して1人分はこっちで持つという、何でもう1人には払わんのかなって思って、教えてください。

平川富久学校教育課長

スクールサポーターにつきましては、今年度は鳥栖中と鳥栖西中学校に1名ずつ配置をしております。

目的としましては、問題行動等があった場合の早急な対応でございますね。そういったことへの、警察OBの方が入っていただいていますのでそういうところでの対応だとか、そういうことでお願いをしているところでございます。

1名分につきましては市から出しておりますが、あと1名分については県のほうから支出をされているところでございます。

以上でございます。

竹下繁己委員

それは何か、県からそういうスクールサポーターを置きなさい、ひもつきでお金を出しま

すから置きなさいというような何か指導があって、それでは足りないから鳥栖市からも出すと。

何で、そういうシステムになっているのかなと思って。

白水隆弘教育次長

今の件、ちょっと調べさせていただいて後刻、御報告をさせていただくということでよろしゅうございますか。

竹下繁己委員

後ほどよろしくをお願いします。

そしたら、続いていいですか。

同じところの小中学校PTA連合会補助金77万円。これは、なんか大会があるので77万円というような御説明があったと思うんですけども、例年はこれお幾らぐらいなんですか。

例年と同じですか、それとも例年と違うんですか。

平川富久学校教育課長

このPTAの県の大会は、各地区で持ち回りになっておりますので、鳥栖市が前回行ったのは、もう大分前になります。そういうところの実績も見まして計上させていただいているところでございます。

ここの、昨年度、別の地区であったものとかも調べさせていただいて計上させていただいているところでございます。（「増額してるじゃないですか」と呼ぶ者あり）

いえいえ、そういうことではありません。（「去年、29年度は」と呼ぶ者あり）

去年。

去年、鳥栖市では計上しておりません。

鳥栖地区で平成30年度にあるということですので、計上しているところでございます。

竹下繁己委員

すいません。

なんか、僕が勘違いしてたと思うかもしれません。

PTA連合会は、毎年行政から補助金をいただいているということは僕も認知しているところで、もしかしたら項目が違うのかなあとと思って、じゃあ、この連合会補助金はその大会運営に関する予算に補助をするということでよろしゅうございますでしょうか。

平川富久学校教育課長

申しわけございません。

ちょっと説明が不十分でございました。

通常の額がございます。

通常といいますか、例年補助をさせていただいている額が。それプラスの、今度大会がありますので、それに上乗せして77万円という額になっております。

申しわけございません。

通常が27万円で、この大会のために50万円の補助を上乗せして計上をしているところがございます。

申しわけございませんでした。

竹下繁己委員

ありがとうございます。

50万円の増加っていうのは結構な額かなと思うんですけども、何か鳥栖市からこういった大会をしてもらいたいとか、この50万円をどんなふうに使ってもらいたいとか、そういった何か思いが入っているのかなあと、そういうところを教えていただいてよろしゅうございますか。

平川富久学校教育課長

昨今、子供たちを取り巻く環境は、小学生も中学生も大変複雑なもの、家庭環境にしましても日ごろの安全確保につきましても大変複雑なもの、大変込み入ったものもございます。

そういうところの課題等につきまして、県内のPTAに一生懸命携わっていただく方が集まったの大会だというふうに思いますので、その辺を県内の状況と取り組み等を十分に意見交換をしていただいて、鳥栖市の子供たちのために役立つようなことは積極的にやっただけのような、そういうお気持ちで大会にPTAの役員の方々、お父さんお母さん方に参加していただけたらなというふうに思っております。

以上でございます。

竹下繁己委員

そういったことも、きちんと言い含めて補助金を出していただきたいなと要望します。

最後にもう一点。

小学校、中学校で営繕工事、空調の営繕工事が結構上がっておりますよね。特別教室がちょっと多かったかなと思っているんですけども。

平成29年度の段階では普通教室は、全て空調化をされたというようなふうに思っていました、僕は。

それで、これ間違いやったら教えてください。

恐らく、特別教室がふえたからそれに関連する空調の設備ばしなくちゃならないのかなあとは思っているんですけど、これによって全部の、教室全部空調が設置されるということでよろしゅうございますかね。

原祥雄教育総務課総務係長

竹下委員御質問の、平成26年度に小中学校、全ての教室に、普通学級、通常学級、こちらのほうに空調設備のほうを、整備工事を行っているのではないかと御質問でございますけれども、当時、通常学級として使用していた教室、そして特別支援学級として使用していた教室については、全てエアコンのほうを設置いたしております。

その後、3年ほど経過しておりますけれども、教室数というのは変化をしております、特別支援学級がふえていく、通常学級は減らないのに特別支援学級はふえていくといった状況がございますので、新たに、当時使っていなかった教室ですね、通常学級を特別支援学級へ変更するというようなことが出てきております。

そういったことで、今回特別支援学級ですね、小学校と中学校とそれぞれ特別支援学級分の、エアコンのほうの設置を予算としてお願いをいたしておるところです。

もう一点、空調設備の取りかえ工事というのが、先ほどの資料の21ページのほうにございます。こちらについては、鳥栖北小学校が改築をされた際に仮設校舎として使っていた、仮設校舎に使っていたエアコンですね。こちら、仮設校舎としての役目が済んだ後、各学校のほうに配分をして、必要な教室に管理施設が主なところですがけれども、ここに移設をして再利用をしていたものでございます。

こちらについては、鳥栖北小が改築されましたのは平成4年、5年でございまして、すでに25年も経過をしている物です。

これらのエアコンについては、もう老朽化をして、修理もきかないような状況になっておりますので、年次的に取りかえるように今回いたしまして、予算のほうを上げさせていただいたところではございます。

以上です。お願いいたします。

竹下繁己委員

ありがとうございます。

結構、身軽にというかすぐに対応されて、大変いいなあと思います。

ただ、よく出る音楽室問題ですね、いかがですかね、もう、それつけてあげたほうがいいんじゃないかなあと思ってますけど。

江寄充伸教育総務課長

ただいまの特別教室への空調設備の設置につきましては、私どももトイレの改修に続きまして喫緊の課題だと受けとめております。

それで、この件につきましては、もう昨年来より財政当局等の交渉を毎年進めておりました、早期の設置ができるように努力をしているところでございますので、御理解いただきま

すようお願い申し上げます。

よろしく願いいたします。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

先ほど、ヘルメットに関連してちょっとお聞きしたいのが、自転車通学することによって今いろんな事故が起きて、莫大な賠償問題とかなっているっていうニュースも結構ありますので、学校として保険加入についてどういう取り扱いをされているのかを1点教えてください。

平川富久学校教育課長

P T Aのほうの保険がございまして、これがそれをカバーできるというふうなことを聞いておりますので、各学校でこういう問題、こういうときには対応できる保険ですよということで紹介をして、私はきました。

それで、それについて、まあ、任意でございますので、こちらからぜひ入ってくださいと、入らなければいけませんということはもちろん申し上げられませんが、こういう事案が近年ふえていて。それをカバーできる保険としてこういうのがありますという、P T Aのほうから来ている総合安全保障何とかという保険がございまして、それについては紹介をさせていただいているというふうに思っております。

ただ、全員にそれを公費でカバーするようなどいうところまでは今のところ検討はしておりません。

以上でございます。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

それでは、ヘルメットの補助金を出している児童生徒についてはどうでしょうか。（「出している児童生徒の」と呼ぶ者あり）

保険加入について。それも同じっていう。（「加害の分でございますか」と呼ぶ者あり）

平川富久学校教育課長

自分が事故を起こした場合、通学、学校管理下であれば、先ほど言いましたスポーツ振興センターのほうからですね、3割負担の分、プラス1割見舞金ということで、それは出るようなシステムがございまして。

飛松妙子委員

加害の場合ですね。

平川富久学校教育課長

加害の場合についても、やっぱり先ほど言いましたような任意の保険について御紹介をして、入ったほうがいいですよとお勧めはしているという状況でございます。

飛松妙子委員

ありがとうございました。

では、5ページの医療的ケア支援で予算のほうをつけていただいて、私も何度も取り上げていましたので大変ありがたく思っております。

それで、これの内容を少し詳しく教えていただければと思います。

中島達也学校教育課参事兼教育相談係長兼指導主事

それでは、医療的ケアの看護師配置について御説明をさせていただきます。

平成28年の4月に施行されました障害者差別解消法によりまして、障害のある児童生徒が他の児童生徒と平等に教育を受ける権利を行使するための公的配慮が求められております。そういう中で、文科省も提示をしておりますその合理的配慮の中にも、この看護師配置が盛り込まれているところでございます。

それで、実際来年度、鳥栖市内の小中学校におきまして、医療的ケアが必要なお子さんが1名在籍をされます。その1名のお子さんにつきまして、現状としましては、現在毎日保護者の方が学校に行かれて医療的ケアを実施されているという現状にございます。

そういう子供さんの教育の保障、または保護者の方の負担軽減を図るということで、週1日学校における医療的ケアを、訪問介護ステーション等の事業所等に委託をして実施していくという予定にしております。

なお、実施日数等につきましては、今申しましたように1週間に1日として、利用時間が1時間未満、または1時間以上4時間30分以内、この2つに分けて実施をしようというふうに考えております。

なお、1時間以上4時間以内の場合が単価としまして1万1,950円。それから、利用時間が1時間未満の場合を5,970円ということで、積算根拠としまして1万1,950円掛ける42週の1人という形で算出をさせていただいているところでございます。

以上です。

飛松妙子委員

ありがとうございました。よろしく願いいたします。

それから、就学援助についてなんです、平成29年度の補正でしていただきまして、今、3月になってもう支給がされていらっしゃると思うんですが、これの状況と課題ですね、何か課題があればそのあたりを教えていただいて、それを来年度にどう生かしていけるのかを教えてください。

有馬秀雄学校教育課学校教育係長

新入学児童生徒学用品費の支給の状況でございますけれども、まず小学校につきましては45名に対して支給を行う予定としております。それと、中学校につきましては71人に対し支給を行う予定でございます。

小学校と中学校を比較しますと、小学校のほうが約6割の方が申請をされてあるというふうに考えているところです。

中学校につきましては、約85%程度の方に対して支払いをする予定ということになっておりまして、比較しますと、やはり小学校の新入学児童生徒の申し込みの割合のほうが少のうございますので、やはりこの周知活動をですね、どのようにやっていくのかっていうのが今後課題になっていくものかなということと考えております。

以上です。

飛松妙子委員

その課題を、どのように平成30年度取り組んでいかれようとされているのかをもう一点教えてください。

有馬秀雄学校教育課学校教育係長

毎年、秋に行っておりますメディカルチェック、身体検査のほうを行っておりますけれども、このときに最初のアプローチとしまして、その段階で、まずこういった制度がありますということでの周知活動をするところからまず始まるのかなと。

もちろん、ホームページによる広報活動はもちろんでございますけれども、そういった、直接保護者に対してこういう制度がありますというところを認識してもらうために、秋に行っています新入学児童のメディカルチェック時にまずは力を注ぐというか、周知をするということが必要ではないかというふうに考えております。

以上です。

平川富久学校教育課長

実は、先週保護者の方から電話をいただきまして、子供が持って帰ってきたというか、何か説明会ですね——新入学説明会だと思います——その資料を見よったら、その新入学児童学用品費の申請の用紙が出てきたと。どうしたらいいですかと。

これ説明会は、もう早くに行っているんですよ。

ですから、これと、こんな同じような色で多分印刷をしていたと思うので、そのときふと思ったのは、何か目立つような色つきで印刷をして、これ何だろうかと思ってもらうようなとか、そういう工夫も必要かなというふうに思ったところです。

今、係長申し上げましたように、新入学時の説明会とかホームページとか、あるいは学校

の学校だよりからもいろいろしていただいておりますが、何か通り一遍ではなくて目立つように、ホームページも見やすいところに、目立つようなところに置くとかそういった工夫をして、我々ができることはいろんな場面での広報活動かなというふうに思っているところでございます。

たくさんの方に、せっかく御理解いただいて、つくっていただいた制度でございますので、広く周知をする方法等については検討していかなければいけないなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

それで、ただいまの答弁にもありましたように、申請を忘れたっていう方が、この4割の方と15%の方いらっしゃるって、問い合わせが来た場合の御対応をきちっとしていただけるのか、あと人数的にもそこまで多い人数ではないので、逆に名前の把握ができるのであれば、こられていらっしゃる方へのアプローチというか、そこをまたもう一報していただくことができるのか、その辺もちょっと教えていただければと思います。

平川富久学校教育課長

人数的な問題でございますが、できる限りそういう対応をしていければなというふうに思っております。

以上でございます。（「申請、途中の申請」と呼ぶ者あり）

途中の申請につきましては、これからもそういうのがあれば丁寧に対応して、至急対応していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

飛松妙子委員

ありがとうございました。

国も方向性的に金額を上げていただいたということで、市もそこを対応していただいたことを本当にありがたく思っておりますので、ぜひ、また今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

じゃあ、すいません、続けてで申しわけないんですが、防犯カメラについて、4ページと6ページに中学校、小学校でつけていただいているんですが、今まであったと思うんですね、以前、私も一般質問したときについていたと思うんですが。

今回、つけているのが新しく、新規で変えられるのか。それとも追加してされるのか。また、この、全校の防犯カメラに対する保守点検をどのようにされるのかをお尋ねいたします。

江寄充伸教育総務課長

今回、防犯カメラ取りかえ工事というようなことで予算のほうをお願いしております。

現在、小中学校全ての学校に防犯カメラを設置しておりますけれども、今回お願いしているのは全て取りかえ分の予算でございます。

それで、各校、基本的にはカメラを6台ずつ設置しております、これが設置してから十数年、もう経過している物ばかりですので、今後については、計画的に取りかえ工事を行っていくと。一応、故障あるいは修繕が必要な部分が出てきた学校から随時、全てのカメラについて一式取りかえ工事を行っていくというような計画をしております。

今現在ついているのは、アナログ式の物がほとんどでございますので、アナログ式のほうからデジタル方式のカメラに交換をしていくということで計画をしております。

あと、保守については、特に保守点検というのは行っておりませんで、故障をしたときに業者のほうに委託して、修繕を行うというようなことで対応しております。

以上でございます。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

以前、私も一般質問をさせていただいたときに、せっかくついているのにカメラの方向が全然違うところを向いているとか、録画が撮れてなかったとかそういうことを指摘させていただきまして、やっぱり1年に1回それを確認していただく作業とか必要じゃないかなと思いますので、業者がどうしても入らなくちゃいけない場合とそうでない場合があると思いますので、業者さんに、1年に1回、学校側でできる点検があるのであれば、そのあたりをしっかりと御説明いただいて、点検日を決めていただいて、またそれを報告いただくという形で、そのときに気づいていただくようなことをしていただきたいと思いますと思うんですが、いかがでしょうか。

江寄充伸教育総務課長

防犯カメラにつきましては、通常、事務室内のほうにモニターがございまして、常にカメラの撮影している状況というのはモニターのほうに映像として映っております。

そこで、そのカメラに故障等が起きますと、当然そのカメラ分のモニターが、映像が映りませんので、そういう場合につきましては、すぐに業者のほうに連絡をしていただいて、修理が必要な場合は当然修理をするというような対応を取っておるところでございます。

以上です。

飛松妙子委員

そうしましたら、そのモニター画面をどなたかがずっと見ているっていう状況なんですよ

うか。

江寄充伸教育総務課長

事務室内の上のほうに設置されておりますので、常に誰かがじっと見ているというよりも、事務室内にいらっしゃる事務員の方の目に入ってくるというような状況ですので、もし映っていないカメラの部分があれば、すぐに連絡していただくというようなことで対応しております。

飛松妙子委員

じゃあ、もうそれで対応ができるということで御判断をされているということであると思いますので、後から撮れなかったとかいうことがないようにだけよろしくお願ひしたいと思ひます。

引き続き大丈夫ですかね。

すいません、12ページの放課後児童クラブの件なんですが、これ御対応していただいて、かなり助かっている部分もありますし、また入れたいけれども入れないという状況もあって、私もさまざま御相談もさせていただいて、またそれでいろいろ拡充に向けての対応もしていただいていると思うんですが。

現在の待機、待ちとかそういう状況がわかりましたら、まずそれを教えていただいて、それに対して、どのように平成30年度対応を考えていらっしゃるのかを教えてください。

佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

現在、平成29年度の最終月になっておりまして、そちらの待機の状況でございますが、低学年の1年生から3年生までの待機児童数が8人となっております。

また、4年生が15人ということで、学校があるときというか1年間を通して利用される方の待機の内訳となっております。

ただ、この待機が発生しているところについてが、鳥栖北小学校のなかよし会ということで、なかなか、随時の御利用案内が1年間を通して難しい状況でございます、それ以外の学校については、なかよし会については、おやめになる方で空きが出た状態でその都度御案内をして、今現在は、3年生までの低学年については、鳥栖北小学校なかよし会以外は待機児童がないという状況になっております。

続いて、平成30年度の申請の状況でございますが、1月15日までを一斉受け付け期間といたしまして、申請の受け付けをいたしました。

それで、今、第1次決定を行ったところで、1年間を通して御利用いただく方の1年生から3年生までが667人、そして長期だけを御利用したいという方が、1年生から3年生までの164人の方に入会の決定をさせていただいております。

ただ、4年生以上の方が、1年間を通しての待機として23名の方が御利用いただけないという現在の状況でございますが、今お申し込み自体のキャンセルなどもあります。

内訳としては、民間の事業所との併願をされている方もいらっしゃいまして、そちらのほうを利用するとか利用する必要がなくなったと。あるいは、4年生以上のお兄ちゃん、お姉ちゃんと一緒に、もう放課後は自分たちで過ごすようにしましたというような方でキャンセルが出ておりますので、そういったキャンセルの状況を見ながらまた4年生以上の受け入れ、それから1月15日以降のお申し込みの方の対応もやっていく必要があるかというふうに考えております。

以上でございます。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

まず、現在23人の待機があるということで、これもまた北小校区ってということで考えてよろしいのでしょうか。

佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

北小校区だけではなく全体的にいらっしゃいますが、やはり北小校区が一番人数的には多いです。

飛松妙子委員

では、今のところ平成29年度と同じで、特に北小校区に関しては、市としての対応がそれ以上できないということで、なりますよね。

わかりました。

すいません、以上です。

竹下繁己委員

すいません、放課後児童クラブで、1年間ずっと預けるというのが基本でしょう。例えば、月曜日と火曜日だけ預かって欲しいとかいった保護者様にはどういった対応をされてますか。

佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

先ほど言われたように、1週間のうちに個別な対応っていうのはできかねますので、基本的には1カ月単位での御入会ということになります。

ただ、実情としては、やはり1週間のうち3日しか利用しないという方も多くいらっしゃいます。

以上です。

竹下繁己委員

ずっとそういう声が上がってますよね、例年。

だから、例えば土曜日だけ見て欲しいとか、もうちょっと臨機応変に対応できたらいいなあと思います。

それと、夏季臨時開設事業補助金がついてますけれども、これの内容ば教えてもらっていいですか。

佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

これは、学童保育に関しては、1年間を通しての利用っていうのが基本的な形になりますけれども、学校が朝からお休みのとき、特に長期休暇、夏休みは1人で自宅に子供だけで過ごすという御家庭もございます。

それで、学校があるときには必要ないけれども、長期休暇のときには学童保育を利用したいという御家庭、お子さんもいらっしゃるしまして、長期休暇だけを利用するという利用の申し込みもお受けしているところです。

特に、多いなかよし会については、受け入れの人数を長期休暇の利用申し込みの分、受け入れ人数をふやすことがなかなか難しい面もございますので、学校区に関わらず全ての学校区から一つの場所に、なかよし会に来ていただくという臨時のなかよし会を開設して、この3年、夏休みだけ運営をしてきたところでございます。

そういった内容のものでございます。

以上です。

竹下繁己委員

内容的には、平成29年度と変わらないと判断してよろしゅうございますか。

佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

平成30年度については、実は春休みからこの臨時開設を始めました。

それは、やはり長期休暇中にどうしても人数が多くなりますので、その受け入れがそれぞれの個別のなかよし会ではできないところもありまして、田代小、弥生が丘小、若葉小学校以外の2年生、3年生について、この臨時で開設いたします勤労青少年ホームへの受け入れというのを春休みから開設をしたところでございます。

その点が1点、平成29年度と30年度の違いでございます。

以上です。

竹下繁己委員

ありがとうございます。

非常に、保護者としては助かる事業だと思います。どんどんどんどん進めていただきたいと思っておりますし、実は1カ所ですよね、臨時が。

私の耳には、あそこまで送って行ってまたさらに帰って働きに行くと。これが、2カ所、

3カ所とか分散して臨時開設して下さったら、もっと便利なのになあというような声も届いておりますので、ぜひそういうことも考えていただきたいと思います。

意見です。

西依義規委員

じゃあ、ちょっと関連で、予算の20ページに詳細があるんですけど、補助金額が8,000万円で各団体に補助されていますけど、まず放課後児童クラブ運営協議会の全体にわたるこの補助率は大体何割くらいなんですかね。

佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

この、放課後児童クラブ運営協議会に対する補助金の基本的な考え方なんですが、運営費の半分を保護者、利用者の負担、そして半分を公費で補助するという考え方を原則的に持っております。その中で、この運営費については積算をしております。

以上でございます。

西依義規委員

これは、保護者の方々の負担額、例えば保育園みたいに所得に応じて負担されているのか、それとも一律なのかっていうのは。

佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

利用料については、月額一律でございます。

ただし、所得が低い御家庭に関しては減免の制度を持っておりまして、通常、就学援助世帯は8割、そして、そのうち市県民税が非課税の御家庭は全額免除と。もちろん、生活保護世帯も全額免除でございます。

以上です。

西依義規委員

上のほう、上のほうって言ったらいかんですね、所得を結構稼がれている方々を、保育園みたいな計算方法とか取らない理由、要は所得に応じた負担をしていただけるという考え方はこの児童クラブにはないんですか。

佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

基本的には、どこの自治体の放課後児童クラブも同じような形態をとっているかというふうに考えております。

ただ、例えば多子世帯の場合はですね、2人目が半額というような割引もいたしておりますが、基本的には一律の料金となっております。

以上です。

西依義規委員

どこの自治体もされてないんでということでしょうけど——わかりませんよ、入られない方が20名、30名の方々が、本当に必要な方々であったならば、ひょっとして高所得者の方々をもうちょっと普通のゆとりのある民間の託児とか、そういうところに行くって、そこが平等性かどうかわかりませんが、もちろん施設もいっぱいあって人もいっぱい使えばいいんでしょうけど、私、よく聞くんですよ、僕が小学校のPTAやってたときに、あそこはもう両親とも働かれています。

でも、片やここは、ちょっともうぎりぎりのラインで、本当に預けなきゃいけないところを平等に見た場合ですよ、僕から見ても、あそこはここまでの補助が、半分も補助のあるこのサービスを受けなくてもいいんじゃないかなっていう気がちょっとあったんで、けどほかの自治体では一切されてないということであれば検討の余地はないということで、理解はしませんが、そういう、ゆくゆくはわかりませんが、そういう気持ちもちょっとあったんで聞かせていただきました。

下田寛委員長

またそこは、別の機会も含めてですね。

松隈清之委員

まず、この委員会資料の7ページ、委託料の開かれた学校づくり推進事業委託料、これ小学校なんですけど。

同じく、中学校の委託料、中学校のほうでも学校事務管理費委託料の開かれた学校づくり推進事業委託料ってあるんですけど、これ具体的にどういったことをされる予定なんですか。

平川富久学校教育課長

開かれた学校づくりということで、学校にいろんな方に見ていただく、来ていただいて子供たちの評価をしていただいたり、学校のことについて御理解をいただくような事業をしております。

私が現場にいたときは、学校が高台にございまして、なかなか住民の方に来ていただく機会がありませんでしたので、地域の方の協力を得て赤ちゃんスイッチ事業というのを取り入れまして、新聞、テレビ等でも報道されておりますけれども、3年生の家庭科の事業を利用して、実際に、乳幼児を学校のほうに連れて来ていただいて子供たちと触れ合う事業、そして中学生を理解していただく、中学校の子供たちでこうなんだなあっていうのをわかっていただく。

あるいは、中学校に読み聞かせを導入いたしまして、読み聞かせの方々に入ってきていただいて中学校の子供たちについても知っていただく、そういうようなことをしたりしてまいりました。

また、いろいろな広報活動を、学校の広報活動でも使わせていただいたりもしております。学校で花をつくって、育ててそれを地域の方へ、公民館とかそういうところに配ったりとかそういうことをやったりもしております。

各学校、それぞれ自分の学校のPRとか子供たちの理解のためとか、子供たちのためにということでいろんな事業とか、あるいは、子供たちにいろんな話をしてもらう方を呼んでお話をさせていただいたりとか、そういった方への謝金等にも使ったりもしているかと思います。

以上でございます。

松隈清之委員

これは、各学校にそれぞれ行くのかなと思うんですけど、これ実際委託先ってどういうふうになるんですかね、委託料の。

平川富久学校教育課長

市の教育委員会から各学校と委託契約を結んでということになりますが、そういうことでございますか。

松隈清之委員

学校と委託契約を結んでそれを学校が使うということで理解をしいですかね。

わかりました。

中身が、多分いろいろ多岐にわたる内容なんだろうと思うんですけど、開かれた学校の定義といいますか、何をもち開かれた学校と言うのかによって多分事業の中身がね、多分じっくりくるものもあればじっくりこないものもあるのかなという気がするんですよ。

どういことを開かれた学校って言われているのかなあっていうのをお尋ねしていいですかね。

下田寛委員長

昼からにしましょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

よろしいですかね。

じゃあ、もう12時回りましたんで、お昼からということで、13時10分からの再開でしたいと思います。

では、よろしく申し上げます。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後0時2分休憩



午後 1 時 9 分開議

下田寛委員長

それでは、再開いたします。

平川富久学校教育課長

松隈委員の開かれた学校づくり推進事業について、お尋ねがございました件につきましてお答えをしたいと思います。

開かれた学校づくり推進事業という名前で、もう十四、五年前から確かこの事業はしているかと思います。

当時は、学校が何をしているのかわからない、地域の方とか保護者の方が学校に入る機会も少のうございました。

そこで、この事業をすることで、学校の中に地域の方、保護者の方、いろんな方が入っていただいて、ある意味それで学校のことも知っていただく、学校でこんなことをやっているということを地域の方にアピールするという機会にもなっております。そういうところで、開かれた学校づくりというようなことでやっております。

実施要綱の中には、心の教育懇話会、地域ボランティア活動、心の教育情報発信活動事業、体験学習事業などが実施事業としては要綱の中に定められております。

目的としましては、学校、家庭、地域社会が協力して児童生徒の豊かな心を育むための心の教育懇話会や地域ボランティア活動等の開かれた学校づくりを推進し、心の教育の充実に資するというような目的でこの事業を進めてまいりました。

しかしながら、それも大分浸透してきまして、今、学校の中に地域の方や保護者の方、それからいろいろな講話や、いろんな活動の支援をする方がたくさん入る機会がありまして、もう当たり前のように学校の中にいろんな方が入ってこられるような時代になっております。

この開かれたという受け取り方が、防犯上の開かれたというような捉え方をされる方もいらっしゃるというような御指摘もございますが、そういう意味ではなくて、そういう学校の活動、子供、児童生徒のための活動のために開かれたという意味で使っておったところです。

あとは、校長が自分の意思、気持ち、自分の考える学校づくりに使うと、このお金を使わせていただくというようなこともございます。

幾らか例を御紹介いたしますと、先ほど言いましたように、読み聞かせ等のボランティアで来ていただく方とか、教科「日本語」も入ってきておりますので、生け花とか茶道とか、小学校の場合はそういったクラブ活動でもよく使われているようなところがございます。

そのほか、農業体験でありましたり、授業の中で理科の実験を楽しく興味を持たせるということで、専門の大学の先生をお呼びしたり、あるいは、田代小学校とかは対馬との交流もやったりしておりますので、そういうことを、交流、こちらにこられたときの交流の体験学習なんかであったり、花づくりであったりとか、あるいは総合学習の中の大豆をつくって味噌をつくったりとかそういったこととかに使わせていただいたりしているようなところがございます。

中学校は、さっき申しましたような家庭科の授業での、そういう心の教育に使わせていただいたりしているところがございます。

ちょっと十分なお答えになっているかどうかわかりませんが、そういうことでこれを使わせていただいております。

名前については、誤解を招くようなところがあれば、検討して事業名の変更も考えなければいけないかなというふうにも思っているところがございます。

以上でございます。

松隈清之委員

わかりました。

心の教育とかね、開かれた学校と直接、そこに地域の人とか来れば開かれた部分もあるんでしょうけど、言われたように、学校長がやりたい学校づくりのね、部分もあるということであれば、例えば個性ある学校づくり推進事業とかね、別の名称でもいいのかもしれないし。

額もね、特に今回、基里で学校運営協議会、コミュニティ・スクールの導入なんかもされるので、そういった積極的なそういう事業をも含めてね、今後またその額をふやしたりとかかっていうことも十分御検討いただきたいなというふうに思います。

この件については以上です。

続きまして、先ほど児童輸送事業でしたかね、7ページか。

学童輸送業務委託料とかありましたけど、今、ここは多分、高田、安楽寺、両地域からの部分だと思うんですが、これ歴史的に見ると多分分校があったということが一番の原因だと思うんですけども、これ鳥栖小学校ですよ。それで、鳥栖小学校からここの地域までの距離って大体どれくらいありますか。

平川富久学校教育課長

正確にはかったことはございませんが、3キロから4キロぐらいではないかと思われま。

松隈清之委員

ほかの小学校でね、それ以上の距離を通学している1年、2年、3年ぐらいの学童はいらっしゃらないんですか。

平川富久学校教育課長

いないと思われます。

松隈清之委員

ということは、歴史的に見ると分校があったからということなんですけれども、例えばほかの学校では距離によってね、いや、この距離は1年生から通学するにはちょっと危ないんじゃないかとか、そういったことを基準にこれが今後議論されるということはあるのかな、ないのかなと思って。

有馬秀雄学校教育課学校教育係長

先ほど、課長のほうからも御説明をしましており、3キロないし4キロまではいかないというところから各学校へ通っていらっしゃる小中学校の方たちということで、今うちの規定では4キロ以上ある、通学距離が4キロ以上ある方に対しては何とか配慮をっていうところの考え方を持っておりまして、それより未満の方については、その補助についての考えはないところです。

今後の通学費の補助の考え方としては、現状を鑑みながら、どういうふう考えていくのかっていうことについては、ちょっと検討の余地はあるものかなというふうには思っているところでございます。

以上です。

松隈清之委員

私も、それぞれの町区と学校までの距離、調べたわけではないのでわからないんですけれども、歴史的な経緯はね、歴史的な経緯としてわかるんですが、それはもう随分時間が、分校が廃止になって随分時間経っているんで、それはそれとしても、やっぱり距離に応じてね、安全上も含めてそういう輸送が望ましいというようなケースがあれば、今後また検討していただきたい。

先ほどの御答弁では、要は、今輸送してる距離以上に離れている町区はない、という答弁なので、ないのかなと信じておきますけど。

ただ、今4キロもないっておっしゃいましたよね。でも、内部的には4キロ以上のところは配慮するっていうふうになっているんで、そこも若干矛盾するところがあるんで、そこは歴史的な部分はあるとしても、そこら辺の距離の考え方っていうのはもうちょっと整理をしていただきたいなと思います。

それから同和、同和というよりも社会教育指導員の件でお尋ねしますけど、社会教育指導員の業務内容についての報告っていうのは――まず3人ですよ、3人全て、業務内容についての報告っていうのはなされているのかお尋ねします。

佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

業務内容も含めてですけれども、同和教育集会所のほうに備えつけております日誌のほうに、記録として記載するようにはしております、その日誌については、同和教育集会場の職員と、それから、そちらのほうに配置しております社会教育指導員3名で、同じ日誌の中に記録をするという形をとっております。

以上です。

松隈清之委員

社会教育指導員の方は、全て同和教育集会場にいらっしゃるということですかね、3名とも。

佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

3名の社会教育指導員のうち、1名が生涯学習課のほうに配置しております、2名を同和教育集会所のほうに配置をしております。

松隈清之委員

その生涯学習課にいらっしゃる方の業務の報告、こういった相談とかね、どういうことをやっているとかっていうのは、何か記録とか、そういうのはあるんですか。

佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

生涯学習課に配置しております社会教育指導員も、同じように日誌という形で記録をしております。

以上です。

松隈清之委員

先ほど、役割がいろいろあるとおっしゃられましたけれども、1名の方は生涯学習課にいらっしゃるということで、それぞれ多分、相談を受けたりとかいろんな指導したりとかっていう内容っていうのは変わってくるのかなっていう推測をするんですけど、そういった報告とか日誌の中で、それぞれの役割にやっぱ偏りというか、どういう業務が主になるとかっていうのはあるんですかね。

佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

偏りと申し上げることにはならないと思うんですが、基本的に、生涯学習課に配置しております社会教育指導員については、人権・同和教育を初め社会教育の中でも主に青少年健全育成、青少年教育を主な業務といたしておりますので、それ以外の同和教育集会所のほうに配置しております社会教育指導員の主な役割というのは、人権・同和問題、教育、啓発にかかる業務ということで、少し役割が違います。

以上です。

松隈清之委員

鳥栖市で、何名、社会教育指導員を置こうとか、あるいは置かねばならないとかっていう基準ってあるんですか。

佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

人数の基準はございませんが、現在は、3名体制で社会教育指導員を配置しております。

松隈清之委員

現在は3名、3名必要だから置いているということになるんでしょうけど、そうすると、人権関係の相談とか業務のほうが多いので、割とそこをメインとする方が2名いらっしゃるというふうに理解をしていますがいいですかね。

佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

相談、あるいは人権同和教育啓発事業については、かなり生涯学習課のほうも力を入れている事業でございますので、そういった意味で2名の配置をいたしております。

以上です。

松隈清之委員

啓発事業自体は、多分この、社会教育指導員の方が、その事業をしているのかどうかちょっとよくわからないんですけども、2人置かなきゃいけないという必要を感じる客観的な情報、データとあっていうのはあるんですか。

例えば、よその事例わかんないですよ。例えば、ほかの町に行ったときに3名いらっしゃると。同じような規模で3名いらっしゃったところで、例えばそこで人権関係の相談が年間どれくらいあるとか、その相談によってもいろいろ、重い軽いあるかもしれないけど、これくらいあって、そこは3名中2人置いているとか。あるいは、ここは1人しかいないとか、そういう方が。

なぜ、2人置かなければならないという必要性を感じておられるのかね。

それで、例えば相談件数がどれくらいあるから、うちはもう2人置かなきゃいけないとか、そういう、3名のうち2人を同和教育集会場に配置をしなければならぬと思われている根拠って何かあるんですか。

佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

社会教育指導員の配置数について、その業務の内容等、他市の状況について詳細に把握はしておりませんので、どれくらいの業務量でどういった配置数になっているかっていうのは、ちょっとこちらのほうで今現在、把握をしていない状況でございます。

それで、鳥栖市の同和教育集会所に配置している指導員のほうで、相談をお受けした件数については報告が上がっておりますけれども、総計ですね。延べにはなりますが、1年間で

177件の相談があつているという報告を受けております。

以上です。

松隈清之委員

先ほど、いわゆる差別事案の報告としては、2件って言われましたかね——何件って言われましたっけ。賤称語発言のやつと、別になんか1件あると言われましたけど。

具体的に鳥栖市が、要は力を入れなきゃいけないほど、その差別の意識が高いという意識があるのか、要は、その方が2人いることによってね、差別解消にどこまでの成果が上がっているのかというのは、感じ方で結構なんですけど、ございますか。

佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

同和教育、啓発につきましては、見えないところでの差別事象というのがかなり多うございまして、そういった意味でも、なかなか表には出てこない差別というものに対してどのように教育、啓発をしていくかというのは大変難しいところでもございますし、効果というのはなかなかつかみにくいところでもございます。

しかしながら、一昨年末に、国のほうでも部落差別の解消の推進に関する法律が策定をされて、実際には、なかなか部落差別の解消というものには至っていないと。

今後も、やっぱり人権・同和教育と啓発については、しっかり進めていかなければならないというふうにも法律の中でうたわれておりますので、そういった意味では、粘り強く解消に向けて、現体制でやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

松隈清之委員

わかりました。

ただ、基本的には、人権の問題とか啓発は、社会教育指導員は相談を受けたり推進するけれども、基本的には、教育委員会だって行政の役割じゃないですか、そういう事業やったりとかってというのは。

だから、あくまで指導員なんで、指導員の必要性、例えば今百七十何件あると、相談があるとされましたけど、表に出ないというか、相談があつているってことはある意味表に出ているわけですね。

だから、それが本当にどういう差別事象が起こっているのか、その賤称発言とかね、地域差別なのかよくわからんけれども、そういったのを具体的に、我々に定期的にね、こういう相談あつています——別に、個人情報にかかわる部分は外してもらってもいいんだけど。

例えば、就職差別だとか結婚差別が何件だとかってということがないと、本当にこういう方々が必要なのかってということがわからないと思うんですよね。そこは、やはり根拠をもって設

置しないと、あるいは別の青少年問題の課題が多ければ、3人のうち2人をその青少年問題を中心に、生涯学習課のほうに置いたりとかっていうことも必要だと思うんですよ。

国が、もちろんいろいろ言っている部分もあるんでしょうけど、これに関してはものすごく地域性が強いんですよね。地域によっては、こういう部落差別が根強く残っている地域もあれば、そうじゃない地域もあるんで、それはやはり自治体の現状に合わせて配置をしたり差別の度合いに合わせてね、その体制もつくる必要があると思うんで、もし、この2人を同和関係中心で置くのが望ましいと考えるのであれば、そこの根拠をもうちょっと示していただきたいなというふうに思います。

それは結構です。

それと、先ほど放課後児童クラブの件でお話ございましたけど、特に夏は1カ所っていうこともあるし、今でも少数ではあるけれども待機がいらっしゃるっていうことなんですけど、所得によって利用料の部分も差をつけてはどうかっていうのもあるんですけど、今、民間というか、要は、じゃあそこに預けなくてお金持っている人は別のところに預けようっていう受け皿って、実際鳥栖市にあるんですかね。それ把握をされているんですかね。

佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

鳥栖市内に、放課後児童クラブ事業を行っている民間の団体が、社会福祉法人、2法人ございます。

そちらのほうでは、放課後児童クラブ事業というものをされておまして、同じように、なかよし会を運営いたします放課後児童クラブ運営協議会に補助金を出しておりますが、同じような形で補助金を、事業に対して運営費を補助しております。

それで、それ以外に、平成30年度に、新たに開設を予定されている社会福祉法人がもう1カ所ございまして、民設民営の事業所が、平成30年度からは3事業所できるということになります。

それで、それぞれの事業所については、利用料は、事業所ごとに違いますので、利用料の設定についてはその事業所で判断をすると、設定をするということになっておりますが、現在、来年度に開設される事業所以外の、今現在、開設されております事業所の2つの事業所に関しては、ほぼなかよし会と同じ料金体系になっているところと、そうではないところとあるというふうに聞いております。

以上です。

松隈清之委員

お金を持っているとか所得のある方は、別のところでもっていても、まだあんまり受け皿がないような気はするんですよね。

そうすると、一時期は地域で、公民館事業とかそういったのもやられてたんですけども、最近はどうなんですかね、続けられているんですか。あんまり聞かない気がするんですけど。

佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

以前、もう一つ、子供の居場所づくり事業というものが、立ち上がり支援というような形での事業をしておりまして、現在もその補助金については、頭出しで1カ所分を計上しております。

ただ、3カ所、実際にその補助金を活用して、事業を立ち上げられましたが、その後継続してされているところが恐らく1カ所だけだというふうに思っております。

また、説明をする中で、なかなか責任の所在であったり、人の確保の問題であったりそういうところで非常に難しいという声をいただいて、なかなか実施には至っていないというのが今の現状でございます。

以上です。

松隈清之委員

鳥栖市では、今まではないんですけど、よその町に行くと児童館というようなやつを持っているところもありますよね。

鳥栖市では、そういう児童館とかを置こうみたいな——それ、どこになるのかわかんないですけど——児童館を置こうみたいな形では考えられたりするんですかね。

福祉になるのかな。

佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

児童館という名称ではございませんが、社会福社会館の中に児童センターというものがありまして、所管はこども育成課のほうになります。こちらのほうで、子どもの居場所づくりというような事業を行ってはおります。

ただ、児童センターがある場所が、鳥栖小学校校区ということで、鳥栖市内の小学生は校区以外に1人で出たはいけないということがネックで、なかなかそちらのほうに参加できないお子さんがいらっしゃるというお話も聞いております。

以上です。

松隈清之委員

わかりました。

放課後児童クラブに関しては、昔からすると随分ふえているんですよ。それでも、まだいらっしゃるということは、何らか手を打たないといけないのかもしれないですが、特に、何と言うんですかね、指導員って言うんですかね。

保育園に関しては、今、待遇改善っていうようなことで、賃金とか報酬を上げるっていう

ような話が出ているんですけど、この放課後児童クラブの指導員の報酬は、それに準じて上げて行かれたのかな、上げていってるんですかね。

佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

この放課後児童クラブ、なかよし会の指導員の賃金の件でございますが、基本的に鳥栖市のほうからの補助金の考え方といたしまして、鳥栖市の臨時職員の賃金をベースとした賃金となっておりますので、その賃金単価をもとに積算をしております。

ただ、最初の指導員の賃金からすると、単価として200円近くは見直しを上げておりますけれども、まだ十分な処遇改善という形には至っておりません。

また、もう一つですけれども、なかよし会の指導員の中で、各学校にリーダーお1人、それから各クラブにサブリーダーを1人という配置をしております。このリーダーとサブリーダーには、リーダーとして月1万円、それからサブリーダーには月額5,000円というような形で手当てを出しております。こういったところが主な改善点ということになります。

以上です。

松隈清之委員

もちろん待遇としてはね、改善をされてきているんだろうなと思うんですけども、もとこの放課後児童クラブの指導員が働かなくてはいけない時間帯というのは、非常に勤務しづらい時間ですよ。一番仕事をしづらい時間というか、そういったことを考えると、単に時間幾らと言うだけじゃなくて、なおかつ勤務時間も、じゃあそれでどれだけになるんだっていうほど、1日働く時間もそんなに長くないわけなんですよ。

そうすると、それぐらいの金額で、一番働きにくい時間帯に働くのはちょっと嫌だなという意識も多分働いて、なかなか集まらないってということもあり得るのかなと思うんですよ。

だから、そこはやはりね、働きづらい時間は時給が上がると、深夜のね、コンビニエンスストアとかのバイトでも時給高かったりするんで、それは、もちろん働きづらい時間ですよ、深夜だから。

そういう観点でその賃金も考えて、働く人の立場に立って考えないと、多分、人、集まらないのかなあと。人がいれば受け入れられるところも出てくると思うんですよ。

だから、そこはもちろん、一定の基準はね、臨時職員とかそういったところをベースにしてもいいんだけど、それは働きやすさ働きづらさ、あるいはその人の、その月の所得として果たしてどうなのかっていうのも総合的に勘案して、賃金を見直すべきかなと思いますんで、これはこれで今のところはいいですけど、そうしていかないと多分人もなかなか、特に今、どこの業界の人手不足と言われてますんで、そこは検討する必要があるのかなと御意見を申し上げておきます。

以上です。

齊藤正治委員

すいません。

先ほどから、それぞれの議員さんから質問あっております学童輸送の話なんですけれども、学童輸送については、今、高田町、安楽寺町、それから基里小学校の水屋町、曾根崎町とか出ていますけれども。下野町も、一つは小学校の移転によって変わってきたんですけど。

そのほかに、あんまり4キロまであるところっていうのは、鳥栖市内では少ないんですね。

それで、少ないけれども、あんまり似たり寄ったりっていうのが、結構鳥栖市内に、水屋町もそうなんですが高田町、安楽寺町、それからずっと回ったら三島町の田出島とか於保里とか、それから棧敷団地、それから立石町、それから牛原町ですね。結構あるんですよ。

だから、そういったことをこの間も建設経済のほうでお願いをしておりましたけれども、平成31年度に見直すと、現在のミニバスの運行を見直すというようなお話がありました。

ぜひ、スクールバスを、今高齢者中心のミニバスなんですけれども、いわゆる交通弱者と言われるのは、子供たちも交通弱者ではないですかということで、そういったことも含めて、やっぱりスクールバスの——スクールバスと言ったら教育委員会から出さんばいかなんですから——ミニバスを利用したスクールバスの運行をしていただいたほうが、要するに距離が遠いのを時間でどうやって稼いでいくかっていう、今住宅が建っておりますのも全部小学校を中心とした周りにしか住宅ほとんど建ってない状況。

ずっと過疎地はずっと過疎になっていっているような状況ですので、そこら辺は、ぜひ御検討をお願いしたいということと、もう一つは、いわゆる防犯カメラの設置が今学校についているわけなんですけれども、いわゆる通学路。通学路のポイントポイントしたところに、やはり防犯カメラを設置して、行きは割と集団登校で行くんですけど、帰りはばらばらなものですから、そういったところを非常に、誰が見守るかっていうのがなかなか難しい状況でございますので、そういったところをもう少し、学校施設そのものも必要でしょうけれども、それからやっぱり外れたところがほとんど、先生が目も届かん、家庭の目も届かというようなことでございますので、そういった通学路にも、今後設置を、検討をお願いしたいということでございます。

それから、もう一つ。

勝尾城なんですけれども、勝尾城の現状っていいですか、現状と将来的な計画が、たしか整備計画がですね、つくられておったと思うんですけども。

どのように、今後推移していかれるのかっていうのをちょっとお聞きしたいと思います。

下田寛委員長

質問については、勝尾城だけっていうことでもいいですかね。（「勝尾城だけで」と呼ぶ者あり）

久山高史生涯学習課文化財係長

勝尾城の計画でございますが、平成24年度に史跡の新規整備基本計画ができて、平成25年度から葛籠城跡地区っていう一番外側の砦跡がございますが、そちらのほうを第一優先地区として、その公有化を図っております。

当初の計画では、その部分と一番奥の筑紫館跡地区、通称筑紫神社というところですけども、その公有化を5年の計画で行うつもりでしたが、館跡のほうは無事にほぼ終わっておりますが、葛籠城跡のほうはほぼ82%の進捗率で、あともう少し地権者の方の理解が必要なところがございます。ですから、その次の公有化のステップの次である基本設計、実施設計といったものは少しおくれるということになりました。

ただ、これは本格整備ということですので、史跡となったこの勝尾城、本城も含めてこれをどう活用していこうかっていうような、我々もそうですし市民の方の意見もいただきながら、できることから、例えばサインを、看板を立てていくとか道をわかりやすくするとかそういったものを並行して今後進めていく予定でございます。

ですから、本格整備といたしましては、もう少し地権者の理解を得て、ある程度必要な、最低ここだけ必要な部分っていう公有化に必要な箇所がありますので、その公有化が無事に終わった後、次のステップに上がっていかうと考えております。

以上です。

齊藤正治委員

もう随分、随分というよりも、私も議員になって3期終わりましたが、一番最初に視察に行ったところが一乗谷。

そのときは、その頃、要するに勝尾城の整備計画というか、そういったのが割と進んでおったのではなかろうかと思うんですけども、その後、新幹線が開通しまして、要するに鳥栖市の観光地っていうのはもうここを——勝尾城を中心に歴史的な背景をもとに観光地にしていくような話もありました。

しかしながら、もう既に7年——開通からですね——になっているにもかかわらず、なかなか勝尾城の「か」の字も見えてこないということが現実かなあというような気がしているんですよ。

その整備計画に携わっておられました岡本先生、もう亡くなられて、その後どう——岡本先生のそのときをお願いをしとったんですけども、要するに西日本短期大学の生徒を連れて来て、もう全部、勉強がてら整備計画というか詳細設計というか、そういったものをして

もらったらいんじゃないですかね、という話をしてたんですけども。なかなか現実には、教育委員会が、どれだけ予算がないのかどうか知りませんが、先が見えてこないということが現実かなあと。

今の進捗状況で行っていたら、観光地どころかもう私たちが生存している間にはどこまでできるかわからないと。

今度、恐らく四阿屋の河川とか何とかと整備が県のほうである程度されていくんでしょうけれども、やはりそういったものとあわせて、並行してやっていって、もう少し鳥栖市の観光っていうか歴史っていうか、今、ちょうど明治維新の150年目っていうのがあっているわけです。

もっと昔の、さかのぼったところでございますけど、やはりそういった促進していく、先生たち勉強を一生懸命して、研究をされているんでしょうけれども、問題は、表にいつ出るかというのが一番大事なところではなかろうかと思しますので、ぜひ整備を促進するように予算化をしていただきたいと思いますけれども。

佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

勝尾城筑紫氏遺跡の整備事業に関しましては、若干、足踏み状態ということになっております。

しかしながら、今後も整備をどのようにしていくか、具体的なですね。特に、先ほど委員のほうからも言われたように、観光地としてどう活用していくかということも、市民の皆様、あるいはいろんな分野の方々の御意見も聞きながらですね、ぜひ、おくれをとった分、取り返す勢いで何とかやってまいりたいというふうには思っておりますが、もう少し、この用地、公有地化に向けてもう少しお時間をいただいて、何とか、少しでも多くの公有地化を目指していきたいというふうに考えております。

以上でございます。（「お願いします」と呼ぶ者あり）

西依義規委員

ちょっと防犯カメラの関連で僕からも、資料の21ページに防犯カメラの取りかえ工事で、午前中も飛松議員からあってましたけど、小学校が4校で320万円で、中学校が1校で180万円で、まずこの予算の詳細をちょっと教えてください。

原祥雄教育総務課総務係長

防犯カメラの、恐らく小学校が4校で320万円に対して、中学校は1校で180万円の予算となっていることについての御質問だというふうに思います。

まず1点目に、基本的には、防犯カメラの取りかえに伴って配線あたりまで取りかえをしたいというのが一つございます。

ですので、学校によって幾らか違うというのはございます。

それと、もう一つ、今の予算をお願いしている分につきましては、業者見積もりによってしている点も一つございますので、そういったところで費用のほうが異なっております。

西依義規委員

僕は、先ほど齊藤委員の通学路というの、とても大賛成なんですけど、参考までに、結局この数字で、1台当たりの単価と、もちろん場所によっての工賃がいろいろ違うでしょうけど、単純に見たときに、例えば1台当たり大体これぐらいかかってっていうのと、そういった数字ってこれじゃ全然わかんないですけど。

じゃあ、鳥栖中学校の180万円のうちの何が幾ら、何が幾らっていうのを教えていただけますか。

下田寛委員長

すぐ出ますか。

江寄充伸教育総務課長

鳥栖中学校の防犯カメラの取りかえ工事費ですが、機器の配線工事が約40万円程度、それから、取りかえ機器の取りかえ試験、調整工事、これが約120万円程度ですね。それと、それに諸経費が約20万円で、合計180万円となっております。

以上です。

西依義規委員

すいません、じゃあ、その防犯カメラは、ここも6台だと思っていんですか、各学校6台。

1台当たりは、どこを見れば大まか出るんですか。

江寄充伸教育総務課長

一応、各学校とも、カメラの台数としては6台を基準に考えております。

ただ、カメラだけじゃなくて、先ほど申し上げましたように、配線だの、中のモニターだのほかに機器類がございまして、その分も合わせてということになりますので、カメラ1台分で平均どれぐらいってということにはならないということでございます。

西依義規委員

防犯カメラについて、もうちょっと突っ込んで聞いていいですか。

これは、録画期間っていうか保存期間っていうのは決まっているんですか。ずうっと録画して、大体1カ月分とか1週間分とか、3日分とかそういうの決まっているんですか。

原祥雄教育総務課総務係長

防犯カメラの設置時期が、まず各校で違いますけれども、おおむね、最低1週間から10日

は保存できるように整備をいたしてきております。

西依義規委員

じゃあ、昨年度、その防犯カメラを1週間から10日分、改めて見たことっていう、そういう事例ってあるんですか。

撮ったことによって、いや、それちょっと確認してみようと。その録画機能をつけとってよかったと思ったような事案があるのかどうか。

江寄充伸教育総務課長

学校のほうからは、特にそういった事案の報告はあっておりません。

以上です。

西依義規委員

単純に思うのは、今例えば、ドライブレコーダーとか昔では考えられなかったような機械が、だんだんだんだん身近になってきて、その業者さんから言わせれば、それは信用なんですよって話かもしれんばってんですよ、やっぱそういった機械ってだんだんだんだん、やっぱ身近になってきたというものがあるんで、これが通常の相場ですよって言われればそれまででしょうけど。

何か、そういうのも徐々に、例えば、こういうわざわざ配線をせずに、これだけ録画しているときに取り出せると。

結局、つけっぱなしで見とったって、そこで事務員さんが、あっ今、誰か犯人来たってことはないんでしょう。何に使うかと思うんですよ。

例えば、さかのぼって、これはじゃ1カ月保存ききますと、けど配線も何も要りませんというのがついとったほうが防犯上いいのか、ずっと目視するほうが防犯カメラとしての本来の機能をするのかっていうのについて、いや、1年間そういった事例はありませんで、もう、それはいいことでしょうけど。よくニュースとかを見ると、あとからコンビニさんに、警察がやっぱり貸してくれと、おっしゃるとおり町の通学路についとけば絶対それが、けどそれは、念のための保存であって、一々それを目視で、オンタイムで見る必要はないと思うんですよね。

そういう考えで、だから教育委員会における防犯カメラの役割をどういうふうに見られているのかによって、この値段って全然変わってくると思うんですけど、どうなんですか。

江寄充伸教育総務課長

基本的に、学校施設での防犯カメラの役割と申しますのは、基本的にはやはり学校施設内——昼間です——への不審者対策、その侵入があった場合に施設の中に入ってこられた場合については、あとわかると思うんですけども、出入りされているとか、昼間にですね。

そういうことでの、いわゆる一つは抑止力ですね、カメラがあることによって、そういう不審者が入ってこないという抑止力。

あるいは、実際入ってこられたときに、不審者を特定するための一つの手段としての役割というのが基本的な防犯カメラの役割と、施設内ですね。というふうに考えております。

以上です。

西依義規委員

すいません、ちょっとこだわり過ぎてすいません。

じゃあ、夜間、夜の写り具合っていうのはしっかり写るんですかね。

江寄充伸教育総務課長

基本、夜間については、機械警備のほうをやっておりますので、それは赤外線での機械警備をやっておりますので、センサーに反応すれば警備会社のほうが駆けつけるというようなことで、この防犯カメラには、一応赤外線カメラでは現在のところありませんので、はっきりそれが写るといようなことではないと考えております。

原祥雄教育総務課総務係長

1点、ちょっと補足をさせてください。

夜間の防犯カメラにつきましては、センサー式の照明が点灯して録画をするということになりますので、画質がどこまでよいかというのは、ちょっとその機械なりということになってまいりますけれども、そういった仕組みになっているということで補足をさせていただきます。

西依義規委員

わかりました。

それで、もういっちょ聞きたいのがありまして、ふるさと寄附金、ふるさと寄附金が昨年度より目的化されましたよね。だから、平成28年の数字は、平成30年度の予算には反映されているんですかね。

例えば、もらうほうが8区分か9区分ありますよね、寄附したほうが。

こないだ、ちょっと議員から借りてきたのが、昨年度やったら教育文化に対して67万円が収入として入っているんですね、教育文化というところに。

それで、平成30年度に――結果としてですよ、平成31年度かわらんけど――例えば、この67万円をこういうことに鳥栖市では使いましたとか、来年度であれば今現在で、もう500万円近くそこに入ってるんですね、教育文化のところに。

500万円も、例えば、僕がもし寄附するならですよ、わけわからん人件費とか一般財源に入るよりも、そういった何らかの、先ほどの防犯カメラとか、ヘルメットの助成とかそんなの

に使わせていただきましたっていう、やっぱり報告は何か要ると思うんで、何かそういうふうなことは。

例えば、昨年度の67万円については、何かそういう予算措置プラスアルファってあるんですか。

江崎充伸教育総務課長

ただいまの、ふるさと寄附金については、基本、特定財源というような、予算書上は区別がございません。国庫支出金とか県支出金とかですね、そういったのは特定財源、あと市債もそうですけれども。

そういった部分については、特定財源としての分類はあるんですけれども、ふるさと寄附金については、基本は一般財源として、その寄附された方の思いでどの分野にというようなことで寄附された分が教育予算の中のどこかに入り込んでいるというような整理だと思います。

以上です。

西依義規委員

他の自治体がどういうやり方されているかわかりませんが、今まで、すいません67万円だったらそういう感じでいいと思うんですよね。

それが、500万円とか1,000万円とか、子育て支援とか3,600万円とかになっているんで、それをやっぱり何らかの形でするのが、もちろん一般財源ってわかりますよ、理屈はわかります。

けど、もらった立場っていうかやったほうの気持ちを考えると、やっぱり何らかの、例えば教育費が今まで、じゃあ10億円やったと、10億円にプラス3,000万円が入っけん、10億3,000万円になりましたっちゃうのが普通考えるんですけど。

じゃなくて多分、違うんですよね。10億円は10億円ですよね。

それが、やっぱり納得いかんち言われたらいかんですけど、その辺を何らかの、もちろんこの課だけの話やないんですけど、そういう、特に教育とか子育てはわかりやすいんで、僕は、できたらそういう防犯カメラとかヘルメットとかなんかこう、トイレ改修じゃちょっと無理かなと思うんで、何かそれぐらいのやつを考えていくべきかなと思うんですけど、今後について、何かお考えありますか、その辺。

下田寛委員長

ちょっと僕からいいですか。

ちょっと管轄外になってしまうところがあるので、寄附金のことになると総務課のほうを担当になってしまうので。（「いや、それやるほうでしょう。いや、現場がこういう」と呼ぶ者あり）

なので、そのシステムも含めて、恐らく教育委員会からはできない話になってしまうので。
よかったら（「現場が要らんち言ったら要らんでしょう」と呼ぶ者あり）
現場は、多分共感されていると思うんですけども、なので、質問する場所として（発言する者あり）

ちょっと休憩入れます。

午後 2 時 3 分 休憩

oo

午後 2 時 13 分開議

下田寛委員長

再開します。

先ほどの、西依議員の御発言に対しましては、また改めて、しっかりと協議の場をつくる
というところで整理をさせていただきたいと思います。

貴重な御意見ありがとうございます。

では、続けます。

飛松妙子委員

すいません。

14ページの図書等購入費の件について、ちょっとお伺いしたいと思います。

平成28年度の購入の内訳はいただいたんですが、その中で、視聴覚資料ということで192
冊、平成28年度は購入をされたということでお聞きしました。

この、視聴覚資料っていうのはDVDであるという、大体。あと点字関係もあるんですかね。
ということでお聞きをして、DVDを見るための機械というのはDVDプレーヤー、パソコン
ではないということでお聞きいたしました。

ことしですかね、子供の読書活動推進の計画を立てていらっしゃるということもありますし、
学校図書管理のシステム導入も計画をされて、そういうこともあって読書活動を推進していこう
ということもあると思うんですが、この中に、やっぱり子供たち、もうたくさんの子供たちに
やっぱり読んで欲しいという中で、視覚障害者の方もそうなんですが、やっぱり読むことが
苦手な児童生徒のための読書っていうのも、今後、やっぱりすごく重要になってきますし、
まして現地視察で、デイジー図書、教科書も見させていただくんですが。

そういったことで、図書館にもこのマルチデイジー図書というのが今後必要になってくると思うんですが、そのあたりのことをお聞かせいただければと思うんですが。

栗山英規生涯学習課図書係長

デイジー図書につきましては、隣の小都市のほうが既に導入をいたしております。

鳥栖市立図書館のほうではまだ導入はできていないんですが、伊藤忠財団というところの関係者と話をしたら、公共図書館であれば、申し込みいただければ、機器等は無償で差し上げますというような言葉もいただいておりますので、鳥栖の図書館におきましても、今後導入のほうを進めたいというふうに考えております。

ただ、時期ですけれども、これが年に1回の申請に対して、差し上げる差し上げられないの判断をされているということですので、次回の応募期間等を正確に把握いたしまして申請のほうを行いたいと考えておるものでございます。

以上です。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

ぜひ、マルチデイジー図書を導入していただいて、一回一般質問でも取り上げましたけど、このデイジー図書に関しては、子供に限らず大人の図書もあるということで、勉強になる、そして図書館の利用もまたそのことを通じてふえていくと思いますので、ぜひともマルチデイジー図書を入れていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

尼寺省悟委員

あんま時間かけずに終わります。

2点質問しますが、その前にちょっともう1回だけ同和問題、社会教育指導員の件について、これ合わせて700万円ですので、同和関係の指導員さん約500万円——500万円は多いと思うけどね——それ以外の賃金が185万円で、委託料で230万円、合わせて1,000万円。

これだけやなくて、鳥栖市はね、全日本同和会に対する補助金で400万円。過去は500万円やったですね。

関連予算合わせて1,500万円ぐらい出してるわけね。それほど鳥栖市がね、同和問題が喫緊の課題なのかと。

これが、ことしだけやなくて、この間30年、40年ずうっとこれだけの金をかけてやってきているんですね。

そして、さっきも言われたけれども、私、言ったんやけど、指導員は4つの指導があるけれども、事実上2人は同和に特化していると。

ということは、あとの仕事はそんなにないんだと言うことになるんだと思うしね。こんなの、この第3条の3にね、教育委員会は、任期中といえども解任できると、こういうふうに書いてあるんよね。

そういった意味で、私としては、この社会教育指導員、3人やなくて1人で十分できるし、1人でできるしね、教育委員会における彼だけで十分だと思うし、そして、さっき言ったように全日本同和会の補助金の、何でやるかと言ったら、行政の補完的役割を果たしてもらうためのにお金やってると。だから、シビアな問題があるので、行政ができませんので全日本同和会に対してこうやってもらっていると。

だったら、そこにさせればいいんであってね、別にさっき言われたけれども、相談を受けているとか言われたんやけどね、百何件かあると。あれは、本来ならば社会教育指導員の仕事では私はないと思うんですよね。そういった意味で、私としてはこれに対してはまったく同意でけんということだと思っております。

それから、次にこちらのほうです。

2点ですけれども、22ページ。

22ページのところに、特別支援学級の状況というグラフがありますね。

これ、ぱっと見ても、平成25年から平成30年までの児童数とか生活指導補助員があつて、平成25年には児童数が170人で生活指導補助員が20人と。

平成30年には、412人と35人というようなことで、比率で言うわけにはいかないけれども、平成25年の当時は、指導員1人が8.5人の児童を見よつたと。今では11.8人という形になっているんよね。

それで、聞くところによると、今度2名ふやしてあるけれども、現場のほうからはもっとふやしてほしいと、37名かな。ふやしてほしいという声もあつたというふう聞いておるんですけれども。

本当にこれだけの人数でね、平成29年が343人で、今度70人もふえてるんかね。それで、本当に35人で大丈夫なんかと。その辺が心配なんで、ちょっとその辺どういうふうにお考えなのかお聞きしたい。

中島達也学校教育課参事兼教育相談係長兼指導主事

生活指導補助員のことにつきまして、御説明させていただきます。

今、委員御指摘のとおり、近年、特別支援学級に在籍をする児童生徒数、急増しております。来年度につきましては、小学校で331人、それから中学校で81人、合計412名。

学級数にして本年度より12学級増加する見込みでございます。

本当に、このように児童生徒がふえていく中で、子供たち一人一人の特性に応じたきめ細

やかな支援を行うためには、やはり3人だけでは十分な支援というのはやはり困難で、児童生徒の安全確保、それから学習活動上の支援を行う生活指導補助員の存在というのは不可欠であると認識をしているところでございます。

そのために、これまでも、生活指導補助員を児童生徒の実態に応じて、適宜増員しながらきたところでございます。

本年度は、小学校27人、それから中学校に6人ということで、本年度33名、配置をしているところでございますが、来年度につきましては、在籍児童生徒数の増加に伴いまして小学校29人、中学校3人、計35人の配置を予定しているところでございます。

先ほど来、委員のほうからも御指摘がありますように、実際現場のほうからもやはりそういう声っていうのは届いております。

ただ、教育委員会としましては、毎年、各学校へヒアリングを行う中で、特別支援学級及び通常学級においても支援が必要なお子さんというのが数多くいらっしゃいますので、そういったところの特性、一人一人の特性あたりを勘案しながら市教育委員会のほうで定めております配置基準、4つの観点、一つは生命、一つは安全、一つは学習、学校生活の保障、それから4つ目として、社会性の育成という4つの観点と、あとは8つの具体的な項目に基づきまして、総合的に判断して今の人数というのを決定しているところでございます。

今後につきましても、配慮や支援、必要な児童生徒が増加していることを鑑みながら、的確にそういったところの状況等を判断し、適正配置に今後も努めていきたいと考えております。

以上、御説明とさせていただきます。

尼寺省悟委員

今の答弁ですけどね、簡単に言えば、現場のほうからもっとふやしてほしいという声があったけれども、残念ながら調整ができなかったと。市長部局との調整ができなくてその数字になってしまったと。総合的に判断してこうなかったと、そういうことだろうと思うんですけどね。

本当に、これだけの数字でね、大丈夫かなっていう懸念は、私があります。

あとね、今後の推移の問題ですよ。

こういった形で、どんどんどんどんふえていけば、指導員だけでなくて教室の問題も当然出てくると思うんですね。これ、単純に比較しても1年間で70人か、学級数で10人ふえているんよね、平成29年と30年で。

それで、鳥栖市は、これ、この前資料あったんやけど、これから見ると2035年までどんどんどんどん人口がふえていくと。人口がふえたら当然こういった方々もそれに比例するわけ

やないけど、当然ふえていくと思うんよね。

だから、仮に1年間で70人ふえてみたら、今後5年間で350人よね。12クラスふえていたら、5年間で60か。

一般質問でこれに対して、空き教室があると、あるいは間仕切りでやっていくとかいうふうな話があったんやけれども、少なくとも10年先じゃなくて、もう本当に3年とか5年とか見通してみた場合に、本当に大丈夫かちゅうかね、本当に適合していけるのかと、いつまでも空き教室があるわけでもないし、無限にあるわけでもないしね。

その辺の見通しちゅうんか、その辺はちょっと心配なので、どうなんかなあってお聞きするんですけど。

平川富久学校教育課長

委員が、今、参考に使われました人口増の資料については、こちらは持ち合わせておりませんが、こちらが児童生徒数の推移の今後のことについて試算をしておりますところからすると、小学校におきましては平成30年度、中学校におきましては平成34年度を頭としまして、ピークとしましてそれから児童生徒数は減少の方向でございます。

児童生徒数が減るからそういう特別支援学級に在籍する生徒が減ると、いうふうには一概には言えませんし、その推移はなかなか難しいものがございます。しかしながら、児童生徒数が減っていくということは、通常学級の数も減ることも想定をされます。

したがって、空き教室が出ることも想定をされるということであれば、そういう子供たちがふえて、間仕切りをして特別支援学級をつくるというようなことになったときに、全く今、御説明ありましたように、それだけの数がふえるかどうかわかりませんが、若干ふえることは予想されますけれども、ふえましても、空き教室の対応も幾らかはできるんではないかなと思うところもございます。

尼寺省悟委員

今、小学校は平成30年、ことしよね。それで中学校は平成34年だから、4年後ですかね。それがピークだと、こういうお話だったですね。

そうですか。

この表ね、恐らく、ここに人口の推移ということで、鳥栖市はふえていくんだというふうなことだから、ちょっとどうかなと。そういった意味で、それからピークだから、あと4年我慢すれば大丈夫だということかなと受け取ったんですけどね。

ちょっと私としては、それでどうかなっていう気はしますね、本当にそれで大丈夫なんかと。当然、さっき教室の数、言ったけれども、補助員の人たちも減らさないかんしね、そういった意味で、今のことでね、いいのかなちゅう気はいたします。

次の質問です。

21ページですね、この21ページの表を見て、私はちょっと疑問に思ったのはね、これ目的として、小中学校施設の施設老朽化や損耗に対してこういった工事を行うということで、左が小学校、右が中学校ね。これ、中学校1校だけやんね、鳥栖中学校だけですね。ほかの、今、小学校が8つで、中学校4つあるんよね。

ほかの中学校は、別にこうした工事をする必要がないわけ。私はね、各中学校からあっちこっちで老朽化が進んでいるのでこういった予算をもっともっつけてくれるというふうな話は、もう結構聞くんやけどね。

ちょっとこれを見てね、ううんという気がしたんですけれども、どうですか。

江寄充伸教育総務課長

確かに、委員御指摘のとおり、各小中学校から修繕、あるいは工事の要望というのは結構な数あります。

ただ、この営繕工事の考え方としましては、あくまでも児童生徒の安全を第一にというようなことで、予算の範囲内というようなことで、優先順位をつけながら修繕、あるいは工事等を行ってきております。

ですので、中学校については、確かに今年度は鳥栖中しか上がっておりませんが、これ以外の分につきましては、当然、今後予算の確保を行いながら営繕工事、あるいは修繕等に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

尼寺省悟委員

一言で言えば、各中学校から、いっぱいつけてほしいというようなの来ているけれども、予算の関係上、市長部局の調整がつかずに、要するにだめだといったらこうなってしまったんだというふうに理解せざるを得んですけどね。

いいです、はい。

次、19ページですね。

大規模改造事業のありますね。かつて、私は江寄課長にね、大規模改造事業、今2年に1回しかやってないと、さっき言ったように小学校8つで中学校4つ、12校あると。2年に1回だけやったら24年もかかると。

あちこちで傷んでいるところいっぱいあるから、24年じゃ足らんやろもんという話をしたら、いや、今は2年に1回ですけどね、できるだけ1年に1回になるような形でね、やっていきたいというふうな答弁をもらった記憶があるんです。あるんですね。それ、2年かそんなぐらい前に。

ところが、今度の当市予算を見てもね、その気配っちゅうのを感じられないけれども、その辺の調整っちゅうか市長部局との話っちゅうんか——は進んでいるんですか。進んでないと思うけど、どうですか。

江寄充伸教育総務課長

御指摘のとおり、今年度につきましては西中の大規模改造事業、1校のみの予算計上としております。

この西中が終わった後からは、私どもとしては2校ずつの計画でぜひ実施をしたいというようなことで、財政当局とは交渉を進めております。

一つは、要は、やはり大規模改造事業ともなりますと、大体、1棟当たり工事が2億から3億円——多ければですね、その程度かかります。

できれば、国の交付金の活用したいと。しかも、補助率3分の1でございますので、この交付金を活用しながらとなりますと、一応私どもの計画どおりに進むかどうかというの、現段階ではちょっとわからない部分がありますので、計画としては、西中の次からは年に2校ずつというような計画で進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

尼寺省悟委員

今の話は、今年度はできなかつたけれども、来年度からは2校ずつ大規模改造ができるように、教育委員会としては計画を持っていて、それで財政当局と折衝していきたいという答弁だったと思うんですが（「ちょっと違う」と呼ぶ者あり）

いやいや、違うなら違うと後で言ってください。

少なくとも今の段階でさ、過去の大規模改造事業と今後のあなた方、教育委員会としての今後の予定ですね、その一覧表といいますか資料、そういったものは出せますか。この2つです。

江寄充伸教育総務課長

まず、先ほどの説明の中で、来年度からということではなくて、今年度から西中のほうの大規模改造にかかりますので、これが大体3年かかります。

その次からが2校ずつということです。平成33年。（「教育委員会としては、あと3年後ということやね」と呼ぶ者あり）

西中の後からが年に2校ずつやっていきたいと。

ただ、将来的な計画については、現段階では、公共施設中長期保全計画の一覧表の中にお示しをしておりますように、西中の次は田代小と旭小、この2校を平成33年度からできれば取り組みたいと。（「平成33年度」と呼ぶ者あり）

平成33年度からの予定です、計画はですね。

以上です。

松隈清之委員

先ほどの、私もちょっと気になっているのは、やっぱ特別支援学級なんですけど、それで教室の問題、今言われましたよね。

大規模改造工事でどこまでやれるのかわかんないんですけど、例えば児童生徒の見込みもあるんでしょけど、どれぐらいの普通教室をつくるかっていうのは、一定の基準があるんだと思うんですね。

ただ、特別支援学級がこんだけふえてくるとね、空いている教室云々ちゅうか、もうこれ用にある程度教室を今後整備していかないかん可能性が出てくるのかなと思うんですけど、一定数が要ると思えば。

そうすると、この特別支援学級を大規模改造工事なんかで整備していくとなると、その特別支援学級用の部屋を整備する基準とかっていうのって、どうやって出すんですかね。もう、常に空き教室でしかやらない感じですか。

下田寛委員長

ちょっと休憩します。

午後 2 時35分休憩



午後 2 時42分開議

下田寛委員長

じゃあ、再開します。

松隈清之委員

先ほどのやりとりでもありましたように、特別支援教室、学級数もふえてますし、教室のニーズも高まってますんで、そこは今後の動向を見ながら大規模改造等の計画もぜひ立てていただきたいなと要望しております。

以上です。

下田寛委員長

ほか、ございますでしょうか。

ちょっと私も、何点かいいですか。

何点かというか、さっきいただきました学校の図書館蔵書管理システム、これまた今度視察させていただく部分でもありますけれども、これ小学校全校ということで、中学校とかも今後考えていくんでしょうか。

平川富久学校教育課長

平成30年度に8小学校のほうに導入をいたしますけれども、中学校につきましても、今後市立図書館とのネットワークとか小学校、中学校とのネットワークとかそういうことも構想の中にありますので、そういう方向で考えてはいるところでございます。

下田寛委員長

その小学校、中学校と図書館、もうこれ高校はなかなか入らないんですかね。

全く別ですね、高校とか。ですね。

じゃあ、小学校、中学校と図書館がそういったネットワークでつながるイメージを持たれていらっしゃるということでいいですね。

わかりました。ありがとうございます。

それと、すいません、僕もさっきの勝尾城のところで1点お伺いしたいんですけども、先ほど、もう質問が出た部分でもあるんですが、先日シンポジウムもあったじゃないですか。

それで、いろんな御提案、御提言等をいただいていると思うんですけども、やっぱ鳥栖市としてもシンポジウムときには久山町の事例を挙げて、あそこは鳥栖市と同じぐらいに史跡認定されたけれども、鳥栖市のように用地買収等進んでないけれども学校教育との連動が非常に深まって、小中学生からの認知度も高いと、町にも浸透していると。こういったのを鳥栖市でもやったらどうかというような御提案がかなり強くあったというふうに聞いてますが、そういった方向での取り組みというのもやっぱ今後考えていくべきじゃないかなと思っているんですが、その点いかがでしょうか。

白水隆弘教育次長

今の御質問、ごもっともでございます。

それで、ダブルスタンダードという言い方に語弊があるかもしれませんが、基本的には公有財産にしたいと、鳥栖市としてはですね。

後々の後顧の憂いを全て取りさるためにも、基本的には、全てを公有財産化したいということが最終目的でございます。しかしながらここ数年、同じ地権者さんのところにずっと足を運んでいて、同意を得れていないというような状況が続いております。

一つ、シンポジウムとかいろんな方からの御意見を伺う中で、公有財産化は当然進めながらもですね、今の状況から何ができるか。また、今のところ売らないとおっしゃっている方

下田寛委員長

以上で、本日の日程は終了いたしました。

なお、あす20日は午前10時から現地視察の予定となっておりますので、委員の皆様御参集をよろしくお願いいたします。玄関前に10時でお願いします。

では、本日の総務文教常任委員会はこれにて散会いたします。

午後 2 時48分散会

平成30年 3 月 20 日 (火)

1 出席委員氏名

委員長	下田	寛	委員	中村	直人
副委員長	松隈	清之	〃	飛松	妙子
委員	齊藤	正治	〃	竹下	繁己
〃	尼寺	省悟	〃	西依	義規

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

総務部	長	野田	寿
総務課長兼選挙管理委員会事務局長		実本	和彦
総務課庶務防災係長		古賀	庸介
総務課文書法制係長		江下	剛
財政課	長	姉川	勝之
契約管財課	長	三橋	和之
会計管理者兼出納室長		松隈	久雄
監査委員事務局	長	岡本	昭徳
議会事務局	長	緒方	心一
企画政策部	長	石丸	健一
総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長		鹿毛	晃之
総合政策課長補佐兼政策推進係長兼まち・ひと・しごと創生推進室長補佐兼地方創生推進係長		田中	秀信
まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長		藤川	博一
情報政策課	長	古澤	哲也

教	育	長	天	野	昌	明
教	育	次	長	白	水	隆
教	育	総	務	課	長	江
教	育	総	務	課	総	務
学	校	教	育	課	長	原
学	校	教	育	係	長	平
生	涯	学	習	課	長	兼
		函	書	館	長	佐
						藤
						敦
						美

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 武田 隆洋

5 審査日程

現地視察

基里小学校

議案審査（企画政策部）

議案乙第8号 平成30年度鳥栖市一般会計予算に対する修正案

〔説明、質疑〕

自由討議

議案審査

議案乙第8号 平成30年度鳥栖市一般会計予算

議案甲第1号 鳥栖市非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案甲第2号 鳥栖市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

〔総括、採決〕

報告（総務部総務課）

組織機構の見直しについて

〔報告、質疑〕

所管事務調査

6 傍聴者

なし

7 その他

議員傍聴 池田 利幸

理由といたしましては、鉄道高架事業に始まった道路の東西連携に関するものが、橋上駅という事業手法に変わって、都市計画道路を跨線橋という形で整備するという方向は出されておりますが、今に至ってもまだこういった形で東西連携がなされるかっていう形が見えてこない。

また、新駅舎につきましても、利用者にとっての利便施設に対する中身がまだ見えてこないということで、このまま事業を進めていくことに関しまして、提出者といたしましてはなかなか理解がしづらいと。

市民に対しても利便性がよくなる、東西連携がこのまま進むということに関して確信が持てない。あるいは、費用対効果についてその手法が必ずしも適切なのかどうかという判断がつかないということで、今回に関しましてはこの地質調査委託料について減額すべきだというふうに考えた次第でございます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。

下田寛委員長

説明が終わりました。これより質疑を行います。

西依義規委員

整理をさせてください。

3点でいいですかね。

道路の今後の見通しが立たない、駅の形が利用者の利便性向上が不明確、そして費用対効果ってということでいいですか。

松隈清之委員

結構です。

道路の問題につきましても、議会としても決議を上げておりますが、道路の問題も進めていくべしと、こういった形になるのかってということがまだ見えてこないってこともございます。

言われたように、じゃあ、駅利用者にとって、この整備がどれだけメリットがあるのか。

例えば、東口、自由通路を使って橋上駅に乗り入れると、今まで西側からこられる方については、橋上駅が利便性が向上するののかどうかってこともまだ今の段階では見えてこない。

また、そもそも今回、検討委員会の中で、橋上駅という事業手法を選択された中身については事業期間と費用の問題が大きな理由となりましたので、そこについて、まだ道路の計画が見えてこない。

道路のコストもわからない、駅舎についてもまだ、費用が見えてこないということで、当

初、その事業手法を選択した大きな理由である事業期間であるとか費用についてがまだ明確でないということも含めて、そこら辺が見えてこない段階で軽々に進めるべきではないというふうに考えております。

以上です。

西依義規委員

これは、駅の概算の事業費が出るのは11月というお答えでよかったですか。

こっちにも質問していいんですかね。

石丸健一企画政策部長

現在、基本設計に着手をさせていただいておりますので、その基本設計の中でお示しをしたいというふうに思っています。（「それは11月」と呼ぶ者あり）

業務期間としては、現在11月30日までということで契約をいたしております。

下田寛委員長

ほか、いかがでしょうか。

西依義規委員

ちょっと松隈委員の御質問、この間委員会で聞いていたら、例えば橋上駅でなくても東側に東口を新設というか、開設することによってその費用がもっと安く済むという話あったですかね。

僕が知りたいのは、結局、今、鳥栖市とJRさんとの間で、例えば鳥栖市が橋上駅でお願いしますと言ったのか、鳥栖市が勝手に、もう東口はJRさんが無理だと言っているっていう、鳥栖市が勝手に思っているのか。

本当に、そういう公式な協議があって、申し入れたと、うちも少しでも安くしたいのでって、けど、結果JRさんが、やっぱそれは無理だというようなことがあったのかどうかっていうのは、公式にできるもんかできんもんかなんですけど、そういったのが事実があれば、ちょっとこの検討材料に入るかなと思うんですけど。

藤川博一まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長

公式ということで、協定とか文書でやりとりとかではございませんけれども、当然今回の駅周辺整備、JRさんと協議する中で、鉄道高架と橋上駅、それと東口、いわゆる今の地下道延伸といわれるやつですけど。当然、この3つについては、やりとりをやっていきます。

それで、東口につきましては、現在の地下通路が昔の幅員であるとか、天井の高さということで、規格でいくともうちょっと大き目じゃないと無理だということで、現在の地下道延伸は非常に難しいのではなからうかということをお伺いしています。

仮に、地下道延伸という、東口っちゃうことでいくのであれば、本当はもう新しく大きい

通路を掘り直していただく必要があるだろうと。

ただ、そういったところは、まだ全く計画もされていませんでしたし、そういった費用を出すのには非常にコストまた必要ということで、以前、平成19年のときにですね、3者協議を行った中で地下道延伸の事業費を出されていまして、それを参考にしておりました。

それで、鉄道高架事業につきましては、鉄道事業者としての負担もあるということで、非常にこの鉄道事業が赤字という会社の事情の中で、今、鉄道高架を議論するのも本当困難になってきているということは、担当者レベルでの協議の中ではやりとりは行っております。

西依義規委員

言ったの言わないので、文書が残ってないんであれなんですけど、鳥栖市、一番僕が大事だと思うのは、あれはJRさんの駅ですよ。

持ち主のJRさんがどう思われているのかっていうのが、その3者協議か2者協議の中で、橋上駅だということで合意ができて進んでいるっていう認識でいいですよ。

まだ可能性があって、鳥栖市が、いや、全額、延伸を掘る、もう全部出すから、そうした場合はJRさんはお金出さんでいいなら乗ってくるのか、それとも、もうそこまで含めてこの橋上駅っていうのは、しっかり確約してもう進んでいるっていう段階なのかをちょっと。今でも変更がきくのかどうか。

藤川博一まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長

橋上駅で整備をやっていきたいと思いますということは、昨年JRさんと協定を結ばせていただいております。

そのときに、じゃ東口にまた変更があるかどうかということまで、いわゆる地下道、はっきり言って、全く議論の俎上には載っていません。

もう、東口は基本構想の段階で、先ほど申しあげましたようなやりとりをやっておりまして、基本構想をつくった段階でもうJRさんとは橋上駅の方向で進めさせていただきたいと。

それで、昨年のJRさんとの協定で、それははっきり公文書といいますか、協定を結ばせていただいたということでございます。

西依義規委員

それは、要は外交交渉とかあるじゃないですか、例えば日本と韓国問題とか、トップが変わればそれを破棄して、もう一回やりましようといけるレベルなのか、もうそれは全体が動き出したんで、幾らトップは変わっても変わらないんですよっていうレベルなのか、そこはどうなんですか。

藤川博一まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長

JRさんと協定を結ぶっていうのは、非常にハードルが高い問題でありまして、今になってまた変えるっていうのは非常に困難ではなかろうかと思っております。

松隈清之委員

地下道延伸での東口ありきの議論をしているつもりはないんですよ。

要は、何でこの事業手法を、市長ももともとと言われていたけど、検討委員会でも選ばれたかということ、比較をされたんですよね。4パターンぐらいの、検討委員会の中で。

じゃあ、その比較された情報は何かっていうと、そのときに上げられた事業コストだとか事業期間だとか、利便性だとかっていうことを判断されて、市長もと言われていたけれども、検討委員会としても橋上駅のほうが望ましいんじゃないかということを出されて、それを受けて実際動き始めたよ。

それで、その言われた条件というのが、本当に今でも各道路の跨線橋にするときの事業費だとか、あるいは事業期間だとか、あるいは駅舎を変えるのに係る費用だとかっていうのが、前比較したのと同じような条件でできるのであれば、それはそれで構わないと思いますよ。検討委員会も含めてそういう結論を出されているのであればね。

ただ、みんな想像で、例えば駅にしてもエスカレーターぐらいつくだろうとか思ってても実際やってみたらエスカレーターもつかない、実際、じゃ駅のホームまで行く時間は西側からも遠くなったし、東側からもあんま変わらないよ。

虹の橋を渡って入るとあんま変わらないってなったときに、じゃこんだけお金かけたけど、どんだけ便利になったのかと。駅前広場ができたぐらいしか変わっていないんじゃないのかってなると、そこも我々としてはそれを議決していけば、その責任はやっぱり出てくるんで。

橋上駅なら橋上駅でもいいんだけど、じゃあ、道路はちゃんと進むんですかって、駅の機能としてはどうなるんですかっていうのが示されてからでも——もちろん、完成はおくれるかもしれないけど、そこは見きわめていかないと、結局できたけど利用者にとっては余り利便性はあんまり上がらなかったよ。こんだけお金かけたのにとか。

あるいは、道路も初めは3本通るとか言っていたけれども、結局、最初言われていた10年とか15年とかで、じゃ1本も通ってないじゃないかとかってなると、それを認めてきた議会としての責任も出てくるんで、仮に完成がちょっとおくれるとしても、そこはきちっと見きわめていくのも我々の責任じゃないかというのが我々の考えなんですわね。

だから、別に初めから橋上駅、今の段階で橋上駅を否定しているわけでもないし。じゃあ、仮にコストがこんだけです、利便性がこんだけですってなったときには、改めて、いや、こんだけのコストかけるんだったらこっちでもいいんじゃないかというのは出てくるかもしれ

ないですよ。

ただ、それは今の段階でそれありきではなくて、橋上駅なら橋上駅でもいいんだけど、その利便性についてどうなるっていう形がやっぱり示されるべきだろうし、それだけお金をかけるのであればね。

道路についても、最初言われてた道路が、じゃ通るのか通らないのかとか、東西連携が果たされていくのかっていうのもやっぱり見きわめていく、もちろん決議も出しているわけだから、見きわめていく必要があると思っているのが我々の考えなんです。

そこは、合うか合わないかわかんないですけども、別に、地下道延伸を前提とはしてないですよ。

西依義規委員

こういう質問もいいんですかね。

いいんですか。

今、3つの条件ありましたよね。例えば、基本設計ができた場合は、2と3はある程度見えると思うんですよ。概算に対する費用対効果と、あと駅の利便性がどうかっていうの見えるんで。

例えば道路、1番だけちょっと無理だと。それでも、3点セットじゃないと前に進めちゃいかんという考えなのか、これ2、3がオーケーなら進めていいんだろうかという考えは、どうなんですか。

松隈清之委員

基本的にはね、費用対効果を最初に検討委員会で、この事業手法を選択した前提があるじゃないですか。

前提っていうのは、やっぱその道路が3本通って、それぞれの道路に対する建設費が幾らとかがっていうトータルコストを比較しているんで、基本的には、やっぱりこの道路がどうなるっていう道路の計画ができて、それに対する——もちろんその時点でも概算ですよ。概算だけでも、概算事業費が出るっていうのは基本的な考え方でしょうね。

要は、前提が崩れたときにはその前提をもとに出した結論が崩れる可能性があるわけだから。

尼寺省悟委員

幾つか質問があるんですが、その前にちょっと執行部に聞きたいんですが。

仮にね、仮にこの修正案が通って、予算が削除されたときの影響っちゅうんか、今後のこのまちづくり、この事業の影響っちゅうんか、その辺どんなふうに考えておりますか。

石丸健一企画政策部長

まず、現在関係機関と協議を継続して行っております。まずは、今後の協議には確実に何らかの影響が出てくるのではないかというふうに思っております。

それから、あと地質調査を前提にスケジュールを、もちろん現在組んでおりますので、そのスケジュールにも影響が出ると。かつ、基本設計の中で、事業費をお示しする予定にしておりますけど、きちんとした事業費をお示しすることはできないというふうに思っております。

尼寺省悟委員

提案者にちょっと聞きたいんですが、今3つのことを言われたわけですが、11月になつたらある程度の線は出すと言われたわけね。

そしたらその地点で、例えば費用対効果は出さんという話なんです。

利便性の問題、要するに基本設計が出て、レイアウトを含めた形で出てきて、それが満足し得るものであったら、もうその地点でいいよと。この予算に対しては、もう復活していいよというふうになるのか、その辺を聞きたいんですが。

松隈清之委員

先ほども申し上げましたけれども、基本的には議会でも道路問題、決議をいたしておりますが、トータルで——そもそもこの事業ですよ、鉄道高架か橋上駅かっていう、まあ地下道延伸も中にはありましたけれども、大きく分けて、鉄道高架っていうものが今の市長が市長になるときに言われて、それは、鉄道で分断された東西の市街地の連携をどうするかという課題があつて言われていたんですよ。

それを橋上駅ということに変える。ただそれは、事業手法としては鉄道高架はやめるけれども、東西の連携はこういう形でつけるんだってということで、都市計画道路については単独立体交差でやると、そういう前提で検討委員会にお示しをされて、検討委員会の中での結論が出てるわけですよ。

だから、もともとはやっぱり道路がきちんと通るかどうか。どういう形で通るかですよ。

どういう形で通るかっていうのが、やっぱりお示しをされるべきだとは思っています、基本的には。だから、駅舎の形だとか駅舎のコストだけでは、先ほども言いましたけれども、その事業手法を選択した前提が崩れるようであれば、見直しも含めて考えざるを得ないということになり得るので、やはり道路の問題というのは、基本的にはやはりお示しをされるべきだと思います。

尼寺省悟委員

ちょっと今の、今のあれもちょっと、ね。ちょっとわからんけれどもね。（「わからんやったら、もう一回言いましょうか。何がわからなかったですか」と呼ぶ者あり）

いやいや。

だから、今回予算を、修正案を出すと。そのことによって、今、執行部からの話やけど、かなりおくれると。ひょっとしたら致命的なことになるかもしれんけども。（「致命的まで言っていない」と呼ぶ者あり）

致命的まで言っていないか。

それで、11月の段階になってね、ある程度の線が出てきて、いいよとなったときにね、うんという感じがね、するんやけどね。

ただ、私はね、この前言ったように、今の進め方に対してものすごく不満もってるわけね。どういことかという、旧駅舎の問題、駅舎どうするかと。1年前に文化財審議会が歴史的に非常に価値がある物なんだと、建てたときの当初に戻した形で復原せよと。にもかかわらず、教育委員会に聞いても全く何もしてないと。

そういう中で、どんどこどんどこじゃないけどね、進めて行く。そういうやり方に対してものすごく不満は持っているけれども、そういった意味ではね、ここにある中で、もういちよあなたに聞きたいのは、関連予算いっぱい出てるわけよね、その中で何で自由通路だけなのかと。本当に進め方そのものに対して私は疑問もってるから、本当にそうだったら、この全てのことにに対してノーだと言うのが何か普通なような気が私はするんですけど。

何で自由通路だけなのかと、地質調査だけなのかと、そういう疑問はちょっとあるんですがね。

松隈清之委員

先ほども申し上げましたが、今の整備が根本的にノーだということを言っているつもりはないんですよ。

ただ、今の事業手法が選択された前提っていうのがありましたんで、その前提がなおかつ今も生きてるかどうかの確認をせずに行くと、最初はあるに説明されていたけどやってみたら全く違うじゃないかと。

駅舎の事業費も全然違うし、道路の事業費も全然違う、なおかつ事業期間も当初示されたのと全然違うじゃないかってなってくると、最初、橋上駅で進めるという事業手法を選択した前提が崩れるので、果たしてそこが本当に今もこの事業手法でよかったのかどうかっていうのが後戻りできなくなる前に確認をしていかなきゃいけないと。

ただ、その中でね、じゃあ鳥栖駅の周辺施設ということで中央公園の設計委託料あるけれども、これが果たしてそこに影響するかとか、将来、周辺整備の中で、公社用地の買い戻しなんかどっちにしてもしなきゃいけないんですよ、これは。もともとが。

だから、そこに関してまでどうこう言うつもりはないけれども、そもそもこの事業手法を

選択したことが、本当に正しいのかどうかの確認をしないでいくことには議員としてね、責任を感じるのでそこは確認をすべきだと。

だから、別に橋上駅が絶対だめだと、今の段階で申し上げるつもりはないんですよ。それが最善の選択肢だと、いう説明ができるのであればそれはそれで、もう結構だけれども——その東西連携を含めてですよ。

ただ、東西連携を含めた道路もまだ形も見えてこない、例えば幡崎踏切をどう処理するのかとか、酒井西宿町線はじゃ本当につくるのかとか、飯田蔵上線に関しては、じゃ今の計画どおり真っすぐ通るのか、じゃ高橋を改修するのかとかっていう方向性全く見えないので、これを進めた上でね、最初に示された事業期間の中で全く道路が一本も通らないということになったときには、我々はそれを確認せずに進んでいるわけだから、今は。

だから、そこはきちっと確認をしながら将来の見通しもつけてやらないと、やるべきだというのが我々の考えですっていうだけです。

尼寺省悟委員

ということは、当初の事業のやり方が本当にそのまま進んでいるかどうかというのは、今の段階で確認がとれてないので、それが確認ができるまでこれはとめると、ということですね。

確認ができるまでとめると。でも、とめたらその確認ていうのますます遠くなってしまうんじゃないのかなっていう気持ちもね、ちょっとするんやけどね。

松隈清之委員

だから、これは我々の責任なのかつちゅう話なんですよ。

例えば、鉄道高架を、要は橋上駅にするということは鉄道高架やめるんですよ。じゃあ、鉄道高架やめるのであればそれまでずっととまっていた道路の整理ができるんですよ。

実際に、平成22年ぐらいに都市計画道路の見直しの予算上がっていたけれども、その当時、市長が鉄道高架をするって言っていたから、その時、都市計画道路の見直しは、鉄道をまたぐ3路線全く手ついてないんですよ。

本来であれば、もう鉄道高架ができないってなったときに道路をどう処理するかを先にすべきだったんですよ。それをしないまま、同時に進める進めるって言って、結局同時には進められずに道路がおくれているからこうなっているんであって。先に、道路を整理しとけばこんなこと我々が言う必要ないんですよ。だから、そこは進め方に誤りがあるじゃないですかと。

だから、それを確認する責任は我々あるんだから、今、進んでいるやつをとめたらって言うけど、そういう進め方をしてきた執行部の問題だと思いますよ。

だって、道路を整理する時間はあったんだから。先に橋上駅って言ったところで、それを

どんどこどんどこ進める前に、道路をどう整理するかって——だってずっと課題だったんですよ。単独で幡崎踏切をどう処理するかなんて、それだけでもずっと課題だったんだから。

そんな課題があるのに、駅舎を進めるよりも先に道路の問題を整理すべきだったのをやってこなかったから、今こう言わざるを得ないんだから。

その責任は我々ではないと思いますよ。

西依義規委員

基本設計の予算が通りましたよね、昨年度ですかね。

その予算を今執行されている中で、それとこの地質調査っていうのはセットなんでしょう、別物なんですか。基本設計と連動しているのか、それとも別々に考えられるのかは。

藤川博一まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長

リンクしているものです。

西依義規委員

そうなると、基本設計の作業自体を一旦とめなさいというぐらいの修正に僕は見えるんですけど、それではないんですか。

松隈清之委員

先ほども言いましたけど、別にこの橋上駅で進んでいる、設計が進んでいること自体はね、それはそうしないと金額がわからないと言うんだから、それはそれで構わないですよ。だって、それ進んでる。

ただ、決議もしているけれども、もともとは——何度も繰り返すんだけど、東西連携をどうするかっていうところから始まったやつの一つが駅でしょうと。だから、道路も含めてきちっと整理しなさいっていうのは言っているわけだし、それが示されてもこないけれども、もうこっちだけ進んでいると。

結局、これできたけど道路1本も通らないとか、10年たっても15年たっても通らないということになる、じゃそもそも市長、あなたは何で鉄道高架って言っていたんですかと。

我々は、東西連携をするためにそれを言っているんだっていうのは答弁でも繰り返し出てるわけだから、東西連携をまず責任を持ってやってくださいよと。それを示すべきでしょうと。なおかつ、じゃ駅舎単独で考えても、駅の利用者、東口だけじゃもちろんないわけだから、西側の人のほうが多いわけだから。

それぞれの人に対して、どういう駅舎になるのかすら示されていないんであればね、本当にその手法に対して、こんだけのコストをかけたことに対して市民がこんな駅つくるのにそんな金かけたのかと言われちゃかなわんで、そこはやっぱり、少なくとも整理すべき問題がまだあるでしょと、これから進めていくまでに。

だから、そこはね、言われるように、基本計画を認めているんだから、その一環だから全部進めるという考え方もありますよ。考え方もあると思う。

ただ、最初に言われてるいろんなこう、今の事業手法を選択した条件っていうのが、そういう調査をしないとわからないんであれば、それはそれで、事業費が出るというならばそれで出してもらうしかないですよ。

だけど、それをじゃ最終的に認めるかどうかっていうのは、やっぱり議会の責任もあるのでそこを示してくださいっていうこと。

中村直人委員

今、聞きよったらね、歴史的な背景という感じがするんで、時系列で何年ぐらいに、この鉄道高架をやりますよと言ってきたんです。それに基づいて、この都市計画道路というものが出てきたわけよね。

それで、その当時の市長は、今度は断念せざるを得ないと。多額のお金がかかるからということで断念をしてきた。そのときに、もう都市計画道路そのものを見直しとかないかんわけよ。高架ありきでつくってきたんだから、この都市計画道路も。

ここは上がりますから、この道はこうしますからっていうことで、曾根崎の道も中途半端な道になったり、酒井西宿町線も中途半端になったりしてきているわけだから。

だから、そういう背景をもう少しきちんとやらなきゃいけないということ。

そして、市長がかわって、鉄道高架やっぱやらないかんということで変わった。それで、したけれども、また今度この考えが変わった。しかし、住民は駅の利用をよくしてくれと、こういうこと背景があるということで、また橋上駅ぐらいはしないといかんだらうという、そういった背景がずっとあるわけだから、歴史的な背景を時系列でいいから出してほしい。そういった中で判断しないとね、ただ自分たちの考えで、市長がどうや言いよるからこうだという問題じゃなくて。

住民サイドに立って、やっぱりきちんとやっていかないと東西連携っちゅうのはやっぱり駅の利用者を主に考えているはずだから。そこら辺のことをね、車社会にあってもやっぱり駅利用者をどうするかということだから、そこら辺の問題も出てきとるだろうか、そこら辺の時系列をきちんとやってほしいなと思います。

以上です。

下田寛委員長

それは、資料か何かということですか。

執行部、それ準備できますか。(発言する者あり)

ちょっと、ここまで整理しましょう。

石丸健一企画政策部長

何とか、できるよう準備します。(発言する者あり)

下田寛委員長

そうですね、もう昼に入ろうかなと思いましたが、どうします。(「2つだけ、執行部に」と呼ぶ者あり)

尼寺省悟委員

2つだけ、執行部のほうに。

道路の問題、道路の問題と言っているけれども、道路の問題について今どこまで進んでいるのかと。道路の問題おくらせているという話、指摘あった件。

それから、利便性の問題で、これ質疑の中でもあったけれども、つくってみたら、基本設計か。できてみたら、ああ、こんなはずじゃなかったと。

それなら利便性がね、全然ないじゃないかという疑問があると言われたんで、今の段階でわかっている範囲でこれぐらい利便性が高まりますよと、東側も西側もね。

その辺をちょっと、わかっていることについて明らかにしてほしいんですが——まあ、後でもいいですけど。

藤川博一まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長

道路につきましては、建設課のほうで都市計画道路見直しのほうをやっていただいています。

ただし、御存じのとおり、ちょっと都市計画道路の見直し懇話会につきましては一時中断という形で、国と県と市の三者の合同会議で、将来的な道路の構想をつくる必要があるということで、ちょっとこの1年中断しているという状況で、来年度からまた都市計画道路の見直し検討懇話会の再開をされるということで、予算も計上されております。

それで、利便性につきましては、今間違いなく我々が言えるのは、自由通路につきましては全天候型にして、エスカレーターも今の機能に付加していきたいということは間違いなく言えます。

ただ、先般の委員会の中でも申し上げましたが、コンコース内、ホームにおりるところの階段とかにつきましては、エレベーターは間違いなくつきますけれども、エスカレーターにつきましてはまだJRさんとよくよく協議を詰めていく必要があるということで、その辺は定かにはできないという状況でございます。

以上でございます。

尼寺省悟委員

それで、利便性の件やけれども、東側の人にとって見たら、今は虹の橋を通過して、上がっ

ておりて、駅の改札口を通過して各ホームに行く。

それが、今度橋上駅になったら、真ん中にできるということで、東側のほうから——これエレベーターつくんよね。エレベーターで上がって、改札口を通過して、跨線橋を通過していき。

それで、西側の人にとってみたらどうなるかっていうと、一旦階段を上がって、着いて、そして改札口があって、おりていき。そのときに、エスカレーターがつくかどうかわからん。

そういった意味で、今と比べて、今やったらフラットで行って、一旦地下におりてまた上がっていくという形になるわけ。

そういったエレベーターがもしできれば、その利便性というのは今よりも、東側、西側両方とってみても利便性は高まると。

それについては、今の段階でも、もう100%そうなんだと。エレベーターがつくかどうかは別としても、大丈夫なんだということでもいいんですかね。

藤川博一まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長

すいません、エレベーターは間違いなくつきます。箱が上ったりおりたりするやつですね。

エスカレーターについては、ちょっとまだ定かではないということです。エレベーターは間違いなくつきます。

尼寺省悟委員

じゃあ、利便性については、東側、西側にとってみても、乗降客にとってみても高まると、大丈夫だと、そういう考えでいいんですか。

藤川博一まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長

高まると考えております。

下田寛委員長

一旦、中断しましょうか。

暫時休憩いたします。

午後0時8分休憩



午後1時29分開議

下田寛委員長

では、再開いたします。

先ほど、中村委員から資料提出のお願いがありまして、その準備をしていただきました。ありがとうございます。

ちょっと、簡単に説明していただいでよろしいでしょうか。

藤川博一まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長

午前中の御指摘をいただきまして、過去に公開済の資料等をちょっと集めたりして、お出しをさせていただきます。

1枚目といたしますか、このA4の白黒の、鳥栖駅周辺のこれまでの経緯につきましてですが、明治の鳥栖駅開業以来のことを書いてきております。

それで、鉄道高架に関しましては、まず昭和62年3月に、鳥栖駅周辺市街地整備構想、この中で駅周辺約100ヘクタールの土地区画整理とあわせた鉄道高架ということが出されております。

その後、駅の東側に関しましては、鉄道操車場跡地などの区画整理を進めてきておる経緯、サンメッセであるとか鳥栖スタジアムはその一連の流れの中でできております。

それで、平成9年9月に鉄道高架事業の次世代先送りといったようなことの表明をやっております。

そして、その検討の後、平成11年11月、正式に鉄道高架事業の次世代先送りということを決められております。

その後、書いておりますとおり、中心市街地の活性化に関する議論や検討がされてきておりますけれども、いずれの事業も未達成のまま、現在に至っている状況でございます。

そうした中で、平成17年8月、佐賀県のほうで鉄道高架事業の検証をいただいております。この中で、連続立体交差事業の補助採択基準の適合性というものが計上されたわけなんですけれども、BバイCが1に満たないということで、最終的に平成18年2月に鉄道高架の連続立体交差事業の白紙撤回ということがされております。

その後、平成18年の10月のところで書いておりますけれども、駅西側、駅前広場の整備、交差点の改良、東口の設置、駅西側立体駐車場の設置といったようなことで、いわゆる駅前の顔づくりの事業の方針が佐賀県とJRさんと鳥栖市の三者の推進協議会の中で確認がされております。

それで、この経緯の中には入っておりませんが、平成19年2月、今の橋本市長の1期目の選挙でございまして、そのときのマニフェストには鉄道高架による東西連携のまちづくりといったようなものがありました。

その後、新幹線開業に合わせたような形で、駅周辺整備事業を現在の状況でございますがやっております。それで、平成23年に新幹線開業と。

この経緯に載っておりませんが、平成28年3月に、鳥栖駅周辺まちづくり基本構想を策定いたしております。

平成29年の7月に基本計画を策定いたしまして、現在我々のほうで基本設計のほうを進めているという状況でございます。

それで、次の、このカラー刷りのやつは基本構想の折に、先ほど御説明いたしました経緯をピックアップして、抽出したものでございます。

こちらのは、ほぼ同じことなので説明のほうは割愛させていただきます。

あと、中村委員さんから御指摘いただきました住民目線での議論が必要ではないかということ——どういった資料がいいかと我々も考えたんですけれども——基本構想を策定する際におきまして鳥栖駅の利用者の方々、それと市民向けのアンケート調査を2つやっておりますので、こちらのほうを提出させていただいております。

午前中、主な議論になりました駅の利便性であるとか自由通路のことにしましては、鳥栖駅利用者のアンケート調査のほうでいろいろお伺いしておりましたので、そちらのほうでちょっと触れてみたいと思います。

5ページのほうをお願いしたいと思います。

駅前広場や駅周辺についての意向把握ということの設問をさせていただいております。

上のほうが平日、下のほうが休日の利用者の方にお伺いした傾向ですが、ほぼ同じでございます。

この中で、多いのはやっぱり改札からホームまでが遠いっていうのが半々程度になっているということがございます。あと、駅東側との行き来が不便に感じるというところは、やはりそう思うという方々が7割近い、7割を超えたような数でございました。

あと、駅前広場の歩道が狭いであるとか、駅周辺の待ち合わせ場所などの空間が少ないというような駅施設自体の空間の狭さというのも御指摘いただいております。こういったことが一つの傾向であろうかと考えております。

あと、市民アンケート調査の中で、ちょっと特筆すべきことは、12ページをお願いしたいと思います。

我々がいろいろ御質問をさせていただいた中で、やはりな、というようなことで感じたのが、この間の15でございます。

圧倒的に多かった御意見が、駅前の複雑な交差点や道路を再整備して安全にすると、これはもう6割近い、ちょっと回答を複数回答でございますけれども、6割近い方々の答えをい

ただいております。

こうしたことで、駅西側の交差点、早急に安全確保のためにもやる必要があるではないかということを考えてこれまでやってきたところでございます。

簡単ではございますけれども、御説明とさせていただきます。

下田寛委員長

ありがとうございます。

今の資料の説明も踏まえまして、皆様からの質問をお受けしたいと思えます。

中村委員、これでよろしかったたでしょうか。

よろしいですか。

西依義規委員

先ほどからその費用対効果が、利便性に関しては設計が出て、費用対効果の場合、鳥栖市の財布的に、例えば駅舎には30億円が限度だとか、自由通路はこんくらいで駅前周辺整備も含めて何十億円が限度だっている、その懐の話っているのはあるんですか。

多分、お家を建てる時にも、そりゃよければよかでもんどもんどもんよかけど、例えば2,000万円の予算の中で設置してくれとか、結局上限、頭があるはずだと思うんですね。

そういう話っているのはせずに、どんどんどん基本計画、設計を書かれると、いやいや、そんな予算は鳥栖市にはないよっていうふうなると思うんですけれども、ある程度その辺は公表できるかできないかは別にして、それは話はするんですか。

藤川博一まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長

上限の数字ではないんですけれども、基本構想の折に駅舎と自由通路で2つ合わせて40億円という概算も、本当、超概算なんですけれども、お示しをしております。

我々、設計を進めるに当たりまして、やはりこの額をちょっと前後するとは思いますが、ここをめでにですね、整備を考えているところでございます。

西依義規委員

例えば、松隈委員が40億円という、もう費用でその費用対効果を今の感じではかかれるじゃなくて、もういっちょ詳しいじゃないと費用対効果がわからんっていう話なんですか。

松隈清之委員

それだけじゃないですよ、当然。

多分、費用対効果で、例えばいわゆるBバイCで1出るかどうかというところで言うと、多分1出るとは多分ないと思うんですよ。

ただ、これだけの効果に対して、これだけのお金を使うべきかどうかの判断はする必要が、あると思っているんですよ。1いかななくてもね。

鳥栖市民がそれでもやるべきだということであればやるべきだと思うんだけど、そこが、駅舎と自由通路だけじゃないんですよ、この駅周辺整備に関しては。

もちろん、今言われたように、一番要望が多かった交差点の改良とかね。

道路網も今複雑化しているやつを整理してくれっていうところについても、当然、まだ見えてこない部分もあるし。

だから、そういったものを総合的に、もともとこの事業は市長がただ単にやりたいというだけではなくて、検討委員会でも議論してもらっているんだから、それはそれで尊重するとしても、じゃ結論に至った前提が果たして今もそのとおりなのかっていう部分が、答弁の中で、前提は崩れていませんと、あのときに積算した金額で道路についても、駅を含めた周辺整備についてもこれでいくんだと。

それ以上かかんないんだと明言されるのであれば、それは一つの判断材料にはなるかもしれませんが、あと、事業期間ね。

そこが、いや、当初お示ししていた前提のとおり事業期間も費用も納まるっていうことを明言されるのであれば、改めてそういう判断をする必要はあると思いますよ。それがわかんないので、そこをはっきりさせるべきじゃないかということなんで。

西依義規委員

将来道路網の構想でこないだ説明いただいたやないですか。例えば、中心市街地を通らない道路網を確立して、下は県道から上は34号線のバイパス化で。

結局、それをすることによって東西の連携というか、関係ない道路の通行とか、市民にかかわる東西の道路の需要が変わってきた場合に、改めてその3本、もう一回見直すんですよ、たしか。そうするとき、じゃあ、その3本がもう1本で、高橋のところだけでってなったってところまで答えを聞かないと無理ってことですか。

松隈清之委員

だから、先ほど申し上げましたけど、だから鉄道高架をやめるのであれば、多分そういう議論を先にすべきだったんですよ。

じゃあ、道路どうするんだっていう話をしたら、多分、当然県だって、いやいや、都市計画道路だけの議論じゃ済まないよって、実際言われているわけだから。多分そうになっていたんですよ。

じゃあ、そこを整理した上で、実際どういう道路が、さっき言われた都市計画道路以外の道路を整備しながら東西の連携だとかね、その国道の渋滞解消も含めてどうするんだっていうことを議論した上で、じゃこういう道路は必要だねと。

ここは、都市計画道路になっているけれども、もうここは必要なくなる、総合的に整備を

していけば必要なくなるねっていうことがあれば、それを整理した上で、じゃ駅周辺こうなりますよとお示しをされればね、それでよかったんだと思うんですよ。

ただ、それがないままに、先に駅だけが進んでいるので、我々はこのまま進んでいいのかということを行っているんですよ。

尼寺省悟委員

いや、それでね、今の話、午前中から私、ちょっと疑問に思っと思ったけれども、じゃそれが確認できるまで待つと。事業は、凍結すると。

道路の話やったらね、1年じゃなくて2年、3年かかるでしょう。それから費用対効果にしても、費用対効果出せないという話よね。

それとか、利便性の問題も少なくとも11月ごろ出せる。そんなら11月まで事業は待とうと。11月まで事業は停止すると、道路の問題2年、3年かかるかわからんから、5年間この事業はもうとめるんだというふうに聞こえるけれども、それでいいのか。

松隈清之委員

とめる前提ではないですよ。

だから、事業の進め方としてそういう整理をされながら来てれば、別に途中でとめる話にはならなかったんですよ。そういう手続をちゃんと踏んでこられれば。

要は、今、結果的にとめざるを得ん——我々がね、このまま進めるべきでないっていうのは、そういう整理をおろそかにしたままここまで来たので、我々はですよ、今、もちろん整備が進む進まんっちゃうのも直近の問題としては決して軽い。

そのことは十分理解しているんだけど、でも、この道路の問題っていうのは、いや、10年、20年、30年も含めて鳥栖市のね、将来のことにかかわることだから。それは、例えこの整備が1年おくれたも、2年おくれたとしても、将来のことに対する責任を考えるならば、そこはやっぱり見きわめる必要があると。

それをここまで進んでいるからというだけでね、進めていくべきではないという判断を我々はしているということです。

尼寺省悟委員

いやいや、だから私が言いたいのは、結果として、この修正案が通れば事業はとまるわけよね。

この前あなた、6月の補正がどうのこうのってちょっと言われたけど——あの意味ようわからんやっただけど——今回は賛成せんけど6月は賛成するんだっちゃうふうにもちょっと聞こえたけれども。

結果としてね、結果として一番、利便性の問題は少なくとも11月の段階で出すとってい

るんだから、そこまでは少なくとも事業はとめようと、そして11月の段階で基本計画を見て、ああ、利便性が高まるようになったら、そこでいいよというふうにあなたたちは考えているのか。ちょっとその辺たいね、聞きたいのは。

松隈清之委員

先ほども、これも申し上げましたけど、そういうわけではないです。

いつまでとまるかちゅうのは、私がする話ではないんで、先ほど申し上げましたように、当初言われていた前提があってこの事業をすると、駅の整備については橋上駅でいいと。ただ、検討委員会の中で、駅の整備だけが先行するなんていう話も別にないわけですよ。ただ、事業手法としてあれを選んだだけであって。

じゃあ、道路の整備がどういうふうになるのかっていうことを、検討委員会の人たち知らないんですよ、その時点ではもちろん。

そういう話を進めたときに、いやいや、その話は都市計画道路だけの議論じゃだめですよっていうことを県に——県にとって具体的に言うといかんですけど。ほかの関係団体から言われて、そういうふうに現状なってるんですよ。現状そうなっているんですよ、確かに。

それに対して時間がかかっているっていうのは、それを事前に整理していればこうはならないんですよ。

それが整理できて、じゃ駅整備しようというやり方でもいいんですよ。だって、方針としては橋上駅進めるとしてもですよ。事前に整理すべきことを整理すれば、今この状態にはならないんですよ。

尼寺省悟委員

松隈議員の答えわからんけれども、執行部にちょっと聞くけどね、今回、修正案が通ると、否決されると、そしてあなた方としては、再度この事業をやりたいということで、次に、もう一回この議案出すと思うけれども、それは6月、9月、それともずっと先になると。

少なくともその期間の間というのは事業はとまるわけでしょう。

藤川博一まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長

もうこれ、想像なんですけれども、本当、県にしてもJRさんにしても、恐らく今回、事実上橋上駅、反対されたんじゃないのという感覚になられると思います。

それで、結局、都市計画道路の見直しについても、鉄道高架をやるのかやらないのかというところから始まって、やりませんと。じゃあ、どうするんだと。橋上駅でやりますと。

そこまで方針決めて、もう事業進めるのであれば、都市計画道路の見直しもできるよねっていうところで、県にもJRさんにも協議に参加いただいていると思っています。

特に、JRさんなんかは、恐らく駅の整備がとまるのは、多分その協議には乗られない可

能性もゼロじゃないんじゃないかなど。

だから、全てとまってしまうんじゃないかなという、ちょっと危惧を感じています。だから、いつ上げるか上げないかっていうのもちょっと想像が付きません。

尼寺省悟委員

だから、事実上この修正案が通ればとまるわけたいね、事業が。私自身はね、進め方に対してちょっと問題があるというふうに思ってるけどね。それはそれとして、ただ、利便性の確保、特に東口からの利便性の確保はこれせないかんと思うったいね。

だから、一番いいのは、鳥栖駅を残しておいてかつ東口を確保できると、そういう手法があれば一番いいと。その手法に一番近いのは、私はトンネル延伸というふうに思っているけれども、トンネル延伸に対してはね、ものすごく彼らはノーと言っているので、ううんというふうに思っているけれども。

だから、少なくとも私は橋上駅に対してどうかと思うけれども。

ただ、松隈議員の言い方によると、橋上駅は否定してないと言っているので、その辺で何か、基本的にとまるんだから、そのとまることに対する対策としてこういう考え方、こういう手法でやるんだっちゅうのがあればね、非常にこう、ううんとなるけどね。

なんかそれが、あんま聞かれてないので、ちょっとどうかなと思います。

松隈清之委員

要は、これを修正することの対案と言われましたけど、我々は議員なのでね、その提案に対して是か非かっていう立場ではまずあるわけですよ。

それで、こうしたほうがいい、ああしたほうがいいという議論、もしかしたらできるのかもしれないけど、まずは、これが本当に鳥栖市ですよ——駅利用者だけじゃなくて、鳥栖市のためになるのかとか、駅利用者のためも含めてなるのかっていう、それはかけたコストだとか事業期間とかも含めた上で判断しなきゃいけないけど、今その判断できるに足る材料がないと。

だから、直ちにこの橋上駅自体を否定はしないけれども、当初、検討委員会でも判断されたという前提がそのまま生きますよと。事業期間にしても事業費にしても、これ以上膨れることがないですよと言いつけていただくんであれば、それは一つのまた判断材料にできるので、執行部にじゃ比較をしたときの状態で進められるんですかと問いたいですね。だから、あの条件で今後進んで、比較されたときの事業期間とかね、コストとかっていう。

だって、何で橋上駅を含めたあの事業手法が選ばれたかっていうと、事業期間が短くて効果が早く発現すると。あるいは、コスト比較したときに——一番安いのは、もちろん地下道延伸だったけれども。それだと、今の駅のね、周辺だとかそういう機能のところ弱いとい

うことで、いろんな理由があって判断されたんですよね、検討委員会は。

だから、その条件が今でもそのとおりだと、そのとおり進むと言われるのであれば、それはそれで一つのまた判断材料にできるとは思いますけど。いかがでしょうかね。

石丸健一企画政策部長

非常に大まかな事業期間、スケジュール及び費用をより具体的にするためにも基本設計でお示しをさせていただきたいというふうに思っております。

松隈清之委員

となると、やはりそこを見きわめる必要が我々はあると思うんですよね。

その事業手法とか、事業期間とか予算とかっていうものを前提にしてされた判断であるならば、果たしてそのとおりなのかっていうことがわからないと、さらにそこから進めるかどうかっていうことに関しては。

もう、進んでいるものをとめるのはどうかっていう気持ちはわからんじゃないんだけど、それこそ将来に対して責任を負っているわけだから、それぞれ。

そうすると、そのの見きわめっていうのは、例えそこにかかるお金がむだになったとしても、その責任はやっぱり見きわめをするべきだと私は思っています。

尼寺省悟委員

さっきね、執行部に、これが、修正案が通ればどうなるのかと言ったときに、JRのほうからも橋上駅を否定するんだねと、そういうふうにとられるという言い方したと思うんだよね。

だから、そういった意味で、修正案を通すということは、もう橋上駅はしないんだと、別のやり方で行くんだということを前提としてせんといかんと思うんですよ。

だから、その前提があればね、私も、ううん、と思うばってん。トンネルね、トンネル方式があるんだと、これ有力なんだということであればこんな予算要らないんであってね。

その辺が、ちょっとはっきり、そういった意味で対案があるのかどうかちゅうのを私は聞いたつもりやけどね。

西依義規委員

昨年度、可決されたら基本設計ですね、8,500万円とこの1,000万円が同一っていうか、結局一緒のものという考えだったら、やっぱ矛盾はあると思いますよ。昨年通したやつと、今進んでいるのに、途中で足かせかけるようなものに思うんですけど。

これは、この地質調査と絶対、基本設計はリンクっていうか、必ず一致していますか。

藤川博一まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長

自由通路の橋脚の基礎部分の、どんぐらいの強度を持たせた方がいいかっていうのを、地盤

調査をさせてもらいたいと思っておりますんで、くいの深さであるとか、そういったものがどのくらい必要かということで、事業費の中では割とパーセントが大きい部分なんで、事業費の計算しぐあいがですね、ちょっとぶれてしまう可能性はあるんですけども、そういった意味ではもうリンクしている、午前中言いましたとおりリンクしたものだということでございます。

西依義規委員

僕は、基本設計に括弧、追加予算という意味合いだったら、今度それに修正案、僕はちょっとやっぱりわからなくなるんで、基本設計は承認したのに追加予算は承認しない。

基本設計していいよと言ったのに、それは調べてはいかんよって。が、ちょっとよくわからないんですけど、そういう考えでいいですかね。

松隈清之委員

さっきも言いましたけど、駅舎だけの問題じゃないですね、言っているのは。駅舎だけの問題でもない、もちろん執行部の今答弁で、これがないと、いわゆる基本設計の精度が上がらないちゅう話ですよ。

要は、地盤の強さがわからんと、例えばくいを、じゃあ何メートル打てばいいのかっていうのがわからんとかっていうところで、精度の違いが出てくるとは思うんですけど、それがじゃ3億円上がる、4億円上がるとかっていうものであるかはわかんないですよ。わかんないけれども、どういう形、どういう駅をつくるかもわからんのに、じゃあ、どんどんどんどん進めていくかどうかはまた別の問題だと思えますよ、それは。なおかつさっきも言ったように駅舎だけじゃなくて、もともとは道路も進めなさいっていう決議もしているわけだから、議会としても。

それで、こういうふうにもともととめざるを得ない状況になっているのは、鉄道高架をやめるって言ったときに、道路を整理しとけばこうはならないんですよ。

だって、先ほど答弁にもありましたよね、鉄道高架をやめるって言ったから、都市計画道路の整理ができるようになりましたと。だから、その段階で、都市計画道路の整理をしていたら、多分今みたいに県から言われるんですね。じゃあ、総合的に都市計画道路以外も含めて道路網の見直しをしましょうねって言われて、時間がかかっているんです、結果的に。

事前にそれをしとけばこうなることがわかつたのに、それを先に駅舎をどんどんどんどん進めていくからこうなっている話であって、だから道路も含めて将来的に鳥栖市街地の東西連携がどうやって果たされるかをまず示さないかんし、駅舎に対する部分について言えば、どういう利便施設がつくかもわからない。

だから、仮にね、仮にもう基本設計の一環だと。一環だと。じゃあ、わかりましたと。

じゃあ、一環だから、そこも含めて我々認めて、基本設計が出たときに、じゃまた出てきたところで反対すればいいじゃないかっていう意味なのかどうかよくわかんないですけど。そういうふうなことであるとね、またさらにどんどんどん後戻りできない、使っていく額がふえていくので、そこは執行部のほうが、ここは使って基本設計が出た時点でまた判断してくださいって言われればね、それはまた我々も考え方としてはあると思うんですよ。もう、そこまで出た時点でもう一回判断してくださいと。

ただそれがね、言われるように、その段階になるといよいよ、いやいやもう県もJRも議会が認めてきたやんかと、それも含めて認めてきとるんやけん、今さらなんやって、余計言われるんじゃないかという危惧はありますよ。

その段階でもう一回議会としては、議会としてはというよりは、ある会派については納得はしてないけど金額を精度あるものについて出すために、ここまでやらせてくださいということも含めて、じゃあ、JRとか県とか含めて言われるのであれば考えてもいいと思う。

ただ、その段階で、いやいや、あれも認めてきとるっちゃけん、それ今さら言われても困りますよって言われると、今度こっちも困るよね。

西依義規委員

その基本設計、8,500万円の中には道路の見直しとかは入っていますよね。結局、駅舎と自由通路と駅前広場の設計でよかったですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）

ですよ。ということは、ゴーサインを一応そこは設計してもいいよと、その部分に関しては。

そこに道路の問題を持ち出すと、8,500万円を承認したことを——それも議会の議決やないですか、大事な議決。過去にさかのぼって、そういう決断を……、僕はよりよくなってほしいですよ、よりよくなってほしいけど、ころころ変えたみたいに市民の皆さんから見られんかなという危惧はあります。

松隈清之委員

これ、結果的に分かれているけど、ずっと当初から我々言っているんですよ、道路の問題どうなるのか、道路を先に整備すべきじゃないかっていうことも。

ただ、出されるのは執行部なんで、分けて出されたときにはね、道路は道路でやります、やっていますと、同時に進めますとずっと答弁出てきているんですよ。

だけど結果的に、いやいや、全然整理できてないじゃん。だから、いや、このまま本当に進めていいのかがわからないと、判断する材料がないと言っているんですよ。

もちろん、がんから全てだめだと、もう橋上駅も道路もだめだとかって言っているわけじゃなくて、ある程度の、一定の基本構想とか出てきて、じゃあ東西の道路はやりますって言

うけれども、それ自体は予算とは別じゃないですか、担当課も違うし今回は。

だから、それはそれで別のところからね、道路こういうふうにやりますと、こう整理しましたと、これに対する事業費は概算幾らですと示されればそれはまた判断材料になるんで、そこで我々が是か非かって判断すればいいんだけど、今のところ、検討委員会でこういう形の比較をしますと4パターンぐらい出されて、じゃあ、鉄道高架であればこう、橋上駅であればこう、地下道延伸であればこうとかっていうのが出されたときにね、それをもとに、その検討委員会の皆さんは判断したわけじゃないですか。その資料をもって。

その中には、当然、都市計画道路は3本全部入っているんですよ。こういうふうになるんだね、鳥栖市はと。橋上駅にして、事業期間は鉄道高架であれば30年とか、橋上駅であれば15年とか——まあ、ここは延びるかもしれませんがみたいな含みは確かに持たせてあったけど。

じゃあ、それ早く効果が発現するからとか、予算も含めてこれがいいでしょうっていう判断する材料があったんですよ、その時点ですよ。あくまでその時点の。

その時点の判断で行くとするなら、じゃあ、今この時点においてね、じゃあ道路はどう整理されているのか、ずっとこれまで道路を早く整理しろと我々ずっと言い続けているわけだから。

道路は、じゃどうなっているのかとか、あるいは駅の事業費に対しても、当初こんな言われとったけどこれで——駅舎だけじゃなくて、駅周辺の駅前広場も含めた事業費がどうなるのかっていうのに対して、じゃ駅利用者だけをとってみればね、こうなります。それで、ホームまでの時間がこれだけ短縮できますとか、さっき言われたように全天候型になるから便利ですとか。

それに対して、我々が幾らつぎ込むっていうことが、さっき言われたようにお金が幾らでもあれば幾らでもつぎ込みゃいいのはできるけれども。じゃあ、その利用の向上に対してどんだけお金をつぎ込むべきかっていうのは議論があっただけいいと思うんですよ。

その材料を提示してくれっていう話なんです。

西依義規委員

私も、それこそ特別委員会の副委員長だったんで、そこでの議論は、覚えているのは、あれ3本の道路を通すとは言ってないですよ。

比較の段階で、通した過程において、要は総事業費200億円とか何百億の部分で、たしか議事録見てもらったらおわかりだと思うけど、3本とも通しますとは多分執行部も検討委員会でも説明していない。

ただ、比較ができないんで、3本通った場合プラス自由通路とか橋上駅ってたしかしたと

思うんで、それは今後の道路の見直しに応じて多分説明されているんですね。だから、その前提が覆ったちゅう議論にはならないかなあと思うんですけどね。

松隈清之委員

だからこそですよ、だからこそ、その時点ではまだ議論がされてないから、検討委員会の段階では。

道路をどうするかとかっていうことがされてないから、今度は我々がきちっと判断せないかんと思うんですよ。だって、東西連携が必要であるっていう人もいればね、いや、それはいいやろうという人もおると思うんです、議会の中には。

ただ、我々は市街地の道路による東西連携が必要だと思っているから、であればね、こうやって形を示したんだから、本当にじゃ通らない道路もあるかもしれないわけだから。答弁の中でもそういう含みは言われてたんでね。

じゃあ、それをもって東西連携がなされるのかも含めて、やはり確認をしないといけないという立場なんですよ。それは人によって違うと思いますよ、その立場は。

尼寺省悟委員

今の話聞きよっても、私、疑問に思うのはね、じゃ今度の修正案が通れば道路の整備が前に進むのかということたいね。

どうせ来年度から、言われた道路懇話会で議論をしていくわけでしょう。とめようがとめまいが、ここで、道路懇話会の中で進めていくんだから。

それとこの問題は別問題であってさ、とめようがとめまいが関係なくてね、だから、言っている意味はわかるたい。わかるけれども、とめようがとめまいが道路は道路で進んでいくんやけん、直接私は関係ないと。いや、もちろん、しなかったこと自体はこれもおかしいと思うけれどもね。

松隈清之委員

そうなんですよ。

だから、進むんですよ。進んだ結果かがね、進んだ結果が本当に、それを受け入れられるかどうかという意味ではないですけど、進んだ結果が本当にそれでいいのかですよ。

こんなことなら、こういうことなら違ったんじゃないのかっていう、最初比較したときはこうだからこうって比較したんでしょと。もちろん、検討委員会の中でも全部が通るっていうふうに認識はしてないですよ、確かに。

ただ、あの中でもやっぱり東西の道路ネットワークは大事だということは言われているので。じゃあ、そこがどういうふうな道路になるのか。

今、例えば幡崎踏切なんかっていうのはJRにとっても最も課題ですよ。JRにとっては

幡崎踏切が最も課題。

じゃあ、その幡崎踏切もループでやるのかどうなのかっていう議論が一時期あったけれども、仮にループであそこ通すとしたらね、じゃあその計画どおりに通そうと思ったら、高低差があるから道自体は、随分西側まで行って上げていかないといけないですよ。

じゃあ、あそこの、今、甘木線ですかね。甘木線の道自体、相当拡幅しないと、側道もつけないといけないですよ、当然上がっていくから。取りつかないから、既存道路と。「ちよっちょっ、ちょっと違う」と呼ぶ者あり)

だから、そういうこと考えたらね（「ちよっちょっ」と呼ぶ者あり）

いやいや、そうじゃなくて、そういう道路になったときにね、じゃ概算で出しとるって言うけど、実際その道路を1本つくることで当初よりも相当事業費が上がったりするとなるとね、変わってくるでしょうってことですよ。

尼寺省悟委員

その3本の計画道路について、そのよしあしとか、どうのこうのちゅうのはその懇話会の中で十分識者を交えて議論するわけでしょう。

その結果として通そうか通すまいかって決めていくんであって、その問題と今度の修正案とは関係は私はないと思うんよね、とめようがとめまいがね。そこで議論するんだから。

松隈清之委員

いや、そもそもね、だから、駅舎だけを単体で考えているのであれば、そんな議論必要ないんですよ、多分。

駅舎だけを単体で考えたら、先ほど中村委員からも言われたように、駅利用者だけを考えたなら道路直接関係ないんだから、確かに。そんな議論必要ないと思うんですよ。

例えば、今の市長がね、駅利用者の声があるから橋上駅にするんだっていうことを初めから言っていれば、別にそれは単に駅利用者のためを考えてやる事業だから道路の議論なんかなくていいんですよ。しなくていい、しなくていいというか道路の議論と切り離していいですよ、切り離してはいい。

だけど、そうじゃなくて、もともとは東西連携をどうするかっていうことは、今の市長が繰り返し答弁で言っているように、鉄道高架であろうと橋上駅であろうと要は道路ネットワークの問題ですから、ということは今の市長も言っているんですよ、答弁で。過去何回も。

ということは、鳥栖市の課題としては道路ネットワークの問題、もちろん駅利用者から東口の声があることは事実。事実だけれども、もともと東西の道路ネットワークの問題だという認識があるわけだから、それを、いや、橋上駅で鉄道高架をやめるって言った時点で、道路問題を整理しておけばね、整理しておけば、別にこんな議論必要ないんですよ。

今、言われるように進んでいって、道路はこうなります、ここに道路通しますって言ったときに、そこからじゃ駅舎はこういうふうにやりましょうねっていう議論していれば、単に地下道延伸なのか橋上駅化だけの議論だったかもしれないですよ、その時点では。

だから、我々が今このまま進めていかどうかっていうのは、そういう東西連携の見通しもつかない、駅利用者の利便性向上につながるか、それに対するコストが幾らかもわからないままに進めるよりは、ちょっと時間がかかったとしても、さっき橋上駅が否定されたと言われるけど、橋上駅を否定するとはまだ一言も言っていないわけだから。

だから、橋上駅を否定するとかではなくて、全体のね、当初目指していた東西連携と東口を設置する駅利用者の問題等含めて見通しが立たない、将来的にこの事業を進めて行ったときに、見通しが立たないから見通しができる材料を提示してくれと。

本当にね、検討委員会の中では、事業の効果の発現が短いと言われるけど、例えば道路にしたって、いや、通すのに20年、30年かかったとしたら全然最初の提案された内容と違うじゃないですかってことになりかねないんですよ。

そもそも駅利用者のためだけに始めた事業じゃないんだからこれは、きっかけは。

西依義規委員

であればですよ、言っていることわかるんですよ。

であれば、減額修正じゃなくて、もっともっと道路をつくりましょう。例えば、飯田蔵上線を絶対、もう4車線化で早急に実現すべきだっていう決議のほうが、おっしゃっていることは、後ろに下がらんで前に前に。

じゃあ、駅をおくらせるんじゃないかって道路を進みましょうという議論が通常かなと思うんですけど。

何で減額で待とう、もともといきましょと、幡崎踏切はループでいくっていうその議会——わからんですけど、道路で3本をどうしましょという、行く、あくまでも我々の意見として投げたほうがきれいかなあと。何で、その道路、逆に行くとかかなと思うんです。

尼寺省悟委員

さっきの繰り返しになるばってん、見通しができるまで、できるまでって言うんやったらね、もう何年先かわからんわけでしょう。5年先か10年先か、特に道路についてはね。

それまで待つということになったら、この事業自体がもうとまると。それで、とまっていのかという話になるったいね、そこまでの議論に。そげん、おっしゃるならば。

利便性の問題は、さっき言ったように11月まではわかんないんだから。わかるまで待とうというんやったらね。

そういう覚悟があつてのものなのかと、お聞きしたいんですがお願いします。

下田寛委員長

ちょっと、私のほうからいいですか。

もう、大分議論は尽くされたのかなというふうな気はするんですけども、そこを踏まえていただいた上で、皆様から御質問いただきたいと思いますが。

中村直人委員

だから言ったんですよ。この歴史的経緯を出してくれというのは、そうなんですよ。

だから、いろんな当時の市長たちが、昭和62年はレインボープロムナードの計画でいろんな基本計画を立てて、3本柱でやってきて、そしてやったけれども非常に金がかかり過ぎると、そういったものもあったし。

当時は、1県1駅しか鉄道高架はできないということだったんで、武雄が始めてたからずっと待ったんよね、鳥栖は。そういった状況の中でいろんな変化があって、高架すれば都市計画道路もこうやっていきましょうという計画なんよね。

それで、都市計画道路だけ言えば、この前も幾つか断念した都市計画道路もあるけれども、何十年も前から都市計画道路の線だけ引いてできない都市計画道路も何本もあった。

だから、都市計画道路だから、そういった状況においてはやっぱり変わる可能性があるし、道路網に対してはまた違う面での協議を進めていけばいいわけよね。

ですから、そういった面含めて非常にこの歴史的な問題をしたけれども、当時の原忠實市長から山下市長になって、そして牟田市長になって、ずっとやってきたときの最終的に断念、白紙撤回したのは牟田市長のときだったんよ。

そのときに、じゃ鉄道高架をやめようということになったときに、この都市計画道路もきちんとやっぱり整理をしとかないかんやったんよ。

だから、今になってまたぶり返してきているけれども、当時、俺も議員だったんで、これ責任を感じているんやけれども、そういった歴史的な背景の中でこうやってきている事業でもあるわけよね。

ですから、そういったものも含めて今回も、じゃ再度、いや、もっと鉄道高架も必要だっていうことでまた今の市長が誕生したかもしれないけれども、それでもやっぱりこの鉄道高架に対しては、まだかなりの時間もかかるし、いろんな問題がクリアできないので、当面は橋上駅でやっていこうかというふうな判断材料にもなったんだろうと思うんだけど、だからそういったものも含めてね、やはりきちんとやっていかないと、それはそのときに将来にわたって、我々が今決めたことを将来にわたって保障は、これはできない。そのときにおる人たちが判断するんだから。

僕たちが今つくったけど、我々はよかれと思ってやっているわけだから。でも、その是か

非かっちゅうのはそのときおる人でないとできないわけだから。

だから、責任をもってしないといかん事業だけれども、我々その保障はあり得ないわけよね。

スタジアムをつくったときでもぎゃんぎゃん言われたけれども、今になったら何も言わんでしょう。潰せまで言われてきたんだから。

それを本当に有効に活用しようという努力も含めてしなくちゃいけないわけですから。ですから、そういった面を含めてね、きちんとしてやっぱ判断をしないと。

ただ単に、何かせんけんがだめだとかじゃなくして、やはりこれについてはもう少し慎重に違う方向で協議をしてもらおう、これについては一刻も早く、やっぱり駅利用者については、東西連携の駅利用者についてきちんとやっていこうと、そういったところの部分判断材料というのは必要だと思うんですよ。

ですから、そういった面でのやはり判断を我々は仰がなくちゃいけないこう思いますので、意見を申し上げておきます。

尼寺省悟委員

今度の事業について、大体概算で40億円というふうに聞いとるんやけど、改めて聞くけれども、その中でJ Rと鳥栖市の負担金、大体幾らぐらいやったかね。おおよそでいい。

藤川博一まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長

まず、国からの交付金もどれくらい出るかまだわかりません。

J Rさんとは、まだ都市計画決定の同意の協議も終えていませんので、まだ費用負担については決まってないです。

尼寺省悟委員

以前、聞いたときには、本当にわずかであって、J Rって本当数%で、大半は自治体の負担だというふうに聞いとったけれども、大体そういうことでしょう。

藤川博一まちづくり推進課長兼鳥栖駅周辺整備推進室長

はっきりしているのは、駅舎に関しては、現在の駅舎の建てかえ相当分しかJ Rさんは負担されないということです。

その建てかえ相当分が幾らかというのもまたちよっとはじいて、計算というのは、積算はまだやってもらってないです。

尼寺省悟委員

それで、何を言いたいかっちゅうたら、私はやっぱりね、さっきトンネルの話出たけれども、トンネル方式に対して非常に未練っちゅうか、持ってるったいね。

その中で、今度は地質調査のお金出たわけでしょうが。そういった意味で鳥栖市が大半の

下田寛委員長

それでは、委員間の自由討議を行いたいと思います。

今回、付託された議案を含めて委員間で協議したいことがありましたら御発言をお願いしたいと思いますが、まずは、お手元にお配りさせていただいてます陳情について、御確認をいただきたいと思うんですが。

この協議の中でですね、皆さん、お手元あります。

大丈夫ですか。

一番下に赤字で明記しているところがあるんですが、今回の陳情については、尊重するように執行部に要望をしますというようなことで、このペーパーを整理していきたいと思うんですが、このことについて皆様の御意見をいただきたいと思いますが。

いかがでしょうか。

もし御異論なければ、それで整理して議長に報告をしたいと思いますが。

西依義規委員

下線の部分は誰が言ったところですか、またっていうところは。

下田寛委員長

これは、一応総括として、最後に僕がまとめたやつですね。

最後総括として、皆様の御意見をいただいた中で私が最後に発言した部分です。（「日本語的によかならよかです」と呼ぶ者あり）

ちょっと主語ですか、今回の陳情については、陳情者の意見を尊重するということですよ。

松隈清之委員

入れてどう変わるかちゅうわけではないかもしれんけど、今回の陳情について、可能な限りとかね。可能な限り、できんこともあるかもしれんので、可能な限りとかっていうふうにするちょっとやわらかいかもしれんね。

下田寛委員長

御異論なければ、可能な限りということでまとめていきたいと思いますが。

よろしいですか。

ほかになければ、もう陳情に関しては可能な限りということで、まとめさせていただきたいと思います。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

では、ちょっと次に行きたいと思います。

先日の審査の中で御意見がありました、ふるさと寄附金と通学路の防犯カメラ設置につい

てっていうところは、ちょっと協議の必要があるのかなと思っておりますが、これについて、皆さんの御意見をいただきたいと思います。

ちょっと、まず寄附金についていただきたいと思いますが、これどうしましょう。

あえて総括として意見をしっかりお伝えするのかどうか。あと、そうであれば内容をどうするかどうか。

松隈清之委員

委員からも御意見出てましたけれども、やはりせつかく、ある目的っていうかね、その使い道、個別具体的ではないにしても教育だとかなんとかっていうことに対して寄附をされている寄附者がいらっしゃる以上は、やっぱりその寄附者の意思が尊重されるような使われ方とか予算のつけ方をすべきだということぐらいは、意見をしてもいいのかなっていう気はしますけどね。

ほかありましたら、もう自由に言ってください。

西依義規委員

要は、使途を決めさせとって、それを幾らどこに使ったかっていう、まず公表が一つと思うんですよね。

公表と別個にそれが、先ほどの一般会計とまた寄附の入るのはまた違う話で、例えばそれを基金に積み立てるとか、そういう出し方が別なんだけど、2段階か3段階は検討せな、まずできるのは、別に一般会計関係なしに、3,000万円もらったんでそれ同額をこういうふうに使わせていただき、平成30年度とか平成31年度、それはすべきかなと。

もらうだけじゃいかんので。

松隈清之委員

同額ってというのが必ずしもできるかどうかわかんない。というのが、やはりふるさと寄附金入ってくる分もあれば出ていく分もあるんですよね。だから、当然その経費ももちろんかかっているんだけど、減収分というのがあると思うんですよ。

だから、必ずしも3,000万円それに集まったから3,000万円をつけるっていうことになると、多分、今度税收の欠落分が補填できないってことが考えられるので。必ずしも同額までは言えんのかなっていう、気がするんですよね。

ただ、だとしても、せつかく寄附者の意思がそこにある以上は、そこを踏まえた上で予算措置とかっていうのは考えてもらいたい。その手法としては、さっき、今言われたように、基金とかそういうやり方もあるだろうし、そこは執行部のほうで協議をいただく、残りこっちでがちがちに意見を言うよりは、執行部にその手法も含めて考えていただくような申し入れっていうかね、ぐらいのほうが適当かなっていう気がしますけどね。

西依義規委員

僕も議員になって、要はその収入と支出を見ないやないですか、予算の立て方から。だから、もちろん通常はそうと思うんですよ。

けど、実際は、どんな事業でもこの収入があるけんこの支出って考え方、基本していないんで。そこは出す分、その見せ方、比率だけでもいいですよ。比率、総額の。でも出す分には別にそれに事務経費が幾らかかってっていう考え方をしてないんで。

それまでした理屈はわかりますよ、そうあるだろうと。実際3,000万円は実質はもう1,000万か500万円しかないだろうってわかるけど、方向性、この町がふるさと納税をこういうふうに活用して、また寄附者の方も、じゃあ来年度もまた鳥栖市にしたいなと思わせるような仕組みは何らかの形で、そのやり方は別、それはいい。そういう感じで僕は言っている、例えばの話。

下田寛委員長

僕もいいですか、多分同意が取れるのはそこまでなのかなと思うんですよね。

やっぱマイナスの部分が当然あるわけですから、その部分は、特に行政としては考えなければいけないわけで、特にきのうの中村委員の発言の中にもありましたけれども。

だから、とにかく寄附者に対してのちゃんとフィードバックがもっと明確に、また寄附したいなと思えるような仕掛けづくりっていうのを考えてほしいというところまでであれば、コンセンサスは取れるのかなと思うんですけど、と思いながらでしたけどね。

中村直人委員

ふるさと寄附金についても、いろんな寄附する人の方法があるわけですね。

だから、この前みたいに、青森市みたいに匿名で20億円ぐらい寄附しますという人もおるわけだから。じゃあ、この人は誰かわからんし、何に使ったか、どれに使いましたっていうやり方はされないわけだから。そういったやり方も、人もおるし、いろんな人がおるわけよね。

だから、目的をもった寄附金やったら目的を持ったところに給付金が寄附行為で入るわけだから、教育やったら教育費の寄附金があるから、教育費の中に寄附金を入れて、あと教育で使わせていただきましたと、こういったふうにするわけだから。だから、相手のあり方がいっぱいあるわけから、寄附行為の仕方が。

だから、ふるさと寄附金のこのふるさと納税みたいな感じになってくると、返礼をしたいりとかこうこうして、また先ほど言われるように、二重の負担がかかったりする場合もあるけれども。

その寄附者のあり方よね、そこにもよるから、あんまりこうしよったらできないところも

あるだろうし、だから柔軟に、先ほど言われるように、やっぱり寄附者に対してはある程度、何に使ってほしいとかっていうがあれば、やっぱりこういったものの一部に使わせていただきましたとか、そういったぐらいはしてもいいんじゃないかと思うんやけど。

それは誰だって、寄附を受けた人はありがとうございますという返礼をするのと一緒だから。そこら辺のことはね、相手がわかっとけばよ、寄附者が。ただ、寄附者が寄附して、プライバシー的な問題にかかわるようなことになりかねないこともあるわけだから。

だから、そこら辺はちょっと判断的には、問題としてちょっと難しいところもあるかなっていう気はする。寄附者に対して、その寄附者がどう思うかのこともあるけんが。

だから、そこら辺はちょっと慎重にやるところもあるんじゃないかなっていう気はします。

竹下繁己委員

ふるさと納税とふるさと寄附金ってあるんですか。（「一緒」と呼ぶ者あり）

一緒。

返礼品が出る、両方とも出る。

松隈清之委員

今のは、要は、寄附者に対して直接これに使いました云々っていう話かもしれんけど、例えば額によっては、丸々それを何に使うとかじゃなくて、その目的で集まったやつをトータルで何に使うとかいうのも、トータルでこれとこれとこれに使ううちゅうのも出てくると思うんですね。

だから、この人の寄附金が、正確にこれとか、これとかって分けられんやつも当然あると思うんすよ。

だから、公表だと思うんですね。

もらった人に、これに使いましたとかじゃなくて、いただいた寄附はこういうのに使いましたっていう、相手に直接、これに使いましたという返事ではなくて、教育にいただいた寄附に対してはこういうことに今年度使いますとか、去年はこれに使いましたっていう、公表という形でぐらいしか多分できんのかなあと思うんすよね。

だから、それはそれでいいと思うんすよ。

ただ、今議論してるのは、あくまで、せっかく寄附したのにその分一般財源が減らされているんだったら、結局教育にお金使ってくれつつも、してもしなくても使う額が変わらないんであれば寄附したかいがないよねと。

だから、全額であるかどうかはさっき言ったように別だけれども、少なくともこっちに使ってほしいって言われるんであれば、それが実際寄附をしていただいたからそれに使われましたよっていうのがわかるような形で執行部のほうにね、予算措置だとか仕組みだとか、さ

つき言われた基金も含めて仕組みを考えてくれっていうことぐらいはやっぱ言うべきじゃないでしょうかっていうことで、別にあんまがちがちするつもりはないんですよ。

そういう縛るつもりはない、それこそ、いただいた寄附は全額上乘せしてやれとっていうことまでは言うつもりはないけれども、少なくとも減収分とかも含めて考えた上で寄附していただいたから、これができましたって言えるような形にすべきじゃないかっていうことで総意が取れないかなっていうことです。

西依義規委員

新聞記事か何か、ネットやったか、要は自治体で用途を公表しているのが4割らしいんですよ。多分、鳥栖市は公表してないんでその6割のほうに入ってる、それはそれでもいいかもしれないけど、やっぱ僕は、幾ら額が少なくても、去年百何十万ですかね。でもですよ、やっぱしっかり公表すべきかなっていう、まずはそこからかなと思ってます。

一般財源減りましたとかまず抜きにして、ありがとうございます、こういうふうに使わせていただきました、来年度またみたいな感じは、それがだめっていうのはないんでしょう。

下田寛委員長

ちょっと議論がごっちゃになったのかなと思うんですけど。(発言する者あり) (「公表になってくると相手に、今度公表していいですかって聞かないかん」と呼ぶ者あり)

なんで、そこを例えば市報でぼんというとか。(発言する者あり)

誰々さんのお金でどうなりましたっていうのを嫌がる人もいるからっていう話も、今ありましたよね。

飛松妙子委員

今、ホームページ上に出ているふるさと寄附金の寄附してくださった方の名前と金額と用途がついているんですね。

公表したくない方は名前が消されています。住所の、例えば東京都だけ書いてあって、教育に使ってください、5万円というふうに書かれています。

それで、それはずっと1カ月ごとにまとめてあるんですが、私がしたいと思っているのは、その金額が幾らここにありました。3,600万円、子供の育成に充ててくださいと。

それを、今年度使わせていただきますっていうのを、例えばホームページ上に載せていただくだけでもいいんじゃないかなと思います。

それを見たい人が、じゃまた寄附しようって、こうやって使ってくれているよねっていうことになるかなと。

もう一つは、それをすることによって市も、やっぱり子供育成のところにお金を配分しなくちゃいけないというふうに関連していくといいかなと思います。

下田寛委員長

理想としては多分それがいいんでしょうけど、現実的にできるかっていうと、先ほど松隈議員言われたとおりマイナス分もあるんで、そこをどう補填するかって話も絶対あるので、プラスアルファのボーナスでどんっっていくのは多分、結構厳しいですよ。

飛松妙子委員

そこは、例えば3,600万円、ありがとうございます。でも、それが行くのは、減ることはあると思います。

ただ、やっぱり寄附してくださった方に対してこれだけ集まりましたっていうメッセージを送るとともに、じゃ具体的に収入の部分、じゃ幾ら割り振ろうかっていうのは庁内で決めていただく。

幾ら費用がありましたとかじゃなくて、だから、そのままストレートに100%行くっていうことはないと思います。それは、もう庁内の中で統一していただいて。

でも、とりあえず幾ら集まったっていうのを公表するのはその金額でないと差し引いた金額ではおかしくなると思うからですね。

松隈清之委員

いずれにしても、当然寄附なんで、安定財源じゃないんですよ、どうしたって。だから、それを当てにした予算っていうのは、多分できないんですよ。

だから、あくまでそれが、例えば3,000万円寄附がありましたと、そのうち経費分引いて、じゃ1,500万円、減収分も含めて基金に入れて、じゃ基金の中でそのときそのときできる事業をやったり、継続的にではなくてね。やったりするぐらいしか、形の上ではできんのかなあという気はするんですけど。

ただ、今それもないんで、実際どんだけしたって、プラスになっているかどうかすらわからないっていうところがやっぱ皆さん気になっているところだと思うので。だから、そこはもう具体的にどうしろこうしろという仕組みは別としても、寄附者の意思が反映されるようなやり方を検討してくれっていうぐらいなら、皆さんどげんですかっちゅうところですよ。

下田寛委員長

基本的には、そのラインまででしょうね。

松隈清之委員

これが、例えば、今ふるさと基金ですけど、そのほかの寄附も多分同様の取り扱いだと思うんですよ。特に限定、個別にどこどこ小学校の図書費にあげてくれとかって言われん限りはやっぱ教育って言われると、そこもふるさと寄附金じゃなくても同様の取り扱いをすべきかなって。（「ばってん、企業版はわかりやすいよね、ベストアメニティーって」）と

呼ぶ者あり)

もう、そういうふうに言われればね。

下田寛委員長

わかりました。

じゃあ、ちょっと細かい文言整理は、正副委員長でまたさせてもらうってことでいいですか。

松隈清之委員

じゃあ、確認として、今回、ふるさと寄附金をメインで出してますけど、その他の寄附金も含めてという形で取り扱ってよろしいですかね。

個別にない限りは、例えば教育とかっていうある程度、漠然とどこどこっていうのに関しては、ふるさと寄附金以外もある程度寄附者の意思が反映されるような仕組みとして何か考えてくれというような感じでまとめていいですか、それともふるさと寄附金限定でいくべきですか。

飛松妙子委員

その前に、ふるさと寄附金以外の寄附金はどこどこにいつていうので、多分そこで使われているって認識だったんですけど。

逆に、違ったんですか。

下田寛委員長

いや、それはそうですけれども。

飛松妙子委員

ということは、予算書に載ってますよね、寄附金。そこの款のところに寄附金幾らって載って、ということになっていると思うんですよ。

下田寛委員長

細目までは載ってないですよ。(「必ずしも厳密にいつていうのはないですね。そういうのもあるし、そうじゃないのもある」と呼ぶ者あり)

飛松妙子委員

そこの課には載るんですよ。教育に使ってくださいっていったら教育委員会のところに載るわけですよ、学校教育課に。(「歳入は1本です」と呼ぶ者あり)

下田寛委員長

もうまぜまぜになっているから、そこまでは書いてないんでしょう。(発言する者あり)(「じゃあ、ふるさと寄附金だけにしときましようかね」と呼ぶ者あり)(「なんか、そのほうが」と呼ぶ者あり)

いいですか。

じゃあ、ちょっと次ですが、防犯カメラ、これどうしましょうか。

通学路の防犯カメラについてというお話だったんですけれども、これの取り扱い。先日の話では、設置をすることも検討したほうがよいのではないかという申し入れをしたらどうかという話までしてましたが。この取り扱いどうしましょうか。

中村直人委員

結局、地元の要望だとか、やっぱりここら辺はこういったものが欲しいですよとかそういったものの強い声があればね、やっぱり検討しながら、結局設置するのが道路とかにする場合はやっぱり道路管理者のところに行くわけだから、そこで、やっぱりしてもらおうということになるだろうし。

通学路の防犯灯といえども、あれは建設課の関係だから、そこで要望があったからずっとつけたりしてきたわけだから。そういった安全対策面ですればそういった要望というのがどれだけあるのか。やっぱりニーズを聞いた上でしか判断できないんじゃないかと思うんやけど。

どこにするかっていうのも漠然としているから、どこでもせにやいかんのかっていうたら、またおかしな話だから。そういったところのニーズを受けて、やっぱり検討したほうがいいんじゃないかと思うんですけど。

下田寛委員長

どうでしょうか、皆さん。

松隈清之委員

まず、設置について検討すべきかということで、まず一致が見れるかっていうところできくと、検討すべきということに関しては皆さんよろしいですかね。こっちから申し入れをするというのは。

つけろというか、検討しろってということに関してはよろしいですかね。（「ニーズにおいてやっていくということは悪いことやないから」と呼ぶ者あり）

そうすると、防犯カメラ、今んところ総務課なんですよ、今現状、設置をしているところは。駅のところとかにある。

それで、あくまで通学路をメインとして、防犯上問題がある地元の要望だとかそういう過去の声かけとか、痴漢とかそういった被害があるようなところについては調査をして、地元の声聞いて、設置に向けた検討をすべきではないかという感じでいいですか。

西依義規委員

多分、総務課にそれ言っているんですけど、多分もともと教育委員会が防犯カメラの有効

性を認めていらっしゃって、これに対する予算がまずあって、これは防犯上必ず有効だという前提があったんでそういういい物は通学路とか、多分総務課に認識があるかどうかはまたわからんですよね、有効かどうかは。

松隈清之委員

一つ教育委員会の中にある予算ていうのは、あくまで、要は管理している敷地内の防犯上の問題なので、いわゆる通学等に関しては若干趣旨が違うんですよね。なおかつ敷地内であれば、要は防犯カメラを設置するに関しては、それほど抵抗ないと思うんですけど、要は公道につけるとなると、どうしたって、やっぱり地元の理解だとか、プライバシーの問題って別の観点が、要は管理しているところでない公道になるんで、出てくると思うんで、そこは教育委員会の現状の防犯カメラの予算とは若干違うと思うんですよ。

だから、そこは総務課の言う防犯としての抑止力とか、要はプライバシーよりも防犯のメリットのほうが高いっていうところをやっぱり地域の人と議論した上で判断してもらわないかんので、教育委員会の現状の予算とはちょっと切り離れたほうがいいかなと思います。

西依義規委員

僕が聞いているのは、課題認識を共有できるかという話において、多分教育委員会とは通学路の防犯は合致したやないですか。

けど、総務課とは、総務課さんが思う課題認識が、まず課題認識の共有から始めないかんのかってところがぼんと言う、議論をしてない、だけん、どこを申し伝えるのかがわからない。

松隈清之委員

今回、そういった申し入れを仮にするとすれば、そしたら、例えば定例会のときなのか閉会中なのかかわからんですけど、また改めて、そういう時間を取ったりする必要もあるかもしれんですよね。

だから今回は、委員会としてはそういうことに対して申し入れをして、じゃ今その時間を取ることはできないんで、改めてそういう時間を取る。場合によっては、そういう通学路についての意見を教育委員会から聞いたりとか、あるいは警察からそういう事件があっている情報とかをいただいて、その問題についてはまた閉会中でも、定例会の審査終了後でもやっていきながら、一方的にね、言うだけじゃなくて、そこは共有していく時間を改めて取ったほうがいいでしょうね。

下田寛委員長

よろしいですか。

中村直人委員

防犯カメラになってくると、先ほど言うように道路上に防犯カメラが必要なのか、極論すれば町区に防犯カメラが必要なのか、そのことによって、単なる防犯というから財政上総務課がもっているんやけれども、街路の防犯的になってくると今度街路を管理している建設課とかになってきたりするわけよね。

ただ、予算の立て方上こういった話になっておるわけで、町内の中の防犯になってくると、町全体になってくると今度は総務課になるんじゃないかと。そういった形、だから学校防犯になってくるから、教育現場だから学校の防犯になっている。

だから、その扱い方によって変わってくるから、一概に防犯カメラっていても、その利用度によって違うわけね、利用するところによって。町として願いますなら町に防犯カメラがいる、あさひ新町じゃないけど、入り口にこうすとか。それなら、町内の何カ所かに防犯をすると、これは防犯上の対策だから総務課でやってくださいと、こうなってくる可能性はあるけれども。

そこら辺のね、この設置の仕方によって変わってくると思うんで、一概に総務課だけがどうだっていうことにもならんから。

ですから、そこら辺をやっぱある程度ニーズを聞いた上で、この場面については総務課でやっぱやるべきだろうとか。そういったところをある程度検討したほうがいいんじゃないかと思うんだけど。

松隈清之委員

今、多分言われたように、まず委員会としても、例えば空き巣が多いからつけろとかっていう議論は今んところはしてないんだけど、そういう防犯上の必要性があればまたそういうことも考える必要あるかもしれんけど。

そこも含めて、とりあえずは、今回、通学路をまず重視をしつつも、閉会中の審査の中で、例えば空き巣被害が多いところがあるのはどうするのかどうかっていう議論が出てきたときにはまた改めてそこも含めて議論していくってことで、今回について、皆さんの意見としては通学路がまずは、やっぱり子供の安全のほうがね、まずほかもあるにしても、そこはちょっと考えるべきじゃないかっていう形で言うのか、広く、要は、そうするともう際限なくちょっと出てくるんで、言うのかっていうとこでいくと、とりあえず通学路をメインに検討してくれという感じで、とりあえずは、申し入れをいたしましょうか。どうしましょうか。(発言する者あり)

下田寛委員長

じゃあ、ちょっと休憩します。

るので、基本的には多分スクールバスの考え方だと思うんですよ、一般の人が乗れるようにするかどうかは別としても。

基本的には、やっぱり子供の通学の安全を確保するという趣旨でいくと、歴史的な経緯は別としても、低学年の通学に関する安全の確保という意味でね、スクールバスの運行も含めて、それはミニバスで対応すると言われれば、それはそれでいいんだけども。

スクールバスの運行も含めて、検討してはどうかと言うのか、ちょっとお金がどんぐらいかかるか何とも言えんけんわからんばってんね、これは。

どこでまとまるかはちょっと難しいかもしれないですけどね、多分交通体系とかってなってくると、うちの所管またがっていく部分もあるので、あくまで子供の通学っていうことに関してを中心にしかやりとりが執行部ともできないと思うんですよ。

下田寛委員長

どうですかね。

中村直人委員

だから、多分安全輸送——物のように例えたらいかんけれども。児童の安全輸送のためにどういう手段を使うかということやろうから、余りぎくしゃくしてバス路線とか言えば、今度、どの路線を走ってどうしますかだけど、これ申請して、承認してもらわないとできんわけだから、時間かかるということになるから。

今のミニバスだって、タクシーがわりみたいな感じでやって、申請は軽くできておるけれども、町内ではどこでもある程度のところではストップしてもいいというような話になってきているんで、やっぱりそのときそのときの状況によってかなり変わってくると思うんよね。だから、安全輸送を心がけないかんけれども、そういった場合については、ほんなら、ここ離れているから、もうわずかだけれども1、2、3年生は帰りにそういったお金が要るからタクシーに乗せて帰しましょうとか、そういった判断もできるわけよね。

だからそこら辺の、じゃあバス運行しても、いっちょん乗らんとなってくると無駄な経費をなんで使うかとかいう話にもなってくるし。だから、必要なときだけタクシー呼んで、まとめて帰ってもらおうとか、そういったほうが安全じゃないかとかいう話にもなってくるだろうから。

だから、ちょっと一概にね、そういうふうなところが限定をされていくというか、ないといけんのじゃないかなっていう気もするんやけど。下野町だってバス路線があったから、あえて道路も広げて、今度通学路も4メートルぐらいに幅を広げて、地元の反対運動があったのでつくったわけよね。

ところが、あの通路もどのくらい歩いているかわからんけれども、バスももう、あれ、ま

だあるかな。わずかやな。

そういった、久留米から鳥栖駅前までのバス路線もあるかもしれないけど、ほとんど乗ってないという状況だろうと思うけれども。じゃあ、そういったものを要望するなら要望するなりに、どれだけ活用するかっていうこともやっぱり含めてね、してもらわないと。

ただしました、いっちょん乗りませんではいかんと思うので、そこら辺のあり方にもよるだろうと思うから、ある程度慎重に検討したほうがいいなと思います。

尼寺省悟委員

いや、私自身がね、その問題に対して何が実情っちゅうか、あるいは、どこが課題になってるかっちゅうことについて、あんまようわからんのでね、その辺がもう少し明らかにすることが先じゃなかろうかなという気もするっちゃんね。

一般的に言ったら、それはやってくれという形になると思うけれどもね。そこを、何が今一番課題になって、どこをこう突破すればね、開けていくかというところがあんまり見えんけんね。

下田寛委員長

じゃあ、これは保留していきましようかね。

松隈清之委員

今回、コンセンサス取れなければ、もうそれはそれで、保留でいいと思うんですけど、中村委員言われるように、バスのほうが高くつくケースもあると思うんですよね。

ただ、距離として、あるいは距離だけじゃなくて、あるいは通るルート安全性とかの問題があると思うんですよ。例えば、距離的にはちょっと短いかもしれないけど、ここは人けが少なく、1年生、低学年とかはちょっと危ないんじゃないかっていうところに関しては、単に距離だけじゃなくて安全性という意味で、じゃそかもタクシー利用も含めて議論してもいいんじゃないかっていうのは、今後委員会でもテーマとしてやってもいいんじゃないのかなと思うんですけどね。

以上です。

下田寛委員長

ほか、ありますでしょうか、何か。

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、自由討議を終わります。

執行部を入室させますので、暫時休憩をいたします。

午後 3 時 17 分 休憩



午後 3 時30分開議

下田寛委員長

それでは、再開をいたします。

先日の審査の中で、資料の提出を求めたものにつきましては、ただいまお手元のほうへと配付をいたしております。

それでは、まず総務課より資料について説明をお願いいたします。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

今、お手元にお配りをしておりますA4の1枚ものでございますが、議案甲第2号 鳥栖職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例参考資料を御確認ください。

それでは、説明をさせていただきます。

その1番を見ていただきまして、退職給付につきましては、人事において官民比較をおおむね五、六年ごとに実施をしております。

その下、2番、官民比較結果及び退職手当の改正の経緯ということで、各年ごとの改定の状況を並べております。

まず、一番左上、昭和48年、このときに調査を——この調査が昭和46年でございますが——昭和48年に、官が民を2割下回るということで、その下、改正内容といたしましては、調整率が100分の100から100分の122へ引き上げられております。

その右側、昭和56年、ここでは官が民を1割上回るという結果のもと、100分の120を100分の110というふうに改正が行われております。

その右、平成15年、このときには、官が民を5.6%上回るという結果から、100分の110を100分の104。

それで、下の段の左側でございます。

平成25年におきましては、官が民を13.56%上回るという結果から、100分の104を100分の87に、そして今回、平成30年、官が民を3.0%上回るという結果から、100分の87を100分の83.7と改正をするものでございます。

その下を見ていただきまして、モデルケース——これ課長級のモデルケースで試算をしたものでございます。

一番上の段、調整率が100分の120というところは、先ほど御説明しました昭和48年から昭

和55年ごろの退職手当でございまして、このころが多分一番高かった時代だと思っておりますが、退職手当が3,087万7,560円という試算額でございます。

それで、一番下の段を見ていただきまして、83.7%、これが今回の改定による退職手当の額ということで、2,232万3,900円というふうになっておりまして、一番高い、一番上の調整率120の時代と今後の、平成30年の金額においては、全体で855万円減額をしているという、そういう状況でございます。

説明は以上でございます。

下田寛委員長

ただいまの説明に対して、質疑があればお受けいたします。

よろしいですか。

[発言する者なし]

それでは質疑を終わります。

続きまして、学校教育課からも資料の提出、説明がでございます。

平川富久学校教育課長

失礼します。

机前にお配りしておりますスクールサポーターの概要についてという資料をごらんいただきたいと思います。

竹下委員のほうからの御質問のあった件でございます。

遅くなりましたが、御説明をさせていただきます。

スクールサポーターは、佐賀県が学校における少年の非行防止、児童生徒等の安全確保のために平成19年度から導入をしている制度でございます。

本市におきましては、県の事業により平成20年度からスクールサポーターを1名、鳥栖中学校へ配置をしております。

平成23年度から、本市が独自にスクールサポーターを1名、県の事業と本市の独自の1名、計2名。その独自に雇用しましたスクールサポーターを鳥栖西中学校へ配置をいたしました。したがって、平成23年度から鳥栖中学校に1名、鳥栖西中学校に1名ということでございます。

平成25年度から佐賀県警との連携を密に行うということで、市が任用していました鳥栖西中学校のスクールサポーターにつきましても、県で任用を行うように変更をいたしております。これに伴いまして、その1名分を負担金として市が負担し、現在に至っているところでございます。

なお、鳥栖中学校及び鳥栖西中学校への配置をしておりますスクールサポーターにつきま

しては、鳥栖警察署に所属をしており、そこから2つの学校へ派遣をされているという形になっております。身分は、非常勤嘱託職員ということでございます。

したがって、備考にありますようにひと月当たりの出勤日数は16日、そして主な活動内容としましては、朝の挨拶運動、登校指導、それから授業中などの放課後も含めて、昼休みも含めて校舎内外の巡回、それから警察との情報交換等。それから、教師が行います生徒への生活指導の補助、それから中学校はどこでも行われておりますが、生徒指導委員会というのを月に1回大体行っております。そこへの出席及び助言。それから、対教師暴力を含めまして、いろいろな暴力事案等への対応、警察との橋渡し。それから、校外での巡回指導等を行っているところでございます。

以上でございます。

下田寛委員長

ただいまの説明に対しまして、質疑があればお受けいたします。

竹下繁己委員

ありがとうございます。

今、市内4中学校あるんですけれども、なぜこの2つなのか。それと、あと2つの中学校に対しては、何か今後の計画はありますか。

平川富久学校教育課長

今のところ、ほかの2校への予定はございませんが、最初に鳥栖中に配置をすることになったのは県の事業でと思っております。

鳥栖西中学校へ市がしたのは、当時、鳥栖西中学校の状況があまりよくなかったというようなこともあって、市のほうにお願いをして、予算をつけていただいたものだというふうに思っております。

それから、ずっと鳥栖中学校と鳥栖西中学校になっておりますが、今後、学校の状況に応じてその配置を変えることは可能であろうと、県警と相談により可能だろうというふうに思っております。

今の状況からして、これをふやしていくような状況ではないというふうに思っています。また、配置しております中学校から別の中学校へ臨時的に派遣をすることも――県警のほうに相談すれば可能であろうというふうに思っております。

以上でございます。

下田寛委員長

ほか、よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

す。

事務局より資料を配付させていただきます。

〔資料配付〕

それでは、資料の説明をお願いします。

実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長

今、お手元のほうに、組織機構図をお配りしております。

これは、平成30年4月1日予定の組織機構の見直しについてでございます。

それでは、順番に説明をさせていただきます。

まず、1番目、市庁舎建設課についてでございます。

庁舎建設に向けて総務部に新設をいたします。庁舎建設に係る平成30年度からの基本設計、実施設計、平成31年度以降の事業の円滑な推進を図るために、総務部に庁舎建設課を新設いたします。

2番目、商工振興課の中に課内室を新設いたします。

これは、肥前さが幕末維新博覧会に係る鳥栖市佐賀幕末維新150年博覧会実行委員会事務局として、各種事業の実施及び各種団体との調整を円滑に行うため、産業経済部商工振興課内に肥前さが幕末維新博覧会事業推進室を新設するものでございます。

3番目、維持管理課でございます。

これにつきましては、産業経済部維持管理課維持管理系の事務系、技術系のラインを明確にし、分業と協業による組織の充実化を図るため、維持管理係を管理係——これ事務系の係でございます。それと、維持係、技術系に分割をするものでございます。

説明は、以上でございます。

下田寛委員長

資料の説明が終わりましたが、この際ですので、確認したいことや御意見等ありましたらお受けしたいと思います。

松隈清之委員

庁舎建設課が、これ総務部にできるんですね。これまで、企画政策部総合政策課のほうで庁舎関係やってたと思うんですけども、これは、新たに新設で、これ用に別に、例えば、今、総合政策課にいる人はそっちに移ったりとかいうことなんですか。

それとも、企画政策部総合政策課のところからこの仕事が外れて、今、総務部にいる人でこれをやるということですか。

野田寿総務部長

今回、機構の見直し中で、庁舎建設課ですけれども、計画段階については企画政策課のほ

これにて、平成30年3月定例会総務文教常任委員会を閉会いたします。

午後3時48分閉会

鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会総務文教常任委員長 下 田 寛 ④

